

リサイクル対策に関する
政策評価書

平成 19 年 8 月

総 務 省

前 書 き

大量生産・大量消費型の経済社会活動は、国民生活に大きな恩恵をもたらす一方で、大量廃棄型の社会として、健全な物質循環の阻害、大気、水、土壌等への環境負荷の増大などの問題を生じさせている。

近年、我が国においては、総物質投入量（経済社会に投入される資源の全体量）約 20 億 t に対し、約 3 割に当たる約 6 億 t が廃棄物等の形態で環境中に排出されるとともに、廃棄物等の多様化に伴う処理の困難化や不適正な処理による環境負荷の高まりの顕在化、最終処分場の残余容量のひっ迫など、深刻な状況が続いている。

このため、製品等が廃棄物等になることが抑制され、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を形成することが喫緊の課題となっている。

こうした現状と課題に対応するため、21 世紀の経済社会の在り方として環境と経済を統合した持続可能な発展を志向する循環型社会の実現に向けた道程を明らかにするため、平成 12 年 6 月に循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号。以下「循環基本法」という。）が制定された。

また、廃棄物の適正処理に関する一般的枠組み法としての、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）が、資源の有効利用の促進に関する一般的枠組み法としての、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）がそれぞれ改正された。また、個別物品の特性に応じた規制を目的として、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）、特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）及び使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号）が制定され、循環資源の再生利用を需要面から支援することを目的として、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）が制定されるなど、循環型社会の形成に向けた取組を推進する法的な基盤が逐次、整備されてきたところである。

本政策評価は、循環基本法等及び循環型社会形成推進基本計画（平成 15 年 3 月 14 日閣議決定）に基づき、総合的かつ計画的に推進することとされている政策について、関係行政機関による各種施策が総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から、全体として評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するため実施したものである。

目 次

第1	評価の対象とした政策等	頁
1	評価の対象とした政策	1
2	評価を担当した部局及びこれを実施した時期	1
3	評価の観点	2
4	政策効果の把握の手法	2
5	学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	3
6	政策の評価を行う過程において使用した資料その他の情報	3
第2	政策の概要	
1	政策の背景事情	4
2	政策の体系	4
第3	政策効果の把握の結果	
1	循環型社会形成推進政策の効果の発現状況	8
(1)	政策効果の評価の視点	11
(2)	天然資源の消費抑制の目標の達成状況	11
(3)	環境負荷の低減の目標の達成状況	15
2	循環型社会形成推進政策の推進の現況	23
(1)	循環型社会形成推進基本法に基づく施策の現況	23
(2)	廃棄物処理法に基づく施策の現況	34
(3)	資源有効利用促進法に基づく施策の現況	61
(4)	容器包装リサイクル法に基づく施策の現況	90
(5)	家電リサイクル法に基づく施策の現況	115
(6)	食品リサイクル法に基づく施策の現況	135
(7)	建設リサイクル法に基づく施策の現況	151
(8)	自動車リサイクル法に基づく施策の現況	163
(9)	グリーン購入法に基づく施策の現況	173
3	循環型社会の形成に関する費用分析	192
4	循環型社会形成推進政策に関する最近の動向	211
第4	評価の結果及び意見	216
	《関係資料編》	223

第 1 評価の対象とした政策等

1 評価の対象とした政策

本評価において対象とした政策は、循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号。以下「循環基本法」という。）を始めとする循環型社会の形成に関する各法律及び循環型社会形成推進基本計画（平成 15 年 3 月 14 日閣議決定。以下「循環基本計画」という。）に基づき、総合的かつ計画的に推進することとされている政策（以下第 1 において「循環型社会形成推進政策」という。）である。

循環型社会形成推進政策とは、具体的には、循環基本計画に掲げられた循環型社会の形成のための各種施策並びに 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。） 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号。以下「資源有効利用促進法」という。）

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号。以下「容器包装リサイクル法」という。） 特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号。以下「家電リサイクル法」という。） 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号。以下「食品リサイクル法」という。） 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号。以下「建設リサイクル法」という。） 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律 87 号。以下「自動車リサイクル法」という。）及び 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号。以下「グリーン購入法」という。）に基づく各種施策である。

2 評価を担当した部局及びこれを実施した時期

総務省行政評価局 評価監視官（農林水産、環境担当）

平成 17 年 12 月から 19 年 8 月まで

（実地調査担当部局）

管区行政評価局 全局（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

沖縄行政評価事務所

行政評価事務所 18 事務所（青森、岩手、福島、栃木、群馬、東京、神奈川、長野、石川、滋賀、兵庫、奈良、和歌山、徳島、佐賀、長崎、大分、宮崎）

（実地調査期間）

平成 18 年 4 月から 7 月まで

[資料 1 参照]

3 評価の観点

本評価は、循環基本法等及び循環基本計画に基づき、総合的かつ計画的に推進することとされている循環型社会形成推進政策について、関係行政機関による各種施策が総体としてどのような効果を上げているかなどの総合的な観点から、全体として評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するために実施したものである。

4 政策効果の把握の手法

本評価においては、循環型社会形成推進政策を調査対象とし、関係行政機関、関係団体等から、各種施策の実施による廃棄物等(注)の発生抑制 (Reduce : リデュース) 循環資源 (廃棄物等のうち有用なもの) の再使用 (Reuse : リユース) 及び再生利用 (Recycle : リサイクル) のいわゆる 3 R 対策の取組の進展並びに廃棄物等の適正処分の確保の状況を把握するため、資料収集及びヒアリングを行うとともに、政策効果の発現状況等を把握するため、主として次のような評価指標により、可能な限り定量的に測定及び分析を行った。

(注) 「廃棄物等」は、廃棄物処理法の廃棄物及び一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給、土木建築に関する工事、農畜産物の生産その他の人の活動に伴い副次的に得られた物品

- (1) 政策効果の発現状況を把握するため、政策目標とされている天然資源の消費抑制及び環境への負荷(注)の低減の状況について、循環基本計画において設定されている数値目標の達成度合い等を測定・分析

(注) 環境への負荷：人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの

- (2) 循環型社会を実現するための手段・方法の一つである廃棄物等の発生抑制(リデュース)について、その取組の進展状況を把握するため、法(循環基本法、廃棄物処理法、資源有効利用促進法、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、建設リサイクル法及び自動車リサイクル法。下記(3)ないし(5)において同じ。)及び循環基本計画において設定されている数値目標の達成度合い又は法施行前後の廃棄物の排出量の時系列変化等を測定・分析

- (3) 循環型社会を実現するための手段・方法の一つである循環資源の再使用(リユース)について、その取組の進展状況を把握するため、法施行前後の再使用量の時系列変化等を測定・分析

- (4) 循環型社会を実現するための手段・方法の一つである循環資源の再生利用(リサイクル)について、その進展状況を把握するため、法及び循環基本計画において設定されている数値目標の達成度合い又は法施行前後の再生利用量及び再生利用率の時系列変化等を測定・分析
- (5) 循環型社会を実現するための手段・方法の一つである廃棄物等の適正処分について、その確保状況を把握するため、法施行前後の不適正な処分量の時系列変化等を測定・分析
- (6) 循環型社会形成推進政策に関して、効率性の観点から、市町村のごみ処理事業を対象に費用分析

5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

(1) 政策評価・独立行政法人評価委員会（政策評価分科会）

本評価の企画立案及び政策評価書の取りまとめに当たっては、政策評価・独立行政法人評価委員会の下に置かれる政策評価分科会の審議に付し、本評価の全般に係る意見を得た。

平成 17 年 11 月 30 日（水）：政策評価計画

平成 18 年 11 月 30 日（木）：調査の状況（政策評価の方向性）

なお、上記分科会の議事要旨及び議事録については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku-hyokai inkai_f.htm）を参照のこと。

[資料 2 参照]

(2) 「リサイクル対策に関する政策評価」に係る研究会

本評価において対象とした政策の関係分野における学識経験者から成る研究会を平成 17 年 9 月に発足させ、政策評価計画及び実施計画の作成並びに政策評価書の取りまとめに当たって、意見を求め、助言を得た（4 回開催）。

[資料 3 参照]

6 政策の評価を行う過程において使用した資料その他の情報

当省において関係行政機関等を対象に実施した調査の結果のほか、関係行政機関等が把握している資料を使用した。

第2 政策の概要

1 政策の背景事情

人類が20世紀に入って高度に展開させてきた活動様式、すなわち大量生産・大量消費型の経済社会活動は、私たちに大きな恩恵をもたらす一方で、大量廃棄型の社会として健全な物質循環を阻害するという側面も有している。我が国においては、毎年、4億5,000万tを超える膨大な量の廃棄物が発生するとともに、廃棄物等の多様化に伴う処理の困難化や不適正な処理による環境負荷の高まりの顕在化に加え、最終処分場（埋立場）の残余容量のひっ迫など深刻な状況が続いている。

一方、我が国の物質フロー（ものの流れ）の全体状況を概観すると、平成12年度においては、約21.3億tの総物質投入量（経済社会に投入される資源の全体量）に対し、その約3割に当たる約6億tが廃棄物等の形態で環境中に排出されている。他方、循環利用量（再使用及び再生利用される資源の量）は約2.2億tと総物質投入量の1割に過ぎない。

このような状況に対応するため、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会の在り方や国民のライフスタイルを見直し、健全な物質循環を確保することにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される「循環型社会」を形成するため、平成12年6月に循環基本法が制定され、13年1月に完全施行された。

2 政策の体系

循環基本法の制定及び循環基本計画の策定

循環基本法は、環境基本法（平成5年法律第91号）の基本理念にのっとり、循環型社会の形成について、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、循環基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としている。

循環基本法では、目指すべき「循環型社会」について、第一に製品等が廃棄物等となることの抑制を図ること、第二に発生した廃棄物等についてはその有用性に着目して「循環資源」としてとらえ直し、その適正な循環的な利用（再使用、再生利用又は熱回収）を図ること、第三に循環的な利用が行われないものについては適正な処分を徹底することにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会であると定義されている。

循環基本計画には、循環型社会の形成のための数値目標として、平成22年度を目標年次として、循環型社会の達成度合いを把握するための物質フロー（マテリアル・フロー）に関するマクロの指標と、循環型社会の形成に向けた各主体の施策・取組を測るためのミクロの指標が設定されており、関係行政機関等において、

これらの目標の達成を図ることとされている。

循環型社会の形成に関する個別法の制定又は改正

循環型社会の形成に向けた取組を実効あるものにするため、関連する一般的枠組み法及び個別物品の特性に応じた規制法として、下記の8つの法律が制定又は改正され、国、地方公共団体、事業者及び国民は、これら関係法令の下で、廃棄物等の発生抑制（リデュース）、循環資源の再使用（リユース）及び再生利用（リサイクル）のいわゆる3R対策の取組並びに廃棄物等の適正処分を推進し、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される循環型社会の構築を目指すこととされている。

【一般的枠組み法】

廃棄物処理法（平成16年4月改正施行）

廃棄物処理法は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としている。

資源有効利用促進法（平成12年6月再生資源利用促進法の全面改正。13年4月施行）

資源有効利用促進法は、主要な資源の大部分を輸入に依存している我が国において、近年の国民経済の発展に伴い、資源が大量に使用されていることにより、使用済物品等（注）及び副産物（注）が大量に発生し、その相当部分が廃棄されており、かつ、再生資源及び再生部品の相当部分が利用されずに廃棄されている状況にかんがみ、資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、使用済物品等及び副産物の発生の抑制並びに再生資源及び再生部品の利用の促進に関する所要の措置を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。

（注）「使用済物品等」及び「副産物」については、61ページの（注1）及び（注2）参照

【個別物品の特性に応じた規制法】

容器包装リサイクル法（平成12年4月完全施行）

容器包装リサイクル法は、容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及びこれにより得られた分別基準適合物の再商品化を促進するための措置を講ずること等により、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。

家電リサイクル法（平成 13 年 4 月完全施行）

家電リサイクル法は、特定家庭用機器の小売業者及び製造業者等による特定家庭用機器廃棄物（注）の収集及び運搬並びに再商品化等に関し、これを適正かつ円滑に実施するための措置を講ずることにより、廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。

（注）「特定家庭用機器廃棄物」については、118 ページの 及び 参照

食品リサイクル法（平成 13 年 5 月完全施行）

食品リサイクル法は、食品循環資源の再生利用並びに食品廃棄物等の発生の抑制及び減量に関し基本的な事項を定めるとともに、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図るとともに、食品の製造等の事業の健全な発展を促進し、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。

建設リサイクル法（平成 14 年 5 月完全施行）

建設リサイクル法は、特定の建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、解体工事業者について登録制度を実施すること等により、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。

自動車リサイクル法（平成 17 年 1 月完全施行）

自動車リサイクル法は、自動車製造業者等及び関連事業者による使用済自動車の引取り及び引渡し並びに再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講ずることにより、使用済自動車に係る廃棄物の減量並びに再生資源及び再生部品の十分な利用等を通じて、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。

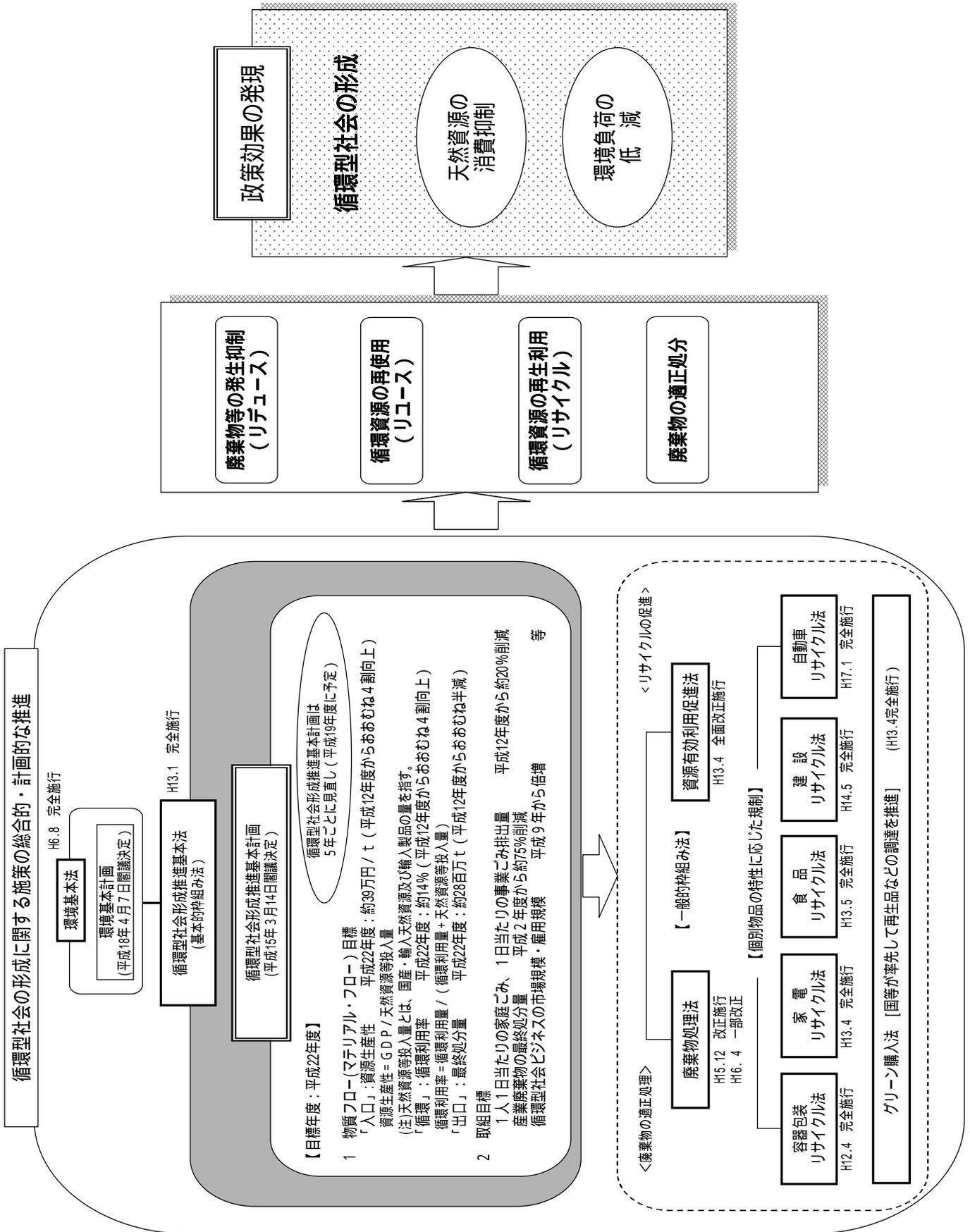
グリーン購入法（平成 13 年 4 月完全施行）

グリーン購入法は、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人による環境物品等の調達を推進、環境物品等に関する情報の提供その他の環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定めることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としている。

[図表 - 1 参照]

図表 - 1

循環型社会の形成に関する政策の体系



(注) 環境省の資料に基づき、当省が作成した。

第3 政策効果の把握の結果

1 循環型社会形成推進政策の効果の発現状況

【要 旨】

本評価において対象とした政策は、循環基本法を始めとする循環型社会の形成に関する各法律及び循環基本計画に基づき、総合的かつ計画的に推進することとされている政策（以下「循環型社会形成推進政策」という。）である。

(1) 政策効果の評価の視点

循環型社会形成推進政策は、製品等が廃棄物等になることが抑制されること（リデュース）、循環資源の循環的な利用が促進されること（リユース及びリサイクル）及び循環資源ではあるが循環的な利用が行われないものについて適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷（人の活動により環境に加えられる影響）ができる限り低減される循環型社会を形成することを目的としている。したがって、循環型社会形成推進政策は、天然資源の消費抑制と環境負荷の低減という形で効果が発現されるべきものである。

今回、循環型社会形成推進政策の効果の発現状況を把握するため、循環基本法に基づく循環基本計画に定められている天然資源の消費抑制と環境負荷の低減に係る指標について、目標の達成度合いを把握した結果は、次のとおりである。

(2) 天然資源の消費抑制の目標の達成状況

（資源生産性）

循環基本計画では、産業や人々の生活がいかに少ない天然資源等の投入量で効率的に物を生産しているかを把握するため、「資源生産性」（実質国内総生産（GDP）を天然資源等投入量で除したもの）が指標として設定されており、平成22年度を目標年次として12年度（約28万円/t）に比べおおむね4割向上（約39万円/t）を目指すこととされている。

環境省の資料により資源生産性の経年推移をみると、平成16年度は33.6万円/tであり、12年度に比べ19.6%上昇しており、これまでのところ一定の効果がみられる。

これは、実質GDPが増加している一方で、国産・輸入天然資源及び輸入製品の量である天然資源等投入量が減少していることによるものである。

しかし、天然資源等投入量の推移を天然資源の種類別にみると、土石系資源については大幅に減少しているものの、化石燃料系資源及び金属系資源については、近年、増加する傾向を示しており、使用量の抑制が進展していない。

(3) 環境負荷の低減の目標の達成状況

ア 廃棄物の最終処分量（埋立量）

循環基本計画では、環境負荷について把握するため、廃棄物の「最終処分量」（埋立量）が指標として設定されており、平成 22 年度を目標年次として 12 年度（約 5,600 万 t）に比べおおむね半減（約 2,800 万 t）を目指すこととされている。

環境省の資料により最終処分量の経年推移をみると、平成 16 年度は 3,392 万 t であり、12 年度に比べ 38.9% 減少しており、また、廃棄物の排出量に占める最終処分量の割合（最終処分率）の経年推移をみると、16 年度は 7.2% であり、12 年度（12.0%）に比べ 4.8 ポイント低下しており、これまでのところ一定の効果がみられる。

これは、排出された廃棄物のうち再生利用（リサイクル）されるものの量が増加していること、産業廃棄物の最終処分量が大幅に減少したことが寄与している。

なお、廃棄物の排出量は、環境省の資料によると、近年、増加する傾向を示しており、特に建設廃棄物については、平成 12 年度の建設廃棄物の排出量を基にした国土交通省の推計によると、昭和 40 年代以降に急増した建築物が建て替え時期を迎えることから、今後、排出量が増加するものと見込まれていること、また、最終処分場の残余年数（注）については、環境省の資料によると、平成 16 年度における全国の産業廃棄物の最終処分場の残余年数が 7.2 年、特に首都圏については 3.4 年であるなど依然として厳しい状況にあることに留意する必要がある。

（注）残余年数とは、新規の最終処分場が整備されず、当該年度最終処分量により埋立が行われた場合に、埋立処分が可能な期間（年）をいう。

イ 廃棄物の処理に起因する温室効果ガスの排出量

循環型社会づくりと脱温暖化社会づくりの取組は、いずれも環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会の構築に向けて、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式の見直しを必要とするものであり、両者の一体的な取組が求められている。

我が国は、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書（以下「京都議定書」という。）において、2008 年（平成 20 年）から 2012 年（平成 24 年）の第 1 約束期間における温室効果ガスの平均排出量を、基準年である 1990 年（平成 2 年）の排出量から 6% 削減することが目標とされている。しかし、平成 17 年度における我が国の温室効果ガスの排出量は、独立行政法人国立環境研究所の資料によると、基準年に比べ 7.8% の増加となっている。こう

した中で、平成 17 年度における我が国の廃棄物の処理（焼却、埋立、排水処理等）に起因する温室効果ガスの排出量をみると、基準年に比べ 29.5%と大幅な増加となっている。なお、我が国の温室効果ガスの排出量全体に占める、廃棄物の処理に起因する温室効果ガスの排出量の割合は、基準年の 2.9%から 17 年度には 3.5%へと上昇している。温室効果ガスの排出抑制に寄与するため、廃棄物発電の導入が進められている。

(1) 政策効果の評価の視点

循環基本法第2条では、「循環型社会」を「製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分（略）が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」と定義している。

そこで、本評価においては、天然資源の消費抑制と環境負荷の低減という、循環型社会の要件である二つの政策効果の発現状況を評価することとした。

(2) 天然資源の消費抑制の効果の発現状況

ア 把握する内容及び手法

循環基本法第15条に基づく循環基本計画では、循環型社会の達成度合いを把握するための物質フローに関するマクロの目標として、

「入口」：資源生産性

実質国内総生産（GDP）を天然資源等投入量（国産・輸入天然資源及び輸入製品の量）で除した値。産業や人々の生活がいかにものを有効に利用しているかを総合的に表す指標

「循環」：循環利用率

循環利用量を循環利用量と天然資源等投入量との合計で除した値。経済社会に投入される資源の全体量のうち循環利用量の占める割合を表す指標

「出口」：最終処分量

一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分場への埋立量の合計が設定されている。

このうち、資源生産性について、循環基本計画では、平成22年度において約39万円/tとすることが目標とされている。これは、平成2年度の約21万円/tからおおむね倍増させ、12年度の約28万円/tからおおむね4割向上させることを目指すものである。

資源生産性は、少ない天然資源等の投入量でいかに効率的にものを生産しているかを表す指標であり、天然資源の消費抑制の効果を判断する一つの指標として、当該目標の達成度合いを把握した。

また、資源生産性を評価する上での構成要素である天然資源等投入量について、その実態を分析するため、天然資源の種類別（土石系、化石燃料系、金属系及びバイオマス系）に投入量の経年推移を把握した。さらに、天然資源のうち自然界での再生が不可能な資源である化石燃料系資源（石油、石炭等）及び金属系資源（鉄、銅等）については、ほとんどが輸入資源で占められていることから、これらの天然資源の輸入量の経年推移を把握した。

イ 把握した結果

(ア) 資源生産性の目標の達成度合い

平成9年度から16年度までの資源生産性の推移は、図表1-(2)- のとおりである。平成16年度の数値は33.6万円/tで、基準年度である12年度に比べ19.6%向上している。これは、この間に実質GDPが増加した一方で、天然資源等投入量が減少したことによるものである。

平成22年度の目標の達成に向けた、今後の資源生産性の推移を予測するため、環境省の資料を基に、12年度から16年度までの資源生産性の増減率の平均(4.6%増)から、将来の資源生産性を推計したところ、図表1-(2)- のとおり、22年度までには目標が達成される可能性がある。

図表1-(2)- 資源生産性の経年推移

区分	年度	平成9	12	15	16	12年度比
	資源生産性 (a/b) (万円/t)		26.8	28.1	31.6	33.6
国内総生産額(GDP) a(百億円)		52,300	53,800	55,500	57,000	5.9%
天然資源等投入量 b(百万t)		1,951	1,912	1,755	1,697	11.2%

(注) 環境省の資料に基づき、当省が作成した。

図表1-(2)- 資源生産性の将来推計(当省推計)

年度 区分	実績値									推計値						22年度 目標
	平成9	10	11	12	13	14	15	16	12年度から16年度までの増減率の平均(%)	17	18	19	20	21	22	
資源生産性(万円/t)	26.8	28.4	28.7	28.1	27.6	28.9	31.6	33.6	4.6	35.1	36.7	38.4	40.2	42.0	43.9	39.0
(指数)	(100)	(106)	(107)	(105)	(103)	(108)	(118)	(125)								

(注) 環境省の資料に基づき、当省が作成した。

(イ) 天然資源等の種類別投入量

循環基本計画では、天然資源等は、土石系資源(岩石・砂利等)、化石燃料系資源(石油、石炭等)、金属系資源(鉄、銅等)、バイオマス系資源(食料、木材等)の4種類に区分されている。

天然資源等投入量の推移を天然資源の種類別にみると、図表1-(2)- のとおり、土石系資源が大幅に減少しており、資源生産性の数値の向上に大きく寄与している。しかし、化石燃料系資源及び金属系資源は、近年、増加する傾向を示している。

図表 1 - (2) - 天然資源等の種類別投入量の経年推移

(単位：万 t)

区 分	年 度	平成 9	12	13	14	15	16
	天然資源等投入量		195,100	191,200	192,600	185,700	175,500
	(指 数)	(100)	(98)	(99)	(95)	(90)	(87)
	国 産	118,500	112,300	116,900	108,700	96,700	88,900
	輸 入	76,600	78,900	75,700	77,000	78,800	80,700
土石系資源投入量		109,400	104,800	109,100	101,100	89,600	81,700
	(指 数)	(100)	(96)	(100)	(92)	(82)	(75)
	国 産	106,300	101,000	106,000	98,200	86,500	78,500
	輸 入	3,100	3,800	3,100	2,900	3,100	3,200
化石燃料系資源投入量		47,100	48,500	47,500	48,600	49,900	51,100
	(指 数)	(100)	(103)	(101)	(103)	(106)	(108)
	国 産	700	500	500	200	300	300
	輸 入	46,400	48,000	47,000	48,400	49,600	50,900
金属系資源投入量		15,800	16,200	15,400	15,500	15,900	16,500
	(指 数)	(100)	(103)	(97)	(98)	(101)	(104)
	国 産	0	0	0	0	0	0
	輸 入	15,800	16,200	15,400	15,500	15,900	16,500
バイオマス系資源投入量		22,800	21,700	20,600	20,500	20,100	20,400
	(指 数)	(100)	(95)	(90)	(90)	(88)	(89)
	国 産	11,500	10,800	10,400	10,300	9,900	10,100
	輸 入	11,300	10,900	10,200	10,200	10,200	10,300

(注) 1 環境省の資料に基づき、当省が作成した。

2 四捨五入のため、数値が一致しない場合がある。

(ウ) 化石燃料系・金属系資源の輸入量

投入量が増加傾向にある化石燃料系資源及び金属系資源は、図表 1 - (2) - のとおり、土石系資源やバイオマス系資源とは異なり、ほとんどが輸入資源で占められている。

化石燃料系資源及び金属系資源のうち原油や鉄鉱石等主な資源の輸入量の推移をみると、図表 1 - (2) - のとおり、原油が減少する一方で、石炭は大幅に増加している。

図表 1 - (2) - 化石燃料系資源・金属系資源のうち主な資源の輸入量の経年推移

区 分		年 度						
		平成 9	12	15	16	9 年度比 (%)	17	9 年度比 (%)
化石燃料系資源	原油(万kl) (指数)	26,831 (100)	24,981 (93)	24,893 (93)	24,514 (91)	8.6	24,882 (93)	7.3
	石炭(万t) (指数)	13,358 (100)	14,528 (109)	16,702 (125)	17,998 (135)	34.7	18,081 (135)	35.4
金属系資源	鉄鉱石(万t) (指数)	12,660 (100)	13,173 (104)	13,208 (104)	13,488 (107)	6.5	13,228 (104)	4.5
	ニッケル鉱石(万t) (指数)	436 (100)	458 (105)	421 (97)	451 (103)	3.4	476 (109)	9.2
	銅鉱石(万t) (指数)	384 (100)	447 (116)	411 (107)	446 (116)	16.1	432 (113)	12.5

(注) 財務省及び経済産業省の資料に基づき、当省が作成した。

(3) 環境負荷の低減の効果の発現状況

ア 把握する内容及び手法

(ア) 最終処分量等

最終処分量について、循環基本計画では、平成 22 年度において約 2,800 万 t とすることが目標とされている。これは平成 2 年度の約 1 億 1,000 万 t からおおむね 75% 減少させ、12 年度からおおむね半減させることを目指すものである。

最終処分量の推移は、廃棄物の最終処分場のひっ迫(注)という喫緊の課題に直結しており、環境負荷の低減の効果を判断する一つの指標として、当該目標の達成度合いを把握した。また、当省において、景気の変動等外部要因に左右されにくい指標として、廃棄物の排出量に占める最終処分量の割合（最終処分率）の経年推移を把握した。

(注) 最終処分場の残余年数の経年推移は、図表 1 - (3) - のとおりであり、特に首都圏における産業廃棄物の最終処分場の残余年数は、平成 16 年度で 3.4 年とひっ迫している。

図表 1 - (3) - 最終処分場の残余年数の経年推移

(単位：年)

区 分 \ 年 度	平成 9	10	11	12	13	14	15	16
一般廃棄物（全国）	11.2	12.3	12.3	12.2	12.5	13.1	13.2	13.2
首 都 圏	10.3	11.4	11.7	11.2	10.9	11.2	11.4	11.9
産業廃棄物（全国）	3.1	3.3	3.7	3.9	4.3	4.5	6.1	7.2
首 都 圏	0.7	0.8	1.2	1.2	1.1	1.7	2.3	3.4

(注) 環境省の資料に基づき、当省が作成した。

(イ) 廃棄物の処理に起因する温室効果ガスの排出量

環境基本計画では、循環型社会の形成のための取組と地球温暖化対策等との連携の強化に関し、両者の相乗効果（シナジー）を最大限に発揮するよう、分野横断的な対策を推進していくこととされている。また、循環基本計画では、循環型社会の形成のための取組と、地球温暖化対策など密接な関係にある他の施策との有機的連携を図ることとされている。こうしたことを踏まえ、循環型社会の形成のための取組による環境への影響について評価するため、廃棄物の処理に起因する温室効果ガスの排出量の経年推移を把握した。

あわせて、当省において、廃棄物の処理に起因する温室効果ガスの削減効果の把握・評価を行っている地方公共団体の事例を調査した。

イ 把握した結果

(ア) 最終処分量の目標の達成度合い

平成 9 年度から 16 年度までの廃棄物の最終処分量の経年推移は、図表 1 - (3) - のとおりである。16 年度 of 最終処分量は 3,392 万 t で、基準年度である 12 年度に比べ 38.9% の減少となっている。また、廃棄物の排出量に占める最終処分量の割合である最終処分率は、平成 9 年度の 16.9% から 16 年度の 7.2% へと低下している。これらは、排出された廃棄物のうち再生利用されるものの量（再生利用量）が増加したことによるものである。

平成 22 年度の目標の達成に向けた、今後の最終処分量の推移を予測するため、環境省の資料を基に、12 年度から 16 年度までの最終処分量の減少率の平均（11.4%）から、将来の最終処分量を推計したところ、図表 1 - (3) - のとおり、22 年度までには目標が達成される可能性がある。

なお、廃棄物の排出量は、図表 1 - (3) - のとおり、平成 15 年度以降、増加に転じている。特に建設廃棄物の排出量については、平成 12 年度の建設廃棄物の排出量を基にした国土交通省の推計によると、昭和 40 年代以降に急増した建築物が建て替え時期を迎えることから、今後、排出量が増加することが見込まれていることに留意する必要がある。

図表 1 - (3) - 廃棄物の排出量、最終処分量等の経年推移

区 分	年 度						12年度比
	平成 9	12	13	14	15	16	
排出量 a (万 t)	46,795	46,088	45,493	44,743	46,589	47,054	2.1%
(指数)	(102)	(100)	(99)	(97)	(101)	(102)	-
一般廃棄物	5,310	5,484	5,469	5,420	5,427	5,338	2.7%
産業廃棄物	41,485	40,604	40,024	39,323	41,162	41,716	2.7%
再生利用量 b (万 t)	17,486	19,210	19,145	19,052	21,049	22,326	16.2%
(指数)	(91)	(100)	(100)	(99)	(110)	(116)	-
一般廃棄物	586	786	825	864	916	940	19.6%
産業廃棄物	16,900	18,424	18,320	18,188	20,133	21,386	16.1%
中間処理による減量化量 c (万 t)	21,428	21,348	21,160	20,858	21,661	21,341	0.0%
(指数)	(100)	(100)	(99)	(98)	(101)	(100)	-
一般廃棄物	3,528	3,648	3,660	3,658	3,676	3,594	1.5%
産業廃棄物	17,900	17,700	17,500	17,200	17,985	17,747	0.3%
最終処分量 d (万 t)	7,901	5,551	5,195	4,859	3,889	3,392	38.9%
(指数)	(142)	(100)	(94)	(88)	(70)	(61)	-
一般廃棄物	1,201	1,051	995	903	845	809	23.0%
産業廃棄物	6,700	4,500	4,200	3,956	3,044	2,583	42.6%
再生利用率 (b/a)	37.4%	41.7%	42.1%	42.6%	45.2%	47.4%	5.7ポイント
最終処分率 (d/a)	16.9%	12.0%	11.4%	10.9%	8.3%	7.2%	4.8ポイント

(注) 1 環境省の資料に基づき、当省が作成した。

- 2 一般廃棄物の排出量 = ごみ総排出量 - 自家処理量 + 集団回収量
- 3 一般廃棄物の再生利用量 = 直接再生利用量 + 中間処理後再生利用量 + 集団回収量
産業廃棄物の再生利用量 = 直接再生利用量 + 中間処理後再生利用量
- 4 中間処理による減量化量とは、廃棄物の焼却、脱水等による減量化量をいう。
- 5 最終処分量は、全国の最終処分場における処分量の合計である。

図表 1 - (3) - 最終処分量の将来推計 (当省推計)

年度 区分	実 績 値									推 計 値						22年度 目標
	平成 9	10	11	12	13	14	15	16	12年度から16年度までの減少率の平均 (%)	17	18	19	20	21	22	
最終処分量 (万 t)	7,901	6,935	6,087	5,551	5,195	4,859	3,889	3,392	11.4	3,005	2,662	2,359	2,090	1,852	1,641	2,800
(指数)	(100)	(88)	(77)	(70)	(66)	(61)	(49)	(43)								

(注) 環境省の資料に基づき、当省が作成した。

最終処分量の推移を一般廃棄物と産業廃棄物の別にみると、図表 1 - (3) - のとおり、平成 16 年度の一般廃棄物の最終処分量は 12 年度に比べ 23.0% の減少、産業廃棄物の最終処分量は同じく 42.6% の減少となっており、最終処分量全体の減少に対する寄与度は、一般廃棄物よりも産業廃棄物の方が大き

い。

また、産業廃棄物の最終処分量全体に占める建設廃棄物の最終処分量の割合は、図表1 - (3) - のとおり、平成7年度の60.1%から14年度の17.7%へと、大幅に低下している。

図表1 - (3) - 建設廃棄物の最終処分量の経年推移

(単位：万t、%)

区 分	年 度	平成7	12	14	16	17	12年度 比
	産業廃棄物の最終処分量		6,900	4,500	3,956	2,583	-
建設廃棄物の最終処分量		4,150	1,280	700	-	600	53.1
(割合)		(60.1)	(28.4)	(17.7)	-	-	-

(注) 1 「産業廃棄物の最終処分量」欄は、環境省の資料による。

2 「建設廃棄物の最終処分量」欄は、国土交通省の資料による。

3 割合は、産業廃棄物の最終処分量全体に占める建設廃棄物の最終処分量の比率である。

(イ) 廃棄物の処理に起因する温室効果ガスの排出量

京都議定書において、我が国は、2008年(平成20年)から2012年(平成24年)の第1約束期間における温室効果ガス(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類及び六ふっ化硫黄の6種類)の平均排出量(二酸化炭素換算)を、基準年の1990年(平成2年)の排出量から6%削減することが目標とされている。

我が国における温室効果ガスの排出量の推移は、図表1 - (3) - のとおりである。平成17年度の総排出量は約13億6,000万tであり、京都議定書の基準年に比べ逆に7.8%増加している。

温室効果ガスの排出量のうち、廃棄物の処理(焼却、埋立て、排水処理等)に起因する排出量の推移をみると、平成17年度では4,813万tで、基準年に比べ29.5%と大幅な増加となっている。なお、総排出量に占める廃棄物の処理に起因する排出量の割合は、基準年の2.9%から平成17年度には3.5%へと年々上昇する傾向にある。

図表 1 - (3) - 温室効果ガスの排出量の経年推移

(単位: 万 t CO₂)

区 分	1990年 : 基準年	1995年度 (平成7年 度)	2000年度 (平成12年 度)	2004年度 (平成16年 度)	2005年度 (平成17年 度)	構成比 (%)	基準年比 増減割合 (%)
二酸化炭素 (CO ₂) 計	114,413	122,805	125,673	128,760	129,347	95.1	13.1
エネルギー起源							
小 計	105,907	113,527	116,691	119,869	120,282	88.4	13.6
産業部門 (工場等)	38,999	38,664	38,901	38,951	38,108	28.0	2.3
運輸部門 (自動車・船舶等)	21,105	25,116	25,920	25,445	24,964	18.4	18.3
業務その他部門 (商業・サービス等)	8,360	9,328	10,126	10,865	10,740	7.9	28.5
家庭部門	5,667	6,632	6,896	6,435	6,778	5.0	19.6
エネルギー転換部門 (発電所等)	31,776	33,787	34,848	38,173	39,692	29.2	24.9
非エネルギー起源							
小 計	8,506	9,278	8,982	8,891	9,065	6.7	6.6
工業プロセス	6,232	6,426	5,688	5,260	5,393	4.0	13.5
廃棄物 (焼却等) a	2,270	2,847	3,290	3,627	3,668	2.7	61.6
燃料からの漏出	4	5	4	3	4	0.0	0.0
メタン (CH ₄) 計	3,338	3,095	2,698	2,434	2,407	1.8	27.9
農業 (家畜の消化管内発酵、稲作等)	1,789	1,772	1,605	1,548	1,543	1.1	13.8
廃棄物 (埋立、排水処理等) b	1,126	1,041	880	751	729	0.5	35.3
その他 (燃料の燃焼等)	422	283	212	135	135	0.1	68.0
一酸化二窒素 (N ₂ O) 計	3,263	3,344	2,989	2,591	2,545	1.9	22.0
農業 (家畜の排泄物の管理等)	1,432	1,314	1,235	1,208	1,198	0.9	16.3
廃棄物 (排水処理、焼却) c	322	371	402	410	416	0.3	27.5
その他 (燃料の燃焼等)	1,509	1,659	1,352	973	932	0.7	38.2
代替フロン等3ガス	5,119	5,119	3,402	1,914	1,692	1.2	66.9
総 排 出 量 d	126,133	134,363	134,762	135,699	135,991	100.0	7.8
うち廃棄物処理関係合計 e (a+b+c)	3,718	4,259	4,572	4,788	4,813		29.5
(総排出量に占める割合) (e/d) (%)	2.9	3.2	3.4	3.5	3.5		

- (注) 1 独立行政法人国立環境研究所の資料に基づき、当省が作成した。
 2 表中の網掛け部分が、廃棄物の処理に起因する温室効果ガスの排出量である。
 3 四捨五入により、数値が一致しない場合がある。

廃棄物の処理に起因する温室効果ガスの排出量を、廃棄物の処理方法別に把握した結果は、図表 1 - (3) - のとおりである。

これによると、平成 17 年度における廃棄物の処理に起因する温室効果ガスの排出量のうち 81.5% は、廃棄物の焼却に起因するものとなっている。温室効果ガスの排出抑制に寄与するため、京都議定書目標達成計画 (平成 17 年 4 月 28 日閣議決定。18 年 7 月 11 日一部変更) では、廃棄物焼却等の廃熱の利用促進を含め、未利用エネルギー等の有効利用に取り組むこととされている。廃棄物の焼却処理に伴う二酸化炭素 (CO₂) の排出量に占める、一般廃棄物焼却施設における廃棄物発電 (注) に伴う CO₂ の排出量の割合は、図表 1 - (3) - のとおり、平成 2 年の 3.3% から 17 年度の 14.3% に上昇している。

また、埋立処理に起因するメタンの排出量は、図表 1 - (1) - のとおり、

平成2年以降、大幅に減少している。この点については、最終処分量の減少が要因の一つとなっているものと考えられる。

(注) 廃棄物の焼却処理に際して焼却余熱を有効利用することは、未利用エネルギーを有効利用し、化石燃料の消費を抑制することとなり、省資源に貢献する。また、もともと焼却処理されている廃棄物の焼却余熱をエネルギー利用することは新たに二酸化炭素(CO₂)の排出量を増加させることにはならず、逆に代替する化石燃料からのCO₂排出量を削減することができる。

図表1 - (3) - 廃棄物の処理方法別の温室効果ガスの排出量の経年推移

(単位: 万tCO₂)

区 分	1990年	1995年度	2000年度	2004年度	2005年度	構成比(%)	1990年比	
	: 基準年	(平成7年度)	(平成12年度)	(平成16年度)	(平成17年度)		数 量	割合 (%)
焼却処理	2,397	3,032	3,511	3,873	3,922	81.5	1,525	63.6
二酸化炭素(CO ₂)	2,200	2,780	3,225	3,577	3,617	75.2	1,417	64.4
メタン(CH ₄)	6	7	8	8	8	0.2	2	33.3
一酸化二窒素(N ₂ O)	191	245	278	288	297	6.2	106	55.5
埋立処理(メタン)	908	848	709	597	576	12.0	332	36.6
排水処理	341	311	285	265	262	5.4	79	23.2
メタン	212	186	164	145	145	3.0	67	31.6
一酸化二窒素	129	125	121	120	117	2.4	12	9.3
その他	72	68	67	53	53	1.1	19	26.4
二酸化炭素	70	66	65	51	51	1.1	19	27.1
一酸化二窒素	2	2	2	2	2	0.0	0	0.0
合 計	3,718	4,259	4,572	4,788	4,813	100.0	1,095	29.5

(注) 1 独立行政法人国立環境研究所の資料に基づき、当省が作成した。

2 四捨五入のため、数値が一致しない場合がある。

図表1 - (3) - 廃棄物発電に伴う二酸化炭素の排出量等の経年推移

区 分	1990年 : 基準年	1995年度 (平成7年 度)	2000年度 (平成12年 度)	2004年度 (平成16年 度)	2005年度 (平成17年 度)
廃棄物の焼却処理に伴うCO ₂ 排出量 a (万t)	2,200	2,780	3,225	3,577	3,617
一般廃棄物焼却施設における廃棄物発電に伴うCO ₂ 排出量 b (万t)	72	172	336	515	516
割合 (b/a) (%)	3.3	6.2	10.4	14.4	14.3

(注) 環境省の資料に基づき、当省が作成した。

(ウ) 地方公共団体における温室効果ガスの削減効果の把握・評価の取組事例

当省が調査した地方公共団体の中には、一般廃棄物の処理の環境への影響を定量的に把握することを目的として、ライフサイクル・アセスメント(注)的な手法を用いて、二酸化炭素の排出量の削減効果を推計している例がみられた。

その概要は、以下のとおり。

(注) ライフサイクル・アセスメント(LCA): 原材料の採取から製造、流通、使用、廃棄に至るまでの製品の一生(ライフサイクル)において、環境に与える影響(例えば、二酸化炭素排出量、エネルギー消費量等)を分析し、総合的に評価する手法

【横浜市の例】

横浜市では、平成 22 年度のごみ量(注)を、13 年度比で 30%削減することを目標とする「横浜 G30 プラン」を策定し、ごみの減量及び再生利用に取り組んでいる。

その一環として、「収集・焼却・埋立」、「焼却工場での電力調達」、「リサイクル」の各プロセスにおいて排出される二酸化炭素の量を計算した結果、図表 1 - (3) - のとおり、平成 17 年度にはプロセス全体で、13 年度に比べ約 75 万 t の二酸化炭素の排出量の削減効果があったものと推計している。

なお、平成 17 年度のごみ量は 106 万 t (13 年度比で 33.9%の減少)であり、計画より 5 年度早く目標を達成した。

(注) ごみ量 = ごみ総排出量 - (直接資源化量 + 中間処理後再生利用量)

図表 1 - (3) - 横浜市における二酸化炭素の排出量の削減効果
(平成 17 年度、対 13 年度比)

(単位: 万 t CO₂)

区 分	収集・焼却・埋立	焼却工場の 電力調達	リサイクル	合 計
CO ₂ 排出量の 削減量	69	4	10	75

(注) 横浜市の資料に基づき、当省が作成した。

【名古屋市の例】

名古屋市では、平成 11 年 2 月に「ごみ非常事態宣言」を行うなど、3R(リデュース、リユース及びリサイクル)対策を積極的に推進している。その結果、平成 17 年度のごみの量(資源回収量を除く。)は 10 年度に比べ約 3 割減少し、埋立量は同じく約 6 割減少している。

名古屋市では、ごみ処理(収集・運搬・破碎・焼却・溶融・埋立)、資源収集(選別・梱包・保管)など各プロセスにおいて排出される二酸化炭素の量を計算した結果、図表 1 - (3) - のとおり、平成 15 年度にはプロセス全体で、10 年度に比べ約 21 万 t の二酸化炭素の排出量の削減効果があったものと推計している。

図表 1 - (3) - 名古屋市における二酸化炭素の排出量の削減効果

(単位：万 t C O₂)

年 度	平成 10	13	15	10 年度比
C O ₂ 排出量	37.9	28.2	17.1	20.8 (54.9%)

(注) 名古屋市の資料に基づき、当省が作成した。

2 循環型社会形成推進政策の推進の現況

(1) 循環型社会形成推進基本法に基づく施策の現況

【要 旨】

循環基本法は、「環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）の基本理念にのっとり、循環型社会の形成について、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、循環基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与すること」を目的として、平成 12 年 6 月に制定され、13 年 1 月に完全施行された。

循環基本計画では、循環型社会の形成に関する施策について、総合的かつ計画的に推進するため、循環型社会の形成の取組の進展度を測る数値目標が定められている。

今回、循環基本法に基づく施策について、廃棄物等の発生抑制（リデュース）、循環資源の再使用（リユース）及び再生利用（リサイクル）の現況を把握した結果は、次のとおりである。

ア 発生抑制（リデュース）の現況

（家庭から排出されるごみの排出量）

循環基本計画では、家庭から排出される 1 人 1 日当たりのごみの量（資源回収されるものを除く一般廃棄物）の数値目標が設定されており、平成 22 年度までに 12 年度（約 630g / 人日）に比べ約 20% 減量することとされている。

環境省の資料により当該指標の経年推移をみると、平成 16 年度は約 592g / 人日であり、12 年度に比べ 6.5% 減少している。しかし、当省が今後の排出量の推移について、環境省の資料を基に、平成 12 年度から 16 年度までの排出量の増減率の平均から将来の排出量を推計したところ、目標の達成は厳しい状況となっている。

（事業所から排出されるごみの排出量）

循環基本計画では、事業所から排出される 1 日当たりのごみの量（資源回収されるものを除く一般廃棄物）の数値目標が設定されており、平成 22 年度までに 12 年度（約 10kg / 日）に比べ約 20% 減量することとされている。

環境省の資料により当該指標の経年推移をみると、平成 16 年度は 9.1kg / 日であり、12 年度に比べ 8.1% 減少している。また、当省が今後の排出量の推移について、環境省の資料を基に、平成 12 年度から 16 年度までの排出量の減少率の平均から将来の排出量を推計したところ、22 年度までには目標が達成され

る可能性がある。

イ 再使用（リユース）の現況

循環基本計画では、再使用（リユース）に関し、国が進める取組並びに国民、NPO（Nonprofit Organization: 非営利組織）・NGO（Non-Governmental Organization: 非政府組織）、事業者及び地方公共団体が果たす役割を定めているが、取組に関する具体的な評価指標は示されておらず、また、取組の実態は十分に把握されていない。

ウ 再生利用（リサイクル）の現況

（循環利用率）

循環基本計画では、経済社会に投入される資源の全体量に占める循環利用量（再使用及び再生利用される資源の量）の割合を把握するため、「循環利用率」（循環利用量 / （循環利用量 + 天然資源等投入量））が指標として設定されており、平成 22 年度を目標年次として 12 年度（約 10%）に比べおおむね 4 割向上を目指すこととされている。

環境省の資料により循環利用率の経年推移をみると、天然資源等投入量の減少と循環利用量の増加により、平成 16 年度は 12 年度に比べ 27% 上昇している。また、当省が今後の循環利用率の推移について、環境省の資料を基に、平成 12 年度から 16 年度までの循環利用率の増減ポイントの平均から将来の循環利用率を推計したところ、22 年度までには目標が達成される可能性がある。

【制度の概要】

循環基本法は、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成12年6月に制定され、13年1月に完全施行された。同法では、循環資源の循環的利用及び処分の基本原則、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務、循環基本計画の策定、循環型社会の形成に関する基本的施策等が定められている。循環基本法及び循環基本計画において定められた主な内容は、以下のとおり。

① 循環型社会の定義

製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会

② 基本原則

循環型社会の形成に関する施策は、発生抑制（リデュース）（注1）、再使用（リユース）（注2）、再生利用（リサイクル）（注3）、熱回収（サーマル・リサイクル）（注4）、適正処分の優先順位をもって推進する。ただし、この優先順位によらないことが環境負荷の低減に有効である場合は、この順位によらない。

（注1）発生抑制（リデュース）：廃棄物等の発生を抑制すること。事業者には、原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化などの取組が、また、消費者には、使い捨て製品を購入しない、過剰包装の拒否などの取組が求められる。

（注2）再使用（リユース）：使用された製品や部品、容器等を再使用すること。再使用には、回収された使用済み製品をそのまま、若しくは修理などを施した上で別のユーザーが使用する「製品リユース」、製品を提供するための容器等を繰り返し使用する「リターナブル」、ユーザーから回収された製品から再使用可能な部品を選別し、そのまま、若しくは修理等を施した上で使用する「部品リユース」がある。

（注3）再生利用（リサイクル）：廃棄物等を原材料として再利用すること。再生利用には、廃棄物等を製品の原材料としてそのまま利用する「マテリアル・リサイクル」（例：びんを砕いてカレットにした上で再度びんを製造する等）、廃棄物等を化学的に処理して利用する「ケミカル・リサイクル」（例：ペットボトルを化学分解して再度ペットボトルにする等）がある。

（注4）熱回収（サーマル・リサイクル）：廃棄物等から熱エネルギーを回収すること。ごみの焼却から得られる熱は、ごみ発電を始め施設内の暖房・給湯、温水プール、地域暖房等に利用されている。

国、地方公共団体、事業者及び国民の責務

国は、循環型社会の形成に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する

責務を有する。地方公共団体は、循環資源の循環的な利用・処分のための措置を実施するほか、その地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、実施する責務を有する。

事業者は、排出者としての責務（排出者責任（注5））及び製品等の製造者としての責務（拡大生産者責任（注6）を含む。）を有する。国民は、製品等の消費者として製品の長期間使用、再生品の使用等の責務及び製品等の排出者として分別排出等の責務を有する。

（注5） 排出者責任：廃棄物等を排出する者が、その適正な再生利用（リサイクル）等の処理に関する責任を負うべきとの考え方

（注6） 拡大生産者責任（EPR：Extended Producer Responsibility）：生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても当該製品の適正な再生利用（リサイクル）や処分について物理的又は財政的に一定の責任を負うという考え方。具体的には、製品設計の工夫、製品の材質・成分表示、一定製品について廃棄物等の後に生産者が引取りや再生利用を実施すること等が含まれる。

循環基本計画の策定

政府は、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環基本計画を策定する。循環基本計画は、施策の基本的な方針、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策、循環型社会の形成のための数値目標等を定める。現行の循環基本計画は、内外の社会経済情勢の変化に柔軟かつ適切に対応して、計画策定の5年後（平成19年度）程度を目途に見直しを行うこととされている。

循環型社会形成のための数値目標（目標年次：平成22年度）

）物質フロー（マテリアル・フロー）に関するマクロの目標

「入口」：資源生産性（GDP / 天然資源等投入量）

「循環」：循環利用率（循環利用量 / （天然資源等投入量 + 循環利用量））

「出口」：最終処分量（一般廃棄物の最終処分量 + 産業廃棄物の最終処分量）

）各主体の施策・取組を測るためのミクロの目標

循環型社会の形成に向けた意識・行動の変化（廃棄物の減量化、循環利用の意識・行動の向上など）

廃棄物等の減量化

a) 1人1日当たり排出する家庭ごみの量

b) 1日当たり事業所から排出するごみの量

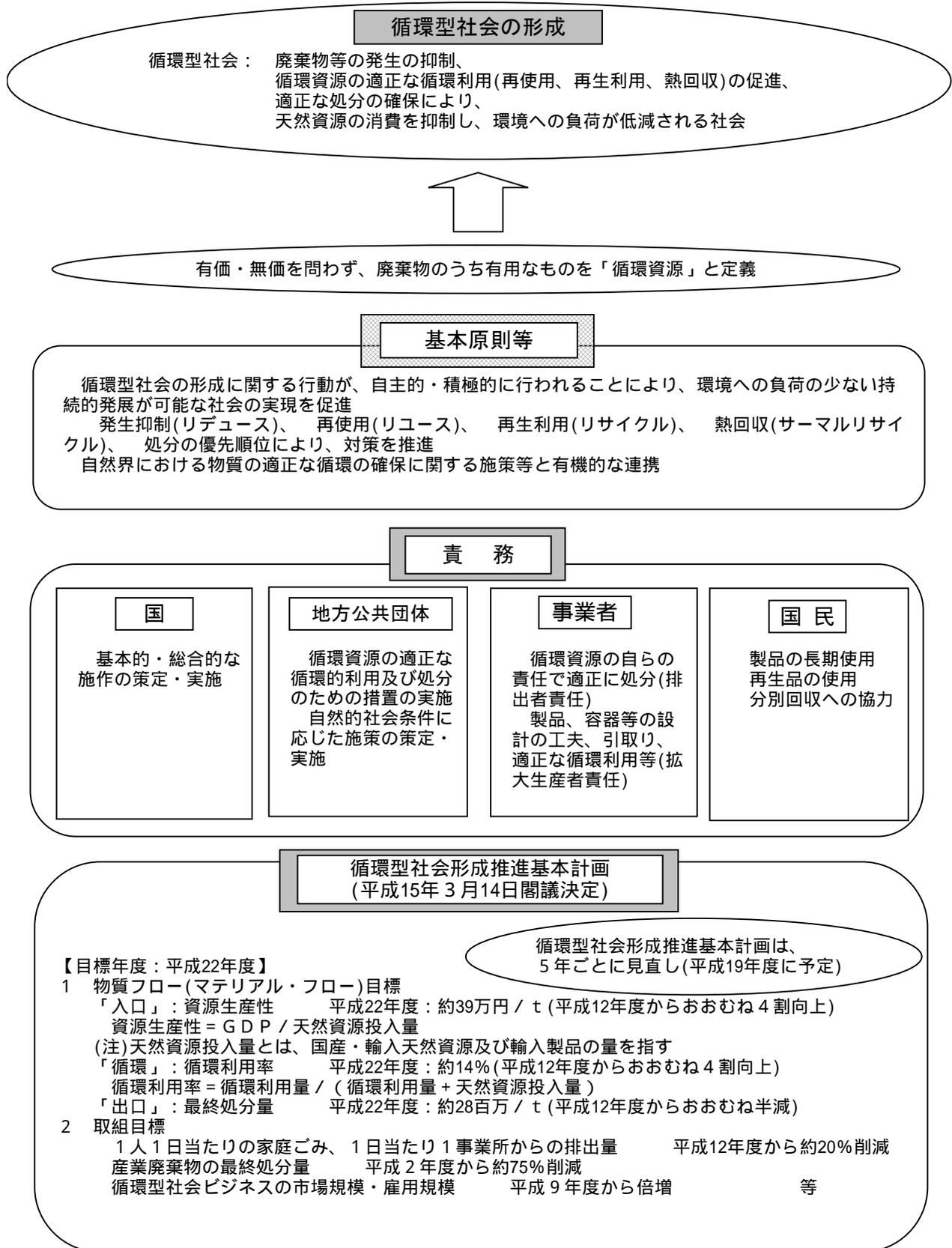
c) 産業廃棄物の最終処分量

循環型社会ビジネスの推進（グリーン購入の推進、循環型社会ビジネスの市場・雇用規模など）

なお、本項「(1) 循環型社会形成推進基本法に基づく施策の現況」においては、上記の数値目標のうち、循環利用率、1人1日当たり排出する家庭ごみの量及び

1日当たり事業所から排出するごみの量を評価指標として取り上げることとする。残りの数値目標のうち、資源生産性及び最終処分量については、第3の「1 循環型社会形成推進政策の効果の発現状況」において、また、グリーン購入の推進については、第3の2の「(9) グリーン購入法に基づく施策の現況」において、それぞれ取り上げることとする。

図表 2 - (1) 制度の概要図



(注) 環境省の資料に基づき、当省が作成した。

ア 発生抑制（リデュース）の現況

(ア) 把握する内容及び手法

循環基本計画では、循環型社会へ向けた各主体の施策・取組を測るためのミクロの目標として、一般廃棄物の減量化に関し、1人1日当たり排出する家庭ごみの量及び1日当たり事業所から排出するごみの量が設定されている。そこで、これらの排出量の減量の目標の達成度合いを把握した。

(イ) 把握した結果

1) 1人1日当たり排出する家庭ごみの量の目標の達成度合い

循環基本計画は、平成22年度において、1人1日当たり排出する家庭ごみの量（資源回収されるものを除く一般廃棄物）を平成12年度（約630g/人日）に比べ約20%減少させることが目標とされている。

基準年度である平成12年度から16年度までの間における、1人1日当たり排出する家庭ごみの量の推移は、図表2-(1)-のとおりである。平成16年度は、約592g/人日となっており、12年度に比べ6.5%減少している。

図表2-(1)- 1人1日当たり排出する家庭ごみの経年推移

区 分	年 度					12年度比 (%)
	平成12	13	14	15	16	
家庭ごみ1人1日当たり総排出量 (g/人日)	743.1	750.6	743.1	742.8	731.0	1.6
家庭ごみ1人1日当たり排出量 (資源回収される量を除く。)	632.9	633.9	617.6	607.1	591.9	6.5

(注) 環境省の資料に基づき、当省が作成した。

また、目標の達成に向けた、今後の排出量の推移を予測するため、環境省の資料を基に、平成12年度から16年度までの間の排出量の増減率の平均(1.7%減)から、将来の排出量を推計したところ、図表2-(1)-のとおり、目標の達成は厳しい状況となっている。

図表 2 - (1) - 家庭ごみ 1 人 1 日当たり排出量の将来推計（当省推計）

年度 区分	実績値						推計値						22年度 目標
	平成12	13	14	15	16	12年度から16年度までの増減の平均（％）	17	18	19	20	21	22	
家庭ごみ 1 人 1 日当たり排出量 （g / 人日） （指数）	632.9 (100)	633.9 (100)	617.6 (98)	607.1 (96)	591.9 (94)	1.7	581.8	571.9	562.2	552.6	543.2	534.0	506

（注） 環境省の資料に基づき、当省が作成した。

） 1 日当たり事業所から排出するごみの量の目標の達成度合い

循環基本計画では、平成 22 年度において、1 日当たり事業所から排出するごみの量（資源回収されるものを除く一般廃棄物）を 12 年度（約 10kg / 日）に比べ約 20% 減少させることが目標とされている。

基準年度である平成 12 年度から 16 年度までの 1 日当たり事業所から排出するごみの量の推移は、図表 2 - (1) - のとおりである。平成 16 年度は、9.1kg / 日となっており、12 年度に比べ 8.1% 減少している。

図表 2 - (1) - 1 日当たり事業所から排出するごみの量の経年推移

年度 区分	平成12	13	14	15	16	12年度比 （％）
事業所ごみ 1 日当たり排出量 （資源化量を除く。）（kg / 日）	9.9	9.3	9.3	9.3	9.1	8.1

（注） 環境省の資料に基づき、当省が作成した。

また、目標の達成に向けた、今後の排出量の推移を予測するため、環境省の資料を基に、平成 12 年度から 16 年度までの排出量の減少率の平均（2.1% 減）から、将来の排出量を推計したところ、図表 2 - (1) - のとおり、22 年度までには目標が達成する可能性がある。

図表 2 - (1) - 1 日当たり事業所から排出するごみの量の将来推計（当省推計）

年度 区分	実績値						推計値						22年度 目標
	平成12	13	14	15	16	12年度から 16年度 までの 減少の 平均 率(%)	17	18	19	20	21	22	
事業所ごみ1日 当たり排出量 (kg/日)	9.9	9.3	9.3	9.3	9.1	2.1	8.9	8.7	8.5	8.3	8.1	7.9	7.9
(指数)	(100)	(94)	(94)	(94)	(92)								

(注) 環境省の資料に基づき、当省が作成した。

イ 再使用（リユース）の現況

循環基本計画では、循環資源の再使用（リユース）に関し、国が進める取組並びに国民、NPO（Nonprofit Organization: 非営利組織）・NGO（Non-Governmental Organization: 非政府組織）、事業者及び地方公共団体が果たす役割を定めているが、取組に関する具体的な評価指標は示されておらず、また、取組の実態は十分に把握されていない。

ウ 再生利用（リサイクル）の現況

(ア) 把握する内容及び手法

循環基本計画では、循環型社会の達成度合いを把握するための物質フローに関するマクロの目標の一つとして、下記のとおり、循環利用率が設定されている。循環利用率は、循環利用量を循環利用量と天然資源等投入量との合計で除した値であり、経済社会に投入される資源の全体量に占める再使用（リユース）及び再生利用（リサイクル）される量の割合を表すものである。

循環利用率について、循環基本計画では、平成 22 年度において約 14%とすることが目標とされている。これは、平成 2 年度の約 8%からおおむね 8 割向上させ、12 年度の約 10%からおおむね 4 割向上させることを目指すものである。そこで、当該目標の達成度合いを把握した。

また、近年、国境を越えた循環資源の移動が活発になってきていることから、鉄鋼くず、プラスチックくず、古紙等の循環資源の輸出量の経年推移を把握した。

(イ) 把握した結果

1) 循環利用率の目標の達成度合い

平成 9 年度から 16 年度までの循環利用率の経年推移は、図表 2 - (1) - のとおりである。平成 16 年度の数値は 12.7%で、基準年度である 12 年度に比べ、2.7 ポイント上昇している。これは、この間に循環利用量が増加した一方で、天然資源等投入量が減少したことによるものである。

平成 22 年度の目標の達成に向けた、今後の循環利用率の推移を予測するため、環境省の資料を基に、12 年度から 16 年度までの循環利用率の増減ポイントの平均（0.7 ポイント）から、将来の循環利用率を推計したところ、図表 2 - (1) のとおり、22 年度までには目標が達成する可能性がある。

図表 2 - (1) - 循環利用率の経年推移

区 分	年 度				12 年度比
	平成 9	12	15	16	
循環利用率 (a / (a + b)) (%)	9.0	10.0	11.3	12.7	2.7 ポイント
循環利用量 a (万 t)	19,200	21,300	22,300	24,700	16.0%
一般廃棄物に係る再生利用量	586	786	916	940	19.6%
産業廃棄物に係る再生利用量	16,900	18,400	20,100	21,386	16.2%
再使用量	300	300	300	300	0%
その他	1,414	1,814	984	2,074	14.3%
天然資源等投入量 b (万 t)	195,000	191,200	175,400	169,700	11.2%

(注) 1 環境省の資料に基づき、当省が作成した。

2 「循環利用量」は、国内で循環している再使用量及び再生利用量であり、輸出されている循環資源の量は含まない。また、「その他」欄は、廃棄物統計外の個別製品統計データにおいて把握されている循環資源の量である。

図表 2 - (1) - 循環利用率の将来推計（当省推計）

年度	実 績 値									推 計 値						22年度 目標
	平成 9	10	11	12	13	14	15	16	12年度から16年度 までの増減ポイントの 平均 (%)	17	18	19	20	21	22	
循環利用率 (%)	9.0	9.4	9.7	10.0	9.7	10.2	11.3	12.7	0.7 ポイント	13.4	14.1	14.8	15.5	16.2	16.9	14.0
(指数)	(100)	(104)	(108)	(111)	(108)	(113)	(126)	(141)								

(注) 環境省の資料に基づき、当省が作成した。

）循環資源の輸出量

財務省の「貿易統計」に記載されている品目の中から、循環資源に該当すると考えられる主な品目を抽出したところ、平成 12 年から 18 年までの輸出量の経年推移は、図表 2 - (1) のとおりである。平成 12 年から 18 年までに、古紙は約 19 倍、綿のくずは約 6 倍、プラスチックのくずは約 5 倍と、輸出量は急増している。

こうした傾向については、アジア諸国の急速な経済成長に伴う、循環資源の

需要の増大が背景にあるものと考えられる。

図表 2 - (1) - 主な循環資源の輸出量の経年推移

(単位：千 t)

区 分	年	平成12	13	14	15	16	17	18
プラスチックのくず (指 数)		147.8 (100)	195.9 (133)	261.8 (177)	356.4 (241)	444.0 (300)	570.8 (386)	722.9 (489)
スラグ (指 数)		2,902.4 (100)	2,850.6 (98)	4,820.3 (166)	4,684.9 (161)	6,384.4 (220)	7,056.7 (243)	8,557.1 (295)
亜鉛のくず (指 数)		6.6 (100)	5.3 (80)	4.5 (68)	4.2 (64)	3.6 (55)	3.9 (59)	3.2 (48)
アルミニウムのくず (指 数)		34.7 (100)	52.7 (152)	55.4 (160)	69.2 (200)	79.0 (228)	95.7 (276)	103.1 (297)
銅のくず (指 数)		110.9 (100)	156.5 (141)	236.7 (214)	307.1 (277)	329.9 (298)	424.1 (383)	411.7 (371)
鉄鋼のくず (指 数)		736.3 (100)	1,707.9 (232)	1,508.3 (205)	1,260.2 (171)	1,411.9 (192)	2,306.7 (313)	2,891.0 (393)
白金のくず (指 数)		- -	- -	0.07 (100)	0.02 (25)	0.02 (33)	0.05 (68)	0.01 (8)
中古の衣類 (指 数)		82.1 (100)	90.8 (111)	85.2 (104)	82.5 (100)	91.1 (111)	103.8 (126)	104.7 (127)
紡織用繊維のぼろ (指 数)		10.6 (100)	16.7 (158)	17.6 (167)	19.0 (180)	18.5 (175)	19.5 (185)	23.0 (217)
綿のくず (指 数)		0.04 (100)	0.02 (61)	0.15 (383)	0.46 (1195)	0.65 (1687)	0.25 (651)	0.23 (596)
古 紙 (指 数)		180.6 (100)	591.9 (328)	866.6 (480)	1,692.4 (937)	2,467.3 (1366)	3,225.2 (1785)	3,348.3 (1854)
合 計 (指 数)		4,212.1 (100)	5,668.3 (135)	7,856.6 (187)	8,476.5 (201)	11,230.4 (267)	13,806.7 (328)	16,165.2 (384)

(注) 財務省「貿易統計」に基づき、当省が作成した。

(2) 廃棄物処理法に基づく施策の現況

【要 旨】

廃棄物処理法は、「廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ること」を目的として、昭和 45 年 12 月に制定され、46 年 9 月に施行された。

廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成 13 年環境省告示 34 号。以下「廃棄物処理法に基づく基本方針」という。）では、排出抑制（リデュース）に関し、一般廃棄物及び産業廃棄物の排出量(注 1)の減量について、平成 9 年度を基準とした 17 年度の間目標及び 22 年度の最終目標が定められている。また、再生利用（リサイクル）に関し、一般廃棄物及び産業廃棄物の再生利用量(注 2)及び再生利用率(注 3)について、平成 9 年度を基準とした 17 年度の間目標及び 22 年度の最終目標が定められている。

今回、廃棄物処理法に基づく施策について、廃棄物等の排出抑制(リデュース)、再生利用（リサイクル）及び適正処理の取組の現況を把握した結果は、次のとおりである。

(注 1) 廃棄物処理法に基づく基本方針における排出量は、計画収集量、直接搬入量及び集団回収量の合計

(注 2) 再生利用量は、直接資源化量、中間処理後再生利用量及び集団回収量の合計

(注 3) 再生利用率 = 再生利用量 / 排出量 × 100

ア 発生抑制（リデュース）の現況

（一般廃棄物の排出量）

廃棄物処理法に基づく基本方針では、一般廃棄物の排出量について、平成 9 年度（排出量 5,300 万 t）を基準とした 17 年度の間目標及び 22 年度の最終目標がそれぞれ、5,100 万 t、4,900 万 t と定められている。そこで、基準年度である 9 年度から 17 年度までの、一般廃棄物の排出量の推移を環境省の資料により把握したところ、17 年度は 5,273 万 t であり、目標未達成の状態を横ばいとなっている。

当省が今後の排出量の推移について、環境省の資料を基に、平成 13 年度から 17 年度までの排出量の増減率の平均から将来の排出量を推計したところ、22 年度の最終目標の達成は厳しい状況となっている。

（産業廃棄物の排出量）

廃棄物処理法に基づく基本方針では、産業廃棄物の排出量について、平成 9

年度（排出量 4 億 1,000 万 t）を基準とした 17 年度の中間目標及び 22 年度の最終目標がそれぞれ、4 億 3,900 万 t、4 億 5,800 万 t と定められている。そこで、基準年度である 9 年度から 16 年度までの、産業廃棄物の排出量の推移を環境省の資料により把握したところ、いずれの年度における排出量も、17 年度の中間目標及び 22 年度最終目標の数値内で推移している（16 年度は 4 億 1,716 万 t）。

（減量化施策と減量効果の発現状況の相関関係）

当省において、全国の 202 市町村(注 1)を対象に、一般廃棄物の排出量の 7 割を占める家庭から排出される一般廃棄物（以下「家庭系ごみ」という。）の排出量（注 2）の現況及び各市町村において実施されている家庭系ごみの減量化施策（12 施策）の実施率を調査したところ、減量化の目標値の設定を行っている市町村は 161 市町村（79.7%）と主要施策の中で最も実施率が高く、以下、実施率の高い施策の順に、生ごみ処理機等購入助成制度の導入（77.2%）、ごみ組成分析の実施（64.9%）、レジ袋対策の推進（51.5%）、不用品交換の支援（51.5%）となっている。

次に、調査対象市町村による減量化施策の実施状況とそれに伴う減量効果の発現状況の相関関係を分析するため、各施策の別に、当該施策を実施している市町村における、平成 9 年度と 16 年度の 1 人 1 日当たりの家庭系ごみの排出量の増減率を把握した。減量化の進展は複数の施策の複合的効果であることに留意する必要があるが、ごみ処理の有料化を実施している市町村（72.9%）を始め、ごみ非常事態宣言を実施している市町村（70.0%）、ごみ減量化キャンペーンを実施している市町村（68.1%）、廃棄物減量等推進員制度を実施している市町村（66.7%）の順に、高い割合で減量効果の発現（平成 16 年度の排出量が 9 年度の排出量より減少）がみられた。

これら上位の各施策は、経済的なインセンティブや、地域を挙げての意識啓発・意識改革を通じて、調理くずや食べ残しなど生ごみの排出抑制や水切り、買物袋（マイバッグ）の持参、過剰包装の拒否、詰め替え商品の利用、量り売りやばら売り商品の購入など、家庭系ごみの減量につながる消費者の具体的な行動を促進しているものと考えられる。

（注 1） 当省が実地に調査を行った 204 市区町村から、2 特別区を除いたもの

（注 2） 家庭系ごみ排出量は、家庭系ごみに係る計画収集量、直接搬入量及び自家処理量の合計

イ 再生利用（リサイクル）の現況

（一般廃棄物の再生利用量等）

廃棄物処理法に基づく基本方針では、一般廃棄物の再生利用量及び再生利用率について、平成9年度（再生利用量590万t、再生利用率11%）を基準とした17年度の間目標が再生利用量1,000万t、再生利用率20.0%と、また、22年度の最終目標が再生利用量1,200万t、再生利用率24.0%と定められている。そこで、基準年度である平成9年度から17年度までの、一般廃棄物の再生利用量及び再生利用率の推移を環境省の資料により把握したところ、17年度は再生利用量が1,002万t、再生利用率が19.0%であり、再生利用量は17年度目標を達成し、また、再生利用率は未達成となっている。

当省が今後の一般廃棄物の再生利用量及び再生利用率の推移について、環境省の資料を基に、平成13年度から17年度までの排出量の増減率の平均から将来の再生利用量及び再生利用率を推計したところ、再生利用量、再生利用率ともに22年度の最終目標は達成される可能性がある。

（産業廃棄物の再生利用量等）

廃棄物処理法に基づく基本方針では、産業廃棄物の再生利用量及び再生利用率について、平成9年度（再生利用量1億6,800万t、再生利用率41%）を基準とした17年度の間目標が再生利用量2億500万t、再生利用率47.0%と、また、22年度の最終目標が再生利用量2億1,700万t、再生利用率47.0%と定められている。そこで、基準年度である平成9年度から16年度までの、産業廃棄物の再生利用量及び再生利用率の推移を環境省の資料により把握したところ、16年度は再生利用量が2億1,386万t、再生利用率が51.3%であり、いずれも増加傾向にあり、既に17年度の間目標は達成されている。

ウ 適正処理の現況

廃棄物処理法第6条の3では、市町村の一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし、その適正な処理が全国各地で困難となっていると認められるものとして環境大臣が指定するもの（以下「適正処理困難物」という。）について、市町村は、当該製品、容器等の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、必要な協力を求めることができるとされている。これを受けて、平成18年度時点においては、廃ゴムタイヤ、廃テレビ受像器、廃電気冷蔵庫及び廃スプリングマットレスの4品目が適正処理困難物に指定されている。

このうち、スプリングマットレスについては、平成6年の指定を受けて、製造事業者等の業界団体において回収・処理の仕組みの構築に向けた検討が行われているが、結論が得られていない。

（市区町村による一般廃棄物の処理の実態）

一般廃棄物として排出される主要品目について市区町村による処理の実態

を把握するため、当省において、全国の 565 市区町村(注)を対象に 176 品目の廃棄物の収集状況を、また、このうち市区町村による収集が行われていない品目について、その理由を調査した。その結果、調査対象市区町村の 50%以上において収集が行われていない品目が 27 品目みられた。収集が行われていない割合が高い品目は、農薬(97.3%)を始め、オートバイ(95.8%)、小型ガスボンベ(94.5%)、消火器(93.6%)、エンジンオイル(93.6%)の順となっている。また、市区町村により収集が行われない品目については、当該市区町村では、専門の民間処理事業者等に引取りを依頼するよう住民に対し周知・指導を行っているものの、その最終的な処理の実態については十分に把握されていない。

(注) 当省が実地に調査を行った 204 市区町村及び郵送等調査を行った 361 市区町村

【制度の概要】

廃棄物処理法は、「廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ること」を目的として、昭和45年12月に制定され、46年9月に施行された。また、同法は、以下のとおり、廃棄物の定義、市町村及び事業者の責務、廃棄物処理事業者に対する許可、廃棄物処理施設の設置許可等を定めている。

廃棄物の定義

）廃棄物

汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）

）一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物

）産業廃棄物

- ・ 事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物
- ・ 輸入された廃棄物

廃棄物の処理責任

）一般廃棄物

市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（一般廃棄物処理計画）に従つて、その区域内における一般廃棄物の収集、運搬及び処分を行わなければならない。

）産業廃棄物

事業者は、その廃棄物を自ら処理しなければならない。

廃棄物の処理に係る規制

）一般廃棄物

一般廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。

一般廃棄物処理施設を設置しようとする者は、当該施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

）産業廃棄物

産業廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

産業廃棄物処理施設を設置しようとする者は、当該施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

図表 2 - (2) 制度の概要図

<p>国の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針の策定 廃棄物処理施設整備計画の策定 処理基準の設定 施設基準の設定 委託基準の設定 技術開発 	
<p>廃棄物の分類</p>	<p>汚物又は不要物であって固形状または液状のもの（放射性物質等を除く）</p>	
<p>廃棄物処理に係る主な規制</p>	<p>一般廃棄物：産業廃棄物以外の廃棄物（家庭から排出されるごみ等）</p> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>市町村 処理責任</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物処理計画の策定 一般廃棄物処理計画に従ってその区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに処理しなければならない 一般廃棄物処理基準に従い一般廃棄物の処理を行う </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; font-size: small; margin-right: 5px;">許可 報告徴収及び立入検査 改善命令 措置命令等</div> <div style="font-size: 2em; margin-right: 5px;">→</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>一般廃棄物処理業者</p> <ul style="list-style-type: none"> 区域ごとに許可を受けなければならない 一般廃棄物処理基準の遵守 再委託の禁止 名義貸しの禁止 </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; font-size: small; margin-right: 5px;">許可 報告徴収及び立入検査 改善命令 措置命令等</div> <div style="font-size: 2em; margin-right: 5px;">→</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>一般廃棄物処理施設設置者</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置、譲渡等の許可を受けなければならない </div> </div>	<p>産業廃棄物：事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類等</p> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>排出事業者 処理責任</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物を自ら処理しなければならない 運搬されるまでの間の保管基準の遵守 産業廃棄物処理基準の遵守 委託に係る責任 委託基準の遵守 </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; font-size: small; margin-right: 5px;">許可 報告徴収及び立入検査 改善命令 措置命令等</div> <div style="font-size: 2em; margin-right: 5px;">→</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>産業廃棄物処理業者</p> <ul style="list-style-type: none"> 区域ごとに許可を受けなければならない 産業廃棄物処理基準の遵守 再委託の禁止 名義貸しの禁止 </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; font-size: small; margin-right: 5px;">許可 報告徴収及び立入検査 改善命令 措置命令等</div> <div style="font-size: 2em; margin-right: 5px;">→</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>産業廃棄物処理施設設置者</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置、譲渡等の許可を受けなければならない </div> </div>

（注） 環境省の資料に基づき、当省が作成した。

ア 発生抑制（リデュース）の現況

(ア) 把握する内容及び手法

廃棄物処理法に基づく基本方針では、排出抑制（リデュース）に関し、一般廃棄物及び産業廃棄物の排出量の減量について、平成 9 年度を基準とした 17 年度の中間目標及び 22 年度の最終目標が定められている。そこで、これら排出量の減量の目標の達成度合いを把握した。

また、当省において、全国の 202 市町村を対象に、各市町村における一般廃棄物の排出量の現況と一般廃棄物の減量化施策の実態を調査し、これらに基づき、減量化施策と一般廃棄物の減量効果の発現状況との相関関係を分析した。さらに、減量化施策のうちごみ処理の有料化施策について、手数料の徴収方式及び有料化の対象ごみの範囲と減量効果の発現状況との相関関係等を分析した。

(イ) 把握した結果

）一般廃棄物の排出量の減量の目標の達成度合い

廃棄物処理法に基づく基本方針では、一般廃棄物の排出量について、平成 9 年度（排出量 5,300 万 t）を基準とした 17 年度の中間目標及び 22 年度の最終目標がそれぞれ、5,100 万 t、4,900 万 t と定められている。

基準年度である平成 9 年度から 17 年度までの、一般廃棄物の排出量の推移は、図表 2 - (2) - のとおりであり、目標未達成の状態で横ばいとなっている。また、一般廃棄物の排出源をみると、家庭系ごみが約 7 割、事業所から排出される一般廃棄物（以下「事業系ごみ」という。）が約 3 割となっている。

図表 2 - (2) - 一般廃棄物の排出量の経年推移

(単位：万t、%)

区 分 \ 年 度	平成 9	10	11	12	13	14	15	16	17	中間目標 (17)	最終目標 (22)
一般廃棄物排出量	5,310	5,361	5,370	5,483	5,468	5,420	5,427	5,338	5,273	5,100	4,900
(指 数)	(100)	(101)	(101)	(103)	(103)	(102)	(102)	(101)	(99)	-	-
家庭系ごみ	3,712	3,599	3,622	3,684	3,738	3,712	3,732	3,684	3,648	-	-
(指 数)	(100)	(97)	(98)	(99)	(101)	(100)	(101)	(99)	(98)	-	-
割 合	69.9	67.1	67.4	67.2	68.4	68.5	68.8	69.0	69.2	-	-
事業系ごみ	1,598	1,761	1,748	1,799	1,730	1,708	1,695	1,654	1,625	-	-
(指 数)	(100)	(110)	(109)	(113)	(108)	(107)	(106)	(104)	(102)	-	-
割 合	30.1	32.8	32.6	32.8	31.6	31.5	31.2	31.0	30.8	-	-

- (注) 1 環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」に基づき、当省が作成した。
 2 指数は、平成 9 年度を 100 としたときの数値である。
 3 割合は、一般廃棄物排出量に占める家庭系ごみ又は事業系ごみの排出量の割合である。
 4 廃棄物処理法に基づく基本方針における排出量は、計画収集量、直接搬入量及び集団回収量の合計であり、本表では、集団回収量は家庭系ごみに計上している。

当省において、一般廃棄物の約 7 割を占める家庭系ごみについて、全国 6 都市を対象に実施された組成分析の結果（環境省「容器包装廃棄物の使用・排出実態調査」による。）を使用し、平成 11 年度から 16 年度までの組成別排出量の推移を推計した。その結果、16 年度の家庭系ごみの組成は、図表 2 - (2) - のとおり、生ごみが 32.4%、新聞・雑誌類が 26.0%、容器包装廃棄物が 24.2%、その他のごみが 17.4%であった。

また、組成別の排出量の推移をみると、生ごみは平成 14 年度以降、減少傾向となっている。この点については、家庭系ごみの中でも生ごみは、家庭において減量化の取組を行いやすいことが要因の一つとなっているものと考えられる。

図表 2 - (2) - 家庭系ごみの組成別排出量の経年推移（乾重量ベース）（当省推計）

（単位：万 t、％）

区 分	年 度					
	平成11	12	13	14	15	16
生 ご み	1,188	1,236	1,247	1,186	1,132	1,073
割合	36.6	37.8	37.1	35.5	33.6	32.4
容器包装廃棄物	789	806	800	811	813	803
割合	24.3	24.7	23.8	24.3	24.2	24.2
新聞・雑誌類	757	790	849	869	889	860
割合	23.3	24.2	25.3	26.0	26.4	26.0
そ の 他	509	435	466	477	531	576
割合	15.7	13.3	13.9	14.3	15.8	17.4
家庭系ごみ計	3,243	3,267	3,362	3,343	3,365	3,312
割合	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

（注）1 環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」及び「容器包装廃棄物の使用・排出実態調査報告書」に基づき、当省が作成した。

- 2 粗大ごみ及び集団回収量を除く。
- 3 割合は、家庭系ごみ計に占める割合を示す。

当省において、最終目標の達成に向けた、今後の排出量の推移を予測するため、平成 13 年度から 17 年度までの排出量の増減率の平均（0.9%減）から将来の排出量を推計したところ、図表 2 - (2) - のとおり、22 年度最終目標の達成は厳しい状況となっている。

図表 2 - (2) - 一般廃棄物の排出量の将来推計（当省推計）

（単位：万 t、％）

区 分	年 度						推計値 22	最終目標 (22年度)
	実 績 値							
	平成13	14	15	16	17	13年度から17 年度までの 増減率の平均		
一般廃棄物排出量	5,468	5,420	5,427	5,338	5,273	0.9	5,040	4,900

（注） 環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」に基づき、当省が作成した。

）産業廃棄物の排出量の減量の目標の達成度合い

廃棄物処理法に基づく基本方針では、産業廃棄物の排出量について、平成 9 年度（排出量 4 億 1,000 万 t）を基準とした 17 年度の中間目標及び 22 年度最終目標がそれぞれ、4 億 3,900 万 t、4 億 5,800 万 t と定められている。

基準年度である平成 9 年度から 16 年度までの、産業廃棄物の排出量の推移は、

図表 2 - (2) - のとおりであり、17 年度の間目標及び 22 年度の最終目標値内で推移している。

図表 2 - (2) - 産業廃棄物の排出量の経年推移

(単位：万 t、%)

区 分 \ 年 度	平成 9	10	11	12	13	14	15	16	中間目標 (17)	最終目標 (22)
産業廃棄物排出量	41,485	40,849	39,980	40,604	40,024	39,323	41,162	41,716	43,900	45,800
(指 数)	(100)	(98)	(96)	(98)	(96)	(95)	(99)	(101)	-	-

(注) 1 環境省「産業廃棄物排出・処理状況調査報告書」に基づき、当省が作成した。

2 指数は、平成 9 年度を 100 としたときの数値である。

) 一般廃棄物(家庭系ごみ)の減量化施策と減量効果の発現状況の相関関係

一般廃棄物の約 7 割を占める家庭系ごみについて、地方公共団体による減量化施策の実施状況とそれに伴う減量効果の発現状況との相関関係を分析するため、当省において、全国の 202 市町村を対象に調査を実施した。なお、特別区については、特別区ごとの排出量が把握できないため、対象から除外した。

a) 家庭系ごみ排出量の増減率

平成 9 年度と 16 年度の間 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量(注)の増減率は、図表 2 - (2) - のとおりであり、排出量が増加した市町村と減少した市町村が同数となっている。

(注) 家庭系ごみ排出量は、家庭系ごみに係る計画収集量、直接搬入量及び集団回収量の合計

b) 家庭系ごみの減量のための主要施策

また、家庭系ごみの減量のための主要施策について、調査対象市町村に対し、実施の有無を調査したところ、最も実施率が高いのは、減量化の目標値の設定 161 市町村 (79.7%) であり、以下、実施率の高い施策の順に、生ごみ処理機等購入助成制度の導入 156 市町村 (77.2%)、ごみ組成分析の実施 131 市町村 (64.9%)、レジ袋対策の推進 104 市町村 (51.5%)、不用品交換の支援 104 市町村 (51.5%) となっている。

c) 減量化施策と減量効果の発現状況の相関関係

調査対象市町村における各施策の別に、平成 9 年度と 16 年度の 1 人 1 日当たりの家庭系ごみの排出量の増減率を把握したところ、減量化の進展は複数の施策の複合的効果であることに留意する必要があるが、ごみ処理の有料化を実施している市町村 (72.9%) を始め、ごみ非常事態宣言を実施している市町村 (70.0%)、ごみ減量キャンペーンを実施している市町村 (68.1%)、廃棄物減量等推進員制度を実施している市町村 (66.7%) の順に、高い割合

で減量効果の発現（平成 16 年度の排出量が 9 年度の排出量より減少）がみられた。

これら上位の各施策は、経済的なインセンティブや地域を挙げての意識啓発・意識改革を通じて、調理くずや食べ残しなど生ごみの発生抑制や水切り、買物袋（マイバッグ）の持参、過剰包装の拒否、詰め替え商品の利用、量り売りやばら売り商品の購入など、家庭系ごみの減量につながる消費者の具体的な行動を促進しているものと考えられる。

図表 2 - (2) - 市町村による家庭系ごみ減量化施策と 1 人 1 日当たりの家庭系ごみの減量効果

(単位：市町村数、%)

増減率	市町村数	主な家庭系ごみ減量化施策											
		平成10年度から15年度までに有料化を実施	ごみ非常事態宣言	ごみ減量化キャンペーンの実施	廃棄物減量等推進員の設置	不用品交換の支援	エコショップ認定制度	廃棄物減量等推進審議会の設置	アンケート調査の実施	レジ袋対策の推進	ごみ組成分析の実施	減量化目標値の設定	生ごみ処理機等購入助成制度の導入
10%以上の減少	45	23	4	11	24	30	14	21	9	21	33	34	32
割合	22.3	47.9	40.0	23.4	33.3	28.8	20.6	24.4	17.6	20.2	25.2	21.1	20.5
10%未満の減少	56	12	3	21	24	34	27	30	21	40	41	54	45
割合	27.7	25.0	30.0	44.7	33.3	32.7	39.7	34.9	41.2	38.5	31.3	33.5	28.8
小計	101	35	7	32	48	64	41	51	30	61	74	88	77
割合	50.0	72.9	70.0	68.1	66.7	61.5	60.3	59.3	58.8	58.7	56.5	54.7	49.4
10%未満の増加	51	7	2	7	12	23	16	20	9	24	34	38	40
割合	25.2	14.6	20.0	14.9	16.7	22.1	23.5	23.3	17.6	23.1	26.0	23.6	25.6
10%以上の増加	50	6	1	8	12	17	11	15	12	19	23	35	39
割合	24.8	12.5	10.0	17.0	16.7	16.3	16.2	17.4	23.5	18.3	17.6	21.7	25.0
小計	101	13	3	15	24	40	27	35	21	43	57	73	79
割合	50.0	27.1	30.0	31.9	33.3	38.5	39.7	40.7	41.2	41.3	43.5	45.3	50.6
合計	202	48	10	47	72	104	68	86	51	104	131	161	156
割合	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(注) 1 環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」及び当省の調査結果による。

2 割合は、各施策を実施している市町村数の合計に占める増減率の区分ごとの市町村数の割合を表す。

3 ア 有料化：有料のごみ収集指定袋や納入通知書等を用いて、一般廃棄物の処理に係る手数料を排出者から徴収する施策

イ ごみ非常事態宣言：焼却施設の老朽化、最終処分場のひっ迫等、当該地方公共団体のごみ処理能力の限界を訴え、ごみ問題に対する住民の危機意識を高める施策

ウ ごみ減量化キャンペーン：スローガンを掲げ、1日当たりのごみの削減目標を立てるなど、地域を挙げて具体的なごみの減量化の取組を呼びかける施策

エ 廃棄物減量等推進員制度：廃棄物処理法第5条の8に基づき、市町村による一般廃棄

物の減量のための施策への協力等の活動を行う廃棄物減量等推進員を委嘱する制度

オ アンケート調査の実施：ごみの減量化に関する住民アンケートを実施し、住民意識を把握する施策

カ 廃棄物減量等推進審議会制度：廃棄物処理法第5条の7に基づき、市町村が、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるために、廃棄物減量等推進審議会を設置する制度

キ 不用品交換の支援：住民間での不用品交換を促進するため、フリーマーケットの開催や不用品交換情報の提供などを行政が率先して推進、支援する施策

ク エコショップ認定制度：マイバッグ運動の呼びかけ、簡易包装の推進などごみ減量化に向けた取組を行うスーパーマーケットなどを、環境に優しい店（エコショップ）として認定し、住民に周知する施策

ケ レジ袋対策の推進：マイバッグ運動の呼びかけやレジ袋持参者へのポイント付与等のレジ袋の削減に向けた取組を行う施策

コ ごみ組成分析の実施：収集された一般廃棄物のごみの質を測定、分析し、当該市町村におけるごみの現状を把握する施策

サ 減量化目標値の設定：将来の排出量の減量化の目標値を一般廃棄物処理計画等において設定し、目標の達成を目指して減量化を図る施策

シ 生ごみ処理機等購入助成制度の導入：電動生ごみ処理機、生ごみ処理容器（コンポスト）の導入支援策として購入費の補助を行う施策

4 有料化施策については、平成9年度と16年度の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の増減率をもって減量効果の発現状況を把握することとしたため、平成10年度から15年度までにごみ処理の有料化施策を導入した48市町村（図表2-(2)- ）のみを対象とした。それ以外の施策については、導入時期を特定できなかったため、調査時点で当該施策を実施しているすべての市町村を対象とした。

図表2-(2)- ごみ処理の有料化施策の導入状況

（単位：市町村数、％）

区 分	有料化実施の時期	市町村数	割 合
有料化を実施している	平成9年度以前に導入	39	19.3
	平成10から15年度までに導入	48	23.8
	平成16年度以降に導入	16	7.9
有料化を実施していない		99	49.0
合 計		202	100.0

（注） 当省の調査結果による。

調査対象市町村のうち、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量が10%以上減少した45市町村の減量化施策の現況は、図表2-(2)- のとおりであり、多様な

施策を組み合わせることで実施することにより、ごみの減量に成果を上げている事例がみられる。

図表 2 - (2) - 市町村による家庭系ごみ減量化施策と 1 人 1 日当たりの家庭系ごみの減量効果（10%以上減量した 45 市町村の現況）

NO.	区分	1 人 1 日 当 ち 排 出 の 量			家庭系ごみ減量化施策実施状況											
		平成 9 年 (g/人日)	平成 16 年 (g/人日)	減少率 (%)	有料化	ごみ非常事態宣言	ごみ減量化キャンペーンの実施	廃棄物減量等推進員の設置	アンケート調査の実施	減量化目標値の設定	ごみ組成分析の実施	廃棄物減量等推進審議会の設置	不用品交換の支援	生ごみ処理機等購入助成制度の導入	レジ袋対策の推進	エコシヨップ認定制度
1	町	888	470	47.1												
2	市	1,284	754	41.3												
3	町	701	447	36.2												
4	村	829	551	33.6												
5	町	915	611	33.3												
6	市	917	626	31.7												
7	市	813	556	31.7												
8	市	992	703	29.1												
9	町	761	542	28.8												
10	村	938	673	28.3												
11	市	707	512	27.7												
12	町	380	275	27.7												
13	市	1,077	783	27.3												
14	市	634	466	26.5												
15	政	1,086	804	26.0												
16	市	793	595	24.9												
17	市	840	637	24.2												
18	町	952	742	22.1												
19	政	937	730	22.1												
20	市	870	683	21.5												
21	市	772	613	20.7												
22	政	999	802	19.7												
23	市	843	683	19.0												
24	市	832	680	18.2												
25	市	863	710	17.8												
26	政	908	754	17.0												
27	市	1,037	864	16.6												
28	市	910	759	16.6												
29	市	945	790	16.4												
30	町	668	560	16.1												
31	市	896	758	15.4												
32	市	931	802	13.8												
33	市	920	796	13.5												
34	政	1,133	991	12.6												
35	市	816	713	12.6												
36	市	850	745	12.3												
37	町	1,039	912	12.2												
38	市	806	714	11.3												
39	市	781	692	11.3												
40	市	924	824	10.9												
41	市	826	737	10.8												
42	市	774	691	10.8												
43	政	894	799	10.6												
44	政	903	808	10.5												
45	市	742	668	10.0												
合 計					31	4	11	24	9	34	33	21	30	32	21	14

(注) 1 環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」及び当省の調査結果による。

2 「有料化」の欄において、「」は平成 10 年度から 15 年度までの間にごみ処理の有料化

を導入したものを表す。「 」は平成9年度以前又は16年度以降にごみ処理の有料化を導入したものを表す。

3 四捨五入のため、数値が一致しない場合がある。

ごみ減量化に向けて効果を上げている推奨的な事例を以下で紹介する。

【川崎市の事例】

川崎市では、平成2年6月にごみ非常事態宣言を発表して以来、廃棄物減量等推進員制度の導入やエコショップの認定、生ごみ処理機等の購入補助、空き缶、空きびん、ペットボトル等の資源物の市内全域収集の段階的施行、再利用品交換情報誌「エコー」の発行などの施策を矢継ぎ早に実施し、ごみの減量化に取り組んできた。その結果、1人1日当たりの家庭系ごみの排出量は、平成9年度に1,086g/人日であったものが、12年度には1,026g/人日、16年度には804g/人日へと減少した。

【名古屋市の事例】

名古屋市では、平成9年度にごみ排出量が年間100万tを超え、施設の焼却能力や埋立容量がひっ迫するなど、ごみの減量化が喫緊の課題となった。このような状況を受け、平成11年2月にごみ非常事態宣言を発表し、住民、事業者に対し、ごみ処理の危機的な現状を伝えるとともに、「20世紀中に20%、20万tのごみ減量」の目標を掲げ、ごみ減量化に向けた協働を呼びかけた。あわせて、紙製容器包装廃棄物、プラスチック製容器包装等の資源回収の開始、ごみ収集指定袋(収集手数料は含まない。)制の導入などの取組を実施した。その結果、1人1日当たりの家庭系ごみの排出量は、平成11年度に1,027g/人日であったものが、12年度には889g/人日、16年度には802g/人日へと減少した。

また、平成14年5月に「脱レジ袋宣言」を行い、容器包装廃棄物に対する意識改革を促したことに続いて、15年10月からレジ袋の削減に対する経済的なインセンティブとして、「エコクーびょん」制度を導入した。同制度は、マイバッグなどを持参し、レジ袋等を断るなどの環境に優しい行動をする度に付与されるポイントを集めると、買物券として利用できる制度である。

) 一般廃棄物(家庭系ごみ)に係る有料化施策の手法と減量効果の発現状況の相関関係等

一般廃棄物の減量効果の発現状況との相関関係が強いと考えられるごみ処理の有料化施策について、当省において、平成10年度から15年度までにごみ処

理の有料化施策を導入した48市町村(図表2-(2)-)を対象に、ごみ処理の有料化の手法と減量効果の発現状況の相関関係を分析した。

a) 有料化施策に係るごみ処理手数料の徴収方式

現在、地方公共団体が導入している有料化施策に係るごみ処理手数料の徴収方式には定額制と従量制があるが、当省調査の対象市町村はいずれも従量制を採用しており、定額制を導入している市町村はみられなかった。

調査対象市町村が採用している従量制の徴収方式は、単純従量制(有料でごみ処理指定袋等を購入する方式)、超過従量制(一定枚数のごみ処理指定袋等を無料で配布し、超過する分について、有料で指定袋等を購入する方式)、二段階従量制(一定枚数まではごみ処理指定袋等を低額で購入できるが、超過する分については、より高額で購入する方式)の3方式に大別できるが、大半の市町村は単純従量制が採用されている。

調査対象市町村における、平成9年度と16年度の間1人1日当たりの家庭系ごみの排出量の増減率を、従量制の徴収方式の別にみると、図表2-(2)- のとおりである。なお、従量制の徴収方式と減量効果の発現状況との相関関係については、サンプル数が少ないため、評価は難しい。

図表2-(2)- ごみ処理手数料の徴収方式別の排出量の増減

(単位：市町村数、%)

区分	徴収方式	家庭系ごみ排出量(1人1日当たり)の増減				合計
		10%以上減少	10%未満減少	10%未満増加	10%以上増加	
平成10年度から15年度の間有料化を実施した市町村	単純従量制	21	11	5	6	43
	割合	48.8	25.6	11.6	14.0	100.0
	超過従量制	1	1	1	0	3
	割合	33.3	33.3	33.3	0.0	100.0
	二段階従量制	1	0	1	0	2
	割合	50.0	0.0	50.0	0.0	100.0
	合計	23	12	7	6	48
	割合	47.9	25.0	14.6	12.5	100.0

(注)1 当省の調査結果による。

2 割合は、各徴収方式を採用している市町村数の合計に占める、増減率の区分ごとの市町村数の割合である。

b) 有料化施策の対象ごみの範囲

調査対象市町村の有料化施策の対象ごみの範囲を調査したところ、「可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみのすべて」、「可燃ごみ及び不燃ごみ」、「可燃ごみ及

び資源ごみ」、「可燃ごみのみ」の4つの類型がみられた。このうち「可燃ごみ及び資源ごみ」を有料化施策の対象ごみとする市町村は、2市町村と少なかった。

調査対象市町村における、平成9年度と16年度間の1人1日当たりの家庭系ごみの排出量の増減率を、有料化の対象ごみ範囲の別にみると、図表2-(2)- のとおりである。減量効果の発現(平成16年度の排出量が9年度の排出量より減少していること)がみられる市町村の割合は、「可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみのすべて」を有料化している市町村が84.6%、「可燃ごみ及び不燃ごみ」を有料化している市町村が79.2%と高く、「可燃ごみのみ」を有料化している市町村は44.4%と低い。こうした傾向については、「可燃ごみのみ」を有料化している市町村の場合、不燃ごみ及び資源ごみの減量化の経済的なインセンティブが働かないこと、また、本来、可燃ごみとして排出されるべきものが処理手数料のかからない不燃ごみや資源ごみに混入して排出される場合があることが要因となっているものと考えられる。

図表2-(2)- 有料化の対象ごみの範囲の類型別の排出量の増減

(単位：市町村数、%)

区分	有料化の対象ごみ	家庭系ごみ排出量(1人1日当たり)の増減				合計
		10%以上減少	10%未満減少	10%未満増加	10%以上増加	
平成10～15年度間に有料化を実施した市町村	可燃・不燃・資源	9	2	2	0	13
	割合	69.2	15.4	15.4	0.0	100.0
	可燃・不燃	13	6	2	3	24
	割合	54.2	25.0	8.3	12.5	100.0
	可燃・資源	0	1	1	0	2
	割合	0.0	50.0	50.0	0.0	100.0
	可燃	1	3	2	3	9
	割合	11.1	33.3	22.2	33.3	100.0
	合計	23	12	7	6	48
	割合	47.9	25.0	14.6	12.5	100.0

(注)1 当省の調査結果による。

2 割合は、類型別の市町村数の合計に占める増減率の区分ごとの市町村数の割合である。

c) ごみ処理の有料化施策の減量効果の持続性

ごみ処理の有料化施策の減量効果の持続性を分析するため、各調査対象市町村の㊦ごみ処理の有料化施策の導入時の前年度と翌年度間の1人1日当たりの家庭系ごみの排出量の増減率を調査し、㊧平成9年度と16年度間の1人1日当たりの家庭系ごみの排出量の増減率の調査結果と比較した。

その結果、図表2-(2)- のとおり、上記㊦については、排出量が減少し

た市町村の割合は 85.4%、このうち、10%以上減少した市町村の割合は 58.3%であったのに対し、上記①については、排出量が減少した市町村の割合は 72.9%、このうち、10%以上減少した市町村の割合は 47.9%に低下した。

こうした傾向について、上記⑦の数値に関しては、導入の前年度における駆け込み排出と導入の翌年度における反動減が含まれている可能性が考えられる。また、上記①の数値に関しては、ごみ処理の有料化施策の導入後、年月が経過するに従い、導入当初のインパクトが次第に薄れ、減量化への取組意識が逡減する、いわゆるリバウンドが発生していることが考えられる。この点に関連して、調査対象市町村からは、有料化施策の導入は不法投棄を増加させる可能性があり、有料化施策の導入と併せて、ごみの減量化の目的や必要性について住民に対する十分な啓発が必要であるとの意見があった。

図表 2 - (2) - ごみ処理の有料化施策の短期的・長期的の減量効果の発現状況

(単位：市町村数、%)

区 分	10%以上減少		10%未満減少		10%未満増加		10%以上増加		合 計	
	減 少	割 合	減 少	割 合	増 加	割 合	増 加	割 合	合 計	割 合
平成10年度から15年度間に有料化を実施した市町村	28	58.3	13	27.1	5	10.4	2	4.2	48	100.0
	23	47.9	12	25.0	7	14.6	6	12.5	48	100.0

(注) 1 当省の調査結果による。

2 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の増減の状況を表す。

イ 再生利用（リサイクル）の現況

(ア) 把握する内容及び手法

廃棄物処理法に基づく基本方針では、再生利用（リサイクル）に関して、一般廃棄物及び産業廃棄物の再生利用量(注1)及び再生利用率(注2)について、平成9年度を基準とした17年度の間目標及び22年度の最終目標が定められている。そこで、これら再生利用量及び再生利用率の目標の達成度合いを把握した。

また、発生抑制（リデュース）及び再生利用（リサイクル）の双方の観点からは、廃棄物の排出量の総量を抑制しつつ、資源ごみとして排出されるべき廃棄物が適正に分別排出され、その結果、再生利用量の増加につながることを望まれる。この点に関連して、当省において、全国の202市町村を対象に、資源ごみに係る有料化施策の実施の有無と、分別排出された資源ごみの再生利用量を調査し、これらに基づき、資源ごみの有料化施策と再生利用量の増大効果との相関関係を分析した。

(注1) 再生利用量は、直接資源化量、中間処理後再生利用量及び集団回収量の合計

(注2) 再生利用率 = 再生利用量 / 排出量 × 100

(イ) 把握した結果

) 一般廃棄物の再生利用量及び再生利用率の目標の達成度合い

廃棄物処理法に基づく基本方針では、一般廃棄物の再生利用量及び再生利用率について、平成9年度(再生利用量590万t、再生利用率11%)を基準とした17年度の間目標が再生利用量1,000万t、再生利用率20.0%と、また、22年度の最終目標が再生利用量1,200万t、再生利用率24.0%と定められている。

基準年度である平成9年度から17年度までの間における、一般廃棄物の再生利用量及び再生利用率の推移は、図表2-(2)- のとおりであり、再生利用量は17年度の間目標を達成し、また、再生利用率は未達成となっている。

図表2-(2)- 一般廃棄物の再生利用量及び再生利用率の経年推移

(単位:万t、%)

区 分	年 度									中間目標 (17)	最終目標 (22)
	平成9	10	11	12	13	14	15	16	17		
一般廃棄物再生利用量	586	649	703	786	825	864	916	940	1,002	1,000	1,200
(指 数)	(100)	(111)	(120)	(134)	(141)	(147)	(156)	(160)	(171)	-	-
再生利用率	11.0	12.1	13.1	14.3	15.1	15.9	16.9	17.6	19.0	20.0	24.0

(注)1 環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」に基づき、当省が作成した。

2 指数は、平成9年度を100としたときの数値である。

3 再生利用率 = 再生利用量 / 排出量(前掲) × 100

最終目標の達成に向けた、今後の再生利用量及び再生利用率の推移を予測するため、一般廃棄物の排出量は平成13年度から17年度までの4か年度間の排出量の平均増減率(0.9%減)のまま推移すると仮定し、また、再生利用量は平成13年度から17年度までの4か年度間の再生利用量の平均増加率(5.0%)のまま推移すると仮定し、将来の再生利用量及び再生利用率を推計した。その結果、図表2-(2)- のとおり、再生利用量、再生利用率ともに平成22年度の間最終目標は達成される可能性がある。

図表 2 - (2) - 一般廃棄物の再生利用量及び再生利用率の将来推計（当省推計）

(単位：万 t、%)

区 分	年 度						推計値	最終目標 (22)
	実 績 値							
	平成13	14	15	16	17	13～17までの 増加率の平均	22	
一般廃棄物再生利用量	825	864	916	940	1,002	5.0	1,278	1,200
再生利用率	15.1	15.9	16.9	17.6	19.0	-	25.4	24.0

(注) 再生利用率 = 再生利用量 / 排出量 (前掲) × 100

) 産業廃棄物の再生利用量及び再生利用率の目標の達成度合い

廃棄物処理法に基づく基本方針では、産業廃棄物の再生利用量及び再生利用率について、平成9年度（再生利用量 16,800 万 t、再生利用率 41%）を基準とした17年度の間目標が再生利用量 20,500 万 t、再生利用率 47.0%と、また、22年度の最終目標が再生利用量 21,700 万 t、再生利用率 47.0%と定められている。

基準年度である平成9年度から16年度までの間における、産業廃棄物の再生利用量及び再生利用率の推移は、図表 2 - (2) - のとおりであり、いずれも増加傾向にあり、既に17年度の間目標を達成している。

図表 2 - (2) - 産業廃棄物の再生利用の経年推移

(単位：万 t、%)

区 分	年 度									中間目標 (17)	最終目標 (22)
	平成9	10	11	12	13	14	15	16			
産業廃棄物再生利用量	16,900	17,200	17,100	18,424	18,320	18,188	20,133	21,386	20,500	21,700	
(指 数)	(100)	(102)	(101)	(109)	(108)	(108)	(119)	(127)	-	-	
再生利用率	40.7	42.1	42.8	45.4	45.8	46.3	48.9	51.3	47.0	47.0	

(注) 1 環境省「産業廃棄物排出・処理状況調査報告書」に基づき、当省が作成した。

2 指数は、平成9年度を100としたときの数値である。

3 再生利用率 = 再生利用量 / 排出量 (前掲) × 100

) 資源ごみの有料化施策と再生利用量の増大効果との相関関係

資源ごみの有料化施策と再生利用量の増大効果との相関関係を分析するため、当省において、全国の202市町村を対象に、資源ごみに係る有料化施策の実施の有無と、分別排出された資源ごみの再生利用量を調査した。

分析の方法としては、調査対象市町村を「可燃ごみ又は不燃ごみが有料で資源ごみは無料」、「可燃ごみ又は不燃ごみが有料で資源ごみも有料」、「有料化を実施していない」に3分類し、平成9年度と16年度の間1人1日当たりの再生利用量の増減率を把握した。その結果、図表 2 - (2) - のとおり、再生利用

量の増大効果の発現（平成 16 年度の再生利用量が 9 年度の再生利用量より増加）がみられる市町村の割合は、「可燃ごみ又は不燃ごみが有料で資源ごみは無料」の市町村が 93.5%、「有料化を実施していない」の市町村が 86.9%、「可燃ごみ又は不燃ごみが有料で資源ごみも有料」の市町村が 82.9%となっている。

また、各区分別に、再生利用量の増大効果が発現している市町村における平成 9 年度と 16 年度間の増加率の平均をみると、「可燃ごみ又は不燃ごみが有料で資源ごみは無料」の市町村が 3.85 倍、「可燃ごみ又は不燃ごみが有料で資源ごみも有料」の市町村が 2.40 倍、「有料化を実施していない」の市町村が 2.13 倍となっている。

図表 2 - (2) - 資源ごみ処理の有料化施策と 1 人 1 日当たりの再生利用量の増減

(単位：市町村数、%)

区 分	10%以上の減少		10%未満の減少		小 計		10%未満の増加		10%以上の増加		小 計		合 計	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
可燃ごみ又は不燃ごみが 有料で資源ごみは無料	1	1.6	3	4.8	4	6.5	1	1.6	57	91.9	58	93.5	62	100.0
(指数平均)	(78.5)	-	(94.0)	-	(90.2)	-	(108.7)	-	(389.4)	-	(384.6)	-	-	-
可燃ごみ又は不燃ごみが 有料で資源ごみも有料	6	14.6	1	2.4	7	17.1	4	9.8	30	73.2	34	82.9	41	100.0
(指数平均)	(72.4)	-	(94.0)	-	(75.5)	-	(106.4)	-	(258.0)	-	(240.2)	-	-	-
有料化を実施してい ない	5	5.1	8	8.1	13	13.1	7	7.1	79	79.8	86	86.9	99	100.0
(指数平均)	(76.6)	-	(93.9)	-	(87.3)	-	(105.3)	-	(222.9)	-	(213.4)	-	-	-
合 計	12	5.9	12	5.9	24	11.9	12	5.9	166	82.2	178	88.1	202	100.0
(平均指数)	(74.7)	-	(94.0)	-	(84.3)	-	(105.9)	-	(286.4)	-	(274.3)	-	-	-

(注) 1 当省の調査結果による。

2 割合は、各区分の合計に占める割合を示す。

3 指数平均は、各市町村における平成 9 年度の再生利用量を 100 としたときの 16 年度の再生利用量の指数の平均を表す。

4 四捨五入により、数値が一致しない場合がある。

ウ 適正処理の現況

(ア) 把握する内容及び手法

廃棄物処理法第 6 条の 2 では、市町村は当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（一般廃棄物処理計画）に従って、その区域内における一般廃棄物の収集、運搬及び処分を行わなければならない旨が定められている。

また、廃棄物処理法第 6 条の 3 では、適正処理困難物について、市町村は、当該製品、容器等の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、必要な協力を求めることができることとされている。平成 18 年度時点においては、廃ゴムタイヤ、廃テレビ受像器、廃電気冷蔵庫及び廃スプリングマットレスの 4 品目が適正処理困難物

に指定されている。

そこで、当省において、一般廃棄物として排出される主要品目について市町村による処理の実態を把握するため、全国の 565 市区町村を対象に、176 品目の廃棄物の収集状況を、また、このうち市区町村による収集が行われていない品目については、その理由を調査した。対象品目の抽出に当たっては、市町村が住民向けに発行しているパンフレットに掲載されている主要なごみの品目の一覧表等を使用した。

なお、廃棄物の不法投棄の問題については、当省が平成 15 年度に実施した「産業廃棄物対策に関する行政評価・監視」において勧告が行われていることから、本評価の対象から除外した。

(http://www.soumu.go.jp/s-news/2005/051007_1.html)

ただし、特定家庭用機器廃棄物及び建設廃棄物に係る不法投棄の問題については、特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等に関する基本方針(平成 11 年環境庁・厚生省・通商産業省告示第 1 号)及び特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針(平成 13 年農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第 1 号)において、その対策が重要視されていることから、「(5) 家電リサイクル法に基づく施策の現況」及び「(7) 建設リサイクル法に基づく施策の現況」において、不法投棄の現状を取り上げることとした。

(イ) 把握した結果

(市区町村による収集が行われていない品目)

調査対象市区町村による収集が行われていない割合が高い品目は、図表 2 - (2) - のとおりであり、50%以上の市区町村において収集が行われていない品目が 27 品目みられた。また、市区町村による収集が行われていない理由の別に、調査対象市区町村により収集が行われていない割合が高い品目を分析した結果は、図表 2 - (2) - のとおりである。

市区町村による収集が行われていない品目のうち、農薬、塗料等については、民間事業者による回収ルートも確立されていない。また、市区町村による収集が行われない品目については、当該市区町村では、専門の民間処理事業者等に引取を依頼するよう住民に対し周知・指導を行っているが、その最終的な処理の実態については必ずしも把握されていない。

また、小型ガスボンベについては、社団法人日本エルピーガス連合会及び社団法人日本溶接容器工業会は、消費者に対し、不要となった小型ガスボンベは購入した販売店に持ち込むよう周知広報を行っているが、回収量及び回収後の処理の実態については把握されていない。

また、在宅医療廃棄物については、一部の市区町村において、地域の医師会や薬剤師会と連携を図り、病院や薬局における使用済注射針の回収の実施や、在宅医療廃棄物の適正な処理のためのマニュアルを策定している例がみられる。環境省は、平成 17 年 9 月に「在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物の適正処理について」(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長・産業廃棄物課長通知)を発出し、在宅医療廃棄物の処理に当たって、市町村は関係者と連携を図りつつ、地域の状況に応じた処理方法を検討し、一般廃棄物処理計画の中に位置付ける等所要の手続を執ることを求めている。

なお、廃スプリングマットレスについては、平成 6 年に適正処理困難物に指定されるとともに、15 年に廃棄物処理法第 9 条の 9 に基づく広域的処理に係る特例(以下「広域認定」(注)という。)の対象として指定されている。しかし、現在、廃スプリングマットレスの処理に係る広域認定を受けている事業者はなく、また、製造事業者等の業界団体において、廃スプリングマットレスの回収・処理の仕組みの構築に向けた検討が行われているが、結論が得られていない。

(注) 廃棄物の処理を当該製品の製造、加工、販売等の事業を行う者が広域的に行うことにより、当該廃棄物の減量その他その適正な処理の確保に資すると認められる廃棄物に対し、環境大臣が認定を行い、認定を受けた者について、廃棄物処理業に関する地方公共団体ごとの許可を不要とする制度

図表 2 - (2) - 市区町村による収集が行われていない割合が高い品目

(単位：市区町村数、%)

NO.	品 目	収集が行われていない市区町村数	調査対象の565市区町村に占める割合	収集が行われていない理由(複数回答)							
				環境負荷含有	重量	破損	破損	危険	危険	リサイクル困難	その他
1	農薬	550	97.3	62	0	4	453	9	99		
2	オートバイ 1	541	95.8	11	94	145	25	77	308		
3	小型ガスボンベ	534	94.5	7	11	90	378	26	128		
4	消火器 1	529	93.6	14	11	115	289	42	144		
5	エンジンオイル	529	93.6	74	3	16	281	53	175		
6	バッテリー 1	525	92.9	92	0	25	271	74	179		
7	タイヤ 2	519	91.9	48	23	138	45	130	217		
8	冷蔵庫・冷凍庫 3	516	91.3	9	6	4	3	12	498		
9	ブラウン管テレビ 2、3	516	91.3	8	6	4	3	12	498		
10	エアコン 3	515	91.2	9	5	4	3	12	497		
11	洗濯機 3	513	90.8	7	6	4	3	12	495		
12	塗料	511	90.4	92	0	6	379	37	108		
13	ノートパソコン 1、4	509	90.1	6	1	4	3	18	491		
14	デスクトップパソコン 1、4	507	89.7	6	3	4	3	18	488		
15	在宅医療廃棄物	468	82.8	18	0	2	410	11	70		
16	石	465	82.3	0	29	107	6	65	313		
17	土	465	82.3	0	28	67	6	70	338		
18	ピアノ	452	80.0	3	239	180	17	40	94		
19	原動機付き自転車 1	451	79.8	10	78	114	25	64	257		
20	コンクリート片	432	76.5	1	33	132	10	70	248		
21	ブロック	429	75.9	1	33	132	5	70	250		
22	レンガ	421	74.5	1	32	126	5	66	250		
23	農業用塩化ビニルフィルム	379	67.1	68	32	15	38	26	249		
24	耐火金庫	375	66.4	3	92	237	12	24	85		
25	ドラム缶	336	59.5	3	105	107	10	17	152		
26	システムキッチン	333	58.9	0	119	92	2	28	167		
27	浴槽	322	57.0	3	101	103	1	38	158		
28	便器	276	48.8	0	46	77	4	41	154		
29	劇薬の空きびん	276	48.8	18	0	0	256	10	27		
30	医薬品及び医薬部外品	268	47.4	13	0	1	222	10	51		
∴	∴	∴	∴	∴	∴	∴	∴	∴	∴		
49	スプリングマットレス 1、2	141	25.0	1	50	70	0	19	25		

(注) 1 当省の調査結果による。

- 2 1 廃棄物処理法第9条の9に基づく広域認定の対象物品
 - 2 廃棄物処理法第6条の3に基づく適正処理困難物
 - 3 家電リサイクル法の対象物品
 - 4 資源有効利用促進法に基づく指定再資源化製品の対象物品
- 3 「 」は、収集が行われていない市区町村の割合の順である。

図表 2 - (2) - 市区町村による収集が行われていない市区町村数が多い品目
(市区町村による収集が行われていない理由別)

NO.	収集が行われていない理由									
	環境負荷物質含有	市区町村数	重量法	市区町村数	破砕困難	市区町村数	危険有害	市区町村数	リサイクル困難	市区町村数
1	バッテリー 1	92	ピアノ	239	耐火金庫	237	農薬	453	タイヤ 2	130
2	塗料	92	システムキッチン	119	ピアノ	180	在宅医療廃棄物	410	オートバイ 1	77
3	エンジンオイル	74	ドラム缶	105	オートバイ 1	145	塗料	379	バッテリー 1	74
4	農業用塩化ビニルフィルム	68	浴槽	101	タイヤ 2	138	小型ガスボンベ	378	コンクリート片	70
5	農薬	62	オートバイ 1	94	コンクリート片	132	消火器 1	289	土	70
6	タイヤ 2	48	電子オルガン	93	ブロック	132	エンジンオイル	281	ブロック	70
7	ニカド電池 1、3	47	耐火金庫	92	レンガ	126	バッテリー 1	271	レンガ	66
8	小型シール鉛電池 1、3	45	ガスバーナー付ふるがま	83	消火器 1	115	劇薬の空きびん	256	石	65
9	ニッケル水素電池 1、3	44	電気温水器	82	原動機付き自転車 1	114	医薬品及び医薬部外品	222	原動機付き自転車 1	64
10	リチウム二次電池 1、3	39	石油ふるがま	81	ドラム缶	107	花火	112	エンジンオイル	53

(注) 1 当省の調査結果による。

- 2 1 廃棄物処理法第 9 条の 9 に基づく広域認定の対象物品
- 2 廃棄物処理法第 6 条の 3 に基づく適正処理困難物
- 3 資源有効利用促進法に基づく指定再資源化製品の対象物品

特に、危険性・有害性が高い品目等についての現状と問題点は、以下のとおりである。

）農薬

農薬は、危険性・有害性を理由に、市区町村による収集が行われていない割合が最も高い品目であり、適正に処理されない場合、人や家畜、生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある。農薬の多くは農業に係る産業廃棄物として排出されるが、近年におけるガーデニングや家庭菜園の普及に伴い、一部は一般廃棄物として排出されている。

図表 2 - (2) - 農薬の出荷量の経年推移

(単位：t、kl)

農薬年度 区 分	平成 9	10	11	12	13	14	15	16	17
殺 虫 剤	145,363.1	136,985.1	126,728.8	129,449.3	119,133.0	112,990.9	104,676.1	104,570.3	106,034.6
殺 菌 剤	97,067.3	90,995.2	84,244.3	80,090.0	68,678.5	64,217.0	65,822.0	61,588.0	55,991.6
殺 虫 殺 菌 剤	43,248.3	38,913.5	36,238.3	38,584.7	36,465.0	32,362.7	30,492.8	29,345.2	26,164.7
除 草 剤	80,468.3	74,431.6	69,198.8	72,015.9	72,871.7	68,867.4	70,829.6	70,324.2	70,057.9
殺 そ 剤	635.8	599.1	528.1	506.9	436.3	500.1	438.8	435.6	404.4
植物成長調整剤	2,797.5	2,663.6	2,532.9	2,755.5	3,150.3	3,085.9	2,586.4	2,388.3	2,413.7
補 助 剤	3,746.2	3,647.8	3,474.2	3,419.0	3,310.5	3,106.9	3,111.6	2,971.0	2,978.6
そ の 他	17,350.5	16,739.6	15,067.3	15,236.4	13,441.2	13,877.6	12,500.8	11,453.0	11,291.8
合 計	390,677.0	364,975.5	338,012.7	342,057.7	317,486.5	299,008.5	290,458.1	283,075.6	275,337.3

(注) 1 社団法人日本植物防疫協会「農薬要覧」に基づき、当省が作成した。

2 「農薬年度」とは、前年 10 月から当年 9 月までのことである。

3 輸出分は含まない。

) 在宅医療廃棄物

在宅医療廃棄物は、危険性・有害性を理由に、市区町村による収集が行われていない割合が農薬に次いで高い品目であり、高齢化の進展に伴う在宅医療の普及により、今後、在宅医療廃棄物の排出量の増加が見込まれている。在宅医療廃棄物の中でも、在宅自己注射に使用される注射針については、感染性が懸念されている。平成 16 年度の在宅医療件数は、図表 2 - (2) - のとおり、対 9 年度比で 88.2%の増加となっている。また、このうち在宅自己注射の件数は、88.4%の増加となっている。

図表 2 - (2) - 在宅医療件数の経年推移

(単位：件)

区 分	平成 9年度	10	11	12	13	14	15	16
在宅自己注射	287,951	320,879	432,708	403,761	472,504	537,455	510,974	542,583
在宅自己腹膜灌流	5,141	5,895	3,176	3,092	8,623	3,970	8,068	10,187
在宅血液透析	-	22	40	-	30	230	-	606
在宅酸素療法	61,298	72,460	79,142	82,895	87,434	109,499	100,285	94,655
在宅中心静脈栄養法	749	1,085	7,160	1,801	1,050	5,344	6,012	2,650
在宅成分栄養経管栄養法	7,832	4,102	5,837	7,338	7,082	4,856	7,791	11,929
在宅自己導尿	22,699	28,283	21,680	31,517	21,199	32,601	29,172	32,334
在宅人工呼吸	676	2,747	3,726	2,280	2,619	4,920	10,826	6,521
在宅持続陽圧呼吸療法	-	10	987	8,082	2,251	10,507	17,681	35,351
在宅悪性腫瘍患者	3,272	1,966	5,899	3,895	5,036	5,302	2,541	2,452
在宅寝たきり患者	24,951	22,964	38,750	21,316	20,464	24,138	19,552	39,152
在宅自己疼痛	61	615	222	794	-	819	646	-
在宅肺高血圧症患者	-	-	-	-	70	-	-	-
在宅気管切開患者	-	-	-	-	-	1,870	3,972	1,773
合 計	414,630	461,028	599,327	566,771	628,362	741,511	717,520	780,193
(指数)	(100.0)	(111.2)	(144.5)	(136.7)	(151.5)	(178.8)	(173.1)	(188.2)

- (注) 1 厚生労働省の社会医療診療行為別調査結果(各年度6月分)に基づき、当省が作成した。
 2 件数は、「療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」に規定する診療報酬明細書及び調剤報酬明細書1枚を1件としている。
 3 指数は、平成9年度の件数を100としたときの数値である。

) スプレー缶

スプレー缶については、現在、大半の市区町村により収集が行われている。しかし、収集、運搬又は処分の時点において、スプレー缶に残留するガスが引火・爆発することにより、清掃員の怪我やごみ収集車等の破損といった事故が発生している。

そこで、エアゾール製品等業界と市町村では、今後の廃エアゾール製品等の適正処理とリサイクルの促進に向けた取組について検討を行い、平成18年2月には、エアゾール製品等業界はエアゾール製品の充てん物を容易に排出できる装置(中身排出機構)が装着されたエアゾール製品に転換を進める一方、市町村とエアゾール製品等業界が協力して、消費者に対し、エアゾール製品等を廃棄物として排出する際には中身排出機構を利用して充填物を出し切るよう周知活動を行うこと等の内容につき合意がなされ、現在、これに基づく取組が実施されている。

）蛍光ランプ

蛍光ランプについては、現在、大半の市区町村により収集が行われている。

蛍光ランプには、環境負荷の大きい水銀が含まれている。水銀は、欧州連合（EU）においては、電気・電子機器の特定有害物質使用禁止（RoHS：Restriction of the use of certain Hazardous Substances in electrical and electronic equipment）指令（以下「RoHS 指令」という。）の対象物質とされている。しかし、現状では、発光効率などの性能面及び経済性の点から、水銀に代替する物質はなく、RoHS 指令においても、家庭用照明器具は水銀の使用禁止の対象外とされている。

蛍光ランプの収集を行っている市区町村の中には、水銀の回収のための専用設備を有する民間の処理事業者に使用済蛍光ランプの処理を委託している事例があるが、一部の市区町村からは、こうした事業者の数は限られており、輸送費用があい路となっているとの指摘があった。

図表 2 - (2) - 蛍光ランプの販売数量の経年推移

（単位：千個）

区 分		販 売 数 量				
		平成13年	14	15	16	17
一 般 蛍 光 ラ ン プ	直管形の20W	78,663	73,757	70,400	67,078	62,033
	直管形の40W	100,607	100,579	102,098	102,172	102,344
	環 形	98,069	93,624	88,367	82,960	84,239
	電 球 系	-	-	-	-	23,347
	その他の蛍光ランプ	107,687	107,372	117,109	121,827	110,692
	計	385,026	375,332	377,974	374,037	382,655
バックライト用		114,864	186,418	236,884	302,315	425,318
合 計		499,890	561,750	614,858	676,352	807,973

（注） 経済産業省「機械統計年報」に基づき、当省が作成した。

(3) 資源有効利用促進法に基づく施策の現況

【要 旨】

資源有効利用促進法は、「主要な資源の大部分を輸入に依存している我が国において、近年の国民経済の発展に伴い、資源が大量に使用されていることにより、使用済物品等（注1）及び副産物（注2）が大量に発生し、その相当部分が廃棄されており、かつ、再生資源及び再生部品の相当部分が利用されずに廃棄されている状況にかんがみ、資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、使用済物品等及び副産物の発生の抑制並びに再生資源及び再生部品の利用の促進に関する所要の措置を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与すること」を目的とし、再生資源の利用の促進に関する法律の改正法として、平成12年6月に制定され、13年4月に全面施行された。

資源有効利用促進法は、事業者による製品の回収・再利用の実施等（リサイクル）のための対策を強化するとともに、新たに製品の省資源化・長寿命化等による廃棄物の発生抑制（リデュース）及び回収した製品からの部品等の再使用（リユース）のための対策を行うことにより、循環型経済システムの構築を目指すものである。資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成3年政令第327号。以下「資源有効利用促進法施行令」という。）により対象業種（10業種）及び製品（69品目）が指定されている。また、資源有効利用促進法において主務省令で定めるものとされている「判断の基準」により、指定された業種及び製品ごとに、対象事業者が取り組むべき具体的な措置等が規定されている。

今回、資源有効利用促進法に基づく施策について、廃棄物等の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）及び再生利用（リサイクル）の現況を把握した結果は、次のとおりである。

(注1) 「使用済物品等」とは、一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。

(注2) 「副産物」とは、製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給又は土木建築に関する工事に伴い副次的に得られた物品（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。

ア 発生抑制（リデュース）の現況

発生抑制（リデュース）に関しては、特定省資源業種（注1）（副産物の発生抑制等（原材料等の使用の合理化による副産物の発生の抑制及び副産物の再生資源としての利用の促進）に取り組むことが求められる業種）の5業種及び指定省資源化製品（原材料の使用の合理化、長期間の使用の促進その他の使用済物品等の発生の抑制に取り組むことが求められる製品）の19品目について、主務大臣

が策定する業種・品目ごとの判断の基準において、対象事業者が取り組むべき具体的な措置等が規定されている。これらの取組に関する目標値は定められていないが、特定省資源業種については、事業者ごとに副産物の発生抑制に係る目標値を定めることが求められている。また、発生抑制の取組の実態を表す時系列変化等定量的なデータが不足している。当省において把握できたデータは、指定省資源化製品の製造事業者の各業界団体による製品アセスメント（注2）ガイドラインの策定・改定等の状況であり、各業界団体において事業者が事前評価を行うための製品アセスメントガイドラインの策定・改定が行われている状況がみられた。

（注1） 特定省資源業種：パルプ製造業及び紙製造業、無機化学工業製品製造業（塩製造業を除く）及び有機化学工業製品製造業、製鉄業及び製鋼・製鋼圧延業、銅第一次製錬・精製業、自動車製造業（原動機付自転車の製造業を含む）

（注2） 製品アセスメントとは、環境に配慮した製品の設計を行うための事前の評価をいう。

イ 再使用（リユース）の現況

再使用（リユース）に関しては、特定再利用業種（注）（再生資源・再生部品の利用に取り組むことが求められる業種）のうち複写機の製造業並びに、指定再利用促進製品（再生資源又は再生部品の利用促進（再使用又は再生利用が容易な製品の設計・製造）に取り組むことが求められる製品）のうち自動車、パーソナルコンピュータ（以下「パソコン」という。）ぱちんこ遊技機、回胴式遊技機及び複写機の各品目について、主務大臣が策定する業種・品目ごとの判断の基準において、対象事業者が取り組むべき具体的な措置等が規定されている。これらの取組に関する目標値は定められておらず、また、一部の指定再利用促進製品を除き、再使用の取組の実態を表す時系列変化等定量的なデータが不足している。

（注） 特定再利用業種：紙製造業、ガラス容器製造業、硬質塩化ビニル製の管又は管継手の製造業、複写機の製造業、建設業

ウ 再生利用（リサイクル）の現況

再生利用（リサイクル）に関しては、特定省資源業種の5業種、特定再利用業種のうち複写機の製造業を除く4業種、指定再利用促進製品のうち複写機を除く49品目、指定表示製品（分別回収の促進のための表示を行うことが求められる製品）の7品目、指定再資源化製品（自主回収および再資源化に取り組むことが求められる製品）の2品目及び指定副産物（副産物の再生資源としての利用の促進に取り組むことが求められる副産物）の2副産物について、主務大臣

が策定する業種・品目ごとの判断の基準において、対象事業者が取り組むべき具体的な措置等が規定されている。このうち、紙製造業、ガラス容器製造業、パソコン及び密閉形蓄電池の判断の基準では、これらの取組に関する目標数値が定められている。経済産業省、環境省、関係団体等の資料によると、それぞれ目標値を達成している。

(市区町村による指定再利用促進製品の再資源化)

当省において、指定再利用促進製品のうち、44 品目 (市町村が住民向けに発行している、一般廃棄物の分別方法に関する広報資料に掲載されている品目) を抽出し、全国の 565 市区町村を対象に、再資源化の状況を調査した。当該品目の収集・処理を行っている市区町村のうち、収集後に再資源化を行うことなく、焼却や直接埋立て等による処理を行っている市区町村の比率が高い品目をみると、家電リサイクル法対象品目であるエアコン等 4 品目に次いで、携帯電話・PHS (47.9%)、電気歯ブラシ (43.1%)、血圧計 (43.0%)、防犯警報装置 (42.1%) となっている。なお、携帯電話・PHS 以下 4 品目は、密閉形蓄電池を部品として使用しており、指定再利用促進製品として密閉形蓄電池の取り外しの容易化等に取り組むことが求められている。また、密閉形蓄電池は、指定再資源化製品として自主回収及び再資源化に取り組むことが求められている。

(使用済携帯電話・PHS の回収等)

携帯電話及びPHSの端末については、資源有効利用促進法施行令により指定再利用促進製品 (密閉形蓄電池使用機器) として指定されている。一方、産業構造審議会廃棄物・リサイクル小委員会の「廃棄物処理・リサイクルガイドライン」では、全国の携帯電話・PHS 専門店において使用済端末の回収を実施することが求められている。なお、社団法人電気通信事業者協会の資料によると、携帯電話・PHS 端末における金属 (金、銀、パラジウム等の貴金属及びレアメタルを含む。) の含有率は 19% 程度とされている。

) 事業者等による使用済携帯電話・PHS 端末の自主回収台数等

社団法人電気通信事業者協会の資料によると、携帯電話・PHS 事業者及び関係団体による使用済携帯電話・PHS 端末の本体の平成 17 年度における自主回収台数は 744 万台で、13 年度 (1,311 万台) に比べ 43.2% の減少となっている。また、端末本体の回収台数の減少に伴い、リチウムイオン電池 (指定再資源化製品) 及び充電器の回収台数も減少している。

また、社団法人電気通信事業者協会が携帯電話・PHS 利用者に対して実施したアンケート調査の結果によると、買換え又は解約等により使用済携帯電話・PHS 端末を処分した者のうち、端末を携帯電話・PHS 専門店に引き

取ってもらった者の割合（自主回収率）は、平成 15 年度から 17 年度までの 3 か年度平均で 63.0%となっている。使用済携帯電話・P H S 端末の自主回収率は、年度による変動はあるが、横ばいの傾向にあると考えられる。

）市区町村による使用済携帯電話・P H S 端末の収集・処理

当省において、全国の 565 市区町村を対象に、使用済携帯電話・P H S 端末の収集・処理の状況を調査したところ、78.4%の市区町村において使用済携帯電話・P H S 端末の収集・処理が行われている。しかし、収集・処理を行っている市区町村の 47.9%は、収集された使用済端末の再資源化を行うことなく、焼却や直接埋立て等による処理を行っている状況がみられた。

【制度の概要】

平成3年に制定、施行された再生資源の利用の促進に関する法律（再生資源利用促進法）の改正法として、資源有効利用促進法は、平成12年6月に制定され、13年4月に施行された。

従前の再生資源利用促進法は、再生利用（リサイクル）のみを対象としていたが、資源有効利用促進法は、循環型社会を形成していくために必要な発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）及び再生利用の取組の総合的な推進を図るため、事業者による製品の回収・再利用の実施など再生利用対策を強化するとともに、新たに、製品の省資源化、長寿命化など廃棄物の発生抑制対策及び回収した製品から部品等の再使用のための対策の実施等を定めている。

対象業種・製品

資源有効利用促進法は、発生抑制、再使用または再生利用の取組が必要となる業種・製品を、特定省資源業種、特定再利用業種、指定省資源化製品、指定再利用促進製品、指定表示製品、指定再資源化製品及び指定副産物の7つのスキームに分類し、具体的な対象業種・製品は、各分類ごとに資源有効利用促進法施行令により指定されている。資源有効利用促進法施行令指定の業種・製品は、全部で10業種、69品目(注)である。

(注) 資源有効利用促進法施行令指定の業種・製品

）特定省資源業種（5業種、別表1）

副産物の発生抑制等（原材料等の使用の合理化による副産物の発生の抑制および副産物の再生資源としての利用の促進）に取り組むことが求められる業種

別表1

パルプ製造業及び紙製造業、無機化学工業製品製造業（塩製造業を除く）及び有機化学工業製品製造業、製鉄業及び製鋼・製鋼圧延業、銅第一次製錬・精製業、自動車製造業（原動機付自転車の製造業を含む）
--

）特定再利用業種（5業種、別表2）

再生資源・再生部品の利用に取り組むことが求められる業種

別表2

紙製造業、ガラス容器製造業、硬質塩化ビニル製の管又は管継手の製造業、複写機の製造業、建設業

）指定省資源化製品（19品目、別表3）

原材料の使用の合理化、長期間の使用の促進その他の使用済物品等の発生の抑制に取り

組むことが求められる製品

別表 3

自動車、パソコン、ユニット形エアコンディショナ、ぱちんこ遊技機、回胴式遊技機、テレビ受像機、電子レンジ、衣類乾燥機、電気冷蔵庫、電気洗濯機、収納家具(金属製)、棚(金属製)、事務用机(金属製)、回転いす(金属製の部材により構成されるもの)、石油ストーブ、ガスこんろ(グリル付き)、ガス瞬間湯沸器(先止め式)、ガスバーナー付ふるがま(給湯部を有するもの)、給湯機(石油を燃料とするもの)

) 指定再利用促進製品(50品目(うち、密閉形蓄電池使用機器28品目)、別表4)

再生資源又は再生部品の利用促進(リユース又はリサイクルが容易な製品の設計・製造)に取り組むことが求められる製品

別表 4

浴室ユニット、自動車、パソコン、ユニット形エアコンディショナ、ぱちんこ遊技機、回胴式遊技機、複写機、テレビ受像機、電子レンジ、衣類乾燥機、電気冷蔵庫、電気洗濯機、収納家具(金属製)、棚(金属製)、事務用机(金属製)、回転いす(金属製の部材により構成されるもの)、システムキッチン、石油ストーブ、ガスこんろ(グリル付き)、ガス瞬間湯沸器(先止め式)、ガスバーナー付ふるがま(給湯部を有するもの)、給湯機(石油を燃料とするもの)、密閉形蓄電池使用機器(電源装置、電動工具、誘導灯、火災警報設備、防犯警報装置、自転車(人の力を補うため電動機を用いるもの)、車いす(電動式)、プリンター、携帯用データ収集装置、コードレスホン、ファクシミリ装置、交換機、携帯電話用装置、MCAシステム用通信装置、簡易無線用通信装置、アマチュア用無線機、ビデオカメラ、ヘッドホンステレオ、電気掃除機、電気かみそり(電池式)、電気歯ブラシ、非常用照明器具、血圧計、医薬品注入器、電気マッサージ器、家庭用電気治療器、電気気泡発生器(浴槽用)、電動式がん具(自動車型))

) 指定表示製品(7品目、別表5)

分別回収の促進のための表示を行うことが求められる製品

別表 5

塩化ビニル製建設資材(硬質塩化ビニル製の管・雨どい・窓枠、塩化ビニル製の床材・壁紙)、スチール製の缶、アルミニウム製の缶(飲料・酒類用)、ペットボトル(飲料・しょうゆ・酒類用)、紙製容器包装(飲料用紙パック(アルミ不使用のもの)と段ボール製のものを除く)、プラスチック製容器包装(飲料・しょうゆ・酒類用のペットボトルを除く)、密閉形蓄電池(密閉形鉛蓄電池、密閉形ニッケル・カドミウム蓄電池、密閉形ニッケル・水素蓄電池、リチウム蓄電池(以下それぞれ「小型制御弁式鉛蓄電池」、「ニカド電池」、「ニッケル水素電池」及び「リチウムイオン電池」という。))

) 指定再資源化製品 (2 品目、別表 6)

自主回収および再資源化に取り組むことが求められる製品

別表 6

パソコン (ブラウン管式・液晶式表示装置を含む)、密閉形蓄電池 (小型制御弁式鉛蓄電池、ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池)

) 指定副産物 (2 副産物、別表 7)

副産物の再生資源としての利用の促進に取り組むことが求められる副産物

別表 7

電気業の石炭灰、建設業の土砂、コンクリートの塊、アスファルト・コンクリートの塊、木材 (以下それぞれ「建設発生土」、「コンクリート塊」、「アスファルト・コンクリート塊」及び「建設発生木材」という。)

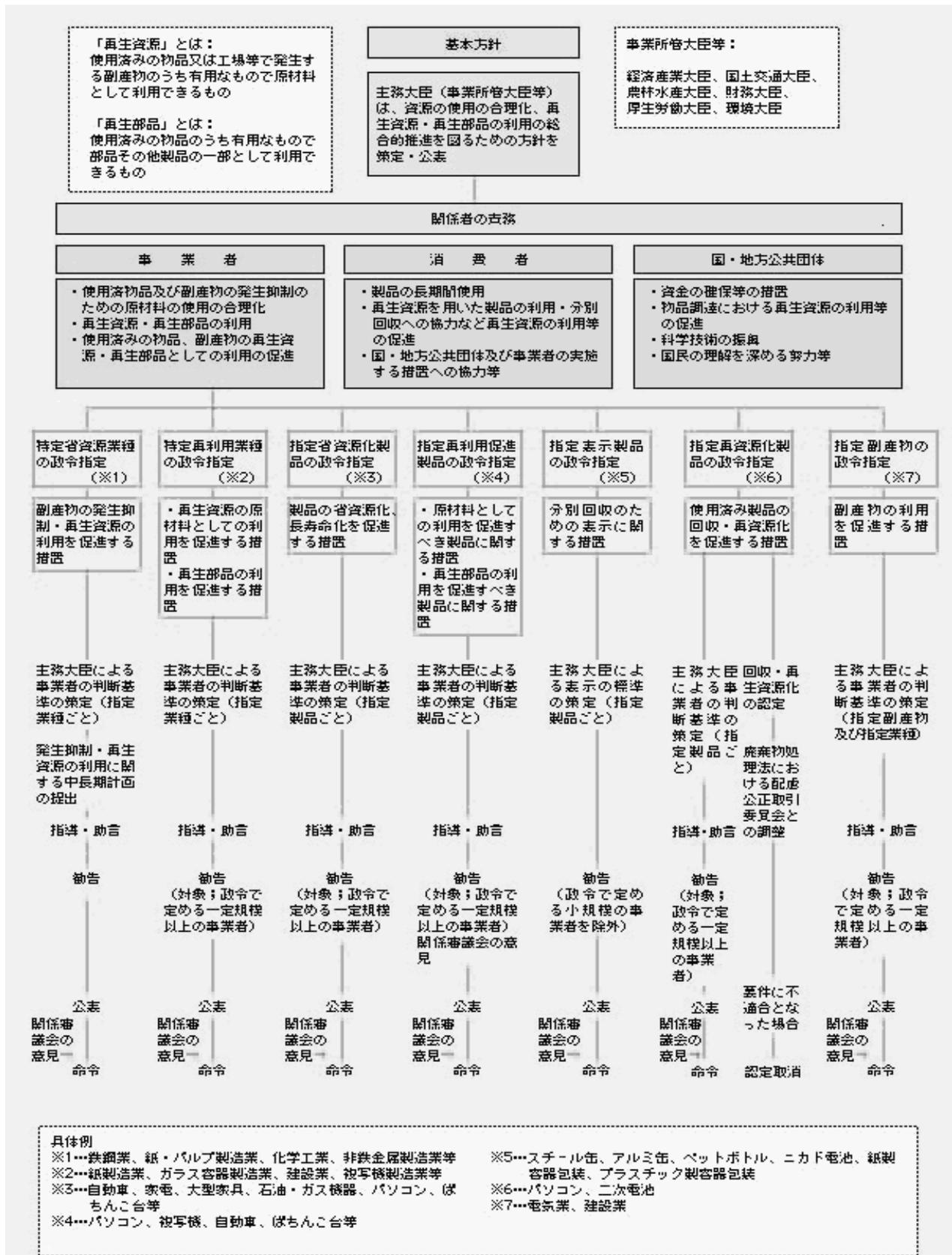
主務大臣が定める判断の基準

主務大臣は、政令で指定する業種・製品ごとに、対象事業者が取り組むべき具体的な措置等を規定した「判断の基準」(省令) を策定することとされている。

事業者及び消費者の責務

事業者は、使用済物品及び副産物の発生抑制のための原材料の使用の合理化、再生資源・再生部品の利用、使用済物品、副産物の再生資源・再生部品としての利用に努めることとされている。また、消費者は、製品の長期間使用、再生資源・再生部品の利用の促進に努めるとともに、国・地方公共団体及び事業者が実施する措置に協力することとされている。

図表 2 - (3) 制度の概要図



(注) 経済産業省の資料に基づき、当省が作成した。

ア 発生抑制（リデュース）の現況

(ア) 把握する内容及び手法

発生抑制（リデュース）に関しては、特定省資源業種の5業種及び指定省資源化製品の19品目について、主務大臣が策定する業種・品目ごとの判断の基準において、対象事業者が取り組むべき具体的な措置等が規定されている。これらの取組に関する目標値は定められていないが、特定省資源業種については、事業者ごとに副産物の発生抑制に係る目標値を定めることが求められている。

また、指定省資源化製品の19品目に係るそれぞれの判断の基準では、対象事業者は、製品に係る使用済物品等の発生を抑制するため、製品の事前評価を行うことが求められている。そこで、この製品の事前評価に関し、産業構造審議会の「再生資源の利用の促進等に資する製品設計における事前評価マニュアル作成のガイドライン」(平成6年)に基づき、各業界団体が進めている製品アセスメントガイドラインの策定・改定等の状況を把握した。

(イ) 把握した結果

指定省資源化製品19品目の製造事業者に係る主要な業界団体(8団体)においては、図表2-(3)- のとおり、事業者が製品の事前評価を行うための製品アセスメントガイドラインの策定・改定が行われている状況がみられた。

図表 2 - (3) - 製品アセスメントガイドラインの策定・改定等の動向

品 目	業界団体名	実施年	製品アセスメントガイドラインの策定・改定等の動向
・自動車	(社)日本自動車工業会	1994	「リサイクル促進のための製品設計段階における事前評価のガイドライン」作成
		2001	「使用済物品等の発生の抑制/再生資源又は再生部品の利用に関する判断基準ガイドライン」作成
・パーソナルコンピュータ	(社)電子情報技術産業協会	1995	「情報処理機器の環境設計アセスメントガイドライン」作成
		2000	「情報処理機器の環境設計アセスメントガイドライン」改定(3R対応)
		-	アセスメントの実施状況及び効果について、2004,2005年度結果をHPに公表
・ぱちんこ遊技機 ・回胴式遊技機	日本遊戯機工業組合 日本電動式遊戯機工業協同組合	1998	「製品アセスメントマニュアル」作成
	日本遊戯機工業組合	2001	「製品アセスメントマニュアル」改定(3R対応)
	日本遊戯機工業組合 日本電動式遊戯機工業協同組合	2001	「製品アセスメントマニュアル」改定(3R対応)
・ユニット形エアコンディショナ ・テレビ受像機 ・電子レンジ ・衣類乾燥機 ・電気冷蔵庫 ・電気洗濯機	(財)家電製品協会	1991	「家電製品・製品アセスメントマニュアル」作成
		1994	「家電製品・製品アセスメントマニュアル」改定
		1998	「テレビジョンリサイクルのための設計ガイドライン」作成
		2001	「家電製品・製品アセスメントマニュアル」改定(3R対応)
		2004	「家電製品・製品アセスメントマニュアル」第3版追補版作成
		2006	「家電製品・製品アセスメントマニュアル」第4版作成
・収納家具(金属製) ・棚(金属製) ・事務用机(金属製) ・回転いす(金属製の部材により構成されるもの)	(社)日本オフィス家具協会	1996	「オフィス家具の環境対策ガイドライン」作成
		1998	「JOIFA環境自主行動計画」作成
		2001	「オフィス家具の環境対策ガイドライン」改定(3R対応)
		2001	「金属家具製品アセスメントマニュアル」作成
		2002	「JOIFA環境自主行動計画」改定
		2003	「中古家具取扱いに関する考え方」を公表、普及のためのセミナーを実施する(東京・大阪)
		2004	「JOIFA環境自主行動計画」の普及状況を追跡調査、「JOIFA環境自主行動計画フォローアップ報告書」作成
・石油ストーブ ・ガスこんろ(グリル付き) ・ガス瞬間湯沸器(先止め式) ・ガスバーナー付ふろがま(給湯部を有するもの) ・給湯器(石油を燃料とするもの)	(社)日本ガス石油機器工業会 (社)日本ガス協会	1993	「ガス機器アセスメントガイドライン」作成
		1997	「ガス機器アセスメントガイドライン」改定
	(社)日本ガス石油機器工業会	1993	「石油機器アセスメントガイドライン」作成
		1998	「石油機器アセスメントガイドライン」改定
	(社)日本ガス石油機器工業会 (社)日本ガス協会	2001	「ガス・石油機器アセスメントガイドライン」改定(3R対応)

(注) 1 産業構造審議会の資料に基づき、当省が作成した。

2 平成 18 年 9 月末現在のものである。

イ 再使用(リユース)の現況

(ア) 把握する内容及び手法

再使用(リユース)に関しては、特定再利用業種のうち複写機の製造業並びに指定再利用促進製品のうち自動車、パソコン、ぱちんこ遊技機、回胴式遊技機及び複写機の各品目について、主務大臣が策定する業種・品目ごとの判断の基準において、対象事業者が取り組むべき具体的な措置等が規定されているが、これらの取組に関する目標値は定められていない。

また、ぱちんこ遊技機及び回胴式遊技機に係る各判断の基準では、対象事業者

による再生部品の利用の促進が求められている。そこで、ぱちんこ遊技機及び回胴式遊技機に係る再生部品の利用量について経年推移を把握した。

(イ) 把握した結果

1) ぱちんこ遊技機に係る再生部品の利用量等

資源有効利用促進法の施行時である平成 13 年度から 17 年度までの、ぱちんこ遊技機に係る再生部品の利用量及び利用率(再生部品利用量 / 引取量)の推移は、図表 2 - (3) - のとおりである。平成 17 年度の再生部品利用量は 1,164 t であり、13 年度に比べ約 4.7 倍となっている。また、再生部品の利用率についてみると、平成 17 年度は 4.6% であり、13 年度に比べ 2.7 ポイント上昇している。なお、これらの数値は、ぱちんこ遊技機の製造事業者の業界団体に属する事業者による再生部品の利用量及び利用率の実績である。

こうした傾向は、業界団体の使用済遊技機回収システム(製造事業者が自社製、他社製にかかわらず、ぱちんこ遊技場から引き取った使用済遊技機を交換センターに集約することで、各製造事業者が自社の遊技機を容易に引き取ることができるシステム)が平成 15 年度から稼働したことが、要因の一つになっているものと考えられる。

図表 2 - (3) - ぱちんこ遊技機に係る再生部品利用量等の経年推移

(単位：t)

区 分 \ 年 度	平成13	14	15	16	17	増 減 (17 - 13)	増減率
引取量 (指 数)	13,171 (100)	14,418 (109)	19,326 (147)	25,719 (195)	25,564 (194)	12,393 -	94.1% -
再生部品利用量 (指 数)	249 (100)	258 (104)	817 (328)	1,284 (516)	1,164 (467)	915 -	366.9% -
再生部品利用率	1.9%	1.8%	4.2%	5.0%	4.6%	2.7ポ イント	-

(注) 1 日本遊技機工業組合の資料に基づき、当省が作成した。

2 引取量は、日本遊技機工業組合の組合員の引取分のみ値である。

3 指数は、平成 13 年度を 100 とした場合の値である。

4 再生部品利用率 = 再生部品利用量 / 引取量 × 100

2) 回胴式遊技機に係る再生部品の利用量等

平成 14 年度から 17 年度までの、回胴式遊技機に係る再生部品の利用量及び利用率(再生部品利用量 / 引取量)の推移は、図表 2 - (3) - のとおりである。平成 17 年度の再生部品利用量は 8,294 t であり、14 年度に比べ約 2.3 倍となっている。また、再生部品の利用率についてみると、平成 17 年度は 49.9% であり、14

年度に比べ 21.1 ポイント上昇している。なお、これらの数値は、回動式遊技機の製造事業者の業界団体に属する事業者による再生部品の利用量及び利用率の実績である。

図表 2 - (3) - 回胴式遊技機に係る再生部品利用量等の経年推移

(単位：t)

区 分 \ 年 度	平成14	15	16	17	増 減 (17 - 14)	増減率
引取量 (指 数)	12,330 (100)	17,390 (141)	11,202 (91)	16,613 (135)	4,283 -	34.7% -
再生部品利用量 (指 数)	3,555 (100)	4,850 (136)	3,942 (111)	8,294 (233)	4,739 -	133.3% -
再生部品利用率	28.8%	27.9%	35.2%	49.9%	21.1ポイント	-

(注) 1 日本電動式遊技機工業協同組合の資料に基づき、当省が作成した。

2 引取量は、日本電動式遊技機工業協同組合員の引取分のみのである。

3 指数は、平成 14 年度を 100 とした場合の値である。

4 再生部品利用率 = 再生部品利用量 / 引取量 × 100

ウ 再生利用（リサイクル）の現況

(ア) 把握する内容及び手法

再生利用（リサイクル）に関しては、特定省資源業種の 5 業種、特定再利用業種のうち複写機の製造業を除く 4 業種、指定再利用促進製品のうち複写機を除く 49 品目、指定表示製品の 7 品目、指定再資源化製品の 2 品目及び指定副産物の 2 副産物について、主務大臣が策定する業種・品目ごとの判断の基準において、対象事業者が取り組むべき具体的な措置等が規定されている。

このうち、紙製造業、ガラス容器製造業、パソコン及び密閉型蓄電池の判断の基準では、これらの取組に関する目標値が定められている。そこで、これらの業種・品目に係る指標の目標値の達成度合いを把握した。

また、硬質塩化ビニル製の管又は管継手の製造業並びに建設業における建設発生土及び電気業に係る石炭灰については、判断の基準には目標値が定められていないが、対象事業者による再生利用の取組に関する数値の経年推移を把握した。

その他の業種・品目については、経年推移を表す定量的なデータは存在しない。

このほか、当省において、指定再利用促進製品のうち 44 品目並びにプラスチック製容器包装及び密閉形蓄電池について、全国の 565 市区町村を対象に、地方公共団体による再生利用の取組に関する現況を調査した。あわせて、指定再利用促進製品のうち携帯電話・PHS 端末について、事業者等による自主回収の取組に関する数値の経年推移を把握するとともに、当省において、同じく 565 市区町村を対象に、

地方公共団体による処理の現況を調査した。

(イ) 把握した結果

1) 紙製造業における古紙利用率の目標の達成度合い

特定再利用業種である紙製造業における古紙の利用に関する判断の基準では、紙製造業に属する事業者は、国内で製造される紙の古紙利用率を平成 22 年度までに 62%に向上させることが求められている。なお、判断の基準の改正（平成 18 年 3 月）以前においては、平成 17 年度までに 60%に向上させることが求められていた。

資源有効利用促進法の施行時である平成 13 年度から 17 年度までの、紙製造業において製造された紙の古紙利用率の推移は、図表 2 - (3) - のとおりであり、17 年度の目標値とされていた 60%は達成されている。なお、平成 17 年度の古紙利用率は 60.4%であり、13 年度に比べ 2.1 ポイント上昇している。

図表 2 - (3) - 紙製造業における古紙利用量等の経年推移

(単位：千 t)

区 分 \ 年 度	13	14	15	16	17	増 減 (17 - 13)	増減率
繊維原料	30,498	30,927	30,642	30,968	31,150	652	2.1%
パルプ	12,665	12,383	12,108	12,250	12,313	352	2.8%
古紙パルプ + 古紙	17,783	18,504	18,500	18,684	18,804	1,021	5.7%
古紙パルプ	154	171	162	156	147	7	4.5%
古 紙	17,628	18,333	18,338	18,527	18,657	1,029	5.8%
その他繊維原料	51	41	34	34	32	19	37.3%
古紙利用率	58.3%	59.8%	60.4%	60.3%	60.4%	2.1ポ イント	-

(注) 1 財団法人古紙再生促進センターの資料に基づき、当省が作成した。

2 四捨五入のため、数値が一致しない場合がある。

3 古紙利用率 = (古紙消費量 + 古紙パルプ消費量) / 繊維原料合計消費量 (パルプ + 古紙 + 古紙パルプ + その他) × 100

2) ガラス容器製造業におけるカレット利用率の目標の達成度

特定再利用業種であるガラス容器製造業におけるカレットの利用に関する判断の基準では、ガラス容器製造業に属する事業者は、国内で製造されるガラス容器のカレット利用率を平成 22 年度までに 91%に向上させることが求められている。なお、判断の基準の改正（平成 18 年 3 月）以前においては、平成 17 年度までに 80%に向上させることが求められていた。

資源有効利用促進法の施行時である平成 13 年から 17 年までの間における、ガラス容器製造業において製造されたガラスびんのカレット利用率の推移は、図表

2 - (3) - のとおりであり、平成 17 年度の目標値とされていた 80%は達成されている。また、平成 17 年には、平成 22 年度の目標値である 91%が達成されている。なお、平成 17 年のカレット利用率は 91.3%であり、13 年に比べ 9.3 ポイント上昇している。

図表 2 - (3) - ガラス容器製造業におけるカレット利用量等の経年推移

(単位：千 t)

区 分 \ 年	13	14	15	16	17	増 減 (17 - 13)	増減率
ガラスびん生産量 (指 数)	1,738 (100)	1,689 (97)	1,561 (90)	1,554 (89)	1,501 (86)	237 -	13.6% -
カレット利用量 (指 数)	1,425 (100)	1,408 (99)	1,410 (99)	1,409 (99)	1,370 (96)	55 -	3.9% -
カレット利用率	82.0%	83.3%	90.3%	90.7%	91.3%	9.3ポ イント	-

(注) 1 ガラスびんリサイクル促進協議会の資料に基づき、当省が作成した。

2 指数は、平成 13 年を 100 とした場合の値である。

3 四捨五入のため、数値が一致しない場合がある。

4 カレット利用率 = カレット利用量 (工場内発生カレットを含む。) / ガラスびん生産量 × 100

) 使用済パソコンの自主回収及び再資源化

a) 自主回収量

指定再資源化製品であるパソコンの製造業等における使用済パソコンの自主回収及び再資源化に関する判断の基準では、パソコンの製造、加工、修理又は販売の事業を行う者(以下「製造事業者等」という。)は、当該製造事業者等が製造等をした使用済パソコンの自主回収をすることが求められているが、この取組に関する目標値は定められていない。

資源有効利用促進法の施行時である平成 13 年度から 17 年度までの、パソコンの製造事業者等による使用済パソコンの自主回収量の推移は、図表 2 - (3) - のとおりである。平成 17 年度における事業系パソコンの自主回収量は、デスクトップ形パソコンが約 18 万 7,000 台で、13 年度に比べ 16.0%の増加、ノートブック形パソコンが約 13 万 6,000 台で、13 年度に比べ 2.9 倍、ブラウン管式表示装置が約 17 万 7,000 台で、13 年度に比べ 0.4%の減少、液晶式表示装置が約 5 万 7,000 台で、13 年度に比べ 15.9 倍となっている。

家庭系パソコンについては、平成 17 年度は約 32 万 1,000 台で、家庭系パソコンが自主回収の対象に追加された 15 年度以降、増加している。

図表 2 - (3) - 使用済パソコンの自主回収台数等の経年推移

区 分		年 度					増 減 (17 - 13)	増減率	
		平成13	14	15	16	17			
事業系	デスクトップ形パソコン	回収重量 (t)	1,998	2,038	2,121	2,053	2,058	60	3.0%
		回収台数 (台)	160,864	175,317	190,703	188,811	186,663	25,799	16.0%
	ノートブック形パソコン	回収重量 (t)	178	295	383	383	439	261	146.6%
		回収台数 (台)	46,470	90,160	124,256	120,143	136,049	89,579	192.8%
	ブラウン管式表示装置	回収重量 (t)	2,903	3,308	3,231	3,030	2,846	57	2.0%
		回収台数 (台)	177,604	208,423	192,666	182,797	176,828	776	0.4%
液晶式表示装置	回収重量 (t)	31	60	157	263	358	327	1,054.8%	
	回収台数 (台)	3,571	8,384	25,451	40,929	56,653	53,082	1,486.5%	
家庭系パソコン		回収台数 (台)	-	-	78,068	219,999	321,251	-	-

(注) 1 経済産業省及び環境省の資料に基づき、当省が作成した。

- 2 各製造事業者等の公表実績値を集計している。自主回収義務のある製造事業者等が存在せず、パソコン 3 R 推進センターにより回収された分は含まない。
- 3 家庭系パソコンが自主回収及び再資源化の対象に加わったのは、平成 15 年 10 月以降であり、家庭系の平成 15 年度の数値は下半期の実績である。

b) 使用済パソコンの再資源化率の目標の達成度

指定再資源化製品であるパソコンの製造業等における使用済パソコンの自主回収及び再資源化に関する判断の基準では、パソコンの製造事業者等は、自主回収に係る使用済パソコンの総重量に対する再資源化されるものの総重量の割合（以下「再資源化率」という。）の目標を、図表 2 - (3) - に掲げる割合を下回らない範囲内で定めるとともに、平成 15 年度までに達成することが求められている。

資源有効利用促進法の施行時である平成 13 年度から 17 年度までの、使用済パソコンの再資源化率の推移は、図表 2 - (3) - のとおりであり、初年度の 13 年度から品目別の目標値が達成されている。

また、平成 17 年度における再資源化率は、デスクトップ形パソコンが 75.2%で、13 年度に比べ 1.5 ポイントの上昇、ノートブック形パソコンが 53.2%で、13 年度に比べ 14.5 ポイントの上昇、ブラウン管式表示装置が 76.9%で、13 年度に比べ 10.7 ポイントの上昇、液晶式表示装置が 66.3%で、13 年度に比べ 6.6 ポイントの低下となっている。

図表 2 - (3) - 使用済パソコンの再資源化率の目標値

区 分	再資源化率
デスクトップ形パソコン	50%
ノートブック形パソコン	20%
ブラウン管式表示装置	55%
液 晶 式 表 示 装 置	55%

(注) 再資源化率は、再生部品又は再生資源として利用することができる状態にされるものの総重量の当該使用済パソコンの総重量に対する割合である。

図表 2 - (3) - 使用済パソコンの再資源化量等の経年推移

区 分		年 度					増 減 (17 - 13)	増減率
		平成13	14	15	16	17		
デスク トップ形 パソコン	処理量 (t)	1,998	1,748	2,060	2,519	2,866	868	43.4%
	事業系 (t)	1,998	1,748	1,790	1,621	1,672	326	16.3%
	家庭系 (t)	-	-	270	898	1,194	-	-
	処理台数 (台)	-	150,872	186,107	232,785	258,760	-	-
	事業系 (台)	-	150,872	163,764	152,721	152,810	-	-
	家庭系 (台)	-	-	22,343	80,064	105,950	-	-
	再資源化量 (t)	1,473	1,313	1,596	1,938	2,154	681	46.2%
	事業系 (t)	1,473	1,313	1,387	1,259	1,327	146	9.9%
	家庭系 (t)	-	-	209	679	827	-	-
	再資源化率 (%)	73.7%	75.1%	77.5%	76.9%	75.2%	1.5ポイント	-
事業系 (%)	73.7%	75.1%	-	-	-	-	-	
家庭系 (%)	-	-	-	-	-	-	-	
ノート ブック形 パソコン	処理量 (t)	178	223	277	312	422	244	137.1%
	事業系 (t)	178	223	259	256	329	151	84.8%
	家庭系 (t)	-	-	18	56	93	-	-
	処理台数 (台)	-	66,095	88,800	96,936	130,034	-	-
	事業系 (台)	-	66,095	83,778	78,042	99,111	-	-
	家庭系 (台)	-	-	5,022	18,894	30,923	-	-
	再資源化量 (t)	69	98	135	171	224	155	224.6%
	事業系 (t)	69	98	126	142	181	112	162.3%
	家庭系 (t)	-	-	9	29	43	-	-
	再資源化率 (%)	38.7%	43.8%	48.7%	54.8%	53.2%	14.5ポイント	-
事業系 (%)	38.7%	43.8%	-	-	-	-	-	
家庭系 (%)	-	-	-	-	-	-	-	
ブラウン 管式表示 装置	処理量 (t)	2,903	2,888	3,297	4,353	4,639	1,736	59.8%
	事業系 (t)	2,903	2,888	2,747	2,514	2,502	401	13.8%
	家庭系 (t)	-	-	550	1,839	2,137	-	-
	処理台数 (台)	-	184,194	196,050	265,726	281,468	-	-
	事業系 (台)	-	184,194	164,899	159,232	153,733	-	-
	家庭系 (台)	-	-	31,151	106,494	127,735	-	-
	再資源化量 (t)	1,921	1,926	2,338	3,217	3,567	1,646	85.7%
	事業系 (t)	1,921	1,926	1,948	1,793	1,922	1	0.1%
	家庭系 (t)	-	-	390	1,424	1,645	-	-
	再資源化率 (%)	66.2%	66.7%	70.9%	73.9%	76.9%	10.7ポイント	-
事業系 (%)	66.2%	66.7%	-	-	-	-	-	
家庭系 (%)	-	-	-	-	-	-	-	
液晶式表 示装置	処理量 (t)	31	43	119	232	340	309	996.8%
	事業系 (t)	31	43	108	183	239	208	671.0%
	家庭系 (t)	-	-	11	49	101	-	-
	処理台数 (台)	-	5,664	20,378	40,188	62,011	-	-
	事業系 (台)	-	5,664	18,660	31,955	44,368	-	-
	家庭系 (台)	-	-	1,718	8,233	17,643	-	-
	再資源化量 (t)	22	27	76	149	226	204	927.3%
	事業系 (t)	22	27	69	117	162	140	636.4%
	家庭系 (t)	-	-	7	32	64	-	-
	再資源化率 (%)	72.9%	63.0%	63.4%	64.2%	66.3%	6.6ポイント	-
事業系 (%)	72.9%	63.0%	-	-	-	-	-	
家庭系 (%)	-	-	-	-	-	-	-	

(注) 1 経済産業省及び環境省の資料に基づき、当省が作成した。

2 各製造事業者等の公表実績値を集計している。自主回収義務のある製造事業者等が存在せず、パソコン3R推進センターにより回収された分は含まない。

3 家庭系パソコンが自主回収及び再資源化の対象に加わったのは、平成15年10月以降であり、家庭系の平成15年度の数値は下半期の実績である。

4 四捨五入のため、数値が一致しない場合がある。

- 5 再資源化率は、再生部品又は再生資源として利用することができる状態にされるものの総重量（再資源化量）の当該使用済パソコンの総重量（処理量）に対する割合である。

$$\text{再資源化率} = \text{再資源化量} / \text{処理量} \times 100$$

c) 市区町村による使用済パソコンの再資源化

家庭から排出される使用済パソコンは、パソコンの製造事業者等により自主回収されるか、一般廃棄物として市町村により収集・処理されている。

当省において、全国の 565 市区町村を対象に、使用済パソコンの収集・処理の状況を調査した。その結果は、図表 2 - (3) - のとおりであり、1 割前後の市区町村において、使用済パソコンの収集が行われている。しかし、これら市区町村のうち 3 割強は、収集された使用済パソコンの再資源化を行うことなく、焼却や直接埋立て等による処理を行っている状況がみられた。

図表 2 - (3) - 市区町村による使用済パソコンの収集・処理の状況

(単位：市区町村数、%)

区 分		収集・処理していない	収集・処理している	再資源化		
				している	していない	直接埋立てのみ
家庭系デスクトップパソコン	市区町村数	507	58	38	20	8
	割合	89.7	10.3	65.5	34.5	13.8
家庭系ノートパソコン	市区町村数	509	56	39	17	8
	割合	90.1	9.9	69.6	30.4	14.3

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象の地方公共団体は、565 市区町村である。

3 「収集・処理していない」及び「収集・処理している」の欄の割合は、565 市区町村を母数としている。

4 「再資源化している」、「再資源化していない」及び「直接埋立てのみ」の欄の割合は、「収集・処理している」市区町村数を母数としている。

) 使用済密閉形蓄電池の自主回収及び再資源化

a) 自主回収量

指定再資源化製品である密閉形蓄電池の製造業等における使用済密閉形蓄電池の自主回収及び再資源化に関する判断の基準では、密閉形蓄電池の製造事業者等は、当該製造事業者等が製造等をした使用済密閉形蓄電池の自主回収をすることが求められているが、この取組に関する目標値は定められていない。

資源有効利用促進法の施行時である平成 13 年度から 17 年度までの、密閉形

蓄電池の製造事業者等による使用済密閉形蓄電池の自主回収量の推移は、図表 2 - (3) - のとおりである。平成 17 年度における自主回収量は、小型制御弁式鉛蓄電池が 2,381 t で、13 年度に比べ 41.1% の減少、ニカド電池が 947 t で、13 年度に比べ 50.8% の増加、ニッケル水素電池が 125 t で、13 年度に比べ 177.8% の増加、リチウムイオン電池が 224 t で、13 年度に比べ 37.8% の減少となっている。

産業廃棄物として排出された使用済密閉形蓄電池については、密閉形蓄電池の製造事業者等の業界団体が、廃棄物処理法の広域認定制度を活用し、産業廃棄物としての密閉形蓄電池の処理に係る広域認定を受け、回収を行っている。しかし、家庭から排出された使用済密閉形蓄電池については、現在、一般廃棄物としての密閉形蓄電池の処理に係る広域認定を受けた事業者・団体はなく、現実には、上述の業界団体が、販売店や約 100 の地方公共団体の協力により設置された回収ボックスを活用して回収が行われている。

図表 2 - (3) - 使用済密閉形蓄電池の自主回収量の経年推移

(単位：t)

区 分 \ 年 度	平成13	14	15	16	17	増 減 (17 - 13)	増減率
小型制御弁式鉛蓄電池	4,042	3,700	3,962	3,939	2,381	1,661	41.1%
ニカド電池	628	834	888	975	947	319	50.8%
ニッケル水素電池	45	72	94	110	125	80	177.8%
リチウムイオン電池	360	237	241	226	224	136	37.8%

(注) 1 経済産業省及び環境省の資料に基づき、当省が作成した。

2 有限責任中間法人 J B R C、社団法人電池工業会及び社団法人電気通信事業者協会・情報通信ネットワーク産業協会（モバイル・リサイクル・ネットワーク）の公表実績値を集計した。

b) 使用済密閉形蓄電池の再資源化率の目標の達成度

指定再資源化製品である密閉形蓄電池の製造業等における使用済密閉形蓄電池の自主回収及び再資源化に関する判断の基準では、密閉形蓄電池の製造事業者等は、自主回収に係る使用済密閉形蓄電池の再資源化率の目標を、図表 2 - (3) - に掲げる割合を下回らない範囲内で定めることが求められている。

資源有効利用促進法の施行時である平成 13 年度から 17 年度までの、使用済密閉形蓄電池の再資源化率の推移は、図表 2 - (3) - のとおりであり、初年度の 13 年度から品目別の目標値が達成されている。

また、平成 17 年度における再資源化率は、小型制御弁式鉛蓄電池が 50.0% で、13 年度から横ばい、ニカド電池が 73.2% で、13 年度から 2.3 ポイントの

上昇、 ニッケル水素電池が 76.5%で、 13 年度から 7.5 ポイントの上昇、 リチウムイオン電池が 63.0%で、 13 年度から 10.3 ポイントの上昇となっている。

図表 2 - (3) - 使用済密閉形蓄電池の再資源化率の目標値

区 分	再資源化率
小型制御弁式鉛蓄電池	50%
ニカド電池	60%
ニッケル水素電池	55%
リチウムイオン電池	30%

(注) 再資源化率は、再生資源として利用することができる状態にされるものの総重量の当該使用済密閉形蓄電池の総重量に対する割合である。

図表 2 - (3) - 使用済密閉形蓄電池の再資源化量等の経年推移

(単位：t)

区 分		年 度	平成13	14	15	16	17	増 減 (17 - 13)	増減率
小型制御 弁式鉛蓄 電池	処理量		3,678	3,700	3,962	3,938	2,381	1,297	35.3%
	再資源化量		1,839	1,850	1,981	1,970	1,190	649	35.3%
	再資源化率		50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	0.0ポイント	-
ニカド電 池	処理量		626	792	799	878	853	227	36.3%
	再資源化量		444	573	587	647	625	181	40.8%
	再資源化率		70.9%	72.3%	73.5%	73.7%	73.2%	2.3ポイント	-
ニッケル 水素電池	処理量		42	40	85	99	113	71	169.0%
	再資源化量		29	32	66	76	86	57	196.6%
	再資源化率		69.0%	80.0%	77.6%	76.8%	76.5%	7.5ポイント	-
リチウム イオン電 池	処理量		311	212	221	216	208	103	33.1%
	再資源化量		164	114	124	119	131	33	20.1%
	再資源化率		52.7%	53.8%	56.1%	55.1%	63.0%	10.3ポイント	-

(注) 1 経済産業省及び環境省の資料に基づき、当省が作成した。

2 有限責任中間法人 J B R C、社団法人電池工業会及び社団法人電気通信事業者協会・情報通信ネットワーク産業協会の公表実績値を集計した。

3 再資源化率は、再生部品又は再生資源として利用することができる状態にされるものの総重量(再資源化量)の当該使用済密閉形蓄電池の総重量(処理量)に対する割合

$$\text{再資源化率} = \text{再資源化量} / \text{処理量} \times 100$$

4 四捨五入のため、数値が一致しない場合がある。

c) 市区町村による使用済密閉形蓄電池の再資源化

家庭から排出される使用済密閉形蓄電池は、密閉形蓄電池の製造事業者等により自主回収されるか、一般廃棄物として市町村により収集・処理されている。

当省において、全国の 565 市区町村を対象に、使用済密閉形蓄電池の収集・処理の状況を調査した。その結果は、図表 2 - (3) - のとおりであり、品目により若干の差はあるものの、56%前後の市区町村において、使用済密閉形蓄電池の収集が行われている。しかし、これら市区町村のうち 4 割程度は、収集された使用済密閉形蓄電池の再資源化を行うことなく、焼却や直接埋立て等による処理を行っている状況がみられた。

図表 2 - (3) - 市区町村による使用済密閉形蓄電池の収集・処理の状況

(単位：市区町村数、%)

区 分		収集・処理していない	収集・処理している	再資源化		
				している	していない	直接埋立てのみ
小型制御弁式鉛蓄電池	市区町村数	244	321	186	135	47
	割合	43.2	56.8	57.9	42.1	14.6
ニカド電池	市区町村数	252	313	188	125	40
	割合	44.6	55.4	60.1	39.9	12.8
ニッケル水素電池	市区町村数	246	319	187	132	44
	割合	43.5	56.5	58.6	41.4	13.8
リチウムイオン電池	市区町村数	240	325	188	137	45
	割合	42.5	57.5	57.8	42.2	13.8

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象の地方公共団体は、565 市区町村である。

3 「収集・処理していない」及び「収集・処理している」の欄の割合は、565 市区町村を母数としている。

4 「再資源化している」、「再資源化していない」及び「直接埋立てのみ」の欄の割合は、「収集・処理している」市区町村数を母数としている。

) 硬質塩化ビニル製の管又は管継手の製造業における再生資源利用率

特定再利用業種である硬質塩化ビニル製の管又は管継手の製造業における使用済硬質塩化ビニル製の管又は管継手の利用に関する判断の基準では、製造事業者は、硬質塩化ビニル製の管又は管継手の製造に使用する原材料の総重量のうち当該製造に使用する使用済硬質塩化ビニル製の管又は管継手の総重量の占める比率（以下「再生資源利用率」という。）を向上させることが求められているが、この

取組に関する目標値は定められていない。

資源有効利用促進法の施行時である平成 13 年度から 17 年度までの、硬質塩化ビニル製の管又は管継手の再生資源利用率の推移は、図表 2 - (3) - のとおりである。平成 17 年度の再生資源利用率は 4.3%で、13 年度に比べ 1 ポイント上昇している。

図表 2 - (3) - 硬質塩化ビニル製の管又は管継手の製造業における再生資源利用量等の経年推移

(単位：t)

区 分 \ 年 度	平成13	14	15	16	17	増 減 (17 - 13)	増減率
原材料量 (指 数)	492,420 (100)	520,620 (106)	532,700 (108)	511,530 (104)	499,180 (101)	6,760 -	1.4% -
再生資源利用量 (指 数)	16,410 (100)	16,990 (104)	18,270 (111)	19,920 (121)	21,460 (131)	5,050 -	30.8% -
再生資源利用率	3.3%	3.3%	3.4%	3.9%	4.3%	1.0ポイント	-

(注) 1 塩化ビニル管・継手協会の資料に基づき、当省が作成した。

2 指数は、平成 13 年度を 100 とした場合の数値である。

3 再生資源利用率 = 再生資源利用量 / 原材料量 × 100

建設業における副産物の再資源化率等

建設業の指定副産物に係る再生資源の利用に関する判断の基準では、建設工事事業者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び建設発生木材(注)に係る再生資源の利用を促進することが求められているが、この取組に関する目標値は定められていない。

資源有効利用促進法の施行の前年である平成 12 年度から 17 年度までの、建設業における建設発生土の利用率の推移は、図表 2 - (3) - のとおりである。平成 17 年度の利用率は、62.9%で、12 年度に比べ 1.9 ポイントの上昇となっている。

また、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び建設発生木材の再資源化率の推移は、図表 2 - (3) - のとおりである。平成 17 年度の再資源化率は、コンクリート塊が 98.1%で、12 年度に比べ 1.9 ポイントの上昇、アスファルト・コンクリート塊が 98.6%で、12 年度に比べ 0.1 ポイントの上昇及び建設発生木材が 68.2%で、12 年度に比べ 30 ポイントの上昇となっている。

(注) 建設発生土とは、建設工事の際に搬出される土砂をいう。コンクリート塊とは、コンクリートが廃棄物となったもの並びにコンクリート及び鉄から成る建設資材に含まれるコンクリートが廃棄物となったものをいう。アスファルト・コンクリート塊とは、アスファルト・コンクリートが廃棄物となったものをいう。建設発生木材とは、

木材が廃棄物となったものをいう。

図表 2 - (3) - 建設業における建設発生土の利用量等の経年推移

区 分		年 度	平成12	14	17	増 減 (17 - 12)	増減率
建設発生土	土砂利用量 (万 m ³)		18,281	15,026	12,550	5,731	31.3%
	建設発生土利用量 (万 m ³)		11,151	9,784	7,900	3,251	29.2%
	建設発生土利用率 (%)		61.0%	65.1%	62.9%	1.9ポ ^ン ト	-

(注) 1 国土交通省の資料に基づき、当省が作成した。

2 建設発生土利用率 = 建設発生土利用量 / 土砂利用量 × 100

図表 2 - (3) - 建設業における副産物の再資源化量等の経年推移

区 分		年 度	平成12	14	17	増 減 (17 - 12)	増減率
コンクリート塊	排 出 量 (千 t)		35,266	35,118	32,153	3,113	8.8%
	再資源化量 (千 t)		33,937	34,248	31,548	2,389	7.0%
	再資源化率 (%)		96.2%	97.5%	98.1%	1.9ポ ^ン ト	-
アスファルト・ コンクリート塊	排 出 量 (千 t)		30,081	29,747	26,045	4,036	13.4%
	再資源化量 (千 t)		29,628	29,372	25,692	3,936	13.3%
	再資源化率 (%)		98.5%	98.7%	98.6%	0.1ポ ^ン ト	-
建設発生木材	排 出 量 (千 t)		4,767	4,644	4,707	60	1.3%
	再資源化量 (千 t)		1,822	2,836	3,209	1,387	76.1%
	再資源化率 (%)		38.2%	61.1%	68.2%	30.0ポ ^ン ト	-

(注) 1 国土交通省の資料に基づき、当省が作成した。

2 コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊の再資源化率 = 再資源化量 (再使用量 + 再生利用量) / 排出量 × 100

3 建設発生木材の再資源化率 = 再資源化量 (再使用量 + 再生利用量 + 熱回収量) / 排出量 × 100

) 電気業における副産物の再資源化率

電気業における石炭灰の利用の促進に関する判断の基準では、電気事業者は、石炭灰の利用を促進することが求められているが、この取組に関する目標値は定められていない。

資源有効利用促進法の施行時である平成 13 年度から 17 年度までの、石炭灰の再資源化率の推移は、図表 2 - (3) - のとおりである。平成 17 年度の再資源化率は 96.3%で、13 年度に比べ 19.6 ポイントの上昇となっている。

図表 2 - (3) - 電気業における石炭灰の再資源化量等の経年推移

(単位：万 t)

区 分 \ 年 度	平成13	14	15	16	17	増 減 (17 - 13)	増減率
発 生 量 (指 数)	582 (100)	605 (104)	640 (110)	697 (120)	724 (124)	142 -	24.4% -
再資源化量 (指 数)	446 (100)	474 (106)	526 (118)	631 (141)	697 (156)	251 -	56.3% -
再資源化率	76.6%	78.3%	82.2%	90.5%	96.3%	19.6ポイント	-

(注) 1 電気事業連合会の資料に基づき、当省が作成した。

2 実績は、電気事業連合会会員 10 社及び電源開発株式会社分のみ値である。

3 指数は、平成 13 年度を 100 とした場合の数値である。

4 再資源化率 = 再資源化量 / 発生量 × 100

）市区町村による指定再利用促進製品の再資源化

資源有効利用促進法施行令では、再生資源又は再生部品の利用促進に取り組むことが求められる製品は、再利用促進製品として指定されている。

当省において、指定再利用促進製品のうち、44 品目（市町村が住民向けに発行している、一般廃棄物の分別方法に関する広報資料に掲載されている品目）を抽出し、全国の 565 市区町村を対象に、再資源化の状況を調査した。当該品目の収集・処理を行っている市区町村のうち、再資源化を行っている市区町村の割合が高い品目は、図表 2 - (3) - のとおりであり、原動機付き自転車（79.8%）、事務用机（金属製）（79.7%）、棚（金属製）（79.4%）、回転いす（金属製）（79.2%）、電動アシスト自転車（79.1%）の順となっている。なお、原動機付き自転車は、廃棄物処理法に基づく広域認定の対象品目であり、製造事業者等による回収ルートも確立されている。

一方、当該品目を収集後に再資源化を行うことなく、焼却や直接埋立て等による処理を行っている市区町村の割合が高い品目は、図表 2 - (3) - のとおりであり、家電リサイクル法対象品目であるエアコン等 4 品目に次いで、携帯電話・PHS（47.9%）、電気歯ブラシ（43.1%）、血圧計（43.0%）、防犯警報装置（42.1%）の順となっている。なお、携帯電話・PHS 以下の 4 品目は、密閉形蓄電池を部品として使用しており、指定再利用促進製品として密閉形蓄電池の取り外しの容易化等に取り組むことが求められている。また、密閉形蓄電池は、指定再資源化製品として自主回収及び再資源化に取り組むことが求められている。

図表 2 - (3) - 市区町村において再資源化している割合が高い指定再利用促進製品

(単位：市区町村数、%)

No.	品目	区分	収集・処理 していない	収集・処理 している	再資源化		
					している	していない	直接埋立て のみ
1	原動機付き自転車	市区町村数	451	114	91	23	6
		割合	79.8	20.2	79.8	20.2	5.3
2	事務用机(金属製)	市区町村数	72	493	393	100	36
		割合	12.7	87.3	79.7	20.3	7.3
3	棚(金属製)	市区町村数	59	506	402	104	37
		割合	10.4	89.6	79.4	20.6	7.3
4	回転いす(金属製)	市区町村数	60	505	400	105	38
		割合	10.6	89.4	79.2	20.8	7.5
5	電動アシスト自転車	市区町村数	87	478	378	100	40
		割合	15.4	84.6	79.1	20.9	8.4
6	収納家具(金属製)	市区町村数	59	506	400	106	37
		割合	10.4	89.6	79.1	20.9	7.3
7	石油ストーブ	市区町村数	24	541	417	124	56
		割合	4.2	95.8	77.1	22.9	10.4
8	ガスこんろ	市区町村数	22	543	413	130	62
		割合	3.9	96.1	76.1	23.9	11.4
9	電子レンジ	市区町村数	31	534	405	129	59
		割合	5.5	94.5	75.8	24.2	11.0
10	ガス瞬間湯沸器	市区町村数	48	517	388	129	64
		割合	8.5	91.5	75.0	25.0	12.4

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象の地方公共団体は、565 市区町村である。

3 は、廃棄物処理法第 9 条の 9 に基づく広域認定の対象品目である。

4 「収集・処理していない」及び「収集・処理している」の欄の割合は、565 市区町村を母数としている。

5 「再資源化している」、「再資源化していない」及び「直接埋立てのみ」の欄の割合は、「収集・処理している」市区町村数を母数としている。

6 「No.」は「再資源化している」の欄の割合の順である。

図表 2 - (3) - 市区町村において再資源化していない割合が高い指定再利用促進製品

(単位：市区町村数、%)

No.	品目	区分	収集・処理 していない	収集・処理 している	再資源化		
					している	していない	直接埋立て のみ
1	エアコン 1	市区町村数	515	50	17	33	0
		割合	91.2	8.8	34.0	66.0	0.0
2	洗濯機 1	市区町村数	513	52	18	34	0
		割合	90.8	9.2	34.6	65.4	0.0
3	冷蔵庫・冷凍庫 1	市区町村数	516	49	17	32	0
		割合	91.3	8.7	34.7	65.3	0.0
4	テレビ(ブラウン管) 1	市区町村数	516	49	17	32	0
		割合	91.3	8.7	34.7	65.3	0.0
5	携帯電話・PHS	市区町村数	122	443	231	212	123
		割合	21.6	78.4	52.1	47.9	27.8
6	電気歯ブラシ	市区町村数	4	561	319	242	139
		割合	0.7	99.3	56.9	43.1	24.8
7	血圧計	市区町村数	14	551	314	237	136
		割合	2.5	97.5	57.0	43.0	24.7
8	防犯警報装置	市区町村数	168	397	230	167	96
		割合	29.7	70.3	57.9	42.1	24.2
9	オートバイ 2	市区町村数	541	24	14	10	0
		割合	95.8	4.2	58.3	41.7	0.0
10	火災警報設備	市区町村数	178	387	231	150	89
		割合	31.5	68.5	59.7	40.3	23.0

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象とした地方公共団体は、565 市区町村である。

3 1 は、家電リサイクル法の対象品目である。

4 2 は、廃棄物処理法第 9 条の 9 に基づく広域認定の対象品目である。

5 「収集・処理していない」及び「収集・処理している」の欄の割合は、565 市区町村を母数としている。

6 「再資源化している」、「再資源化していない」及び「直接埋立てのみ」の欄の割合は、「収集・処理している」市区町村数を母数としている。

7 「No.」は「再資源化していない」の欄の割合の順である。

) 使用済携帯電話・PHS の回収等

携帯電話及び PHS の端末については、密閉形蓄電池を部品として使用しており、資源有効利用促進法施行令により、指定再利用促進製品として密閉形蓄電池の取り外しの容易化等に取り組むことが求められている。一方、産業構造審議会廃棄物・リサイクル小委員会の「廃棄物処理・リサイクルガイドライン」(注)では、全国の携帯電話・PHS 専門店において使用済端末の回収を実施することが求められている。なお、社団法人電気通信事業者協会の資料によると、携

帯電話・P H S 端末における金属（金、銀、パラジウム等の貴金属及びレアメタルを含む。）の含有率は 19%程度とされている。

(注) 廃棄物処理・リサイクルガイドラインは、事業者の自主的な取組を促進することを目的として、事業者が廃棄物処理・リサイクルとして取り組むべき事項を品目別・業種別に整理している。

a) 事業者等による使用済携帯電話・P H S 端末の自主回収台数

社団法人電気通信事業者協会の資料によると、平成 13 年度から 17 年度までの、携帯電話・P H S 事業者及び関係団体による使用済携帯電話・P H S 端末の自主回収台数の推移は、図表 2 - (3) - のとおりである。平成 17 年度における端末本体の自主回収台数は 744 万台で、13 年度に比べ 43.2%の減少となっている。また、端末本体の回収台数の減少に伴い、リチウムイオン電池（指定再資源化製品）及び充電器の回収台数も減少している。

図表 2 - (3) - 使用済携帯電話・P H S の自主回収量の経年推移

区 分		年 度	平成13	14	15	16	17	増 減 (17 - 13)	増減率
本 体	回収台数 (千台)		13,107	11,369	11,717	8,528	7,444	5,663	43.2%
	回収重量 (t)		799	746	821	677	662	137	17.1%
電 池	回収台数 (千台)		11,788	9,727	10,247	7,312	6,575	5,213	44.2%
	回収重量 (t)		264	193	187	159	132	132	50.0%
充電器	回収台数 (千台)		4,231	3,355	4,387	3,181	3,587	644	15.2%
	回収重量 (t)		361	251	319	288	259	102	28.3%

(注) 社団法人電気通信事業者協会の資料に基づき、当省が作成した。

b) 事業者等による使用済携帯電話・P H S 端末の自主回収率

社団法人電気通信事業者協会が携帯電話・P H S 利用者に対して実施したアンケート調査の結果によると、買換え又は解約等により使用済携帯電話・P H S 端末を処分した者のうち、端末を携帯電話・P H S 専門店に引き取ってもらった者の割合（自主回収率）は、図表 2 - (3) - 21 のとおりである。自主回収率は、平成 15 年度から 17 年度までの 3 か年度平均で 63%となっており、年度による変動はあるが、横ばいの傾向にあると考えられる。

なお、事業者等による使用済携帯電話・P H S 端末の自主回収率は減少していないにもかかわらず、自主回収量（図表 2 - (3) - ）が平成 13 年度以降、減少傾向にあるという点については、P H S 端末の高機能化、多機能化に伴い、携帯電話・P H S として使用しなくなった端末を処分せずに、引き続き手元に保管して、電話帳、デジタルカメラ、ゲーム機等として二次利用する利用

者が増えていることや、個人情報保護に対する意識の高まりが要因の一つになっているものと考えられる。

図表 2 - (3) - 21 携帯電話・PHS利用者の意識・行動に関するアンケート調査結果

(単位：%)

区 分	年 度			3 か年度平均
	平成15	16	17	
店頭で引き取ってもらった	65.3	52.3	71.3	63.0
回収業者に渡した	1.0	1.5	0.7	1.1
ごみとして捨てた	21.2	35.6	15.8	24.2
分別ごみとして捨てた	-	25.8	8.9	-
一般ごみとして捨てた	-	9.8	6.9	-
人にあげた	6.9	5.7	11.8	8.1
その他	5.6	4.9	0.5	3.7

(注) 1 社団法人電気通信事業者協会による「携帯電話・PHS利用者の意識・行動に関するアンケート調査」の結果に基づき、当省が作成した。

2 調査対象：携帯電話・PHS利用者 2,000 人

調査方法：インターネットによるアンケート調査

c) 市区町村による使用済携帯電話・PHS端末の収集・処理

社団法人電気通信事業者協会が実施したアンケート調査の結果(図表 2 - (3) - 21)によると、買換え又は解約等により使用済携帯電話・PHS端末を処分した者のうち、端末をごみとして捨てた者の割合は、平成 15 年度から 17 年度までの 3 か年度平均で 24.2%となっている。これらの使用済端末の一部は、一般廃棄物として排出され、市町村により収集・処理されているものと考えられる。

当省において、全国の 565 市区町村を対象に、使用済携帯電話・PHS端末の収集・処理の状況を調査した。その結果は、図表 2 - (3) - 22のとおりであり、78.4%の市区町村において使用済携帯電話・PHS端末の収集・処理が行われている。しかし、収集・処理を行っている市区町村の 47.9%は、収集された使用済端末の再資源化を行うことなく、焼却や直接埋立等による処理を行っている状況がみられた。

図表 2 - (3) - 22 市区町村による使用済携帯電話・PHS 端末の収集・処理の状況

(単位：市区町村数、%)

区 分	収集・処理 していない	収集・処理 している	再資源化 している	再資源化 していない	直接埋立て のみ
市区町村数	122	443	231	212	126
割 合	21.6	78.4	52.1	47.9	28.4

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象の地方公共団体は、565 市区町村である。

3 「収集・処理していない」及び「収集・処理している」の欄の割合は、調査対象の 565 市区町村を母数としている。

4 「再資源化している」「再資源化していない」及び「直接埋立てのみ」の欄の割合は、「収集処理している」443 市区町村を母数としている。

(4) 容器包装リサイクル法に基づく施策の現況

【要 旨】

容器包装リサイクル法は、「容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及びこれにより得られた分別基準適合物(注1)の再商品化(注2)を促進するための措置を講ずること等により、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与すること」を目的として、平成7年6月に制定され、12年4月に完全施行された。

容器包装リサイクル法では、消費者は分別排出を、市町村は分別収集を、事業者は再商品化を行う等の役割分担が定められている。また、同法が対象とするガラスびん、ペットボトル、スチール缶、アルミ缶、紙パック、プラスチック製容器包装、紙製容器包装及び段ボールの8品目の容器包装のうち、ガラスびん、ペットボトル、プラスチック製容器包装及び紙製容器包装の4品目は、容器包装の利用事業者及び容器の製造等事業者(以下「特定事業者」という。)による再商品化の義務の対象とされている。

今回、容器包装リサイクル法に基づく施策について、容器包装廃棄物の発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)及び再生利用(リサイクル)の現況を把握した結果は、次のとおりである。

(注1) 分別基準適合物とは、市町村が分別収集したもののうち、環境省令に定める基準に適合し、主務大臣が指定する施設に保管されているガラスびん、紙製容器包装、ペットボトル及びプラスチック製容器包装をいう。

(注2) 再商品化とは、分別基準適合物を製品又は製品の原材料として利用あるいは有償又は無償で譲渡し得る状態にすることをいう。

ア 発生抑制(リデュース)の現況

(家庭から排出される容器包装廃棄物の排出量)

容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針(平成18年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省告示第10号。以下「容器包装リサイクル法に基づく基本方針」という。)では、事業者は、容器包装の利用・製造等に当たって、容器包装の薄肉化、簡易包装化、空間容積率の縮小等により容器包装の減量に積極的に努めること、また、小売業者は、容器包装の使用の合理化を図るための目標を定め、これを達成するため、レジ袋の有償化や買物袋(マイバック)の提供等の取組を計画的に行うことが求められている。また、消費者は、商品等の購入に当たって、自ら買物袋等を持参し、簡易包装がなされている商品等を選択することが求められている。しかし、これらの取組に関する目標値は定め

られておらず、また、排出抑制の取組の実態を表す時系列変化等定量的なデータは把握されていない。

当省が家庭から排出される容器包装廃棄物について、環境省の資料を基に、容器包装リサイクル法の完全施行時である平成 12 年度から 16 年度までの排出量の推移を推計したところ、16 年度の総排出量は 803 万 t であり、12 年度(806 万 t)以降は横ばいで推移しており、法律の完全施行後 5 年を経過した時点において顕著な排出抑制の進展はみられない。

排出量の推移を品目別にみると、紙製容器包装、ペットボトル及び段ボールについては増加、ガラスびん、プラスチック製容器包装、アルミ缶及び紙パックについては横ばい、また、スチール缶については減少となっている。こうした傾向については、スチール缶からアルミ缶へ、びん・缶からペットボトルへなど、容器包装に対する消費者の好みの変化が要因の一つになっているものと考えられる。

イ 再使用（リユース）の現況

（家庭から排出されるリターナブルびんの分別収集）

容器包装リサイクル法に基づく基本方針では、事業者は、容器包装の規格化や材料、構造面における工夫を行い、繰り返し使用が可能な容器（以下「リターナブル容器」という。）を用いること、また、消費者は、商品等の購入に当たって、リターナブル容器を用いている商品を選択することが求められている。しかし、これらの取組に関する目標値は定められておらず、また、再使用の取組の実態を表す時系列変化等定量的なデータは把握されていない。

現在、リターナブル容器として流通している品目はビールびん、一升びん、牛乳びんなどがある。当省において、全国の 204 市区町村を対象に、家庭から排出されるビールびん及び一升びんの分別収集の実施状況を調査したところ、ビールびんについては 53 市区町、一升びんについては 52 市区町で実施されており、その割合は調査対象の約 4 分の 1 にとどまっている。

ウ 再生利用（リサイクル）の現況

容器包装リサイクル法では、特定事業者は、分別基準に適合する容器包装廃棄物を再商品化することが義務付けられている。また、同法に基づく基本方針では、（ ）消費者は、市町村が定めた分別の基準により、容器包装廃棄物を適正に分別して排出すること、（ ）市町村は、容器包装廃棄物の分別収集に関する計画を定め、これに従って容器包装廃棄物を分別収集するよう努めること、

（ ）事業者は、再商品化を効率的かつ容易にするため、再商品化等が容易な容器包装の使用を可能な限り行うことが求められている。しかし、これらの取組

に関する目標値は定められていない。

(市区町村による容器包装廃棄物の分別収集)

環境省の資料により、容器包装リサイクル法が本格施行された平成9年度から17年度までの、全国の市区町村による容器包装廃棄物の分別収集量の推移を品目別にみると、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装、アルミ缶、段ボール及び紙パックは増加し、ガラスびん(無色及び茶色のもの)及びスチール缶は減少している。こうした傾向は、基本的には、家庭から排出される各品目の排出量の推移に連動しているものと考えられる。

また、当省が環境省の資料を基に、全国の市区町村における平成16年度の分別収集率(対排出量比)を推計したところ、ガラスびんが57.7%、ペットボトルが48.0%、プラスチック製容器包装が16.0%、紙製容器包装が4.5%となっている。特にプラスチック製容器包装及び紙製容器包装の分別収集率が低くなっているが、これはプラスチック製容器包装及び紙製容器包装の分別収集を実施している市区町村の割合がガラスびん及びペットボトルの分別収集を実施している市区町村の割合に比べ低いことによると考えられる。

(市区町村により分別収集された容器包装廃棄物の再商品化)

環境省の資料により、容器包装リサイクル法に基づき、市区町村による分別収集の対象となった初年度(平成9年度又は12年度)から17年度までの再商品化義務の対象4品目の再商品化量の推移をみると、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装、ガラスびんとも、増加している。

特に、ペットボトルについては、8年間で12.6倍と大幅に増加しているが、これは分別収集量の増加及び再商品化率(対分別収集量比)の上昇の相乗効果によるものであると考えられる。

また、当省が環境省の資料を基に、全国の市区町村における平成16年度の再商品化率(対排出量比)を推計したところ、ガラスびんの44.4%、ペットボトルの53.4%、プラスチック製容器包装の84.5%、紙製容器包装の96.1%が再商品化されることなく、焼却や直接埋立て等による処理が行われている。

(分別基準適合物の収率)

分別基準適合物のうち、プラスチック製容器包装及び紙製容器包装については、指定法人(財団法人日本容器包装リサイクル協会)が基準値を定めており、平成17年度の実績値は基準値を上回っている。

(ペットボトルの再商品化)

市区町村により分別収集された再商品化義務の対象4品目は、現在、指定法人ルート(注1)又は独自処理ルート(注2)のいずれかにより、再商品化されている。

当省が環境省等の資料を基に、独自処理量(注3)及び独自処理率(注4)の経年推移を品目別に推計したところ、ペットボトルについてのみ、独自処理量及び独自処理率ともに増加している。特に独自処理量は、平成17年度は9年度の約14倍となっており大幅な増加となっている。

また、近年、独自処理ルートにより民間事業者に引き渡されたペットボトルの一部が有価物であるペットボトル由来のくず(注5)として海外に輸出される事例がみられる。しかし、ペットボトル由来のくず自体の輸出量のデータは把握されていない。

当省において、財務省の貿易統計等を基に、ペットボトル由来のくずの輸出量を推計したところ、増加傾向にあり、また、国内で使用されたペットボトルの製造に要するポリエチレンテレフタレート樹脂(以下「ペット樹脂」という。)に対するペットボトル由来のくずの輸出量の割合を推計したところ、上昇傾向にある。

(注1) 指定法人ルートとは、容器包装リサイクル法に基づき、市区町村は指定法人との間で引取契約を結ぶとともに、指定法人による入札の結果、選定された再商品化事業者が容器包装廃棄物を引き渡す場合をいう。

(注2) 独自処理ルートとは、市区町村が容器包装廃棄物の指定法人と引取契約を結ばずに、直接、民間事業者に対し処理を委託する場合や有価物として売却する場合をいう。

(注3) 独自処理量 = 再商品化量 - 指定法人引取量

(注4) 独自処理率 = (独自処理量 / (独自処理量 + 指定法人引取量)) × 100

(注5) ペットボトル由来のくずとは、使用済ペットボトルくずをいう。

【制度の概要】

容器包装リサイクル法は、家庭から排出されるごみの重量の約2～3割、容積で約6割を占める容器包装廃棄物について、廃棄物の減量及び資源の有効利用を図るため、平成7年6月に制定され、同年12月に一部施行、9年4月から本格施行、さらに、12年4月にプラスチック製容器包装、紙製容器包装及び段ボールが適用され、完全施行された。同法は、以下のとおり、ごみについて、市町村が全面的に処理責任を担うという従来の考え方を改め、事業者、消費者等に一定の役割を担わせることを趣旨とするものである。

対象となる容器包装

家庭から排出されるガラスびん、ペットボトル、スチール缶、アルミ缶、紙パック、プラスチック製容器包装、紙製容器包装及び段ボール(注1)

消費者、市町村及び事業者の役割

容器包装廃棄物の排出者である消費者は分別排出を、市町村は分別収集を、また、事業者は再商品化を行う。

特定事業者の再商品化の義務履行

特定事業者(注2)は、容器包装の使用量に応じて、市町村が分別収集した分別基準適合物(注3)を引き取り、再商品化(注4)する義務を負う(注5)。

義務の履行に当たっては、特定事業者は、義務履行を代行する指定法人(財団法人日本容器包装リサイクル協会)に委託することができる。この場合、特定事業者は、指定法人に委託費を支払う。指定法人は委託費を用いて、あらかじめ登録された再商品化事業者の中から入札により、全国の自治体の指定保管場所ごとに再商品化事業者を選定し、再商品化を委託する。委託を受けた再商品化事業者は、再商品化を行い、再商品化された製品の利用事業者に有償で引き渡す。

(注1) ガラスびん、ペットボトル、スチール缶、アルミ缶及び紙パックは平成9年4月から、プラスチック製容器包装、紙製容器包装及び段ボールは12年4月から、法律の対象となっている。

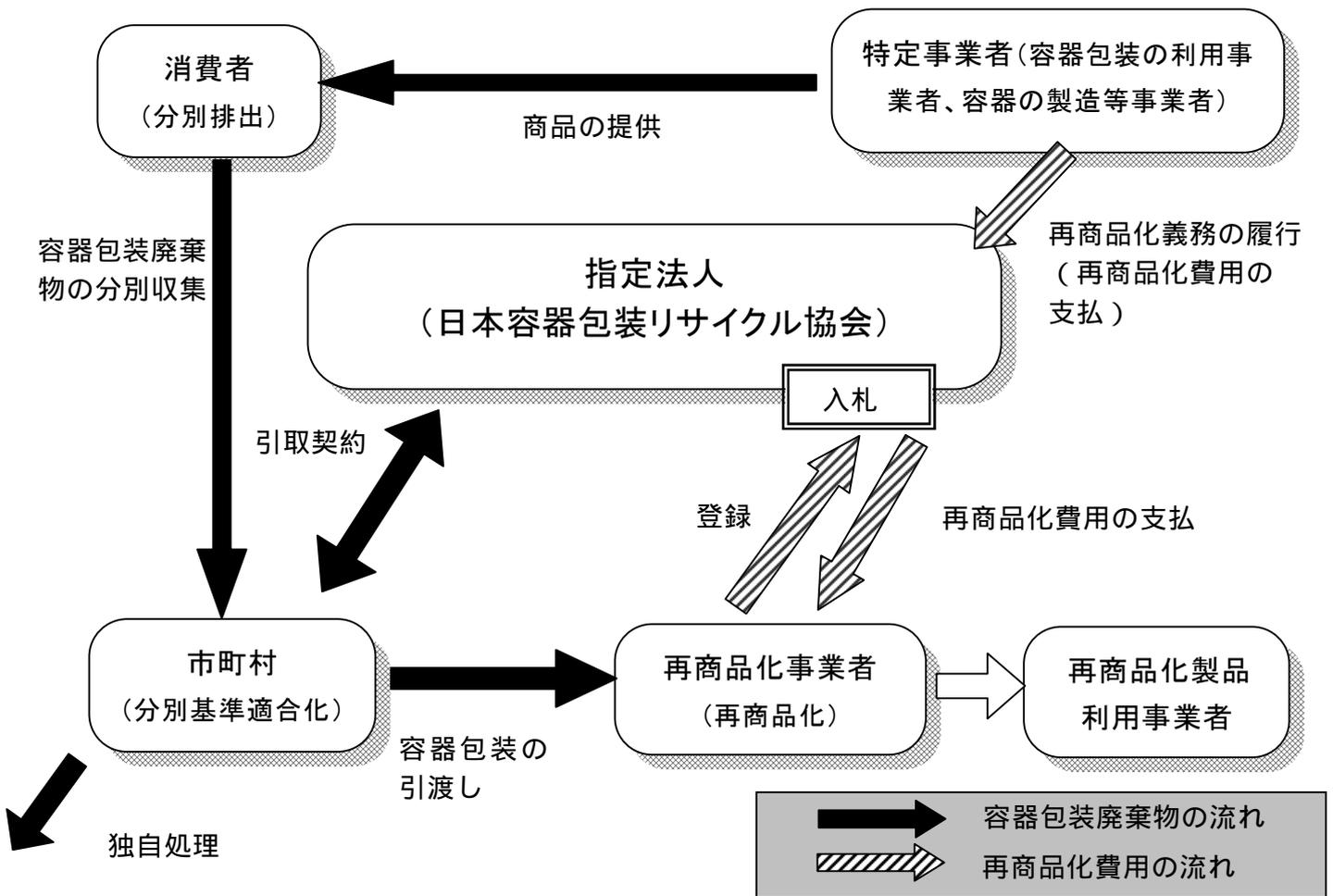
(注2) 特定事業者とは、容器包装の利用事業者及び容器の製造等事業者をいう。

(注3) 分別基準適合物とは、市町村が分別収集したもののうち、環境省令に定める基準に適合し、主務大臣が指定する施設に保管されているガラスびん、紙製容器包装、ペットボトル及びプラスチック製容器包装をいう。

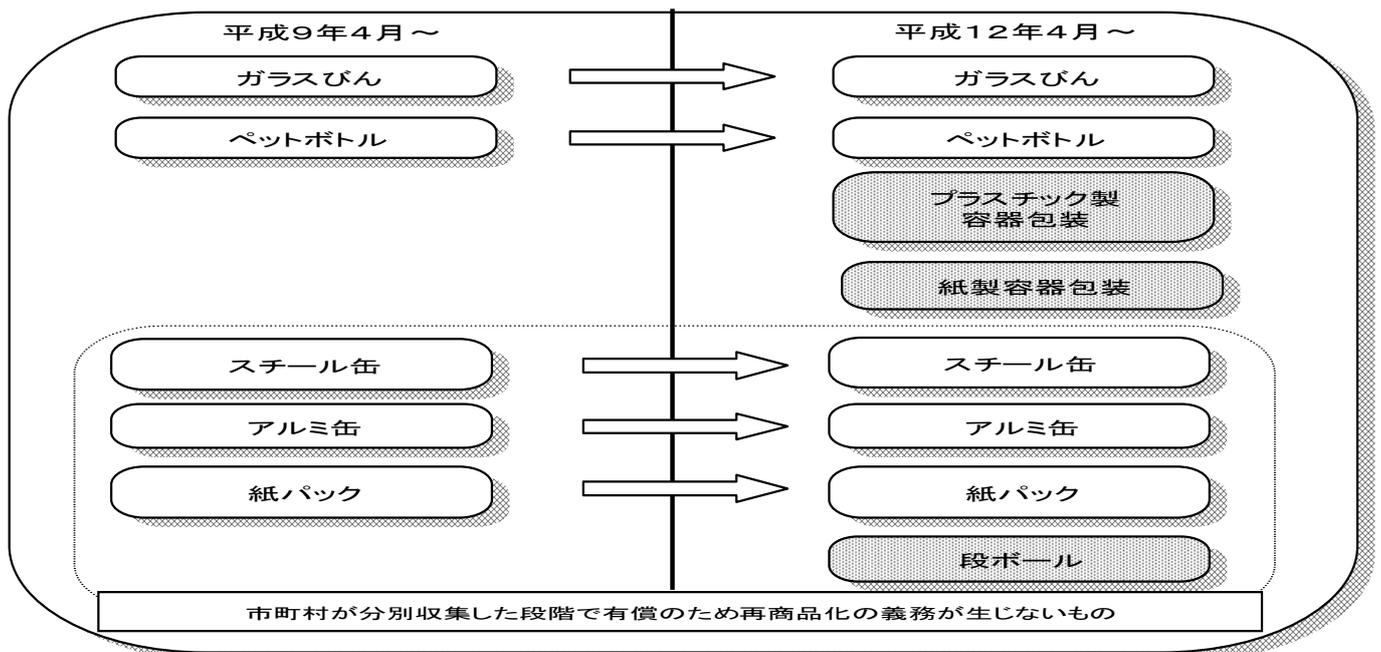
(注4) 再商品化とは、分別基準適合物を製品又は製品の原材料として利用あるいは有償(有価物として)又は無償で譲渡し得る状態にすることをいう。

(注5) 特定事業者の再商品化義務の対象は、ガラスびん、ペットボトル、プラスチック製容器包装及び紙製容器包装である。その他の品目については、市町村が分別収集した段階で有価物になるため、再商品化義務の対象外となっている。

図表 2 - (4) 制度の概要図



容器包装リサイクル法に基づく分別収集・再商品化品目



(注) 環境省の資料に基づき、当省が作成した。

ア 発生抑制（リデュース）の現況

(ア) 把握する内容及び手法

容器包装リサイクル法に基づく基本方針では、容器包装廃棄物の排出抑制（リデュース）に関し、事業者は、容器包装の利用・製造等に当たって、容器包装の薄肉化、簡易包装化、空間容積率の縮小等により容器包装の減量に積極的に努めること、また、小売業者は、容器包装の使用の合理化を図るための目標を定め、これを達成するため、レジ袋の有償化や買物袋（マイバック）の提供等の取組を計画的に行うことが求められている。また、消費者は、商品等の購入に当たって、自ら買い物袋等を持参し、簡易包装されている商品等を選択することが求められている。しかし、これらの取組に関する目標値は定められておらず、また、排出抑制の取組の実態を表す時系列変化等定量的なデータは把握されていない。また、容器包装廃棄物の排出量の経年推移を示す既存のデータも把握されていない。

そこで、当省において、容器包装リサイクル法の対象品目の別に、家庭から排出される容器包装廃棄物の排出量の経年推移を推計した。推計に当たっては、家庭から排出される一般廃棄物の排出量（環境省「一般廃棄物の排出及び処理状況等について」による。）及び家庭から排出される一般廃棄物の排出量に占める容器包装廃棄物の割合（環境省「容器包装廃棄物の使用・排出実態調査」による。）を使用した。

(イ) 把握した結果

（家庭から排出される容器包装廃棄物の排出量）

当省の推計によると、容器包装リサイクル法の完全施行時である平成 12 年度から 16 年度までの、容器包装廃棄物の排出量の推移は、図表 2 - (4) - のとおりである。排出量の合計は、横ばいで推移しており、法律の完全施行後 5 年を経過した時点（平成 16 年度）において顕著な進展はみられない。

これを品目別にみると、紙製容器包装、ペットボトル及び段ボールについては増加、ガラスびん、プラスチック製容器包装、アルミ缶及び紙パックについては横ばい、また、スチール缶については減少となっている。こうした傾向については、スチール缶からアルミ缶へ、びん・缶からペットボトルへなど、容器包装に対する消費者の好みの変化が要因の一つになっているものと考えられる。

図表 2 - (4) - 家庭から排出される容器包装廃棄物の排出量の経年推移(当省推計)

区 分	年 度	平成12	13	14	15	16	増 減 (16-12)	増減率 (16 / 12)
ガラスびん(t) (指 数)		1,497,095 (100.0)	1,410,041 (94.2)	1,505,280 (100.5)	1,477,727 (98.7)	1,410,466 (94.2)	86,629 -	5.8% -
紙製容器包装(t) (指 数)		1,378,078 (100.0)	1,440,494 (104.5)	1,431,366 (103.9)	1,444,464 (104.8)	1,537,872 (111.6)	159,794 -	11.6% -
ペットボトル(t) (指 数)		383,403 (100.0)	394,407 (102.9)	480,406 (125.3)	514,060 (134.1)	496,577 (129.5)	113,174 -	29.5% -
プラスチック製容器包装(t) (指 数)		3,090,900 (100.0)	3,171,738 (102.6)	3,057,589 (98.9)	3,000,857 (97.1)	2,942,699 (95.2)	148,202 -	4.8% -
スチール缶(t) (指 数)		540,488 (100.0)	463,610 (85.8)	445,014 (82.3)	422,327 (78.1)	352,520 (65.2)	187,968 -	34.8% -
アルミ缶(t) (指 数)		294,656 (100.0)	279,160 (94.7)	298,633 (101.3)	302,200 (102.6)	278,114 (94.4)	16,542 -	5.6% -
段ボール(t) (指 数)		647,596 (100.0)	596,556 (92.1)	659,503 (101.8)	747,231 (115.4)	762,659 (117.8)	115,062 -	17.8% -
紙パック(t) (指 数)		205,862 (100.0)	214,064 (104.0)	198,628 (96.5)	196,870 (95.6)	209,255 (101.6)	3,394 -	1.6% -
その他(t) (指 数)		24,473 (100.0)	29,739 (121.5)	31,789 (129.9)	27,472 (112.3)	39,324 (160.7)	14,851 -	60.7% -
合 計(t) (指 数)		8,062,551 (100.0)	7,999,808 (99.2)	8,108,208 (100.6)	8,133,208 (100.9)	8,029,484 (99.6)	33,067 -	0.4% -

- (注) 1 環境省「一般廃棄物の排出及び処理状況等について」及び家庭から排出される一般廃棄物の排出量に占める容器包装廃棄物の割合(環境省「容器包装廃棄物の使用・排出実態調査」による。)に基づき、当省が作成した。
- 2 家庭から排出される容器包装廃棄物の品目別の排出量 = (家庭から排出される一般廃棄物排出量(粗大ごみの量及び集団回収量を除く。) × 容器包装廃棄物の品目別の比率(年度の当該年度、前年度及び前々年度の平均値)) / 100
- 3 四捨五入のため、数値が一致しない場合がある。
- 4 指数は、平成12年度を100とした場合の数値である。

イ 再使用(リユース)の現況

(ア) 把握する内容及び手法

容器包装リサイクル法に基づく基本方針では、容器包装廃棄物の再使用(リユース)に関し、事業者は、容器包装の規格化や材料、構造面における工夫を行い、リターナブル容器を用いること、また、消費者は、商品等の購入に当たって、リターナブル容器を用いている商品を選択することが求められている。しかし、これらの取組に関する目標値は定められておらず、また、再使用の取組の実態を表す時系列変化等定量的なデータは把握されていない。

このため、現在、リターナブル容器として流通しており、出荷量等のデータが把握可能なものはガラスびん(ビールびん、一升びん、牛乳びん等。以下「リターナブルびん」という。)であることから、リターナブルびんについて出荷量等の

経年推移を把握した。

また、財団法人食品産業センターの「リターナブル容器利用等及び容器包装廃棄物排出抑制調査報告書(平成 18 年 3 月)」における消費者アンケート調査によると、リターナブル容器に関する取組について、「リターナブル容器の自らの利用が増えると考えられる取組」を尋ねたところ、「お店にリターナブル製品コーナーなどが設置される(空容器の回収もお店が協力してくれる)」と並んで、「自治体がリターナブルびんの分別収集を始める」、「公的施設で、可能な限りリターナブルびんを利用する」といった回答が 50%以上あった。そこで、当省において、全国の 204 市区町村を対象に、家庭から排出されるビールびん及び一升びんの分別収集量の経年推移等を調査した。

(イ) 把握した結果

1) リターナブルびんの出荷量・リターナブル率

容器包装リサイクル法の本格施行の前年である平成 8 年から 15 年までのリターナブルびんの出荷量及びリターナブル率(注)の推移は、図表 2 - (4) - のとおりである。出荷量は、平成 8 年の 450 万 t から 15 年の 192 万 t へと 258 万 t 減少し(57.3%の減少)、また、リターナブル率も 8 年の 70.3%から 15 年の 55.2%へと 15.1 ポイント低下しており、リターナブルびんのリユースは、後退している。

(注) リターナブル率は、リターナブルびんとワンウェイびんの合計出荷量(重量ベース)に対するリターナブルびんの出荷量の割合をいう。

図表 2 - (4) - リターナブルびんの出荷量及びリターナブル率の経年推移

区 分	年									増 減 (15-8)	増減率 (15/8)
	平成 8	9	10	11	12	13	14	15			
リターナブルびん出荷量(a)(万 t)	450	400	340	310	275	241	218	192	258	57.3%	
ワンウェイびん出荷量(b)(万 t)	190	192	188	178	173	168	166	156	34	17.9%	
合 計(c=a+b)(万 t)	640	592	528	488	448	409	384	348	292	45.6%	
リターナブル率(a/c)(%)	70.3	67.6	64.4	63.5	61.4	58.9	56.8	55.2	15.1 ポイント	-	

(注) 産業構造審議会の資料等に基づき、当省が作成した。

2) 市区町村によるビールびん及び一升びんの分別収集

当省において、全国の 204 市区町村を対象に、家庭から排出されるビールびん及び一升びんの分別収集の実施状況を調査したところ、ビールびんについては 53 市区町、一升びんについては 52 市区町で実施されており、その割合は調査対象の約 4 分の 1にとどまっている。

また、53 市区町のうち、収集量が把握できた 31 市区町における容器包装リサイクル法の完全施行の翌年である平成 13 年度から 16 年度までの収集量の推移は、図表 2 - (4) - のとおりであり、ビールびん、一升びんともに、減少傾向にある。

図表 2 - (4) - ビールびん及び一升びんを分別収集している市区町における分別収集量の経年推移

区 分		年 度				(16-13) (16/13)
		平成13	14	15	16	
ビールびん	収 集 量 (千本)	1,843	1,488	1,320	1,205	638
	前 年 度 比 (%)	-	19.3	11.2	8.7	34.6
一 升 び ん	収 集 量 (千本)	2,351	2,290	2,285	2,185	166
	前 年 度 比 (%)	-	2.6	0.2	4.4	7.1

(注) 1 当省の調査結果による。

2 収集量は、リターナブルびんをワンウェイびんと分別して収集している(ワンウェイびんと一緒に収集した後に手選別している場合を含む。)市区町のうち、分別収集量が把握できた 31 市区町の収集本数である。

3 収集量を重量で把握していた市区町については、ビールびんは 0.5 kg/本、一升びんは 1 kg/本として換算した。

さらに 31 市区町について、平成 13 年度から 16 年度までの、住民一人当たりの分別収集量の推移をみると、図表 2 - (4) - のとおりであり、ビールびんについては 13 年度の 0.38 本から 16 年度の 0.24 本へと減少し(37.0%の減少)、一升びんについては同じく、13 年度の 0.48 本から 0.43 本へと減少している(10.9%の減少)。

図表 2 - (4) - ビールびん及び一升びんを分別収集している市区町における一人当たりの分別収集量の経年推移

区 分		年 度				増 減 (16-13)	増減率 (16/13)
		平成13	14	15	16		
ビールびん	(本)	0.38	0.31	0.27	0.24	0.14	36.8%
一 升 び ん	(本)	0.48	0.47	0.47	0.43	0.05	10.4%

(注) 当省の調査結果による。

なお、ビールびん及び一升びんの分別収集量が、図表 2 - (4) - のとおり、年々増加している事例(鳥栖市)がみられた。同市では、住民一人当たりのビールびん及び一升びんの分別収集量も、図表 2 - (4) - のとおり、年々増加し

ている。その理由について、同市では、ビールびん及び一升びんについては、平成10年度からモデル地区を設定して資源ごみとして分別収集に取り組んでおり、16年度からは市内全域に拡大したこと、10年度から、月1回、第2土曜日をリサイクルの日と定め、市役所前広場で資源ごみの収集を開始し、15年度以降、順次、実施日を拡大（現在は月曜日から土曜日の毎日）したことによる、と説明している。

図表2 - (4) - 鳥栖市におけるビールびん及び一升びんの分別収集量の経年推移

区 分		年 度				(16-13) (16/13)
		平成13	14	15	16	
ビールびん	収 集 量 (千本)	6,612	13,152	18,552	20,947	14,335
	前 年 度 比 (%)	-	98.9	41.1	12.9	216.8
一 升 び ん	収 集 量 (千本)	7,526	14,498	28,543	26,924	19,398
	前 年 度 比 (%)	-	92.6	96.9	5.7	257.7

(注) 当省の調査結果による。

図表2 - (4) - 鳥栖市における住民一人当たりのビールびん及び一升びんの分別収集量の経年推移

区 分		年 度				増 減 (16-13)	増減率 (16/13)
		平成13	14	15	16		
ビールびん	(本)	0.11	0.21	0.30	0.33	0.22	200.0%
一 升 び ん	(本)	0.12	0.24	0.46	0.43	0.31	258.3%

(注) 当省の調査結果による。

ウ 再生利用（リサイクル）の現況

(ア) 把握する内容及び手法

容器包装廃棄物の再生利用(リサイクル)に関し、容器包装リサイクル法では、特定事業者は、分別基準に適合する容器包装廃棄物を再商品化することが義務付けられている。また、同法に基づく基本方針では、()消費者は、市町村が定めた分別の基準により、容器包装廃棄物を適正に分別して排出すること、()市町村は、容器包装廃棄物の分別収集に関する計画を定め、これに従って容器包装廃棄物を分別収集するよう努めること、()事業者は、再商品化を効率的かつ容易にするため、再商品化等が容易な容器包装の使用を可能な限り行うことが求められている。しかし、これらの取組に関する目標値は定められていない。

そこで、容器包装廃棄物の再生利用(リサイクル)に関しては、既存の関連データ及び当省の調査結果により、以下の各項目を把握・推計した。

）市区町村による容器包装廃棄物の分別収集

容器包装廃棄物の再商品化の前提となる、市区町村による分別収集の現況に関し、家庭から排出される容器包装廃棄物の分別収集を実施している市区町村の割合及び分別収集量の経年推移を把握した。

また、当省において、家庭から排出される容器包装廃棄物の分別収集率の経年推移を推計した。推計に当たっては、家庭から排出される容器包装廃棄物の排出量の経年推移（図表 2 - (4) - ）及び容器包装廃棄物の分別収集量（環境省「容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集及び再商品化の実績について」による。）を使用した。

）市町村により分別収集された容器包装廃棄物の再商品化

市区町村により分別収集された容器包装廃棄物のうち、再商品化義務の対象 4 品目について、再商品化量及び再商品化率（対分別収集量比）の経年推移を把握した。

また、当省において、家庭から排出される容器包装廃棄物の再商品化率（対排出量比）の経年推移を推計した。推計に当たっては、家庭から排出される容器包装廃棄物の排出量の経年推移（図表 2 - (4) - ）及び容器包装廃棄物の再商品化量（環境省「容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集及び再商品化の実績について」による。）を使用した。

）分別基準適合物の収率

財団法人日本容器包装リサイクル協会は、分別基準に適合するプラスチック製容器包装及び紙製容器包装の廃棄物について、再生処理ガイドラインを策定し、再生処理手法ごとに収率（市町村からの引取量に対する再商品化された量の割合）の基準値を定めている。なお、ガラスびん及びペットボトルについては、ガイドラインは定められていないが、収率の実績値は把握されている。

そこで、再商品化義務の対象 4 品目について、収率基準の達成度を把握した。

）ペットボトルの再商品化をめぐる現況

家庭から排出される容器包装廃棄物の排出量の経年推移（図表 2 - (4) - ）を品目別にみると、ペットボトルの増加率が最も大きくなっている。また、近年、アジア諸国の急速な経済成長による需要の拡大を背景に、独自処理ルートにより民間事業者へ引き渡されたペットボトルの一部が有価物であるペットボトル由来のくずとして海外に輸出される事例がみられ、我が国における再商品化の安定的な実施に支障が生ずるおそれがあることから、国内のリサイクル体

制への悪影響やリサイクル関連産業の停滞が懸念されている。

そこで、ペットボトルの再商品化をめぐる現況に着目し、市町村により分別収集されたペットボトルの再商品化ルート、再商品化に要する処理費用の実態等を把握・調査した。

また、当省において、ペットボトル由来のくずの輸出量の経年推移とともに、国内で使用されたペットボトルの製造に要するペット樹脂量に対するペットボトル由来のくずの輸出量の割合の経年推移を推計した。推計に当たっては、財務省の貿易統計及びポリエチレンテレフタレートくず（以下「ペットくず」という。）に占めるペットボトル由来のくずの割合（PETボトルリサイクル推進協議会PETボトル年次報告書（以下「PETボトルリサイクル推進協議会報告書」という。）による。）を使用した。

(イ) 把握した結果

）市区町村による容器包装廃棄物の分別収集

a) 容器包装廃棄物の分別収集を実施している市区町村の割合

容器包装リサイクル法が本格施行された平成9年度から17年度までの、全国の市区町村のうち、家庭から排出される容器包装廃棄物の分別収集を実施している市区町村の割合の推移は、図表2-(4)- のとおりであり、いずれの品目についても、実施している市区町村の割合は着実に上昇している。

平成17年度における実施している市区町村の割合を品目別にみると、ガラスびん、ペットボトル、スチール缶及びアルミ缶については90%以上と高いが、紙製容器包装（29.9%）、プラスチック製容器包装（62.9%）、紙パック（72.9%）及び段ボール（84.1%）は低い割合にとどまっている。後者の品目のうち、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装については容器包装リサイクル法に基づく分別収集の対象に加えられた時期が平成12年4月と比較的遅いこと、また、紙パック及び段ボールについては容器包装リサイクル法の施行当初から有価物として再商品化義務の対象外とされていることが、低い割合の要因の一つになっているものと考えられる。

表 2 - (4) - 容器包装廃棄物の分別収集を実施している市区町村の割合の経年推移

区 分	年 度			増 減 (17-9)	増 減 (17-12)
	平成 9	12	17		
無色のガラスびん(%)	49.5	81.1	95.1	45.6ポイント	14.0ポイント
茶色のガラスびん(%)	49.5	81.5	95.4	45.9ポイント	13.9ポイント
その他のガラスびん(%)	47.2	79.5	94.7	47.5ポイント	15.2ポイント
紙製容器包装(%)	-	10.6	29.9	-	19.3ポイント
ペットボトル(%)	19.4	72.5	94.7	75.3ポイント	22.2ポイント
プラスチック製容器包装(%)	-	27.3	62.9	-	35.6ポイント
スチール缶(%)	74.1	94.9	99.0	24.9ポイント	4.1ポイント
アルミ缶(%)	74.3	95.3	99.1	24.8ポイント	3.8ポイント
段ボール(%)	-	53.5	84.1	-	30.6ポイント
紙パック(%)	30.5	49.5	72.9	42.4ポイント	23.4ポイント

(注) 1 環境省「容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集及び再商品化の実績について」に基づき、当省が作成した。

2 実施している市町村の割合 = (分別収集を実施している市区町村数 / 全国の市区町村数) × 100

3 平成 12 年度から分別収集の対象に加えられた品目(紙製容器包装、プラスチック製容器包装及び段ボール)の「増減」は、12 年度比のみを記載した。

b) 容器包装廃棄物の分別収集量

容器包装リサイクル法が本格施行された平成 9 年度から 17 年度までの、全国の市区町村の分別収集計画に基づき分別収集されている容器包装廃棄物の分別収集量の推移は、図表 2 - (4) - のとおりである。品目別では、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装、アルミ缶、段ボール及び紙パックが増加し、ガラスびん(無色及び茶色のもの)及びスチール缶が減少している。こうした傾向については、基本的には、家庭から排出される容器包装廃棄物の各品目の排出量の推移(図表 2 - (4) -)に連動しているものと考えられる。

図表 2 - (4) - 容器包装廃棄物の分別収集量の経年推移

区 分	年 度			増 減 (17-9)	増減率 (17/9)	増 減 (17-12)	増減率 (17/12)
	平成9	12	17				
無色のガラスびん(t)	292,775	352,386	341,748	48,973	16.7%	10,638	3.0%
茶色のガラスびん(t)	243,916	312,539	293,825	49,909	20.5%	18,714	6.0%
その他のガラスびん(t)	107,533	164,551	174,082	66,549	61.9%	9,531	5.8%
ガラスびん計(t)	644,224	829,476	809,655	165,431	25.7%	19,821	2.4%
紙製容器包装(t)	-	34,537	71,012	-	-	36,475	105.6%
ペットボトル(t)	21,361	124,873	251,962	230,601	1079.5%	127,089	101.8%
プラスチック製 容器包装(t)	-	100,810	558,997	-	-	458,187	454.5%
スチール缶(t)	464,662	484,752	329,535	135,127	29.1%	155,217	32.0%
アルミ缶(t)	112,527	135,910	139,535	27,008	24.0%	3,625	2.7%
段ボール(t)	-	380,290	554,820	-	-	174,530	45.9%
紙パック(t)	6,644	12,565	16,320	9,676	145.6%	3,755	29.9%
合 計(t)	1,249,418	2,103,213	2,731,836	1,482,418	118.6%	628,623	29.9%

(注) 1 環境省「容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集及び再商品化の実績について」に基づき、当省が作成した。

2 四捨五入のため、数値が一致しない場合がある。

c) 容器包装廃棄物の分別収集率（対排出量比）

容器包装リサイクル法に基づく再商品化義務の対象4品目（ガラスびん、ペットボトル、プラスチック製容器包装及び紙製容器包装）について、同法が完全施行された平成12年度から16年度までの分別収集率（対排出量比）の推移を推計した。その結果は、図表2-(4)-のとおりであり、平成16年度の分別収集率（対排出量比）は、ガラスびんが57.7%、ペットボトルが48.0%、プラスチック製容器包装が16.0%、紙製容器包装が4.5%となっている。

特にプラスチック製容器包装及び紙製容器包装の分別収集率が低くなっているが、これはプラスチック製容器包装及び紙製容器包装の分別収集を実施している市区町村の割合（図表2-(4)-）がガラスびん及びペットボトルの分別収集を実施している市区町村の割合に比べ低いことによると考えられる。

図表 2 - (4) - 容器包装廃棄物の分別収集率の経年推移（当省推計）

区 分		年 度				
		平成12	13	14	15	16
ガラスびん	排 出 量(a)(t)	1,497,095	1,410,041	1,505,280	1,477,727	1,410,466
	分別収集量(b)(t)	829,476	829,631	816,773	831,845	814,009
	分別収集率(b/a)(%)	55.4	58.8	54.3	56.3	57.7
紙製容器包装	排 出 量(a)(t)	1,378,078	1,440,494	1,431,366	1,444,464	1,537,872
	分別収集量(b)(t)	34,537	49,723	57,977	76,876	69,197
	分別収集率(b/a)(%)	2.5	3.5	4.1	5.3	4.5
ペットボトル	排 出 量(a)(t)	383,403	394,407	480,406	514,060	496,577
	分別収集量(b)(t)	124,873	161,651	188,194	211,735	238,469
	分別収集率(b/a)(%)	32.6	41.0	39.2	41.2	48.0
プラスチック製 容器包装	排 出 量(a)(t)	3,090,900	3,171,738	3,057,589	3,000,857	2,942,699
	分別収集量(b)(t)	100,810	197,273	282,561	401,697	471,488
	分別収集率(b/a)(%)	3.3	6.2	9.2	13.4	16.0
合 計	排 出 量(a)(t)	6,349,477	6,416,679	6,474,642	6,437,108	6,387,613
	分別収集量(b)(t)	1,089,696	1,238,278	1,345,505	1,522,153	1,593,163
	分別収集率(b/a)(%)	17.2	19.3	20.8	23.6	24.9

(注) 1 家庭から排出される一般廃棄物に占める容器包装廃棄物の排出量(当省推計)及び容器包装廃棄物の分別収集量(環境省「容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集及び再商品化の実績について」による。)に基づき、当省が作成した。

2 「排出量」は、家庭から排出される容器包装廃棄物の量を記載した。

3 「分別収集量」は、容器包装廃棄物の分別収集量(環境省「市町村の分別収集及び再商品化の実績について」による。)を記載した。

4 分別収集率(対排出量比) = (分別収集量 / 排出量) × 100

5 四捨五入のため、数値が一致しない場合がある。

) 市町村により分別収集された容器包装廃棄物の再商品化

a) 容器包装廃棄物の再商品化量

容器包装リサイクル法に基づき、市区町村による分別収集の対象となった初年度(平成9年度又は12年度)から17年度までの再商品化義務の対象4品目の再商品化量の推移は、図表2-(4)- のとおりであり、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装及びガラスびんとも増加している。

再商品化量の増減は、分別収集量(図表2-(4)-)と再商品化率(対分別収集量比)(図表2-(4)-)の増減の結果である。特に再商品化量が大幅に増加しているペットボトルについては、分別収集量の増加が要因であり、同じく再商品化量が大幅に増加しているプラスチック製容器包装については、分別収集量の増加及び再商品化率(対分別収集量比)の上昇の相乗効果によるものと考えられる。

図表 2 - (4) - 容器包装廃棄物の再商品化量の経年推移

区 分	年 度			増 減 (17-9)	増減率 (17/9)	増 減 (17-12)	増減率 (17/12)
	平成9	12	17				
無色のガラスびん(t)	275,119	334,549	327,796	52,677	19.1%	6,753	2.0%
茶色のガラスびん(t)	228,170	294,959	281,524	53,354	23.4%	13,435	4.6%
その他のガラスびん(t)	95,190	150,139	167,209	72,019	75.7%	17,070	11.4%
ガラスびん計(t)	598,479	779,647	776,529	178,050	29.8%	3,118	0.4%
紙製容器包装(t)	-	26,310	63,031	-	-	36,721	139.6%
ペットボトル(t)	19,330	117,877	244,026	224,696	1162.4%	126,149	107.0%
プラスチック製容器包装(t)	-	77,568	538,123	-	-	460,555	593.7%
合 計(t)	617,809	1,001,402	1,621,709	1,003,900	162.5%	620,307	61.9%

(注) 1 環境省「容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集及び再商品化の実績について」に基づき、当省が作成した。

2 四捨五入のため、数値が一致しない場合がある。

b) 容器包装廃棄物の再商品化率（対分別収集量比）

容器包装リサイクル法が本格施行された平成9年度から17年度までの再商品化率（対分別収集量比）の推移は、図表2-(4)-のとおりである。平成17年度の品目別の再商品化率(対分別収集量比)は、紙製容器包装(88.8%)を除き、いずれの品目も95%を超えている。特に紙製容器包装及びプラスチック製容器包装については、ともに再商品化義務の対象品目に加えられた12年度との比較で、それぞれ12ポイント超、19ポイント超と、大幅に上昇している。

図表 2 - (4) - 容器包装廃棄物の再商品化率（対分別収集量比）の経年推移

区 分	年 度			増 減 (17-9)	増 減 (17-12)
	平成9	12	17		
ガラスびん(%)	92.9	94.0	95.9	3.0ポイント	1.9ポイント
紙製容器包装(%)	-	76.2	88.8	-	12.6ポイント
ペットボトル(%)	90.5	94.4	96.9	6.4ポイント	2.5ポイント
プラスチック製容器包装(%)	-	76.9	96.3	-	19.4ポイント

(注) 1 環境省「容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集及び再商品化の実績について」に基づき、当省が作成した。

2 再商品化率（対分別収集量比） = (再商品化量 / 分別収集量) × 100

c) 容器包装廃棄物の再商品化率（対排出量比）

容器包装リサイクル法に基づく再商品化義務の対象4品目について、同法が完全施行された平成12年度から16年度までの再商品化率（対排出量比）の推移を推計した。その結果は、図表2-(4)- のとおりであり、平成16年度の再商品化率（対排出量比）は、ガラスびんが55.6%、ペットボトルが46.6%、プラスチック製容器包装が15.5%、紙製容器包装が3.9%となっており、これらは、分別収集率（対分別収集量比）（図表2-(4)- ）に連動しているものである。

市町村による分別収集が徹底されていないため、ガラスびんの44.4%、ペットボトルの53.4%、プラスチック製容器包装の84.5%、紙製容器包装の96.1%が再商品化されることなく、焼却や直接埋立て等による処理が行われている。

図表 2 - (4) - 容器包装廃棄物の再商品化率（対排出量比）（当省推計）

区 分	年 度	平成12	13	14	15	16
ガラスびん	排 出 量(a)(t)	1,497,095	1,410,041	1,505,280	1,477,727	1,410,466
	分別収集量(b)(t)	829,476	829,631	816,773	831,845	814,009
	再商品化量(c)(t)	779,647	791,193	787,984	799,935	783,672
	再商品化率(対排出量比)(c/a)(%)	52.1	56.1	52.3	54.1	55.6
	再商品化率(対収集量比)(c/b)(%)	94.0	95.4	96.5	96.2	96.3
紙製容器包装	排 出 量(a)(t)	1,378,078	1,440,494	1,431,366	1,444,464	1,537,872
	分別収集量(b)(t)	34,537	49,723	57,977	76,876	69,197
	再商品化量(c)(t)	26,310	44,675	54,145	69,508	59,668
	再商品化率(対排出量比)(c/a)(%)	1.9	3.1	3.8	4.8	3.9
	再商品化率(対収集量比)(c/b)(%)	76.2	89.8	93.4	90.4	86.2
ペットボトル	排 出 量(a)(t)	383,403	394,407	480,406	514,060	496,577
	分別収集量(b)(t)	124,873	161,651	188,194	211,735	238,469
	再商品化量(c)(t)	117,877	155,837	183,427	204,993	231,377
	再商品化率(対排出量比)(c/a)(%)	30.7	39.5	38.2	39.9	46.6
	再商品化率(対収集量比)(c/b)(%)	94.4	96.4	97.5	96.8	97.0
プラスチック製 容器包装	排 出 量(a)(t)	3,090,900	3,171,738	3,057,589	3,000,857	2,942,699
	分別収集量(b)(t)	100,810	197,273	282,561	401,697	471,488
	再商品化量(c)(t)	77,568	180,306	268,640	384,865	455,487
	再商品化率(対排出量比)(c/a)(%)	2.5	5.7	8.8	12.8	15.5
	再商品化率(対収集量比)(c/b)(%)	76.9	91.4	95.1	95.8	96.6
合 計	排 出 量(a)(t)	6,349,477	6,416,679	6,474,642	6,437,108	6,387,613
	分別収集量(b)(t)	1,089,696	1,238,278	1,345,505	1,522,153	1,593,163
	再商品化量(c)(t)	1,001,402	1,172,011	1,294,196	1,459,301	1,530,204
	再商品化率(対排出量比)(c/a)(%)	15.8	18.3	20.0	22.7	24.0
	再商品化率(対収集量比)(c/b)(%)	91.9	94.6	96.2	95.9	96.0

(注) 1 家庭から排出される一般廃棄物に占める容器包装廃棄物の排出量(当省推計)及び容器包装廃棄物の再商品化量(環境省「容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集及び再商品化の実績について」による。)に基づき、当省が作成した。

2 「排出量」は、家庭から排出される容器包装廃棄物の量を記載した。

3 「分別収集量」は、容器包装廃棄物の分別収集量(環境省「市町村の分別収集及び再商品化の実績について」による。)を記載した。

4 「再商品化量」は、容器包装廃棄物の分別収集量(環境省「市町村の分別収集及び再商品化の実績について」による。)を記載した。

5 「再商品化率(対収集量比)」は、再商品化率(環境省「市町村の分別収集及び再商品化の実績について」による。)を記載した。

6 再商品化率(対排出量比) = (再商品化量 / 排出量) × 100

7 四捨五入のため、数値が一致しない場合がある。

) 分別基準適合物の収率

市町村から財団法人日本容器包装リサイクル協会に引き取られた、再商品化義務の対象4品目の収率基準並びに収率の基準値及び実績値は、図表2-(4)のとおりである。プラスチック製容器包装及び紙製容器包装については、平成17年度の実績値は基準値を上回っている。また、ガラスびん及びペットボト

ルについては、平成 17 年度の実績値は 84～99%と高くなっている。

表 2 - (4) - 容器包装廃棄物の再生処理施設における収率基準及び収率実績

区 分		収 率 基 準		平成17年度実績
プラスチック製容器包装	材料リサイクル	プラスチック原材料等の収率	45%以上 (重量ベース)	51%
	油 化	炭化水素油の収率	45%以上 (重量ベース)	53%
	ガ ス 化	合成ガスの収率	65%以上 (発熱量ベース)	68%
	高炉還元及び コークス炉化学原料化	高炉還元剤の収率	75%以上 (重量ベース)	76%
		コークス炉化学原料の収率	85%以上 (重量ベース)	89%
	白色の発砲スチロール製食品用トレイのプラスチック 原材料化等及び油化	プラスチック原材料等の収率(白色トレイ)	90%以上 (重量ベース)	92%
炭化水素油の収率(白色トレイ)		90%以上 (重量ベース)		
紙製容器包装	材料リサイクル	材料リサイクルの収率(紙製容器包装)	90%以上 (重量ベース)	96%
ガラスびん	無色	材料リサイクル	-	94% (重量ベース)
	茶色	材料リサイクル	-	95% (重量ベース)
	その他	材料リサイクル	-	99% (重量ベース)
ペットボトル	材料リサイクル	-	-	84% (重量ベース)

(注) 1 財団法人日本容器包装リサイクル協会の資料に基づき、当省が作成した。

2 各収率の算出式は、以下のとおり。

- ・ プラスチック原材料等の収率 = (プラスチック原材料等の生産量 - 水分 - 他材料寄与分) / 市町村からの引取量 × 100
- ・ 炭化水素油の収率 = (炭化水素油の生産量 - 他材料寄与分) / 市町村からの引取量 × 100
- ・ 合成ガスの収率 = (生産合成ガスの発熱量 - 他材料寄与分) / 市町村から引取るプラスチック製容器包装の発熱量 × 100
- ・ 高炉還元剤の収率 = (高炉還元剤の生産量 - 水分 - 他材料寄与分) / 市町村からの引取量 × 100
- ・ コークス炉化学原料の収率 = (コークス炉化学原料の生産量 - 水分 - 他材料寄与分) / 市町村からの引取量 × 100
- ・ プラスチック原材料等の収率(白色トレイ) = (プラスチック原材料等の生産量 - 他材料寄与分) / 市町村からの引取量 × 100
- ・ 炭化水素油の収率(白色トレイ) = (炭化水素油の生産量 - 他材料寄与分) / 市町村からの引取量 × 100
- ・ 材料リサイクルの収率(紙製容器包装) = (再商品化製品生産量 - 他材料寄与分) / 工程投入量(紙製容器包装分) × 100

）ペットボトルの再商品化をめぐる現況

a) 市区町村によるペットボトルの再商品化ルート

市区町村により分別収集された再商品化義務の対象4品目は、現在、指定法人（財団法人日本容器包装リサイクル協会）ルート又は独自処理ルートのいずれかにより、再商品化されている。指定法人ルートとは、容器包装リサイクル法に基づき、市区町村は指定法人との間で引取契約を結ぶとともに、指定法人による入札の結果、選定された再商品化事業者に容器包装廃棄物を引き渡す場合であり、独自処理ルートとは、市区町村が指定法人と容器包装廃棄物の引取契約を締結せずに、直接民間事業者に対し、処理を委託する場合や有価物として売却する場合である。

当省において、調査対象の204市区町村の中から、ペットボトルを分別収集している市区町村を抽出し、平成12年度から17年度までのペットボトルの再商品化ルートを調査した。その結果は、表2-(4)- のとおりであり、収集したペットボトルの全量を指定法人ルートにより再商品化している市区町村の割合は低下し、全量を独自処理ルートにより再商品化している市区町村の割合及び指定法人ルートと独自処理ルートを併用している市区町村の割合が上昇している。

図表2-(4)- ペットボトルを分別収集している市区町村におけるペットボトルの再商品化ルートの比率の経年推移

再商品化ルート \ 年度	平成12	13	14	15	16	17	増減 (17-12)
すべて指定法人(%)	77.5	80.2	77.3	80.0	77.3	61.5	16.0ポイント
すべて独自処理(%)	17.0	13.4	13.5	12.6	14.4	22.6	5.6ポイント
併用(%)	7.5	6.4	9.2	7.4	8.2	15.9	8.4ポイント

(注)1 当省の調査結果による。

2 再商品化ルートの比率 = (当該ルートを選択する市区町村数 / 分別収集を実施している市区町村数) × 100

b) 市区町村の独自処理ルートによるペットボトルの再商品化量等

当省において、容器包装リサイクル法の本格施行時である平成9年度から17年度までの、全国の市区町村の独自処理量及び独自処理率を推計した。推計に当たっては、容器包装廃棄物の再商品化量（図表2-(4)- ）及び指定法人による市区町村からの容器包装廃棄物の引取量（財団法人日本容器包装リサイクル協会の資料による。）を使用した。

ペットボトルの独自処理量及び独自処理率の経年推移を他の品目と比較す

ると、図表 2 - (4) - のとおり、ペットボトルのみ、独自処理量及び独自処理率ともに増加している。特に独自処理量は、平成 17 年度は 9 年度の約 14 倍となっており大幅に増加している。

図表 2 - (4) - 容器包装廃棄物の独自処理量及び独自処理率の経年推移(当省推計)

区 分	年 度	年 度			増 減 (17-9)	増 減 (17-12)
		平成 9	12	17		
無色のガラスびん	独自処理量(t)	222,667	254,713	224,664	1,997	30,049
	独自処理率(%)	80.9	76.1	68.5	12.4ポイント	7.6ポイント
茶色のガラスびん	独自処理量(t)	167,040	183,760	157,817	9,223	25,943
	独自処理率(%)	73.2	62.3	56.1	17.2ポイント	6.2ポイント
その他のガラスびん	独自処理量(t)	60,409	60,296	58,019	2,390	2,277
	独自処理率(%)	63.5	40.2	34.7	28.8ポイント	5.5ポイント
ガラスびん計	独自処理量(t)	450,116	498,769	440,500	9,616	58,269
	独自処理率(%)	75.2	64.9	56.7	18.5ポイント	7.2ポイント
紙製容器包装	独自処理量(t)	-	15,067	35,554	-	20,487
	独自処理率(%)	-	57.3	56.4	-	0.9ポイント
ペットボトル	独自処理量(t)	5,316	21,225	74,109	68,793	52,884
	独自処理率(%)	27.5	18.0	30.4	2.9ポイント	12.4ポイント
プラスチック製 容器包装	独自処理量(t)	-	10,488	9,595	-	893
	独自処理率(%)	-	13.5	1.8	-	11.7ポイント
計	独自処理量(t)	455,432	545,549	559,758	104,326	14,209
	独自処理率(%)	7.4	5.4	3.5	3.9ポイント	2.0ポイント

(注) 1 環境省「市町村の分別収集及び再商品化の実績について」及び財団法人容器包装リサイクル協会の資料に基づき、当省が作成した。

2 独自処理量 = 再商品化量 - 指定法人引取量

3 独自処理率 = (独自処理量 / (独自処理量 + 指定法人引取量)) × 100

4 四捨五入のため、数値が一致しない場合がある。

c) 指定法人ルートによる落札価格及び独自処理ルートによる委託額

指定法人ルートにおいては、市区町村は指定法人と無償での容器包装廃棄物の引取契約を締結するのに対し、独自処理ルートにおいては、市区町村は直接民間事業者へ委託費を支払い、容器包装廃棄物の処理を委託する場合があるほか、有価物として容器包装廃棄物を民間事業者へ売却する場合がある。近年のペットボトルの独自処理量の増加及び独自処理率の上昇は、ペットボトルの有価物化の進展が要因の一つと考えられる。

そこで、当省において、再商品化事業者 12 社を対象に、指定法人ルートによるペットボトルの再商品化処理の落札価格及び独自処理ルートによる再商品化の委託額の状況を調査した。その結果は、図表 2 - (4) - のとおりであり、指定法人ルートによる落札価格及び独自処理ルートによる委託額とも

に低下傾向にあり、また、独自処理ルートについては、平成 16 年度以降、再商品化事業者がペットボトルを有価物として市区町村から買い取る事例がみられた。

図表 2 - (4) - 指定法人ルートによる落札価格及び独自処理ルートによる委託額
(廃ペットボトル 1 t 当たり)

(単位：円 / t)

区 分	年 度				
	平成13	14	15	16	17
落札価格(指定法人ルート)	25,000	30,000	29,000	20,000	1,840
	~ 91,250	~ 100,000	~ 90,000	~ 90,000	~ 99,139
委託額(独自処理ルート)	7,350	7,350	7,350	7,000	8,000
	~ 80,000	~ 80,000	~ 80,000	~ 65,000	~ 65,000

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 指定法人ルートによる落札価格、独自処理ルートによる委託額の最高額及び最低額を記載した。
 3 独自処理ルートにおいて、事業者が市町村から買い取る場合は、マイナス値で記載した。

d) ペットボトル由来のくずの輸出量等

近年、アジア諸国の急速な経済成長による需要の拡大を背景に、独自処理ルートにより民間事業者に引き渡されたペットボトルの一部が有価物であるペットボトル由来のくずとして海外に輸出される事例がみられ、我が国における再商品化の安定的な実施に支障が生ずるおそれがあることから、国内のリサイクル体制への悪影響やリサイクル関連産業の停滞が懸念されている。財務省の貿易統計は、従来、プラスチックくずの輸出量を公表しており、その内訳であるペットくずの輸出量については、平成 18 年から公表を開始したところである。また、ペットくずの輸出量のうちペットボトル由来のくずの輸出量については、データは把握されていない。

そこで、当省において、貿易統計及びPETボトルリサイクル推進協議会報告書のデータを使用し、ペットボトル由来のくずの輸出量の経年推移及び国内で使用されたペットボトルの製造に要するペット樹脂量に対するペットボトル由来のくずの輸出量の割合の経年推移を推計した。推計の方法は以下のとおりである。

貿易統計によれば、平成 18 年におけるプラスチックくずの輸出量に占めるペットくずの割合は図表 2 - (4) - のとおり 37.7%であり、これを 15 年から 17 年までのプラスチックくずの輸出量に乘じ、各年のペットくずの輸出

量を推計した。次に、PETボトルリサイクル推進協議会報告書のデータによれば、ペットくずの輸出量に占めるペットボトル由来のくずの割合は94.3%（平成16年）であり、これを15年から17年までのペットくずの輸出量の推計値に乘じ、各年のペットボトル由来のくずの輸出量を推計した。その結果は、図表2-(4)- のとおりであり、ペットボトル由来のくずの輸出量は、増加傾向にある。

あわせて、国内で使用されたペットボトルの製造に要するペット樹脂量（PETボトルリサイクル推進協議会報告書による。）に対するペットボトル由来のくずの輸出量（図表2-(4)- ）の割合の経年推移を推計した。その結果は、図表2-(4)- のとおりであり、国内で使用されたペットボトルの製造に要するペット樹脂量に対するペットボトル由来のくずの輸出量の割合は、上昇傾向にある。

図表2-(4)- プラスチックくずの輸出量に占めるペットくずの割合(平成18年)

(単位：t、%)

区 分	輸出量	割 合
ペ ッ ト く ず	272,353	37.7
その他のプラスチックくず	450,560	62.3
合計(プラスチックくず)	722,913	100.0

(注) 財務省「貿易統計」に基づき、当省が作成した。

図表2-(4)- ペットボトル由来のくずの輸出量の経年推移(当省推計)

(単位：t)

区 分	年		
	平成15	16	17
プラスチックくずの海外輸出量	356,411	440,034	570,805
うち、ペットくずの輸出量	134,275	165,780	215,047
うち、ペットボトル由来のくずの輸出量	126,622	156,330	202,789

(注) 財務省「貿易統計」及びPETボトルリサイクル推進協議会報告書に基づき、当省が作成した。

図表 2 - (4) - 国内で使用されたペットボトルの製造に要するペット樹脂量に対するペットボトル由来のくずの輸出量の割合の経年推移(当省推計)

区 分 \ 年	平成15	16	17	増減率 (17/15)
ペットボトル用のペット樹脂量(a)(t)	436,556	513,712	532,583	22.0%
ペットボトル由来のくずの輸出量(b)(t)	126,622	156,330	202,789	60.2%
割合(b/a)(%)	29.0	30.4	38.1	9.1ポイント

(注) P E T ボトルリサイクル推進協議会報告書に基づき、当省が作成した。

(5) 家電リサイクル法に基づく施策の現況

【要 旨】

家電リサイクル法は、「特定家庭用機器の小売業者及び製造業者等による特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等に関し、これを適正かつ円滑に実施するための措置を講ずることにより、廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与すること」を目的として、平成 10 年 6 月に制定され、13 年 4 月に完全施行された。

家電リサイクル法では、特定家庭用機器としてユニット型エアコンディショナー、ブラウン管式テレビジョン受信機、電気冷蔵庫・電気冷凍庫及び電気洗濯機（以下、それぞれ「エアコン」、「ブラウン管テレビ」、「冷蔵庫・冷凍庫」、「洗濯機」という。）の 4 品目を定めており、この 4 品目が廃棄物となった場合について、小売業者による引取り、製造業者等による再商品化等の実施、消費者（排出者）による廃棄時における収集・運搬料金及び再商品化等料金の支払い等の役割分担が定められている。

また、製造業者等は、引き取った特定家庭用機器廃棄物について再商品化等を実施する場合は、特定家庭用機器再商品化法施行令（平成 10 年政令第 378 号。以下「家電リサイクル法施行令」という。）に定められている再商品化等率を毎年度達成するとともに、エアコン及び冷蔵庫・冷凍庫については、再商品化等の実施と一体的に、製品に含まれるフロン類を回収し、破壊等をしなければならないこととされている。

今回、家電リサイクル法に基づく施策の現況について、特定家庭用機器廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）及び再生利用（リサイクル）の現況を把握した結果は、次のとおりである。

ア 発生抑制（リデュース）の現況

（特定家庭用機器の使用年数）

経済産業省の資料によると、平成 18 年度における特定家庭用機器の使用年数は、エアコンが 14.08 年、ブラウン管テレビが 13.01 年、冷蔵庫・冷凍庫が 14.96 年、洗濯機が 11.86 年となっており、13 年度に比べ、各品目とも使用年数が長くなっている。

イ 再使用（リユース）の現況

（中古品として流通している特定家庭用機器の台数）

特定家庭用機器廃棄物の再使用の取組の実態を表す時系列変化等定量的なデータは把握されていない。なお、中央環境審議会・産業構造審議会合同会合

の資料によると、平成 17 年度において中古品として流通している特定家庭用機器の台数は 697 万台で、排出台数のおよそ 3 割を占めている。

ウ 再生利用（リサイクル）の現況

（特定家庭用機器廃棄物の再商品化率）

家電リサイクル法では、製造業者等は特定家庭用機器廃棄物を引き取ったときは再商品化等(注1)を行うことが義務付けられており、家電リサイクル法施行令により、特定家庭用機器廃棄物の再商品化率(注2)の目標値が定められている。なお、目標の設定に当たっては、法律の施行当初において施設整備、委託先の確保等様々な準備が必要であること、料金に対する排出者の受忍限度を十分考慮する必要があること等が考慮された。

経済産業省及び環境省の資料に基づき、平成 13 年度から 18 年度までの特定家庭用機器廃棄物の再商品化率の経年推移をみると、4 品目とも法施行時の 13 年度から目標値を達成している。平成 18 年度は、エアコンが 86.0%、ブラウン管テレビが 77.3%、冷蔵庫・冷凍庫が 71.4%、洗濯機が 79.1%であり、ブラウン管テレビを除く 3 品目については、上昇傾向にある。平成 17 年度にブラウン管テレビの再商品化率が前年度比で 4.0 ポイント低下したことについては、ブラウン管ガラスの需要の減少が要因の一つと考えられる。

(注1) 再商品化等とは、再商品化及び熱回収をいう。

(注2) 再商品化率 = 再商品化重量 / 再商品化等処理重量 × 100

再商品化等処理重量とは、家電リサイクル法に定める指定取引場所において回収された特定家庭用機器廃棄物の重量をいう。各品目の再商品化率の目標数値は、エアコンが 60%、ブラウン管テレビが 55%、冷蔵庫・冷凍庫及び洗濯機が 50%である。

（再商品化等料金の設定）

家電リサイクル法では、製造業者等が定める特定家庭用機器廃棄物の再商品化等料金について、あらかじめ公表しなければならない、再商品化等に必要となる行為を能率的に実施した場合における適正な原価を上回るものであってはならない、料金の設定に当たっては、排出者の特定家庭用機器廃棄物の適正な排出を妨げることをしないよう配慮しなければならないこととされている。しかし、現在、大手製造業者の再商品化等料金は、品目ごとに各製造業者とも同じ金額(注)に設定されている。また、エアコンを除く 3 品目については、法律の施行当初から変更されていない。

また、家電リサイクル法の施行に当たって、製造業者等は、A グループ及び B グループの 2 グループに集約され、それぞれのグループごとに指定取引場所

及び再商品化施設を設置し、再商品化等を実施している。当省の調査結果並びに経済産業省及び環境省の資料に基づき、各グループの再商品化率を推計したところ、グループ間に再商品化率の格差がみられたが、現行の再商品化等料金は、こうした再商品化率の差が反映されていないものと考えられる。

(注) 現行の再商品化等料金(大手製造業者の例)は、エアコンが3,150円、テレビが2,835円、冷蔵庫・冷凍庫が4,830円、洗濯機が2,520円である。

(特定家庭用機器以外の家電製品の再商品化)

) 市区町村による収集・処理

特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等に関する基本方針(平成11年環境庁・厚生省・通商産業省告示第1号。以下「家電リサイクル法に基づく基本方針」という。)では、特定家庭用機器廃棄物の再商品化に関し、鉄、銅、アルミニウム等の金属、ガラス、プラスチック類の原材料としての利用の促進等が必要である旨が規定されているが、製造業者等の資料によると、特定家庭用機器以外の主要な家電製品の中には、特定家庭用機器と同様に、有用資源の構成率が高い品目がある。

廃棄物処理法では、一般廃棄物については、市町村が処理を行うこととされており、消費者から排出される特定家庭用機器以外の家電製品は、一般廃棄物として市町村において処理される。

当省において、全国の565市区町村を対象に、特定家庭用機器以外の主要な家電製品の処理の状況を調査したところ、調査対象品目の処理を行っている市区町村のうち、収集後に再資源化を行うことなく、焼却や直接埋立等による処理を行っている市区町村の割合は、約3割に上っている。

) 製造業者等の再商品化施設における受入・再商品化

製造業者等が家電リサイクル法第23条の認定を受けた再商品化施設は、平成18年3月現在、全国で47施設ある。当省において、19施設を対象に、特定家庭用機器以外の家電製品の受入・再商品化の状況を調査したところ、6施設において特定家庭用機器以外の家電製品の受入・再商品化が行われていた。受入品目別では、電子レンジが6施設、掃除機及び衣類乾燥機がそれぞれ2施設となっている。

【制度の概要】

家電リサイクル法は、家庭又は事業所から排出される家電製品について、廃棄物の減量及び再生資源の有効利用を図るため、平成10年6月に制定され、同年12月に一部施行、13年4月に完全施行された。同法は、以下のとおり、家庭又は事業所から排出される家電製品について、市町村が全面的に処理責任を担うという従来の考え方を改め、消費者及び事業者、小売業者、製造業者等について一定の役割を担わせることを趣旨とするものである。

対象機器（以下「特定家庭用機器」という。）（注1）

エアコン、ブラウン管テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機

消費者、小売業者及び製造業者等の役割

使用済みの特定家庭用機器（以下「特定家庭用機器廃棄物」という。）の排出者である消費者は、小売業者又は市町村への適切な引渡し及び収集・再商品化等に関する費用の支払いを、小売業者又は市町村は消費者から引き取った特定家庭用機器廃棄物の製造業者又は輸入業者（以下「製造業者等」という。）並びに指定法人（財団法人家電製品協会）への引渡しを、また、製造業者等又は指定法人は小売業者又は市町村から引き取った特定家庭用機器廃棄物の再商品化等を行う。

指定法人の役割

指定法人は、製造業者等が不明の場合及び特定製造業者等（注2）から再商品化等の実施の委託を受けた場合に、再商品化等を行う。

市町村の役割

市町村は、消費者から引き取った特定家庭用機器廃棄物の製造業者等への引渡しを行うほか、自ら再商品化等を行うこともできる。

管理票（マニフェスト）制度の導入

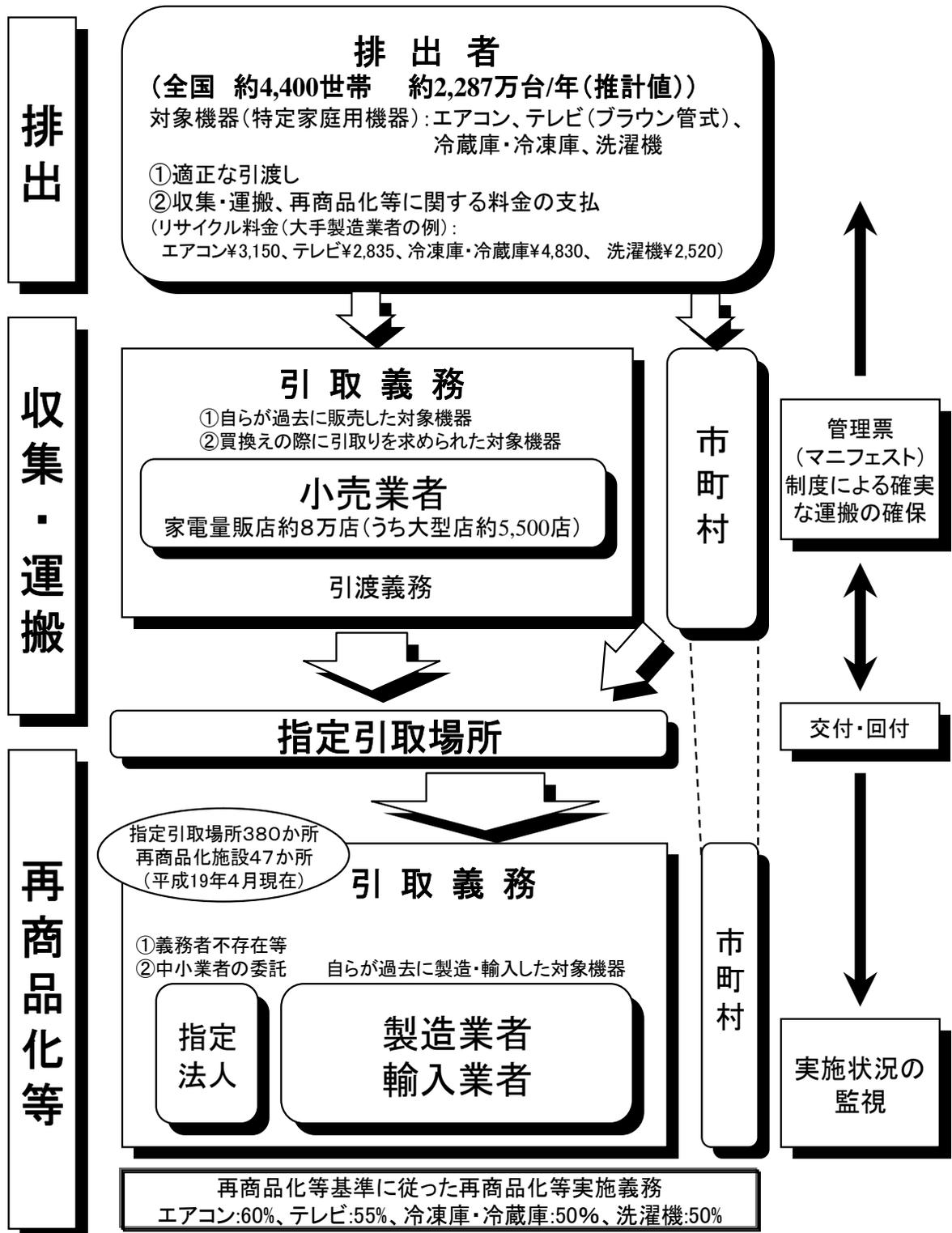
特定家庭用機器廃棄物が小売業者から製造業者等又は指定法人に確実に運搬されることを確保するとともに、不適正な処理が行われた場合でも事後的にその事実を追跡できるようにするため、管理票（マニフェスト）を発行し、これを特定家庭用機器廃棄物とともに流通させている。

（注1）家電リサイクル法施行令は、家電製品のうち、（ ）市町村による再商品化が困難であること、（ ）再商品化等の必要性が高いこと、（ ）設計、部品等の選択が再商品化等に重要な影響があること、（ ）小売業者による収集が合理的なものであることの4要件に該当する製品を対象機器とするとの考え方から、現在、エアコン、ブラウン管

テレビ、冷蔵庫・冷凍庫及び洗濯機の4品目を指定している。このうち、エアコン、ブラウン管テレビ、冷蔵庫及び洗濯機は平成13年4月から、冷凍庫は16年4月から、法律の対象となっている。

(注2) 特定製造業者等とは、直前3年間の特定家庭用機器の生産量又は輸入量(国内向け出荷に限る。)が、エアコンは90万台未満、ブラウン管テレビは90万台未満、冷蔵庫・冷凍庫は45万台未満、洗濯機は45万台未満の製造業者等である。

図表 2 - (5) 制度の概要図



(注) 環境省の資料に基づき、当省が作成した。

ア 発生抑制（リデュース）の現況

(ア) 把握する内容及び手法

家電リサイクル法に基づく基本方針では、特定家庭用機器廃棄物の発生抑制（リデュース）に関し、消費者及び事業者は特定家庭用機器の購入・使用に当たって、不必要な買換えの抑制、耐久性に優れた機器の選択、長期間使用等を、小売業者は修理の実施体制等に関する情報の提供、修理の実施等の役務の提供等を、また、製造業者等は耐久性、修理のしやすさ等に配慮した設計、修理の実施体制の整備等を行うことが求められている。しかし、これらの取組に関する目標値は定められていない。

そこで、特定家庭用機器廃棄物の発生抑制に関しては、特定家庭用機器の使用年数の経年推移を把握した。

(イ) 把握した結果

（特定家庭用機器の使用年数）

家電リサイクル法の完全施行時である平成 13 年度から 18 年度までの特定家庭用機器の使用年数の推移は、図表 2 - (5) - のとおりである。平成 18 年度の数値は、エアコンが 14.08 年、ブラウン管テレビが 13.01 年、冷蔵庫・冷凍庫が 14.96 年、洗濯機が 11.86 年となっており、13 年度に比べ、各品目とも使用年数が長くなっている。

図表 2 - (5) - 特定家庭用機器の使用年数

（単位：年、％）

区 分	平成13		14		15		17		18	
	年 度	指 数	年 度	指 数	年 度	指 数	年 度	指 数	年 度	指 数
エ ア コ ン	13.98	100.0	13.35	95.5	13.89	99.4	13.85	99.1	14.08	100.7
ブ ラ ウ ン 管 テ レ ビ	12.55	100.0	12.45	99.2	12.51	99.7	12.82	102.2	13.01	103.7
冷 蔵 庫 ・ 冷 凍 庫	13.39	100.0	13.50	100.8	14.28	106.6	14.51	108.4	14.96	111.7
洗 濯 機	11.26	100.0	11.15	99.0	11.20	99.5	11.39	101.1	11.86	105.3

(注) 1 経済産業省の「使用済家電 4 品目の経過年数等調査」に基づき、当省が作成した。

2 調査対象は、家電リサイクル法第 17 条に規定する指定引取場所又は同法第 23 条の認定を受けた再商品化施設に持ち込まれた特定家庭用機器廃棄物である。

3 使用年数は、特定家庭用機器の出荷年から特定家庭用機器廃棄物となるまでの経過年数である。

イ 再使用（リユース）の現況

(ア) 把握する内容及び手法

家電リサイクル法に基づく基本方針では、特定家庭用機器廃棄物の再使用（リユース）に関し、消費者、事業者及び国は使用済みの特定家庭用機器の再使用を通じ、排出抑制に努めることが求められている。しかし、これらの取組に関する目標値は定められておらず、現況に関する定量的なデータは把握されていない。また、中古品として流通している特定家庭用機器の台数の経年推移を表す既存データも把握されていない。

そこで、特定家庭用機器廃棄物の再使用に関しては、平成 17 年度において中古品として流通している特定家庭用機器廃棄物の台数等の推計値（中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会家電リサイクル制度評価検討小委員会、産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルWG 合同会合（以下「中央環境審議会・産業構造審議会合同会合」という。）の資料による。）を把握した。

(イ) 把握した結果

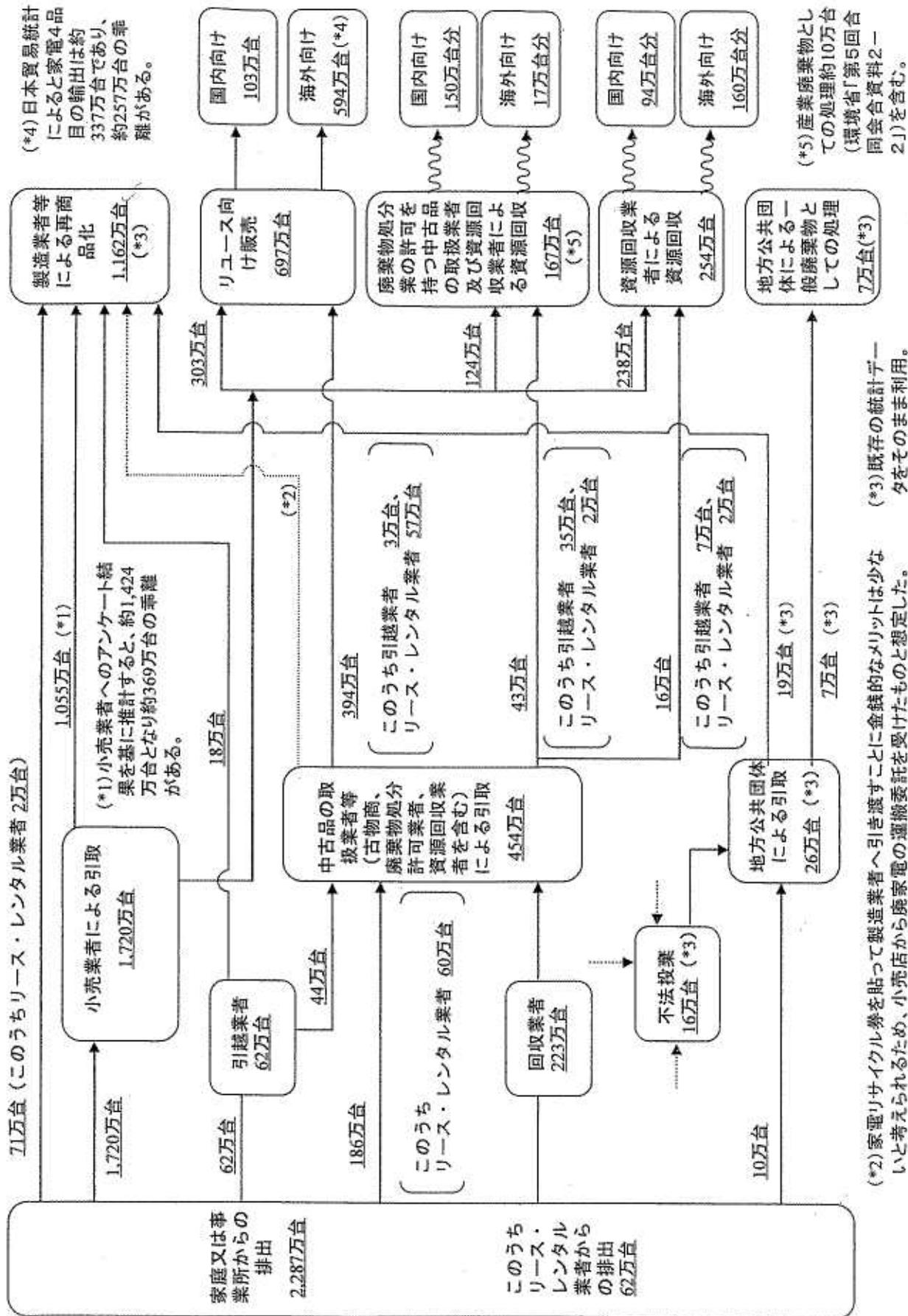
（中古品として流通している特定家庭用機器の台数等）

平成 17 年度の特定家庭用機器のフローのアンケート調査等に基づく推計値は、図表 2 - (5) - のとおりであり、17 年度において中古品として流通している特定家庭用機器の台数（リユース向け販売台数）は、全体で 697 万台となっている。これを品目別にみると、図表 2 - (5) - のとおり、ブラウン管テレビが 315 万台、エアコンが 154 万台、冷蔵庫・冷凍庫及び洗濯機が 114 万台となっている。

特定家庭用機器の排出台数（図表 2 - (5) - ）のうち、中古品として流通している特定家庭用機器の台数の割合は、全体で約 31% となっている。これを品目別にみると、ブラウン管テレビが約 35%、エアコンが約 31%、冷蔵庫・冷凍庫が約 26%、洗濯機が約 25% となっている。

また、中古品として流通している特定家庭用機器の台数を海外輸出台数と国内流通台数に分けて集計し、中古品として流通している特定家庭用機器の台数に占める海外輸出台数の割合をみると、全体で約 85% となっている。品目別では、特にエアコン及びブラウン管テレビが高く、9 割を超える中古品が海外へ輸出されている。

図表2-(5)-② 特定家庭用機器のフローのアンケート調査等に基づく推計値



(注) 中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会家電リサイクル制度評価検討小委員会、産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルWG合同会合 (平成 18 年 12 月 11 日第 6 回会合) の資料による。

図表 2 - (5) - 中古品として流通している特定家庭用機器の台数（推計値）
（平成 17 年度）

（単位：万台、％）

区 分		年 度	平成17
合 計	排出台数 A		2,287
	中古品として流通している台数 a （排出台数に占める中古品の割合） a/A		697 (30.5)
	海外輸出台数 b （中古品に占める輸出台数の割合） b/a		594 (85.2)
	国内流通台数 c （中古品に占める国内流通台数の割合） c/a		103 (14.8)
エ ア コ ン	排出台数 B		494
	中古品として流通している台数 d （排出台数に占める中古品の割合） d/B （中古品全体に占める構成比） d/a		154 (31.2) (22.1)
	海外輸出台数 e （中古品に占める輸出台数の割合） e/d		146 (94.8)
	国内流通台数 f （中古品に占める国内流通台数の割合） f/d		8 (5.2)
ブラウン管テレビ	排出台数 C		899
	中古品として流通している台数 g （排出台数に占める中古品の割合） g/C （中古品全体に占める構成比） g/a		315 (35.0) (45.2)
	海外輸出台数 h （中古品に占める輸出台数の割合） h/g		284 (90.2)
	国内流通台数 i （中古品に占める国内流通台数の割合） i/g		31 (9.8)
冷蔵庫・冷凍庫	排出台数 D		434
	中古品として流通している台数 j （排出台数に占める中古品の割合） j/D （中古品全体に占める構成比） j/a		114 (26.3) (16.4)
	海外輸出台数 k （中古品に占める輸出台数の割合） k/j		82 (71.9)
	国内流通台数 l （中古品に占める国内流通台数の割合） l/j		32 (28.1)
洗 濯 機	排出台数 E		460
	中古品として流通している台数 m （排出台数に占める中古品の割合） m/E （中古品全体に占める構成比） m/a		114 (24.8) (16.4)
	海外輸出台数 n （中古品に占める輸出台数の割合） n/m		81 (71.1)
	国内流通台数 o （中古品に占める国内流通台数の割合） o/m		33 (28.9)

(注) 1 中央環境審議会・産業構造審議会合同会合の資料に基づき、当省が作成した。

2 四捨五入のため、数値が一致しない場合がある。

ウ 再生利用（リサイクル）の現況

(ア) 把握する内容及び手法

家電リサイクル法では、製造業者等及び指定法人は引き取った特定家庭用機器廃棄物について再商品化等を行うことが義務付けられており、家電リサイクル法施行令では、毎年度、達成すべき再商品化率及び再商品化等率(注)の目標値が品目ごとに定められている。そこで、特定家庭用機器廃棄物の再生利用（リサイクル）に関しては、まず、再商品化率の目標の達成度合いを把握した。

また、家電リサイクル法では、再商品化等料金は再商品化等を能率的に実施した場合における適正な原価を上回るものであってはならないこととされ、同料金の公表が義務づけられている。そこで、特定家庭用機器廃棄物の再商品化等料金の現状について把握した。

あわせて、特定家庭用機器以外の家電製品の再商品化をめぐる現状について把握した。

(注) 再商品化とは、廃棄物となったものから分離した部品・材料を製品の部品・原材料として利用あるいは有償（有価物として）又は無償で譲渡し得る状態にすることをいう。

また、再商品化等とは再商品化及び熱回収をいう。

再商品化率 = 再商品化重量 / 再商品化等処理重量（家電リサイクル法に定める指定引取場所において回収された特定家庭用機器廃棄物の重量）× 100

再商品化等率 = （再商品化重量 + 熱回収量） / 再商品化等処理重量 × 100

なお、各品目の目標値は、再商品化率及び再商品化等率ともに、エアコンが 60%、ブラウン管テレビが 55%、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機が 50% である。これらの数値は、施設整備・委託先の確保等様々な準備が必要であること、料金に対する排出者の受忍限度を十分考慮する必要があること等の状況を考慮し、実現可能な妥当な水準とすることが適当との考え方により設定された。

(イ) 把握した結果

）特定家庭用機器廃棄物の再商品化率の目標の達成度

a) 特定家庭用機器廃棄物の再商品化率

特定家庭用機器廃棄物の再商品化率の目標が適用された初年度である平成 13 年度から 18 年度までの、家電リサイクル法に定める指定引取場所において回収された特定家庭用機器廃棄物の再商品化率の推移は、図表 2 - (5) - のとおりであり、4 品目とも法が施行された 13 年度から目標値を達成している。なお、再商品化等率に関するデータは把握されていないものの、再商品化率と再商品化等率の目標値が同じであることから、目標を達成しているものと考えられる。

また、平成 18 年度は、エアコンが 86.0%、ブラウン管テレビが 77.3%、

冷蔵庫・冷凍庫が 71.4%、洗濯機が 79.1%であり、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫及び洗濯機については、毎年度、再商品化率は上昇しているが、ブラウン管テレビは、再商品化率が平成 17 年度に前年度より 4.0 ポイント低下している。この点については、図表 2 - (5) - が示すとおり、ブラウン管ガラスの需要減少に伴う同ガラスの再商品化重量の減が要因の一つになっているものと考えられる。

図表 2 - (5) - 特定家庭用機器廃棄物の再商品化率の経年推移

区 分	年 度						増 減 (18-13) (ポイント)
	平成13	14	15	16	17	18	
エ ア コ ン (%)	78.1	78.8	81.9	82.2	84.6	86.0	7.9
(前年度比(ポイント))	-	0.7	3.1	0.3	2.4	1.4	-
ブ ラ ウ ン 管 テ レ ビ (%)	73.5	75.8	78.8	81.3	77.3	77.3	3.8
(前年度比(ポイント))	-	2.3	3.0	2.5	4.0	0.0	-
冷 蔵 庫 ・ 冷 凍 庫 (%)	59.8	61.2	63.3	64.3	66.7	71.4	11.6
(前年度比(ポイント))	-	1.4	2.1	1.0	2.4	4.7	-
洗 濯 機 (%)	57.0	60.5	65.2	68.5	75.1	79.1	22.1
(前年度比(ポイント))	-	3.5	4.7	3.3	6.6	4.0	-
合 計 (%)	66.1	67.9	70.7	72.5	74.4	77.1	11.0
(前年度比(ポイント))	-	1.8	2.8	1.8	1.9	2.7	-

(注) 経済産業省及び環境省の資料に基づき、当省が作成した。

図表 2 - (5) - ブラウン管テレビの再商品化重量（構成素材別）の経年推移

（単位：t、％）

区 分	年 度	平成13	14	15	16	17	18	増 減	
		a					b	(b-a)	(b-a) / a
再商品化等処理重量 A		79,978	95,134	96,435	103,200	107,993	117,849	37,871	47.4
(指 数)		(100)	(119)	(121)	(129)	(135)	(147)	-	-
再商品化重量 B		58,814	72,110	76,025	83,868	83,530	91,092	32,278	54.9
(指 数)		(100)	(123)	(129)	(143)	(142)	(155)	-	-
鉄		6,257	7,235	8,013	8,167	8,678	11,620	5,363	85.7
(指 数)		(100)	(116)	(128)	(131)	(139)	(186)	-	-
銅		2,714	3,369	3,602	3,835	4,068	4,456	1,742	64.2
(指 数)		(100)	(124)	(133)	(141)	(150)	(164)	-	-
アルミニウム		155	188	183	123	192	85	70	45.2
(指 数)		(100)	(121)	(118)	(79)	(124)	(55)	-	-
非鉄・鉄など混合物		242	483	767	1,100	1,035	892	650	268.6
(指 数)		(100)	(200)	(317)	(455)	(428)	(369)	-	-
ブラウン管ガラス		45,153	55,075	55,975	60,818	53,727	52,394	7,241	16.0
(指 数)		(100)	(122)	(124)	(135)	(119)	(116)	-	-
その他の有価物		4,291	5,756	7,481	9,823	15,830	21,645	17,354	404.4
(指 数)		(100)	(134)	(174)	(229)	(369)	(504)	-	-
再商品化率 (B / A)		73.5	75.8	78.8	81.3	77.3	77.3	3.8	-

（注）1 経済産業省及び環境省の資料に基づき、当省が作成した。

2 指数は、平成 13 年度を 100 とした場合の数値である。

3 四捨五入のため、数値が一致しない場合がある。

b) 製造業者等のグループ別の特定家庭用機器廃棄物の再商品化率

家電リサイクル法の施行に当たって、製造業者等は、Aグループ及びBグループの2グループに集約され、それぞれのグループごとに、指定取引場所及び再商品化施設を設置し、再商品化等を実施している。これらグループ別の特定家庭用機器廃棄物の再商品化率は、公表されていない。

そこで、当省において、グループ別の特定家庭用機器廃棄物の再商品化率を推計した。推計の方法としては、Aグループの再商品化等処理重量及び再商品化重量を調査するとともに、すべての製造業者等の再商品化等処理重量及び再商品化重量（経済産業省及び環境省の資料による。）を使用して、Bグループの再商品化等処理重量及び再商品化重量を推計した。

当省の推計によると、グループごとの再商品化率は、図表 2 - (5) - のとおりであり、グループ間で再商品化率に格差がみられる。

図表 2 - (5) - グループ別の特定家庭用機器廃棄物の再商品化率の経年推移
(当省推計)

区 分		年 度			増減(17-15) (ポイント)
		平成15	16	17	
エ ア コ ン	Aグループ (%)	78.5	79.7	83.0	4.5
	前年度比 (ポイント)	-	1.2	3.3	-
	Bグループ (%)	84.2	83.8	85.7	1.5
	前年度比 (ポイント)	-	0.4	1.9	-
	差(A-B) (ポイント)	5.7	4.1	2.7	-
ブ ラ ウ ン 管 テ レ ビ	Aグループ (%)	71.8	74.2	78.1	6.3
	前年度比 (ポイント)	-	2.4	3.9	-
	Bグループ (%)	84.1	86.3	76.8	7.3
	前年度比 (ポイント)	-	2.2	9.5	-
	差(A-B) (ポイント)	12.3	12.1	1.3	-
冷 蔵 庫 ・ 冷 凍 庫	Aグループ (%)	60.4	61.7	64.5	4.1
	前年度比 (ポイント)	-	1.3	2.8	-
	Bグループ (%)	65.3	66.0	68.1	2.8
	前年度比 (ポイント)	-	0.7	2.1	-
	差(A-B) (ポイント)	4.9	4.3	3.6	-
洗 濯 機	Aグループ (%)	64.1	65.9	74.3	10.2
	前年度比 (ポイント)	-	1.8	8.4	-
	Bグループ (%)	66.0	70.4	75.6	9.6
	前年度比 (ポイント)	-	4.4	5.2	-
	差(A-B) (ポイント)	1.9	4.5	1.3	-
合 計	Aグループ (%)	67.0	68.9	73.4	6.4
	前年度比 (ポイント)	-	1.9	4.5	-
	Bグループ (%)	73.3	75.0	75.1	1.8
	前年度比 (ポイント)	-	1.7	0.1	-
	差(A-B) (ポイント)	6.3	6.1	1.7	-

(注) 当省の調査結果並びに経済産業省及び環境省の資料に基づき、当省が作成した。

）特定家庭用機器廃棄物の再商品化等料金

家電リサイクル法第 20 条では、再商品化等料金について、あらかじめ公表しなければならない、再商品化等に必要な行為を能率的に実施した場合における適正な原価を上回るものであってはならない、料金の設定に当たっては、排出者の特定家庭用機器廃棄物の適正な排出を妨げることのないよう配慮しなければならない旨が定められている。

しかし、特定家庭用機器廃棄物の再商品化等料金は、図表 2 - (5) - のとおり、大手製造業者において、品目ごとに同じ金額に設定されている。したがって、製造業者等のグループ間の特定家庭用機器廃棄物の再商品化率の格差（図表 2 - (5) - ）は、再商品化等料金の水準に反映されていないものと考えられる。

また、エアコンを除く 3 品目については、再商品化等料金の徴収が開始された平成 13 年度以降、料金は、変更されていない。なお、家電リサイクル法では、各製品の再商品化費用の内訳等、料金の設定根拠に関する情報の公開は、義務付けられていない。

図表 2 - (5) - 特定家庭用機器廃棄物の再商品化等料金の設定状況（大手製造業者の例）

区 分	再商品化等料金
エ ア コ ン	3,150 円
ブラウン管テレビ	2,835 円
冷蔵庫・冷凍庫	4,830 円
洗 濯 機	2,520 円

(注) 1 財団法人家電製品協会の資料による。

2 料金は、税込みである。

）特定家庭用機器以外の家電製品の再商品化をめぐる現状

家電リサイクル法では、製造業者等及び指定法人は、引き取った特定家庭用機器廃棄物について再商品化等を行うことが義務付けられている。また、家電リサイクル法に基づく基本方針では、特定家庭用機器の再商品化に関し、鉄、銅、アルミニウム等の金属、ガラス、プラスチック類の原材料としての利用の促進が必要である旨が規定されている。特定家庭用機器廃棄物は、製造業者等及び指定法人において再商品化されているのに対し、特定家庭用機器以外の家電製品については、一般廃棄物として市町村により処理されている。

そこで、主要家電製品の素材構成、特定家庭用機器以外の家電製品の市区町村及び製造業者等による処理状況等について把握した。

a) 主要家電製品の素材構成

特定家庭用機器を含む主要家電製品の素材構成は、図表2-(5)- のとおりであり、特定家庭用機器以外の主要家電製品の中には、特定家庭用機器と同様に、有用資源の構成率が高いものがある。

図表2-(5)- 特定家庭用機器を含む主要家電製品の素材構成

区 分	素 材 構 成 (%)							(再掲) 5素材の 合計		
	鉄及び 鉄合金	銅及び 銅合金	金属	アルミ ニウム	プラス チック	ガラス	その他			
家電リサイクル法 4品目	ブラウン管テレビ(32型)	100		2		14	73	11	89	
	エ ア コ ン	100	37	37		8	11	0	8	93
	冷 蔵 庫	100	50	2		1	42	2	3	97
	洗 濯 機 (全 自 動)	100	50	3		3	41	0	2	97
そ の 他 家 電 製 品	衣 類 乾 燥 機	100	75	1		0	24	0	0	100
	フ ァ ン ヒ ー タ ー	100	86	1		4	4	0	5	95
	液 晶 テ レ ビ (37 型)	100	60	0		0	24	5	11	89
	掃 除 機	100	20	6		0	63	0	12	89
	炊 飯 ジ ャ ー	100	31	7		15	34	0	14	87
	プ ラ ズ マ テ レ ビ (37 型)	100	40	0		6	9	30	15	85
	電 子 レ ン ジ	100	63	1		1	6	10	18	81

(注) 1 大手家電メーカーA社の製品情報及び社団法人日本ガス石油機器工業会の資料に基づき、当省が作成した。

2 四捨五入のため、数値が一致しない場合がある。

b) 特定家庭用機器以外の家電製品の市町村による処理状況

当省において、全国の565市区町村を対象に、特定家庭用機器以外の家電製品の処理の状況を調査した。その結果は、図表2-(5)- のとおりであり、調査対象の家電製品の処理を行っている市区町村のうち、収集後に再資源化を行うことなく、焼却や直接埋立て等による処理を行っている市区町村の割合は、プラズマテレビが35.0%、電気マッサージ器が34.7%、液晶テレビが34.5%、空気清浄機が34.0%、掃除機が33.0%、衣類乾燥機が26.2%、電子レンジが24.2%となっている。

図表 2 - (5) - 特定家庭用機器廃棄物以外の家電製品の市区町村における処理状況
(単位：市区町村数、%)

品 目	区 分	収集・処理して いる市区町村	（再資源化してい ない市区町村）	
				（直接埋立てのみ の市区町村）
テレビ（プラズマ）	市区町村数	437	153	76
	割 合	-	35.0	17.4
電気マッサージ器	市区町村数	531	184	100
	割 合	-	34.7	18.8
テレビ（液晶）	市区町村数	444	153	77
	割 合	-	34.5	17.3
空気清浄機	市区町村数	550	187	99
	割 合	-	34.0	18.0
掃 除 機	市区町村数	554	183	94
	割 合	-	33.0	17.0
衣 類 乾 燥 機	市区町村数	520	136	64
	割 合	-	26.2	12.3
電 子 レ ン ジ	市区町村数	534	129	59
	割 合	-	24.2	11.0

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 調査年度は平成 17 年度である。
 3 調査対象の地方公共団体は、565 市区町村である。
 4 「再資源化していない市区町村」及び「直接埋立てのみ市区町村」欄の割合は、「収集・処理している市区町村」を母数としている。

c) 製造業者等の再商品化施設における特定家庭用機器廃棄物以外の家電製品
廃棄物の受入状況

家電リサイクル法第 23 条の認定を受けた再商品化施設は、平成 18 年 3 月
現在で、47 施設である（環境省の資料による。）。

当省において、19 の再商品化施設を対象に、特定家庭用機器廃棄物以外の
家電製品廃棄物の受入状況を調査したところ、図表 2 - (5) - のとおり、6
施設において特定家庭用機器以外の家電製品を受入・処理している。受入品
目別では、電子レンジが 6 施設、掃除機及び衣類乾燥機がそれぞれ 2 施設と
なっている。

図表 2 - (5) - 再商品化施設における特定家庭用機器以外の家電製品廃棄物の受入状況

区 分	受入施設数
電 子 レ ン ジ	6
掃 除 機	2
衣 類 乾 燥 機	2

(注) 1 当省の調査結果による。

2 全国の再商品化施設 47 施設のうち、19 施設を調査した。

エ 適正処理の現況

(ア) 把握する内容及び手法

家電リサイクル法施行令では、製造業者等は、エアコン及び冷蔵庫・冷凍庫に冷媒又は断熱材として使用されているフロン類について、回収、回収したものの原材料としての利用、有償（有価物として）若しくは無償での譲渡又は破壊をすることが義務付けられている。しかし、回収すべきフロン類の量に対する回収率のデータは存在しない。そこで、特定家庭用機器廃棄物の適正処理に関し、フロン類の回収重量及び破壊重量の経年推移を把握した。

また、家電リサイクル法に基づく基本方針では、不法投棄等の不適正な処理が行われないようにすることが求められている。そこで、特定家庭用機器の不法投棄台数の経年推移を把握した。

(イ) 把握した結果

）特定家庭用機器のフロン類の回収重量及び破壊重量

家電リサイクル法が完全施行された平成 13 年度から 18 年度までの、特定家庭用機器のフロン類の回収重量及び破壊重量の経年推移は、図表 2 - (5) - のとおりである。

図表 2 - (5) - フロン類の回収重量及び破壊重量の経年推移

(単位：t、%)

区 分		年 度						
		平成13	14	15	16	17	18	
エ ア コ ン	冷媒として使用されていたフロン類	回収重量 a	467	807	860	995	1,122	1,044
		前年度比	-	340	53	135	127	78
		破壊重量 b	-	-	-	976	1,118	1,048
		前年度比	-	-	-	-	142	70
		(破壊率 (b/a))	-	-	-	98.1	99.6	100.4
冷蔵庫・冷凍庫	冷媒として使用されていたフロン類	回収重量 c	136	234	287	311	310	298
		前年度比	-	98	53	24	1	12
		破壊重量 d	-	-	-	312	310	298
		前年度比	-	-	-	-	2	12
		(破壊率 (d/c))	-	-	-	100.3	100.0	100.0
	断熱材に含まれる液化回収したフロン類	回収重量 e	-	-	-	625	608	593
		前年度比	-	-	-	-	17	15
		破壊重量 f	-	-	-	616	605	590
		前年度比	-	-	-	-	11	15
	(破壊率 (f/e))	-	-	-	98.6	99.5	99.5	

(注) 1 経済産業省及び環境省の資料に基づき、当省が作成した。

- 「冷蔵庫・冷凍庫」欄のうち、平成 13 年度から 15 年度までは冷蔵庫のみ、16 年度以降は冷蔵庫と冷凍庫の合計値である。
- 断熱材フロン類については、平成 16 年度から回収・破壊が義務付けられている。

）特定家庭用機器の不法投棄台数の経年推移

家電リサイクル法の完全施行の前年度である平成 12 年度から 17 年度までの、特定家庭用機器の不法投棄台数の経年推移は、図表 2 - (5) - のとおりである。平成 17 年度の不法投棄台数は、約 15 万 6,000 台であり、12 年度に比べ、約 3 万 4,000 台、約 28% の増加となっているが、16 年度以降は減少傾向にある。

品目別では、ブラウン管テレビの不法投棄台数が、特定家庭用機器廃棄物全体の不法投棄台数の約半数を占めている。この点については、テレビが他の品目に比べ、持ち運びが容易であることが要因の一つになっているものと考えられる。

なお、図表 2 - (5) - の不法投棄台数は、当該年度に回収された台数であり、当該年度に不法投棄された台数ではない点に留意する必要がある。

図表 2 - (5) - 特定家庭用機器の不法投棄台数の経年推移

(単位：台、%)

区 分		年 度						増 減 (17-12)
		平成12	13	14	15	16	17	
エ ア コ ン	不法投棄台数 a	19,266	17,595	17,971	17,276	15,802	10,533	8,733
	前年度比	-	1,671	376	695	1,474	5,269	-
	(構成比(a/e))	15.8	12.7	10.8	9.8	9.2	6.8	9.0
ブラウン管テレビ	不法投棄台数 b	55,033	68,596	83,268	89,043	86,727	82,951	27,918
	前年度比	-	13,563	14,672	5,775	2,316	3,776	-
	(構成比(b/e))	45.0	49.5	50.0	50.5	50.3	53.2	8.2
冷蔵庫・冷凍庫	不法投棄台数 c	27,533	28,768	35,883	38,313	38,677	34,860	7,327
	前年度比	-	1,235	7,115	2,430	364	3,817	-
	(構成比(c/e))	22.5	20.8	21.6	21.7	22.4	22.4	0.2
洗 濯 機	不法投棄台数 d	20,383	23,565	29,271	31,759	31,294	27,504	7,121
	前年度比	-	3,182	5,706	2,488	465	3,790	-
	(構成比(d/e))	16.7	17.0	17.6	18.0	18.1	17.6	1.0
合 計	不法投棄台数 e	122,215	138,525	166,393	176,391	172,499	155,847	33,632
	前年度比	-	16,310	27,868	9,998	3,892	16,652	-
	(構成比(e/e))	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-

(注) 1 環境省の資料に基づき、当省が作成した。

2 四捨五入のため、数値が一致しない場合がある。

(6) 食品リサイクル法に基づく施策の現況

【要 旨】

食品リサイクル法は、「食品循環資源の再生利用並びに食品廃棄物等の発生の抑制及び減量に関し基本的な事項を定めるとともに、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図るとともに、食品の製造等の事業の健全な発展を促進し、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与すること」を目的として、平成 12 年 6 月に制定され、13 年 5 月に完全施行された。

食品リサイクル法では、事業者及び消費者は、食品廃棄物等の発生抑制等に努め、また、食品関連事業者は、主務大臣が定める再生利用等の基準に従い再生利用等（発生抑制、再生利用及び減量）に取り組むこととされている。

食品リサイクル法の対象となる食品廃棄物等は、食品の製造、加工、調理の過程で生じた残さ、流通・消費段階で生じた食品の売れ残りや食べ残しであり、対象となる食品関連事業者は、食品の製造、加工、卸売又は小売を業として行う者、飲食店業その他食事の提供を伴う事業を行う者とされている。

今回、食品リサイクル法に基づく施策について、食品廃棄物等の発生抑制（リデュース）及び再生利用（リサイクル）の現況を把握した結果は、次のとおりである。

ア 発生抑制（リデュース）の現況

（食品廃棄物等の発生量）

食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針（平成 13 年官庁報告。以下「食品リサイクル法に基づく基本方針」という。）では、個々の食品関連事業者は、食品循環資源（注 1）の再生利用等に取り組み、平成 18 年度までに再生利用等実施率（注 2）を 20%に向上させることが求められている。なお、再生利用等実施率は、発生抑制、再生利用及び減量の取組を組み合わせた目標指標であり、発生抑制のみに着目した目標値は定められていない。

農林水産省の資料により、食品リサイクル法が施行された平成 13 年度から 17 年度までの、食品関連事業者に係る食品廃棄物等の発生量の推移をみると、食品産業全体では、17 年度が 1,136 万 t であり、13 年度（1,092 万 t）に比べ 4.1%増加している。業種別にみると、食品製造業、食品卸売業及び食品小売業は増加傾向にあり、外食産業は減少傾向にある。

（注 1） 食品循環資源とは、食品廃棄物等のうち有用なものをいう。

（注 2） 再生利用等実施率 = (発生抑制量 + 減量量 + 再生利用量) / (発生量 + 発生抑制量) × 100

イ 再生利用（リサイクル）の現況

（食品循環資源の再生利用等実施率）

農林水産省の資料によると、食品循環資源の再生利用等実施率は、目標年次の前年である平成 17 年度において、食品産業全体では 52.0%となっている。業種別にみると、食品製造業が 80.6%、食品卸売業が 60.8%、食品小売業が 30.9%、外食産業が 21.4%の順となっており、いずれも 18 年度の目標値である 20%を超えている。

一方、個々の事業者についてみると、平成 17 年度において目標値を達成している事業者の割合は、食品産業全体で 18%、外食産業では 10%にとどまっている。食品産業全体としての取組の動向に大きな影響を与えるとみられる食品廃棄物等の年間発生量が 100 t 以上の食品関連事業者に限ってみても、目標達成事業者の割合は 30%に満たない。

特に食品小売業及び外食産業において再生利用が十分進展していない要因としては、a) 食品小売業及び外食産業において発生する食品廃棄物等は、多種多様なものが混在する形で少量ずつ分散して発生し、また、消費者が食品廃棄物等の排出に介在することに伴う質の低下や異物混入のリスクが高いこと、b) 市町村の区域を越えて広域的に食品廃棄物等を収集・運搬する際に必要となる一般廃棄物収集運搬業の許可が関係市町村から直ちに取得できない場合があること、c) 市町村の事業系一般廃棄物の焼却等処理料金が再生利用事業者の再生利用処理料金に比べ低額である場合には、食品関連事業者による再生利用の取組を抑制する方向に作用する可能性があること等が考えられる。

【制度の概要】

食品リサイクル法は、食品廃棄物等について資源の有効利用及び排出の抑制を図るため、平成 12 年 6 月に制定され、13 年 5 月に施行された。同法では、以下のとおり、食品廃棄物等の再生利用等に関する事業者、消費者、地方公共団体等の責務、食品関連事業者の判断の基準及びこれに基づく再生利用等の実施等が定められている。

対象となる食品廃棄物等

- ・食品の流過程及び消費段階で生じる食品の売れ残り及び食べ残し
- ・製造、加工及び調理の過程において生じる動植物性残さ

対象となる食品関連事業者

- ・食品の製造、加工、卸売又は小売を業として行う者
- ・飲食店業その他食事の提供を伴う事業を行う者

食品関連事業者の再生利用等の実施目標

すべての食品関連事業者は、食品循環資源の再生利用等（発生抑制、再生利用及び減量）の実施率を平成 18 年度までに 20% に向上させる（注）。食品リサイクル法が施行された平成 13 年度の時点において、この目標を上回る再生利用等実施率を達成している事業者にあっては、その実施率の維持向上を図る。

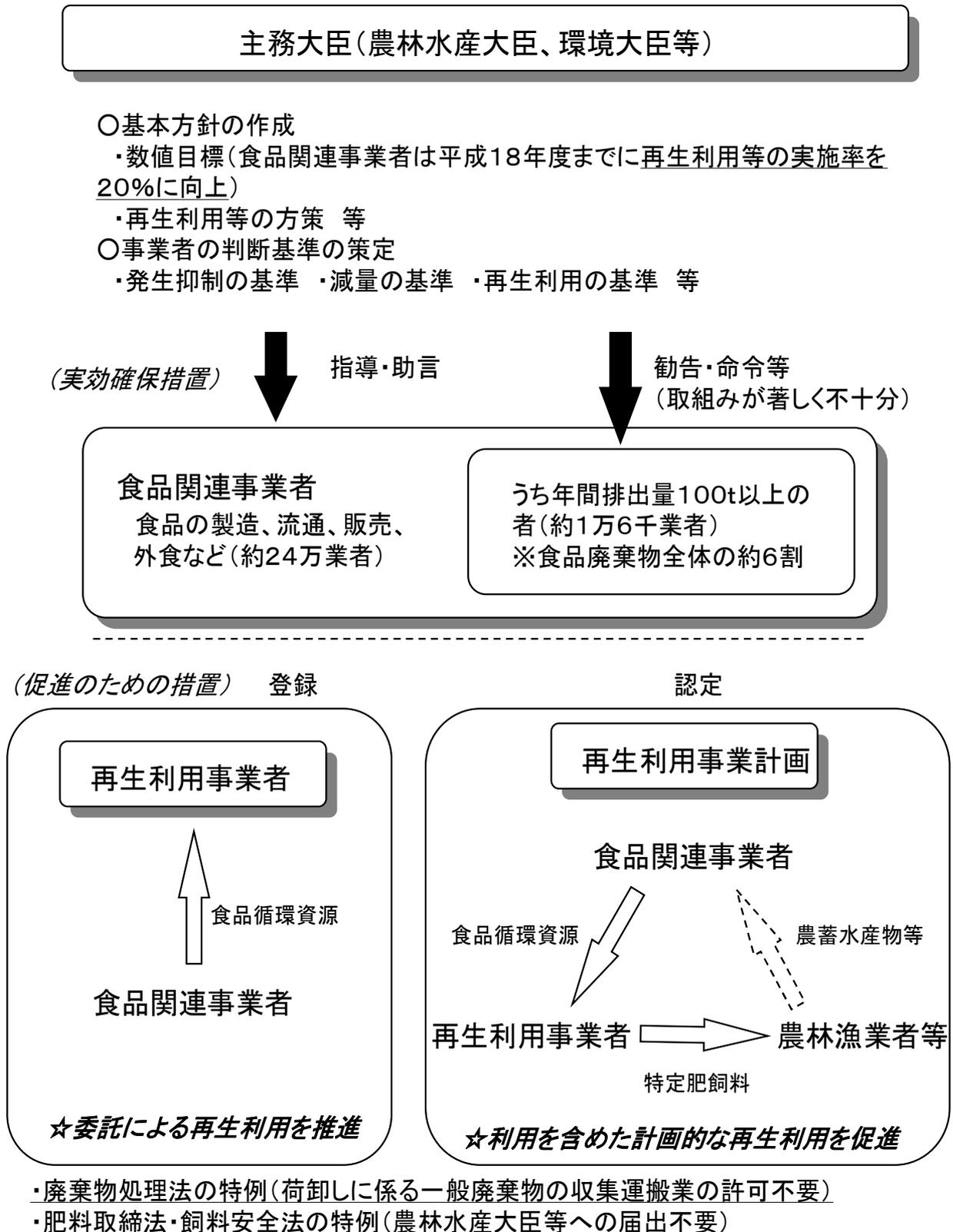
再生利用の取組の促進措置

再生利用の委託先となる再生利用事業者の育成及び再生利用製品の利用を含めた計画的な再生利用の促進を図る観点から、登録再生利用事業者制度及び再生利用事業計画認定制度が設けられている。再生利用事業者が登録事業者である場合又は認定を受けた計画に従って再生利用事業が実施される場合、廃棄物処理法に基づく、荷卸しに係る一般廃棄物の収集運搬業の許可を不要とするとともに、肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）に基づく農林水産大臣等への届出を不要とする。

（注）再生利用等実施率とは、発生抑制量、再生利用量及び減量量の合計値を、発生抑制量及び発生量の合計値で除した割合である。これは、食品廃棄物等について資源の有効利用及び排出の抑制を図るという食品リサイクル法の目的の達成には、再生利用の促進はもとより、発生自体の抑制及び減量も有効な手法であるとの考え方による。

「発生抑制」とは原材料の使用の合理化や無駄の防止により食品廃棄物等の発生を未然に抑制すること、「再生利用」とは食品廃棄物等を肥料、飼料、油脂・油脂製品又はメタンをつくる原材料として利用すること、「減量」とは脱水、乾燥、発酵又は炭化の手法により、食品廃棄物等の量を減少させることをいう。

図表 2 - (6) 制度の概要図



（注） 環境省の資料に基づき、当省が作成した。

ア 発生抑制（リデュース）の現況

(ア) 把握する内容及び手法

食品リサイクル法に基づく基本方針では、個々の食品関連事業者は食品循環資源の再生利用等に取り組み、平成 18 年度までに再生利用等実施率を 20%に向上させることが求められている。また、再生利用等実施率は、発生抑制、再生利用及び減量の取組を組み合わせた指標であり、発生抑制のみに着目した目標値は定められていない。

そこで、食品廃棄物等の発生抑制（リデュース）に関しては、食品廃棄物等の発生抑制割合、発生抑制に取り組んでいる事業所の割合及び発生抑制後の発生量の経年推移を把握した。

(イ) 把握した結果

）食品廃棄物等の発生抑制割合

食品リサイクル法が施行された平成 13 年度から 17 年度までの、食品関連事業者による食品廃棄物等の発生抑制の割合の推移は、図表 2 - (6) - のとおりであり、食品産業全体では、4 % 台前半で横ばいのまま推移している。業種別では、年度によって若干の変動はあるが、食品製造業（平成 17 年度 4.6%）、食品卸売業（同 4.0%）、食品小売業（同 4.4%）、外食産業（同 3.7%）となっている。

図表 2 - (6) - 食品廃棄物等の発生量等の経年推移

(単位：千t)

区 分 \ 年 度		平成13	14	15	16	17	増 減 (17-13)
食品産業全体	発 生 量	10,919	11,314	11,348	11,358	11,362	443
	発 生 抑 制 量	469	518	479	515	510	41
	発生抑制の割合	4.1%	4.4%	4.1%	4.3%	4.3%	0.2ポイント
食品製造業	発 生 量	4,638	4,834	4,870	4,898	4,946	308
	発 生 抑 制 量	210	334	223	235	241	31
	発生抑制の割合	4.3%	6.5%	4.4%	4.6%	4.6%	0.3ポイント
食品卸売業	発 生 量	724	746	740	751	744	20
	発 生 抑 制 量	27	23	27	48	31	4
	発生抑制の割合	3.6%	3.0%	3.5%	6.0%	4.0%	0.4ポイント
食品小売業	発 生 量	2,355	2,602	2,616	2,604	2,629	274
	発 生 抑 制 量	104	80	105	121	122	18
	発生抑制の割合	4.2%	3.0%	3.9%	4.4%	4.4%	0.2ポイント
外 食 産 業	発 生 量	3,203	3,132	3,122	3,104	3,043	160
	発 生 抑 制 量	128	81	124	110	116	12
	発生抑制の割合	3.8%	2.5%	3.8%	3.4%	3.7%	0.1ポイント

(注) 1 農林水産省「食品循環資源の再生利用等実態調査結果」に基づき、当省が作成した。

2 発生抑制の割合 = (発生抑制量 / (発生抑制量 + 発生量)) × 100

3 四捨五入のため、数値が一致しない場合がある。

）食品廃棄物等の発生抑制に取り組んでいる事業所の割合

平成15年度から17年度までの間において、食品廃棄物等の発生抑制に取り組んでいる事業所の割合の推移は、図表2-(6)-のとおりであり、17年度は、食品産業全体では41%である。

業種別では、食品小売業(45%)、外食産業(40%)、食品製造業(35%)、食品卸売業(30%)の順となっており、食品廃棄物等の発生抑制に取り組んでいる事業者は、食品産業全体、業種別ともに、全体の半数に満たない。また、平成17年度の数値は、食品産業全体、業種別ともに、調査が開始された15年度以降で最も低くなっている。

図表 2 - (6) - 食品廃棄物等の発生抑制に取り組んでいる事業所の割合の経年推移

(単位：%)

区 分 \ 年 度	平成15	16	17
食 品 産 業 全 体	51	55	41
食 品 製 造 業	49	50	35
食 品 卸 売 業	50	51	30
食 品 小 売 業	51	55	45
外 食 産 業	52	55	40

- (注) 1 農林水産省「食品循環資源の再生利用等実態調査結果」に基づき、当省が作成した。
 2 農林水産省の調査において、発生抑制量を計上している事業所の割合である。

) 食品廃棄物等の発生量

食品リサイクル法が施行された平成 13 年度から 17 年度までの、食品関連事業者に係る食品廃棄物等の発生量の推移は、図表 2 - (6) - のとおりである。食品産業全体についてみると、平成 17 年度の発生量は 1,136 万 t であり、13 年度に比べ 4.1%の増加となっている。業種別では、食品製造業、食品卸売業及び食品小売業における食品廃棄物等の発生量は、増加傾向にあり、外食産業においてのみ毎年減少している。

なお、食品産業全体の食品廃棄物等の発生量に占める各業種別の発生量の割合をみると、食品製造業の割合が最も大きく（平成 17 年度 43.5%）、以下、外食産業（同 26.8%）、食品小売業（同 23.1%）、食品卸売業（同 6.5%）の順となっている。

図表 2 - (6) - 食品廃棄物等の発生量の経年推移

(単位：千t、%)

区 分 \ 年 度	平成13	14	15	16	17	増 減 (17-13)
食品産業全体	10,919	11,314	11,348	11,358	11,362	443
(割合)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	-
指数	100.0	103.6	103.9	104.0	104.1	4.1
食品製造業	4,638	4,834	4,870	4,898	4,946	308
(割合)	(42.5)	(42.7)	(42.9)	(43.1)	(43.5)	-
指数	100.0	104.2	105.0	105.6	106.6	6.6
食品卸売業	724	746	740	751	744	20
(割合)	(6.6)	(6.6)	(6.5)	(6.6)	(6.5)	-
指数	100.0	103.0	102.2	103.7	102.8	2.8
食品小売業	2,355	2,602	2,616	2,604	2,629	274
(割合)	(21.6)	(23.0)	(23.1)	(22.9)	(23.1)	-
指数	100.0	110.5	111.1	110.6	111.6	11.6
外食産業	3,203	3,132	3,122	3,104	3,043	160
(割合)	(29.3)	(27.7)	(27.5)	(27.3)	(26.8)	-
指数	100.0	97.8	97.5	96.9	95.0	5.0

(注) 1 農林水産省「食品循環資源の再生利用等実態調査結果」に基づき、当省が作成した。

2 「割合」欄は、各年度における、食品産業全体の食品廃棄物等の発生量に占める業種別の発生量の割合である。

3 四捨五入のため、数値が一致しない場合がある。

イ 再生利用（リサイクル）の現況

(ア) 把握する内容及び手法

食品リサイクル法に基づく基本方針では、個々の食品関連事業者は、食品循環資源の再生利用等に取り組み、平成 18 年度までに再生利用等実施率を 20%に向上させることが求められている。そこで、食品循環資源の再生利用（リサイクル）に関しては、再生利用等実施率の目標の達成度合いを把握した。また、再生利用等実施率は、我が国全体として達成すべき総量規制としての目標値ではなく、個々の食品関連事業者が達成すべき目標値とされており、再生利用等実施率の目標値を達成している事業者の割合について把握した。

また、前述のとおり、再生利用等実施率は、発生抑制、再生利用及び減量の取組を組み合わせた指標であり、再生利用のみに着目した目標値は定められていない。そこで、再生利用等実施率とは別に、再生利用量を発生量で除した再生利用率の経年推移及び食品循環資源の再生利用に取り組んでいる事業所の割合を把握した。

あわせて、特に食品小売業及び外食産業において再生利用が十分進展していない要因等について分析した。

(イ) 把握した結果

）食品循環資源の再生利用等実施率の目標の達成度

食品リサイクル法の施行時である平成 13 年度から 17 年度までの、食品循環資源の再生利用等実施率の推移は、図表 2 - (6) - のとおりであり、食品産業全体及び業種別にみると、18 年度の目標値である 20%を超えている。なお、再生利用等実施率の計算に用いられている再生利用量は、食品リサイクル法で規定している用途（肥料、飼料、メタン、油脂及び油脂製品）への仕向け量である。

目標年度の前年である平成 17 年度の再生利用等実施率は、食品産業全体では 52.0%と、13 年度に対して 15.4 ポイントの増加となっている。業種別では、食品製造業が 80.6%と最も高く、以下、食品卸売業（60.8%）、食品小売業（30.9%）、外食産業（21.4%）の順であり、食品の流通過程の川下（食品小売業、外食産業）に位置する業種が低くなっている。

図表 2 - (6) - 食品循環資源の再生利用等実施率等の経年推移

(単位：千t)

区 分		年 度	平成13	14	15	16	17	増 減 (17-13)
			a				b	(b-a)
食品産業 全 体	発 生 量		10,919	11,314	11,348	11,358	11,362	443
	発 生 抑 制 量		469	518	479	515	510	41
	減 量 し た 量		469	325	286	330	366	103
	再生利用仕向量		3,235	3,915	4,269	4,444	5,300	2,065
	再生利用等実施率		36.6%	40.2%	42.6%	44.5%	52.0%	15.4ポイント
食品製造業	発 生 量		4,638	4,834	4,870	4,898	4,946	308
	発 生 抑 制 量		210	334	223	235	241	31
	減 量 し た 量		373	192	152	234	176	197
	再生利用仕向量		2,316	2,886	3,141	3,206	3,762	1,446
	再生利用等実施率		59.8%	66.0%	69.0%	71.6%	80.6%	20.8ポイント
食品卸売業	発 生 量		724	746	740	751	744	20
	発 生 抑 制 量		27	23	27	48	31	4
	減 量 し た 量		2	5	5	12	8	6
	再生利用仕向量		210	245	311	266	432	222
	再生利用等実施率		31.8%	35.5%	44.7%	40.8%	60.8%	29.0ポイント
食品小売業	発 生 量		2,355	2,602	2,616	2,604	2,629	274
	発 生 抑 制 量		104	80	105	121	122	18
	減 量 し た 量		43	67	54	37	44	1
	再生利用仕向量		418	523	480	595	685	267
	再生利用等実施率		23.0%	25.0%	23.5%	27.6%	30.9%	7.9ポイント
外食産業	発 生 量		3,203	3,132	3,122	3,104	3,043	160
	発 生 抑 制 量		128	81	124	110	116	12
	減 量 し た 量		50	60	75	47	138	88
	再生利用仕向量		291	260	337	377	421	130
	再生利用等実施率		14.1%	12.5%	16.5%	16.6%	21.4%	7.3ポイント

(注) 1 農林水産省「食品循環資源の再生利用等実態調査結果」に基づき、当省が作成した。

2 再生利用等実施率 = (発生抑制量 + 減量量 + 再生利用量) / (発生量 + 発生抑制量)

3 再生利用量は、食品リサイクル法で規定している用途（肥料、飼料、メタン、油脂及び油脂製品）への仕向け量である。

4 四捨五入のため、数値が一致しない場合がある。

）再生利用等実施率の目標を達成している事業者の割合

平成 15 年度から 17 年度までの、再生利用等実施率の目標値の 20% を達成している事業者の割合は、図表 2 - (6) - のとおりである。

目標年度の前年である平成 17 年度の目標達成事業者の割合は、食品産業全体で 18% となっているが、外食産業は 10% にとどまっている。また、食品産業全体としての取組の動向に大きな影響を与えるとみられる食品廃棄物等の年間発生量が 100 t 以上の食品関連事業者に限ってみても、目標達成事業者の割合は 30% に満たない。

図表 2 - (6) - 再生利用等実施率の目標達成事業者の割合

(単位：%)

区 分 \ 年 度	平成15		16		17	
	うち年間発生量 100 t 以上事業者	割合	うち年間発生量 100 t 以上事業者	割合	うち年間発生量 100 t 以上事業者	割合
食品産業全体	18	38	20	25	18	27
食品製造業	24	42	23	26	22	33
食品卸売業	22	43	24	25	18	32
食品小売業	16	14	17	22	17	22
外食産業	7	12	12	21	10	13

(注) 1 農林水産省「食品循環資源再生利用等促進事業の調査結果による推計」に基づき、当省が作成した。

2 農林水産省の調査における対象事業所数を 100 とする割合である。

）食品循環資源の再生利用率

食品リサイクル法の施行時である平成 13 年度から 17 年度までの、食品循環資源の再生利用率（再生利用量 / 発生量）の推移は、図表 2 - (6) - のとおりである。平成 17 年度の数値は、食品産業全体で 58.7% であり、13 年度以降、着実に上昇している。また、業種別にみても、いずれの業種も 13 年度以降、着実に上昇している。

平成 17 年度における業種別の数値は、食品製造業が 85.3% と最も高く、以下、食品卸売業（67.9%）、食品小売業（39.1%）、外食産業（29.9%）の順であり、再生利用等実施率と同様に、食品の流通過程の川下（食品小売業、外食産業）に位置する業種ほど低くなっている。

なお、再生利用率の計算に用いられている再生利用量は、再生利用等実施率の場合とは異なり、食品リサイクル法で規定している用途以外の用途への仕向

け量を含むことに留意する必要がある。

図表 2 - (6) - 食品循環資源の再生利用量及び再生利用率等の経年推移

(単位：千 t)

区 分	年 度	平成13	14	15	16	17	増 減
		a				b	(17-13) (b-a)
食品産業全体	発 生 量	10,919	11,314	11,348	11,358	11,362	443
	再 生 利 用 量	3,946	5,060	5,549	5,793	6,664	2,718
	再 生 利 用 率	36.1%	44.7%	48.9%	51.0%	58.7%	22.6ポイント
食品製造業	発 生 量	4,638	4,834	4,870	4,898	4,946	308
	再 生 利 用 量	2,773	3,514	3,789	3,803	4,221	1,448
	再 生 利 用 率	59.8%	72.7%	77.8%	77.6%	85.3%	25.5ポイント
食品卸売業	発 生 量	724	746	740	751	744	20
	再 生 利 用 量	261	340	355	398	505	244
	再 生 利 用 率	36.0%	45.6%	48.0%	53.0%	67.9%	31.9ポイント
食品小売業	発 生 量	2,355	2,602	2,616	2,604	2,629	274
	再 生 利 用 量	522	744	812	821	1,028	506
	再 生 利 用 率	22.2%	28.6%	31.0%	31.5%	39.1%	16.9ポイント
外 食 産 業	発 生 量	3,203	3,132	3,122	3,104	3,043	160
	再 生 利 用 量	390	461	593	770	910	520
	再 生 利 用 率	12.2%	14.7%	19.0%	24.8%	29.9%	17.7ポイント

(注) 1 農林水産省「食品循環資源の再生利用等実態調査結果」に基づき、当省が作成した。

2 再生利用率 = 再生利用量 / 発生量 × 100

3 再生利用量は、食品リサイクル法で規定している用途以外の用途への仕向け量を含む。
法で規定している用途以外の用途としては、食品用（食品添加物、調味料、健康食品等）、
工業資材用（アスファルト、塗料等の原料）等がある。

4 四捨五入のため、数値が一致しない場合がある。

）食品循環資源の再生利用に取り組んでいる事業所の割合

食品リサイクル法が施行された平成 13 年度から 17 年度までの、食品循環資源の再生利用に取り組んでいる事業所の割合は、図表 2 - (6) - のとおりである。目標年度の前年である平成 17 年度における、再生利用に取り組んでいる事業所の割合は、食品産業全体で 28% であり、食品卸売業及び食品小売業については、それぞれ 22%、24%にとどまっている。また、平成 17 年度の数値は、食品産業全体、業種別ともに、調査が開始された 15 年度以降で最も低くなっている。

図表 2 - (6) - 食品循環資源の再生利用に取り組んでいる事業所の割合の経年推移

(単位：%)

区 分 \ 年 度	平成13	14	15	16	17
食品産業全体	31	34	34	38	28
食品製造業	53	51	54	57	48
食品卸売業	31	24	22	24	22
食品小売業	29	28	33	36	24
外 食 産 業	30	39	35	41	30

- (注) 1 農林水産省「食品循環資源の再生利用等実態調査結果」に基づき、当省が作成した。
 2 農林水産省の調査において、再生利用量を計上している事業所の割合である。

) 食品小売業及び外食産業の再生利用が十分進展していない要因等

a) 食品小売業及び外食産業において発生する食品廃棄物等の特性

食品小売業及び外食産業においては、食品廃棄物は多種多様なものが混在する形で少量ずつ分散して発生する場合が多い。また、消費者が食品廃棄物の排出に介在すること等に伴う質の低下や異物混入のリスクが高いなどの事情があり、これらのことが、食品小売業及び外食産業の再生利用率が食品製造業及び食品卸売業に比べて低くなっている要因の一つである可能性がある。

この点に関して、当省において、一般廃棄物を取り扱う登録再生利用事業者(注)のうち 15 事業所を対象に、食品小売業及び外食産業からの食品廃棄物等の受入状況を調査した。その結果は、図表 2 - (6) - のとおりであり、5 事業所において、異物混入等を理由に受け入れていない状況がみられた。

(注) 一般廃棄物を取り扱う登録再生利用事業者の事業所数は、平成 18 年 11 月末現在、47 事業所である。

図表 2 - (6) - 登録再生利用事業者における食品小売業及び外食産業からの食品廃棄物等の受入状況

区 分	登録事業所数	受入の可否の理由
受入応諾	10	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受入後に包装物、異物等を除去している。 ・ 排出事業者に分別の徹底をお願いしている。
受入拒否	5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 包装物の分別に手間がかかる。 ・ 食べ残しには異物が多く、異物の除去に手間がかかる。 ・ 調理後の食品廃棄物は過度の塩分、油分を含み、有機肥料に適さない。

(注) 当省の調査結果による。

b) 一般廃棄物収集運搬業の許可制度

食品卸売業、食品小売業及び外食産業から発生する食品廃棄物等について、食品関連事業者が再生利用事業者に委託して再生利用を行う場合、再生利用事業者が所在地の市町村の区域を越えて広域的に食品廃棄物等を収集・運搬するためには、関係市町村からの一般廃棄物収集運搬業の許可が必要となる。また、再生利用事業者が登録事業者である場合又は認定を受けた計画に従って再生利用事業が実施される場合には、荷卸しに係る一般廃棄物収集運搬業の許可は不要であるが、荷積みに係る一般廃棄物収集運搬業の許可は必要とされている。

こうした一般廃棄物収集運搬業に係る許可制度の在り方が、食品卸売業、食品小売業及び外食産業における低い再生利用率の要因の一つになっている可能性がある。

この点に関して、当省において、一般廃棄物を取り扱う登録再生利用事業者及び食品関連事業者団体等から意見等を聴取した。その結果は、図表 2 - (6) - のとおりであり、4 登録再生利用事業者及び 3 食品関連事業者団体等から一般廃棄物の市町村の区域を越えた収集運搬に関し、現行の許可制度について、荷積みに係る一般廃棄物収集運搬業の許可を不要とする等の改善要望等があった。

図表 2 - (6) - 市町村の区域を越えた収集運搬に関する要望等

(登録再生利用事業者の要望等)

事業者	所在地	事業内容	登録年月日	受入能力	要望等の内容
A	滋賀県 甲賀市	肥料化事業 油脂製品化 事業	H17.11.28	22 (t / 日)	他市町村からの一般廃棄物処理業（収集・運搬）の許可が出にくい。登録再生利用事業者が行う一般廃棄物処理業については、廃掃法上の特例措置の拡大又は要件の緩和をしてほしい。
B	広島県 呉市	飼料化事業 油脂化事業	H16.8.11	80 (t / 日)	リサイクル事業の実施には原料の確保は不可欠であるが、一般廃棄物処理業（収集・運搬）は、市町村長の許可に係るため閉鎖性が強く、参入が非常に困難である。再生利用が可能なものは廃棄物の扱いとはせず、登録再生利用事業者に係る一般廃棄物処理業（収集・運搬）の許可基準等を再検討してほしい。
C	広島県 竹原市	肥料化事業	H17.2.10	100 (t / 日)	産業廃棄物処理業の許可は比較的、取得しやすいのに対し、一般廃棄物処理業（収集・運搬）は市町村長の許可に係るため閉鎖性が強く、参入が非常に困難である。登録再生利用事業者については、国又は県が一般廃棄物処理業（収集・運搬）の許可をするなど、リサイクル事業の推進のために制度の整備が必要と考える。
D	佐賀県 鳥栖市	肥料化事業	H17.2.4	5 (t / 日)	登録再生利用事業者は、一般廃棄物処理業の許可を得た市町村の区域外の廃棄物については収集・運搬ができない。広域的な収集・運搬が可能となるよう、制度を改めてもらいたい。

(食品関連事業者団体等の要望等)

団体等	団体概要	会員構成	要望等の内容
E	食品産業全体の相互連携を強め、健全な発展を図るための中核的・横断的団体として昭和45年に設立	食品製造にかかわる企業、団体	一般廃棄物処理業に関する廃棄物処理法の特例措置は、現在、荷卸しについて適用されているが、少量ずつ広範囲に発生する食品循環資源のより効率的な運搬を行うため、荷積みについても適用してほしい。
F	フランチャイズ・システムの健全な発展を図ることを目的として昭和47年に設立	フランチャイザー	登録再生利用事業者であっても、排出地の市町村の許可が必要であり、効率化を阻害する規制が存在している。規制緩和をお願いしたい。
G	食品廃棄物の有機性食品循環資源のリサイクルを進めるため、業務用生ごみ処理機等の食品リサイクル機器の調査研究、普及等を図ることを目的として平成14年に設立	食品リサイクル機器の製造、販売等の事業者	生ごみの排出者と農家、飼育業者を結びリサイクル・ループについて第三者機関による認証を受けることを条件に、食品廃棄物について廃棄物処理法の広域認定制度の適用を認めてほしい。

(注) 当省の調査結果による。

c) 再生利用事業者の再生利用処理料金と市町村の事業系一般廃棄物の焼却等処理料金の比較

市町村の事業系一般廃棄物の焼却等処理料金が再生利用事業者の再生利用処理料金に比べ低額となっている場合には、この料金の差が、食品卸売業、食品小売業及び外食産業の事業者による再生利用の取組を抑制する方向に作用する可能性がある。

この点に関して、当省において、一般廃棄物を取り扱う登録再生利用事業者 13 事業者の再生利用処理料金及びこれらの登録再生利用事業者が所在する市町村の事業系一般廃棄物の焼却等処理料金を調査し、両料金の比較を行った。その結果は、図表 2 - (6) - のとおり、焼却等処理料金については、13 市町村のうち 11 市町村（84.6%）において登録再生利用事業者の再生利用処理料金に比べ低額となっている。

図表 2 - (6) - 登録再生利用事業者の処理料金と市町村の焼却等処理料金の比較

(単位：市町村数、%)

1 k g 当たりの料金の差		市町村数	割合
方市 が町 安村 価の	20 円 以 上	2	84.6
	10円以上～19円	4	
	1 円以上～ 9 円	5	
同 額		1	7.7
市 町 村 の 方 が 高 額		1	7.7
合 計		13	100.0

(注) 当省の調査結果による。

(7) 建設リサイクル法に基づく施策の現況

【要 旨】

建設リサイクル法は、「特定の建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、解体工事業者について登録制度を実施すること等により、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与すること」を目的として、平成 12 年 5 月に制定され、14 年 5 月に完全施行された。

建設リサイクル法の対象となる建設資材廃棄物は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び建設発生木材(注)である(以下「特定建設資材廃棄物」という。)。建設リサイクル法では、一定規模以上の建設工事を受注する者は、分別解体等及びこれに伴い生じる特定建設資材廃棄物の再資源化等を行うことが義務付けられている。

今回、建設リサイクル法に基づく施策について、建設廃棄物の発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)及び再生利用(リサイクル)の現況を把握した結果は、次のとおりである。

(注) コンクリート塊とは、コンクリートが廃棄物となったもの並びにコンクリート及び鉄から成る建設資材に含まれるコンクリートが廃棄物となったものをいう。アスファルト・コンクリート塊とは、アスファルト・コンクリートが廃棄物となったものをいう。建設発生木材とは、木材が廃棄物となったものをいう。

ア 発生抑制(リデュース)の現況

(建設廃棄物の排出量)

国土交通省の資料により、建設リサイクル法の完全施行の前々年度である平成 12 年度から 17 年度までの建設廃棄物の排出量の推移をみると、17 年度は 7,700 万 t であり、12 年度(8,473 万 t)に比べ 9.1%の減少となっている。

なお、国土交通省の資料によると、昭和 40 年代以降に急増した建築物が建て替え時期を迎えることから、建設廃棄物の排出量は、今後、増加に転じ、平成 22 年度には 9,791 万 t に達し、17 年度に比べ 27.2%増加するものと見込まれている。

イ 再使用(リユース)の現況

特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針(平成 13 年農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第 1 号。以下「建設リサイクル法に基づく基本方針」という。)では、発注者は、建設工事に使用された建設資材の再使用に配慮すること、また、建

設工事を施工する者は、再使用できる物を再使用できる状態にする施工方法の採用、建設工事に使用された建設資材の再使用等に努めることが求められている。しかし、これらの取組に関する目標値は定められておらず、また、再使用の取組の実態を表す時系列変化等定量的なデータは把握されていない。

ウ 再生利用（リサイクル）の現況

（特定建設資材廃棄物の再資源化等率）

建設リサイクル法に基づく基本方針では、平成 22 年度における特定建設資材廃棄物の再資源化等率(注)の目標値が 95%に定められている。

国土交通省の資料により、建設リサイクル法の完全施行の前々年度である平成 12 年度から 17 年度までの特定建設資材廃棄物の再資源化等率の推移をみると、17 年度は、コンクリート塊が 98.1%、アスファルト・コンクリート塊が 98.6%で、22 年度の目標値を達成している。建設発生木材については平成 17 年度は 90.7%で、12 年度（82.9%）に比べ 7.8 ポイントの上昇となっているものの、22 年度の目標値には達していない。

(注) 再資源化等率 = (再資源化量 + 縮減量) / 排出量 × 100

再資源化等とは、再資源化及び縮減をいう。再資源化とは、特定建設資材廃棄物について、資材又は原材料として利用することができる状態、又は熱を得ることに利用することができる状態にすることをいい、縮減とは、焼却、脱水等の方法により、特定建設資材廃棄物の大きさを減ずることをいう。ただし、縮減が認められているのは、特定建設資材廃棄物のうち、建設発生木材についてのみであり、再資源化することに相当程度に経済性の面での制約がある場合に限られている。

【制度の概要】

建設リサイクル法は、産業廃棄物全体の排出量の約2割、最終処分量の約3割を占める建設廃棄物について、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量を図るため、平成12年5月に制定され、同年11月及び13年5月に一部施行、14年5月に完全施行された。同法では、以下のとおり、建設工事の受注者等による分別解体等及び再資源化等の義務、発注者等及び元請業者の義務のほか、解体工事業者の登録制度等が定められている。

対象となる建設資材廃棄物（特定建設資材廃棄物）

- ・ コンクリート塊
- ・ アスファルト・コンクリート塊
- ・ 建設発生木材

対象となる建設工事の規模

- ）建築物の解体工事：床面積の合計が80㎡以上のもの
- ）建築物の新築・増築工事：床面積の合計が500㎡以上のもの
- ）建築物の修繕・模様替等（リフォーム等）：請負代金が1億円以上のもの
- ）その他の工作物に関する工事（土木工事等）：請負代金が500万円以上のもの

対象建設工事の届出

発注者又は自主施工者は、対象建設工事の実施に当たって、特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み等を記載した分別解体等の計画等を都道府県知事に対し届け出なければならない。

発注者の責務

発注者は、注文する建設工事について、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進に努めなければならない。

受注者及び自主施工者の義務

対象建設工事の受注者（対象建設工事の全部又は一部について下請契約を締結している場合における下請負人を含む。）又は自主施工者は、分別解体等を行わなければならない。また、対象建設工事の受注者は、分別解体等に伴って生じた特定建設資材の廃棄物について再資源化を行わなければならない。

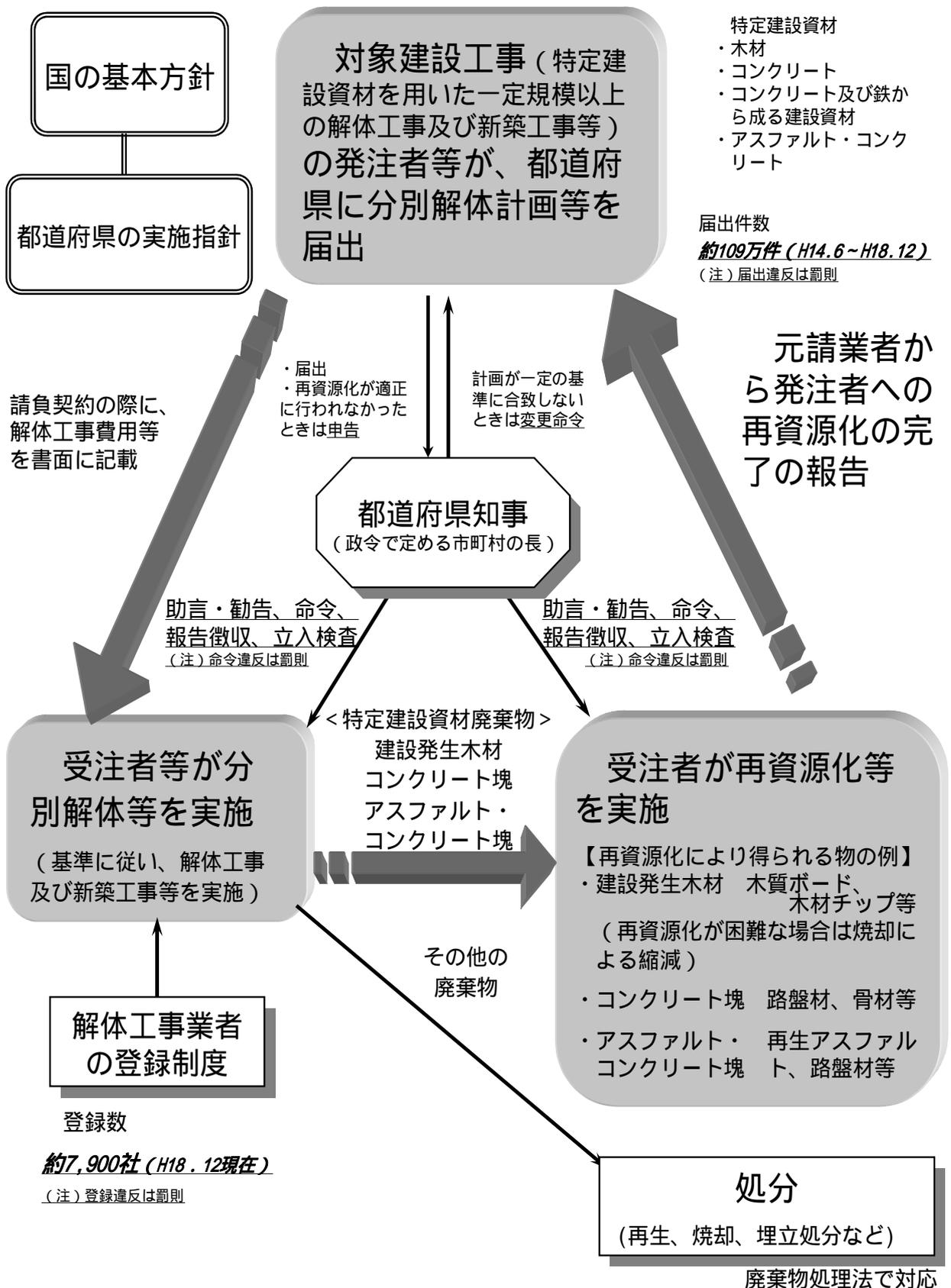
元請業者の義務

対象建設工事の元請業者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、その旨を発注者に対し報告を行わなければならない。

解体工事業者の登録制度

解体工事業を営もうとする者は、当該業務を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

図表 1 - (7) 制度の概要図



(注) 環境省の資料に基づき、当省が作成した。

ア 発生抑制（リデュース）の現況

(ア) 把握する内容及び手法

建設リサイクル法に基づく基本方針では、建設廃棄物の発生抑制（リデュース）に関し、建設資材の製造に携わる者は、端材の発生が抑制される建設資材の開発及び製造に努めること、建築物等の設計に携わる者は、端材の発生が抑制される設計に努めること、建設工事を施工する者は、建設資材廃棄物の発生の抑制の適正な実施に努めることがそれぞれ求められている。また、建設廃棄物の排出抑制について、広く関係者は、建築物を長期的に使用できるような製造、発注等を行うことが求められている。しかし、これらの取組に関する目標値は定められておらず、現況に関するデータは把握されていない。

そこで、建設廃棄物の発生抑制に関しては、建設廃棄物の排出量の経年推移及び将来の予測値を把握した。

(イ) 把握した結果

（建設廃棄物の排出量）

建設リサイクル法の完全施行の前々年度である平成 12 年度から 17 年度までの建設廃棄物の排出量の推移は、図表 2 - (7) - のとおりである。平成 17 年度の総排出量は、7,700 万 t であり、12 年度（8,473 万 t）に比べ 9.1%の減少となっている。建設リサイクル法の特定建設資材廃棄物について品目別に平成 17 年度の排出量をみると、コンクリート塊が 3,215 万 t で 12 年度に比べ 8.8%の減少、アスファルト・コンクリート塊が 2,606 万 t で 12 年度に比べ 13.4%の減少、建設発生木材が 471 万 t で 12 年度に比べ同 1.3%の減少となっている。

また、建設リサイクル法の特定建設資材廃棄物以外の品目について、建設汚泥が 752 万 t で平成 12 年度に比べ 8.8%の減少、建設混合廃棄物が 293 万 t で 12 年度に比べ 39.5%の減少、その他（金属くず、廃プラスチック類など）が 363 万 t で 12 年度に比べ 2.4 倍の増加となっている。

建設混合廃棄物が大幅な減少となる一方で、その他廃棄物が大幅な増加となった点については、従来、建設混合廃棄物として排出されていたものが、分別解体の取組の結果、その他廃棄物として排出されたものと考えられる。

なお、国土交通省では、昭和 40 年代以降に急増した建築物が建て替え時期を迎えることから、今後、建築廃棄物の排出量が増加するものと予測している。平成 12 年度の建設廃棄物の排出量を基にした同省の推計によると、17 年度に 7,700 万 t であった建設廃棄物の排出量は、今後、増加に転じ、22 年度には 9,791 万 t（17 年度比で 27.2%の増加）、32 年度には 1 億 265 万 t（同 33.3%の増加）に達するものと見込まれている。

図表 2 - (7) - 建設廃棄物の排出量の経年推移及び将来予測

(単位：万 t、%)

区 分	平成12		14		17		22 (予測値)		32 (予測値)		増 減 (17 - 12)	増減率 (17/12)
	排出量	構成比	排出量	構成比	排出量	構成比	排出量	構成比	排出量	構成比		
建設廃棄物の排出量	8,473	100.0	8,273	100.0	7,700	100.0	9,791	100.0	10,265	100.0	773	9.1
(指数)	(110.0)	-	(107.4)	-	(100.0)	-	(127.2)	-	(133.3)	-	-	-
特定建設資材廃棄物の小計	7,011	82.7	6,951	84.0	6,292	81.7	8,378	85.6	8,858	86.3	719	10.3
(指数)	(111.4)	-	(110.5)	-	(100.0)	-	(133.2)	-	(140.8)	-	-	-
コンクリート塊	3,527	41.6	3,512	42.5	3,215	41.8	4,566	46.6	5,022	48.9	312	8.8
(指数)	(109.7)	-	(109.2)	-	(100.0)	-	(142.0)	-	(156.2)	-	-	-
アスファルト・コンクリート塊	3,008	35.5	2,975	36.0	2,606	33.8	3,058	31.2	3,069	29.9	402	13.4
(指数)	(115.4)	-	(114.2)	-	(100.0)	-	(117.3)	-	(117.8)	-	-	-
建設発生木材	477	5.6	464	5.6	471	6.1	754	7.7	766	7.5	6	1.3
(指数)	(101.3)	-	(98.5)	-	(100.0)	-	(160.1)	-	(162.6)	-	-	-
特定建設資材廃棄物以外の小計	1,461	17.2	1,322	16.0	1,408	18.3	1,414	14.4	1,407	13.7	53	3.6
(指数)	(103.8)	-	(93.9)	-	(100.0)	-	(100.4)	-	(99.9)	-	-	-
建設汚泥	825	9.7	846	10.2	752	9.8	863	8.8	858	8.4	73	8.8
(指数)	(109.7)	-	(112.5)	-	(100.0)	-	(114.8)	-	(114.1)	-	-	-
建設混合廃棄物	484	5.7	337	4.1	293	3.8	314	3.2	303	3.0	191	39.5
(指数)	(165.2)	-	(115.0)	-	(100.0)	-	(107.2)	-	(103.4)	-	-	-
その他	152	1.8	139	1.7	363	4.7	237	2.4	246	2.4	211	138.8
(指数)	(41.9)	-	(38.3)	-	(100.0)	-	(65.3)	-	(67.8)	-	-	-
金属くず	83	1.0	86	1.0	-	-	-	-	-	-	-	-
(指数)	-	-	-	-	(100.0)	-	-	-	-	-	-	-
廃プラスチック	27	0.3	27	0.3	-	-	-	-	-	-	-	-
(指数)	-	-	-	-	(100.0)	-	-	-	-	-	-	-
紙くず	41	0.5	25	0.3	-	-	-	-	-	-	-	-
(指数)	-	-	-	-	(100.0)	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1 国土交通省「建設副産物実態調査結果」及び同省の将来予測資料に基づき、当省が作成した。

- 2 平成12年、14年度及び17年度の排出量は実績値、22年度及び32年度は予測値である。
- 3 指数は、平成17年度の排出量を100とした場合の数値である。
- 4 四捨五入のため、数値が一致しない場合がある。

イ 再使用（リユース）の現況

建設リサイクル法に基づく基本方針では、建設廃棄物の再使用（リユース）に関し、発注者は、建設工事に使用された建設資材の再使用に配慮すること、また、建設工事を施工する者は、再使用できる物を再使用できる状態にする施工方法の採用、建設工事に使用された建設資材の再使用等に努めることが求められている。しかし、これらの取組に関する目標数値は定められておらず、現況に関する定量的なデータは把握されていない。

ウ 再生利用（リサイクル）の現況

(ア) 把握する内容及び手法

建設リサイクル法では、対象建設工事の受注者は、分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物について再資源化を行うことが義務付けられており、建設リサイクル法に基づく基本方針では、平成 22 年度における特定建設資材廃棄物の再資源化等率の目標値が 95%に定められている。そこで、建設廃棄物の再生利用(リサイクル)に関しては、特定建設資材廃棄物の再資源化等率の目標値の達成度合いを把握した。あわせて、特定建設資材廃棄物以外の品目についても、再資源化等率の経年推移を把握した。

また、縮減が認められている建設発生木材については、縮減量を除外した再資源化率(注)の経年推移を把握した。さらに、関連事項として、建設副産物の再資源化の促進等を目的として構築された建設副産物情報交換システムの運用状況を調査した。

(注) 再資源化率 = 再資源化量 / 排出量 × 100

(イ) 把握した結果

）特定建設資材の再資源化等率の目標の達成度等

建設リサイクル法の完全施行の前々年度である平成 12 年度から 17 年度までの特定建設資材廃棄物の品目別の再資源化等率等の推移は、図表 2 - (7) - のとおりである。平成 17 年度における再資源化等率は、コンクリート塊が 98.1%、アスファルト・コンクリート塊が 98.6%で、ともに 22 年度の目標値を達成している。ただし、建設発生木材は 90.7%であり、平成 12 年度（82.9%）に比べ 7.8 ポイントの上昇となっているものの、現時点では、22 年度の目標値には達していない。

また、特定建設資材廃棄物以外の品目別の再資源化等率推移は、図表 2 - (7) - のとおりである。平成 17 年度の再資源化等率は、建設汚泥が 74.5%、建設混合廃棄物が 28.0%、その他（金属くず、廃プラスチック類など）は 84.6%で、いずれも 12 年度に比べ上昇しているが、建設混合廃棄物は、その性質上、再資源化等率が極めて低くなっている。

図表 2 - (7) - 建設廃棄物の再資源化等率等の推移

(単位：％、ポイント)

区 分	年 度	平成12	14	17	増 減 (17 - 12)	22 目標値
建設廃棄物合計	再資源化率	81.2	86.8	87.5	6.3	-
	再資源化等率	84.8	91.6	92.2	7.4	-
特定建設資材廃棄物の小計	再資源化率	93.3	95.6	96.1	2.8	-
	再資源化等率	96.3	97.5	97.7	1.4	-
コンクリート塊	再資源化率	96.2	97.5	98.1	1.9	-
	再資源化等率	96.2	97.5	98.1	1.9	95
アスファルト・ コンクリート塊	再資源化率	98.5	98.7	98.6	0.1	-
	再資源化等率	98.5	98.7	98.6	0.1	95
建設発生木材	再資源化率	38.2	61.1	68.2	30.0	-
	再資源化等率	82.9	89.3	90.7	7.8	95
特定建設資材廃棄物 以外の小計	再資源化率	23.0	40.5	49.1	26.1	-
	再資源化等率	29.8	60.5	67.4	37.6	-
建設汚泥	再資源化率	30.1	45.3	47.9	17.8	-
	再資源化等率	41.2	68.6	74.5	33.3	-
建設混合廃棄物	再資源化率	7.3	17.2	14.7	7.4	-
	再資源化等率	8.8	36.0	28.0	19.2	-
その他	再資源化率	35.9	68.1	79.3	43.4	-
	再資源化等率	36.3	70.1	84.6	48.3	-
金属くず	再資源化率	60.4	91.0	-	-	-
	再資源化等率	60.4	91.0	-	-	-
廃プラスチック	再資源化率	0.4	0.1	-	-	-
	再資源化等率	0.4	0.1	-	-	-
紙くず	再資源化率	9.5	63.2	-	-	-
	再資源化等率	10.9	74.0	-	-	-

(注) 1 国土交通省の資料に基づき、当省が作成した。

2 再資源化率 = 再資源化量 / 排出量 × 100

3 再資源化等率 = (再資源化量 + 縮減量) / 排出量 × 100

4 平成 17 年度の「その他」の内訳は、把握できなかった。

) 建設発生木材の再資源化率

平成 17 年度における建設発生木材の再資源化率は、図表 2 - (7) - のとおり、68.2%であり、12 年度に比べ 30 ポイントと大幅な増加となっているものの、同じく特定建設資材廃棄物であるコンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊と比べると、なお低い率にとどまっている。

建設発生木材について、平成 17 年度における再資源化率を建設工事の種別に見ると、図表 2 - (7) - のとおりである。国土交通省所管の公共土木工事の再資源化率が 74.1%、政令指定都市の公共土木工事の再資源化率が 74.8%と高いが、国土交通省以外の府省所管の公共土木工事及び民間土木工事の再資源化率は、それぞれ 52.1%、54.9%と低くなっている。また、民間土木工事については、再資源化等率と再資源化率の差(縮減率)が 33.2%と、他の工事主体によ

る土木工事の場合よりも高くなっている。

図表 2 - (7) - 平成 17 年度の建設発生木材の再資源化率等（建設工事の種別）

（単位：千 t、％）

区 分	排出量		再資源化等量			再資源化等率 (b+c)/a	再資源化率 b/a
	a	構成比	b+c	再資源化量 b	縮減量 c		
建設工事合計	4,706.8	100.0	4,267.2	3,209.3	1,057.9	90.7	68.2
土木工事計	1,931.7	41.0	1,740.4	1,303.4	437.0	90.1	67.5
公共土木工事計	1,674.1	35.6	1,513.4	1,161.7	351.7	90.4	69.4
国土交通省等	330.3	7.0	299.4	244.9	54.5	90.6	74.1
その他の国	21.3	0.5	14.9	11.1	3.8	70.0	52.1
公団・事業団	91.3	1.9	83.5	67.2	16.3	91.5	73.6
都道府県	890.8	18.9	812.9	606.0	207.0	91.3	68.0
政令指定都市	40.4	0.9	35.8	30.2	5.6	88.6	74.8
その他市町村	300.0	6.4	267.0	202.4	64.6	89.0	67.5
民間土木工事	257.7	5.5	227.0	141.6	85.3	88.1	54.9
建築工事計	2,775.0	59.0	2,526.8	1,905.9	620.9	91.1	68.7
新築・増改築計	1,322.9	28.1	1,188.8	932.9	255.9	89.9	70.5
非木造	463.2	9.8	409.1	311.7	97.4	88.3	67.3
木造	859.7	18.3	779.7	621.2	158.5	90.7	72.3
解体工事計	1,443.9	30.7	1,330.9	968.2	362.7	92.2	67.1
非木造	263.8	5.6	242.4	156.7	85.7	91.9	59.4
木造	1,180.1	25.1	1,088.5	811.5	277.0	92.2	68.8
修繕工事	8.2	0.2	7.2	4.8	2.3	87.8	58.5

- （注） 1 国土交通省の資料に基づき、当省が作成した。
 2 四捨五入のため、数値が一致しない場合がある。

）建設副産物情報交換システムの運用状況

建設リサイクル法に基づく基本方針では、国は、再資源化施設の稼働情報、解体工事業者の企業情報等の提供が十分なされるように、インターネット等を活用した情報システムの整備の支援を行うことが必要であるとされている。これを受けて、財団法人日本建設情報総合センターによる建設副産物情報交換システムの運用が平成 14 年から開始されている。

しかし、平成 18 年 3 月末現在における地方公共団体の当該システムへの加入率をみると、図表 2 - (7) - のとおりであり、都道府県で 23.4%、政令指定都市で 7.1%、政令指定都市を除く市区町村では 2.2% と極めて低調な状況となっている。

また、当省において、当該システムに加入していない99 地方公共団体を対象に、未加入の理由を聴取した。その結果は、図表 2 - (7) - のとおりであり、「他の方法により同様の情報収集が可能である」(49.5%)、「当該システムは大規模工事を想定しており、工事規模が小さいことから加入のメリットがない」(15.2%)等の回答があり、中には、「本システムの存在を知らなかった」(10.1%)との回答もあった。

図表 2 - (7) - 地方公共団体における建設副産物情報交換システムの加入状況

(単位：団体数、%)

区 分	団 体 数 a	加 入 団 体 数 b	
			加 入 率 b/a
都 道 府 県	47	11	23.4
政 令 指 定 都 市	14	1	7.1
市 区 町 村	1,830	40	2.2

(注) 1 財団法人日本建設情報総合センターの資料に基づき、当省が作成した。

2 政令指定都市及び市区町村の団体数は、平成 18 年 3 月 31 日現在の数である。

図表 2 - (7) - 地方公共団体が建設副産物情報交換システムに加入しない理由

(単位：団体数、%)

理 由	団 体 数	割 合
県や土木事務所からの情報提供、処理業者との情報交換等により、同様の情報収集が可能である	49	49.5
当該システムは、大規模工事を想定しており、工事規模が小さいことから加入のメリットがない	15	15.2
料金負担がある、料金に見合った費用対効果が不明	12	12.1
当該システムの存在を知らなかった	10	10.1
排出された建設副産物は地域内で利用可能なため、広域的な情報交換の必要がない	9	9.1
リアルタイムで情報を必要としない	6	6.1
地理的なものから加入のメリットがない	5	5.1
土木・建築工事単価表等、独自に建設副産物に関する情報の資料を作成している	4	4.0
集計システムが中心であり、利用価値が低い	4	4.0
既に公共工事において再生材を使用しているため、発注の段階でリサイクル材を指定すればよいことから加入の意義がない	3	3.0
処理業者の加入が少なく加入のメリットがない	1	1.0
需給のタイミングが合わない	1	1.0

(注) 1 当省の調査結果による。

2 割合は、調査対象である未加入の地方公共団体数 99 に対する当該回答数の割合(複数回答)

エ 適正処理の現況

(ア) 把握する内容及び手法

建設リサイクル法に基づく基本方針では、建設資材廃棄物の不法投棄が全国で多くみられるなど、建設資材廃棄物の処理をめぐる問題が深刻となっている旨が指摘されている。

そこで、建設資材廃棄物の適正処理に関し、建設系廃棄物(注)の不法投棄量の経年推移及び産業廃棄物の不法投棄量に占める建設系廃棄物の割合の経年推移を把握した。

(注) 建設系廃棄物とは、汚泥(建設業者が排出したものに限る。) 廃プラスチック類(建設業者が排出したものに限る。) 木くず(建設業者が排出したものに限る。) がれき及び建設混合廃棄物をいう。

(イ) 把握した結果

(建設系廃棄物の不法投棄量及び産業廃棄物全体の不法投棄量に占める建設系廃棄物の不法投棄の量の割合の経年推移)

建設リサイクル法の完全施行の前々年度である平成12年度から17年度までの建設系廃棄物の不法投棄量及び産業廃棄物全体の不法投棄量に占める建設系廃棄物の割合の推移は、図表2-(7)- のとおりである。平成17年度の建設系廃棄物の不法投棄量は、14.3万tで、12年度に比べ41.6%の減少となっている。また、産業廃棄物全体の不法投棄量に占める建設系廃棄物の割合の推移をみると、平成17年度は83.3%で、年度により増減はあるものの、増加傾向にある。

なお、図表2-(7)- の不法投棄量は、当該年度に発覚した量であり、当該年度に不法投棄された量でない点に留意する必要がある。

図表2-(7)- 産業廃棄物全体の不法投棄量及び建設系廃棄物の不法投棄量の経年推移

(単位：t、%)

区 分	年 度							増 減 (17 - 12)
	平成12	13	14	15	16	17		
産業廃棄物の不法投棄量 a	403,274	241,676	318,181	177,988	206,824	172,179	231,095	
(指 数)	(100.0)	(59.9)	(78.9)	(44.1)	(51.3)	(42.7)	-	
(うち建設系廃棄物の不法投棄量) b	241,320	172,747	193,456	134,342	149,962	143,383	97,937	
(指 数)	(100.0)	(71.6)	(80.2)	(55.7)	(62.1)	(59.4)	-	
(構 成 比) b/a	59.8	71.5	60.8	75.5	72.5	83.3	23.4	

(注) 1 環境省の資料に基づき、当省が作成した。

2 平成15年度は岐阜市の不法投棄事案(56.7万t)、16年度は沼津市の不法投棄事案(20.4万t)を除いた数値である。

3 指数は、平成12年度を100とした場合の数値である。

(8) 自動車リサイクル法に基づく施策の現況

【要 旨】

自動車リサイクル法は、「自動車製造業者等及び関連事業者による使用済自動車の引取り及び引渡し並びに再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講ずることにより、使用済自動車に係る廃棄物の減量並びに再生資源及び再生部品の十分な利用等を通じて、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与すること」を目的として、平成 14 年 7 月に制定され、17 年 1 月に完全施行された。同法では、自動車の所有者、自動車製造業者等、関連事業者等の義務等が定められている。

今回、自動車リサイクル法に基づく施策について、使用済自動車の発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)及び再生利用(リサイクル)の現況を把握した結果は、次のとおりである。

ア 発生抑制(リデュース)の現況

(使用済自動車の排出台数)

自動車リサイクル法では、自動車製造業者等は、自動車の設計及びその部品又は原材料の種類を工夫することにより、自動車が長期間使用されることを促進することが、また、自動車の所有者は、自動車をなるべく長期間使用することにより、自動車が使用済自動車となることを抑制するよう努めることが求められているが、これらの取組に関する目標値は定められていない。また、中古車市場に流通する車両の台数に関する定量的なデータは把握されていない。

社団法人日本自動車工業会の資料によると、自動車の排出台数は、近年、おおむね 500 万台で推移している。

イ 再使用(リユース)の現況

自動車リサイクル法では、解体業者は、使用済自動車の解体を行うときは有用な部品を分離して部品その他製品の一部として利用することができる状態にすること、自動車の所有者は、自動車の修理の際には使用済自動車の再資源化により得られた物又はこれを使用した物を使用すること等が求められているが、これらの取組に関する目標値は定められていない。また、中古の自動車部品の市場の現況等に関する定量的なデータは把握されていない。

ウ 再生利用(リサイクル)の現況

(シュレッダーダスト等の再資源化率)

自動車リサイクル法では、自動車製造業者等は、自動車破碎残さ(以下「シ

ュレッターダスト」という。) エアバッグその他衝突の際の人の安全を確保するための装置に使用するガス発生器(以下「エアバッグ類」という。)の再資源化を行うことが義務付けられており、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則(平成14年経済産業・環境省令第7号。以下「自動車リサイクル法施行規則」という。)により、達成すべき再資源化率(注)の目標値が定められている。

当省において、自動車製造業者等19社を対象に、再資源化率を調査したところ、すべての自動車製造業者等が平成17年度から21年度までのシュレッターダストの再資源化率の目標値(30%以上)及びエアバッグ類の再資源化率の目標値(85%以上)を達成している。

(注) 再資源化率 = 再資源化重量 / 引取重量 × 100

【制度の概要】

自動車リサイクル法は、「自動車製造業者等及び関連事業者による使用済自動車の引取り及び引渡し並びに再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講ずることにより、使用済自動車に係る廃棄物の減量並びに再生資源及び再生部品の十分な利用等を通じて、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与すること」を目的として、平成14年7月に制定され、15年1月に一部施行、17年1月に完全施行された。同法では、以下のとおり、自動車の所有者、自動車製造業者等、関連事業者等の義務等が定められている。

対象となる車両

被けん引車、二輪車（原動機付自転車、側車付きのものを含む。）大型特殊自動車、小型特殊自動車及びその他政令で定める自動車を除くすべての自動車

対象となる再資源化等物品

シュレッダーダスト、エアバッグ類及びフロン類

自動車の所有者の義務

自動車の所有者は、新車購入時に、国が指定する資金管理人（財団法人自動車リサイクル促進センター）に、自動車のリサイクル料金を預託し、資金管理人からリサイクル券を受領する。

自動車の最終所有者は、自動車を廃車するに当たり、使用済自動車を引取業者に引き渡す。

関連事業者の義務

引取業者は、リサイクル料金の預託を確認した上で、フロン類回収業者又は解体業者に引き渡す。

フロン類回収業者は、フロン類を回収し自動車製造業者等に引き渡すとともに、使用済自動車を解体業者に引き渡す。

解体業者は、エアバッグ類を回収し自動車製造業者等に引き渡すとともに、使用済自動車を解体し破砕業者に引き渡す。

破砕業者は、解体自動車を破砕し、破砕した後に発生するシュレッダーダストを自動車製造業者等に引き渡す。

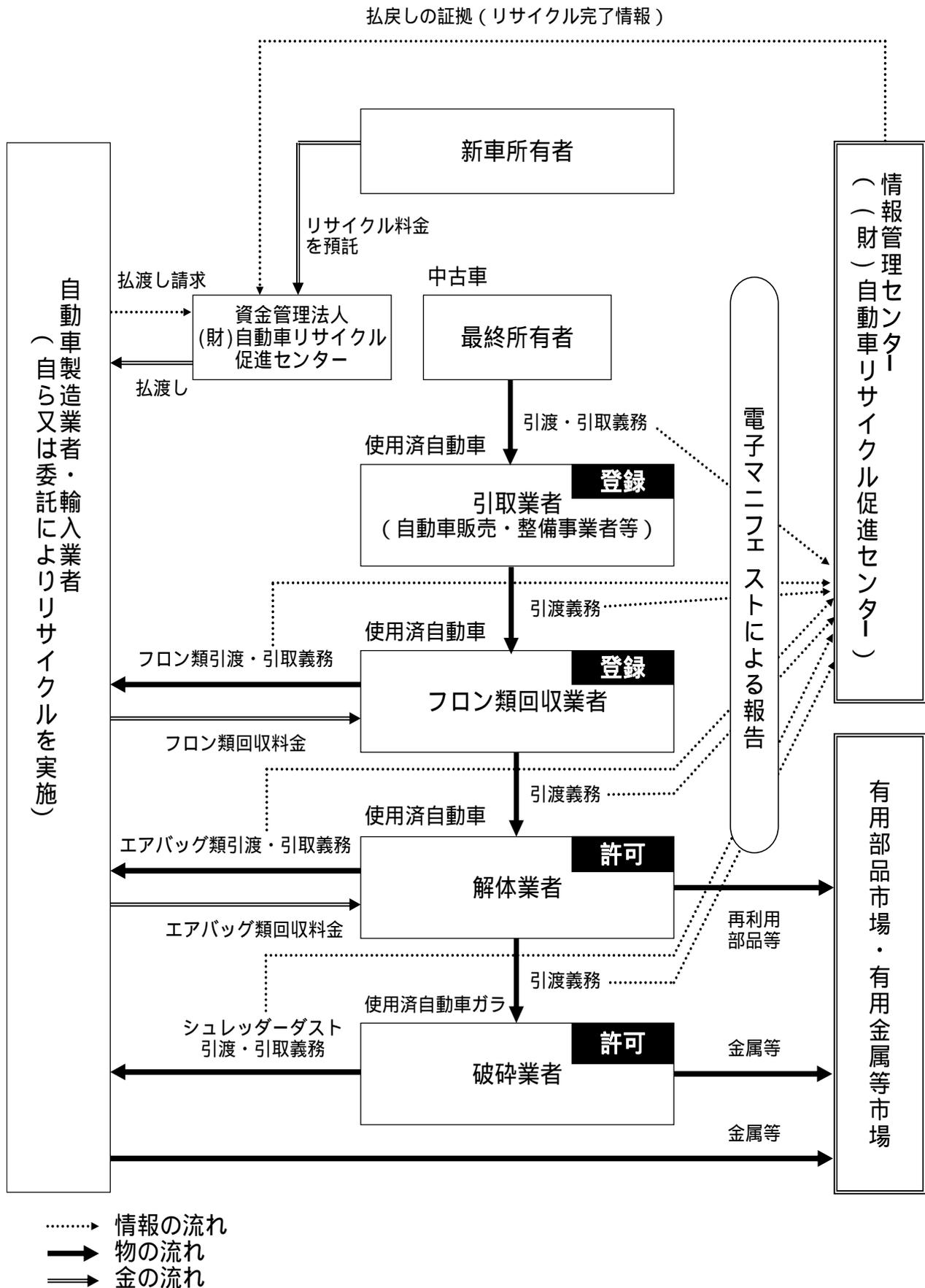
自動車製造業者等の義務

自動車製造業者等は、シュレッダーダスト、エアバッグ類及びフロン類を各関連事業者から引き取り、再資源化及び適正処理を行った後に、資金管理人にリサイクル料金の払渡しを請求し、フロン類回収業者、解体業者に対して回収料金を支払う。

電子マニフェストによる報告・管理

自動車の最終所有者から関連事業者を経て自動車製造業者等に至る一連の引渡・引取の工程は、電子マニフェストにより報告され、その管理は、国が指定する情報管理センター（財団法人自動車リサイクル促進センター）が行う。

図表 2 - 8 制度の概要図



(注) 環境省の資料に基づき、当省が作成した。

ア 発生抑制（リデュース）の現況

(ア) 把握する内容及び手法

使用済自動車の発生抑制（リデュース）に関し、自動車リサイクル法第3条では、自動車製造業者等は、自動車の設計及びその部品又は原材料の種類を工夫することにより、自動車が長期間使用されることを促進することが求められている。また、同法第5条では、自動車の所有者は、自動車をなるべく長期間使用することにより、自動車が使用済自動車となることを抑制するよう努めることが求められている。しかし、これらの取組に関する目標値は定められていない。また、中古車市場に流通する車両の台数に関する定量的なデータは把握されていない。

そこで、自動車の平均使用年数及び排出台数の経年推移を把握した。

(イ) 把握した結果

1) 自動車の平均使用年数

平成9年度から18年度までの、自動車の平均使用年数（自動車の初度登録から廃車までの期間の平均年数）の推移は、図表2-(8)- のとおりである。平成9年度と18年度の平均使用年数を比較すると、乗用車が9.28年から11.10年へと、また、貨物車が9.61年から11.47年へと長くなっている。

図表2-(8)- 自動車の平均使用年数の経年推移

(単位：年)

区分	平成9年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18
乗用車	9.28	9.44	9.63	9.96	10.40	10.55	10.77	10.97	10.93	11.10
貨物車	9.61	9.48	9.84	10.53	10.68	10.92	11.23	11.84	11.72	11.47

(注) 1 財団法人自動車検査登録協力会「わが国の自動車保有動向」に基づき、当省が作成した。

2 乗用車、貨物車ともに、軽自動車は除く。

2) 自動車の排出台数

平成5年度から16年度までの、自動車（四輪車以上の車両に限る。）の排出台数の推移は、図表2-(8)- のとおりであり、7年度以降、おおむね500万台で推移している。

図表 2 - (8) - 自動車（四輪車以上の車両）の排出台数等の経年推移

(単位：台)

年 度	保 有 台 数	新規登録届出数	推定排出台数
平成 5	63,262,534	6,467,279	4,862,889
6	65,011,472	6,526,696	4,777,758
7	66,853,500	6,865,034	5,023,006
8	68,801,378	7,077,745	5,129,867
9	70,003,297	6,725,026	5,523,107
10	70,814,554	5,879,425	5,068,168
11	71,722,762	5,861,216	4,953,008
12	72,649,099	5,963,042	5,036,705
13	73,407,762	5,906,471	5,147,808
14	73,989,350	5,792,093	5,210,505
15	74,214,411	5,828,178	5,603,117
16	74,655,518	5,853,382	5,412,275
17	75,686,455	5,852,067	4,821,130

(注) 1 社団法人日本自動車工業会資料に基づき、当省が作成した。

2 推定排出台数 = 前年度末保有台数 + 新規登録等台数 - 本年度末保有台数

3 推定排出台数はスクラップ処理される台数だけではなく、中古車市場の商品の在庫増加分及び海外へ輸出される中古車が含まれている。

イ 再使用（リユース）の現況

(ア) 把握する内容及び手法

使用済自動車の再使用（リユース）に関し、自動車リサイクル法では、解体業者は、使用済自動車の解体を行うときは有用な部品を分離して部品その他製品の一部として利用することができる状態にすること、自動車の所有者は、当該自動車の修理の際には使用済自動車の再資源化により得られた物又はこれを使用した物を使用すること等が求められている。しかし、これらの取組に関する目標値は定められていない。

(イ) 把握した結果

中古の自動車部品の市場の現況等に関する定量的なデータは、把握されていない。

ウ 再生利用（リサイクル）の現況

(ア) 把握する内容及び手法

使用済自動車の再生利用（リサイクル）に関し、自動車リサイクル法第 25 条で

は、自動車製造業者等はシュレッダーダスト及びエアバッグ類を引き取ったときは、再資源化を行うことが義務付けられており、自動車リサイクル法施行規則では、図表 2 - (8) - のとおり、シュレッダーダスト及びエアバッグ類について、達成すべき再資源化率(注)の目標値が定められている。そこで、自動車製造業者等各社における再資源化率の目標の達成度合いを把握した。

(注) 再資源化率 = 再資源化重量 / 引取重量 × 100

図表 2 - (8) - シュレッダーダスト及びエアバッグ類の再資源化の基準

区 分	平成 17～21 年度	22～26 年度	27 年度以降
シュレッダーダスト	30%以上	50%以上	70%以上
エアバッグ類	85%以上		

(注) 再資源化の基準とは、自動車製造業者等が再資源化を行う際の再資源化を実施すべき量に関する基準である。

(イ) 把握した結果

(再資源化等率の目標の達成度)

平成 17 年度の自動車製造業者等 19 社におけるシュレッダーダスト及びエアバッグ類の再資源化率は、図表 2 - (8) - のとおりである。シュレッダーダストの再資源化率は、すべての自動車製造業者等が平成 17 年度から 21 年度までの再資源化率の目標値 (30%以上) を達成している。また、19 社中 18 社が、平成 22 年度から 26 年度までの目標値 (50%以上) を達成している。なお、19 社中 1 社が 27 年度以降の目標値 (70%以上) を達成している。

エアバッグ類の再資源化率についても、すべての自動車製造業者等が再資源化率の目標値 (85%以上) を達成している。

図表 2 - (8) - シュレッダーダスト及びエアバッグ類の再資源化率（平成 17 年度）
【シュレッダーダスト】

シュレッダーダスト	自動車製造業者等	いすゞ	スズキ	ダイムラー	日産	日産D	P・A・G	フォード	富士重工	マツダ	三菱	三菱ふそう
	引取台数(台)	23,895	219,736	5,237	531,211	2,951	4,701	22,438	148,090	167,835	261,038	14,852
	引取量(t) 【A】	4,853	23,501	1,353	107,078	925	1,185	4,318	21,194	29,106	42,916	3,552
	再資源化重量(t) 【B】	3,187	15,330	870	72,726	582	768	2,855	14,839	18373	27551	2145
	再資源化率(%) 【B】/【A】×100	65.7	65.2	64.3	67.9	62.9	64.8	66.1	70.0	63.1	64.2	60.4
	自動車製造業者等	アウディ	ダイハツ	トヨタ	日野	B MW	V W	プジョー	本田	全社合計		
	引取台数(台)	3,910	192,819	806,123	6,359	6,516	16,077	1,595	261,649	2,697,032		
	引取量(t) 【A】	866	20,198	161,510	2,182	1,562	3,049	310	44,729	474,384		
	再資源化重量(t) 【B】	501	11,387	91,854	1,040	869	1,701	175	26,639	293,392		
	再資源化率(%) 【B】/【A】×100	57.9	56.4	56.9	47.7	55.6	55.8	56.5	59.6	61.8		

【エアバッグ類】

エアバッグ類	自動車製造業者等	いすゞ	スズキ	ダイムラー	日産	日産D	P・A・G	フォード	富士重工	マツダ	三菱	三菱ふそう
	引取台数(台)	1,474	11,364	2,387	146,443	38	2,056	7,393	16,169	32404	29379	153
	個数(個)	2,155	30,965	7,226	267,030	67	7,341	16,494	25,471	51473	52463	284
	引取量(t) 【C】	175	2,887	738	21,073	8	676	1,130	3,318	5,372	5,035	46
	再資源化重量(t) 【D】	164	2,696	689	19,694	7	632	1,052	3,103	5014.2	4705	42.4
	再資源化率(%) 【D】/【C】×100	93.6	93.4	93.4	93.5	94.7	93.5	93.1	93.5	93.3	93.5	93.0
	自動車製造業者等	アウディ	ダイハツ	トヨタ	日野	B MW	V W	プジョー	本田	全社合計		
	引取台数(台)	1,150	13,755	122,365	116	1,774	7,446	653	50,127	446,646		
	個数(個)	3,490	26,778	276,763	218	3,616	23,544	2,363	95,422	893,163		
	引取量(t) 【C】	228	2,560	30,814	19	388	3,385	111	8,485	86,445		
再資源化重量(t) 【D】	213	2,392	28,777	18	363	3,164	104	7,933	80,763			
再資源化率(%) 【D】/【C】×100	93.3	93.5	93.4	94.3	93.6	93.5	93.1	93.5	93.4			

(注) 1 各社の公表資料に基づき、当省が作成した。

2 「日産D」は日産ディーゼル工業株式会社、「P・A・G」はピー・エー・ジー・インポート株式会社、「V W」はフォルクスワーゲン社の略称である。

エ 適正処理の現況

(ア) 把握する内容及び手法

使用済自動車の適正処理に関し、自動車リサイクル法第12条及び第13条では、フロン類回収業者は、使用済自動車を引き取ったときはフロン類を回収し、自動車製造事業者等に引き渡すことが義務付けられている。また、同法第26条では、自動車製造業者等は、フロン類を引き取ったときは、フロン類の破壊をフロン類破壊業者に委託することが義務付けられている。自動車の製造時に充てんされていたフロン類の量に対する回収率に関するデータは存在しない。

そこで、自動車製造業者等各社におけるフロン類の引取量を把握した。

(イ) 把握した結果

自動車製造業者等 19 社における平成 17 年度のフロン類の総引取量は、図表 2 - (8) - のとおり、2,301 t となっている。

図表 2 - (8) - フロン類の引取状況 (平成 17 年度)

フロン類	自動車製造業者等		いすゞ	スズキ	ダイムラー	日産	日産 D	P・A・G	フォード	富士重工	マツダ	三菱	ふそう
	引取量 (kg)	CFC 引取重量	2,493	20,174	598	58,078	308	580	2,170	13,158	14,938	25,433	1,338
		HFC 引取重量	2,133	27,568	654	86,268	407	587	3,949	20,945	27,172	37,385	1,085
		合計	4,626	47,742	1,252	144,346	714	1,166	6,119	34,102	42,110	62,818	2,423
自動車製造業者等		アウディ	ダイハツ	トヨタ	日野	B MW	V W	プジョー	本田				全社合計
引取量 (kg)	CFC 引取重量	594	19,162	99,083	516	963,039	1,473	114	30,405				1,253,652
	HFC 引取重量	425	22,158	112,497	423	666,245	2,847	310	34,147				1,047,203
	合計	1,019	41,320	211,580	938	1,629,284	4,320	424	64,552				2,300,856

(注) 1 各社の公表資料に基づき、当省が作成した。

2 「日産 D」は日産ディーゼル工業株式会社、「P・A・G」はピー・エー・ジー・インポート株式会社、「V W」はフォルクスワーゲン社の略称である。

3 C F C は特定フロンであるクロロフルオロカーボン、H F C は代替フロンであるハイドロフルオロカーボンである。

(9) グリーン購入法に基づく施策の現況

【要 旨】

グリーン購入法は、「国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人による環境物品等の調達推進、環境物品等に関する情報の提供その他の環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定めることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与すること」を目的として、平成 12 年 5 月に制定され、13 年 4 月に完全施行された。

グリーン購入法では、国等における環境物品等(注)の調達推進について、国は、国等が重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類(以下「特定調達品目」という。)及びその判断の基準等を内容とする基本方針を定めること、各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、毎年度、基本方針に即して、環境物品等の調達方針を作成・公表し、当該方針に基づき物品等の調達を行い、年度の終了後、調達の実績概要を取りまとめ、これを公表することとされている。

地方公共団体等による環境物品等の調達推進については、都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、環境物品等の調達方針を作成し、当該方針に基づき物品等の調達を行うよう努めることとされている。

国民及び事業者については、できる限り環境物品等の選択に努めること、また、物品の製造、販売等を行う事業者については、物品の購入者等に対し、物品等に係る環境負荷の把握に必要な情報を提供するように努めることとされている。

今回、グリーン購入法に基づく施策について、国等及び地方公共団体の取組の現況を把握した結果は、次のとおりである。

(注) 環境物品等とは、環境負荷の低減に資する原材料、部品、製品及び役務をいう。

ア 国等の取組の現況

(特定調達物品等の調達実績)

環境省の資料により、平成 17 年度における特定調達品目 201 品目のうち、公共工事の分野を除く 146 品目について、特定調達品目ごとに定められた判断の基準を満たすものの調達量の割合をみると、100%を達成している品目数の割合は、全体(146 品目)の 8.9%であり、グリーン購入法の施行時の 13 年度(4.4%)に比べ 4.5 ポイント上昇している。また、95%以上を達成している品目数の割合は同じく 92.5%で、13 年度(43.3%)に比べ大幅に上昇している。

イ 地方公共団体の取組の現況

(環境物品等の調達方針の作成)

グリーン購入法では、地方公共団体等は、毎年度、環境物品等の調達方針を作成し、当該方針に基づき環境物品等の調達を行うよう努めることが求められている。

当省において、全国の 231 の地方公共団体を対象に、環境物品等の調達方針の作成の状況を調査したところ、全都道府県、政令市では 1 団体を除くすべての団体、区市、町村では、それぞれ 43.9%、13.3%の団体が調達方針を作成しており、規模の小さい団体ほど作成率が低くなっている。

また、グリーン購入に取り組んでいる 185 団体を対象に、調達目標の設定及び調達実績の把握の状況を調査したところ、調達方針を作成している 104 団体の 86.5%が調達の目標値を設定し、84.6%が調達実績を把握している。一方、調達方針以外の計画等によりグリーン購入に取り組んでいる 55 団体にとっては、調達の目標値を設定している団体は 41.8%、調達実績を把握している団体は 43.6%にとどまっている。

【制度の概要】

グリーン購入法は、国等の公的部門が率先して環境負荷の低減に資する物品・役務の調達を推進及び環境物品等に関する適切な情報提供の促進により需要の転換を図り、環境負荷の少ない持続可能な社会の構築を図るため、平成 12 年 5 月に制定され、13 年 4 月に施行された。同法では、以下のとおり、国等における調達の推進のほか、地方公共団体、事業者及び国民の責務等が定められている。

国等における調達の推進

国は、国及び独立法人等における環境物品等の調達を推進するための基本方針を定める。基本方針は、環境物品等の調達の推進に関する基本的方向、国等が重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類（特定調達品目）及びその判断の基準等について定める。

各省各庁の長（衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長、内閣総理大臣及び各省大臣）及び独立行政法人等の長は、毎年度、基本方針に即して、環境物品等の調達方針を作成・公表し、当該方針に基づき物品等の調達を行う。また、年度の終了後、調達の実績概要を取りまとめ、これを公表するとともに環境大臣に通知する。

環境大臣は、各省各庁の長等に対し、環境物品等の調達を推進するため特に必要な措置を要請することができる。

地方公共団体等による調達の推進の努力義務

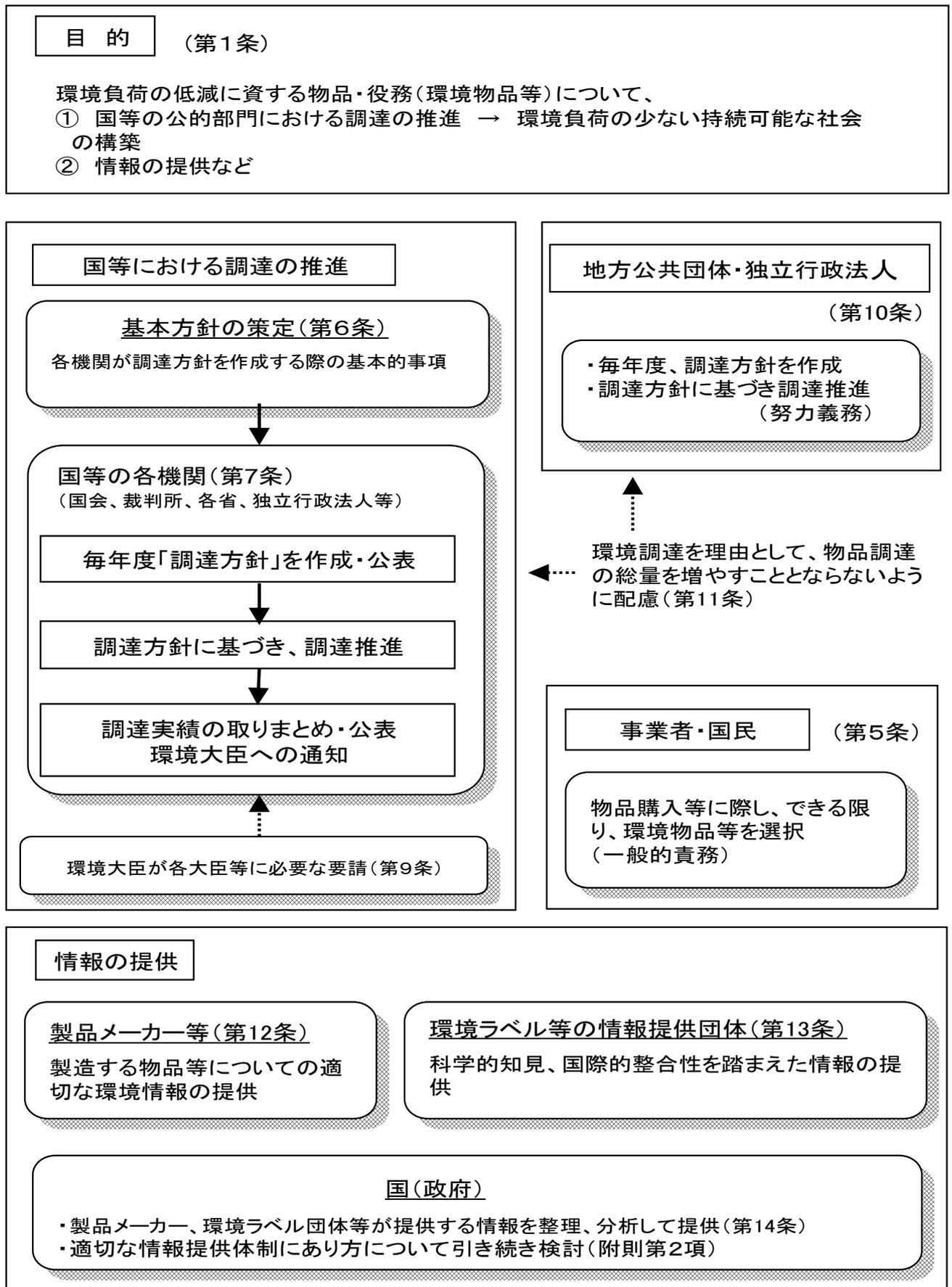
都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、環境物品等の調達方針を作成し、当該方針に基づき物品等の調達を行うよう努める。

事業者及び国民の一般的責務

事業者及び国民は、物品の購入等に際し、できる限り環境物品等を選択するよう努める。

物品の製造、輸入、販売又は役務の提供を行う事業者は、物品の購入者等に対し、物品等に係る環境負荷の把握に必要な情報を提供するよう努める。

図表 2 - (9) 制度の概要図



ア 国等の取組の現況

(ア) 把握する内容及び手法

グリーン購入法に基づく「環境物品等の調達に関する基本方針」(平成13年環境省告示11号。以下「グリーン購入法に基づく基本方針」という。)では、国等の各機関は、環境物品等の調達方針を作成・公表すること、当該調達方針において、特定調達品目ごとにその判断の基準を満たすもの(特定調達物品等)及び特定調達物品等以外の環境物品等について、毎年度、調達の目標を設定すること等が求められている。これを受けて、国等の各機関は、一部の特定調達品目について特定調達物品等の調達量を目標として設定している場合を除き、すべての特定調達品目について特定調達物品等の調達率(特定調達品目の品目別の総調達量に占める特定調達物品等の調達量の割合)を100%とする目標が設定されている。

また、公共工事の分野の特定調達品目に係る特定調達物品等の調達目標の設定については、グリーン購入法に基づく基本方針は、事業の目的、工作物の用途、施工上の難易により資材等の使用形態に差異があること、調達可能な地域や数量が限られている資材等もあることなどの事情があることも留意しつつ、より適切なものとなるように、今後検討していくこととされており、これを受けて、現時点では、国等の各機関において目標の設定はなされていない。

そこで、公共工事の分野を除くすべての特定調達品目について分野別に、国等の各機関における特定調達物品等の調達率の経年推移を把握した。

なお、特定調達品目及びその判断の基準は、特定調達物品等の開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じて適宜見直しを行うこととされており、平成18年2月現在、214品目について定められている。特定調達品目の分野別の品目数の経年推移は、図表2-(9)- のとおりである。

図表 2 - (9) - 特定調達品目の分野別の品目数の経年推移

(単位：品目数)

区 分 \ 年 度		平成13	14	15	16	17	18
	紙 類	4	9	9	9	8	8
	文 具 類	48	66	72	75	76	79
	機 器 類	8	10	10	10	10	10
	〇 A 機 器	9	10	11	12	11	13
	家 電 製 品	5	5	5	6	4	4
	エアコンディショナー等	1	1	2	3	3	3
	温 水 器 等	-	-	-	4	4	4
	照 明	2	2	2	2	2	3
	自 動 車 等	1	3	3	3	3	5
	消 火 器	-	-	-	-	1	1
	制服・作業服	2	2	2	2	2	2
	インテリア・寝装寝具	4	7	7	7	9	9
	作 業 手 袋	1	1	1	1	1	1
	その他繊維製品	-	-	3	3	3	3
	設 備	3	4	4	4	4	4
	役 務	2	4	4	5	5	7
	小 計	90	124	135	146	146	156
	公 共 工 事	11	28	41	53	55	58
	合 計	101	152	176	199	201	214

(注) 環境省の資料に基づき、当省が作成した。

(イ) 把握した結果

グリーン購入法が施行された平成 13 年度から 17 年度までの、国等の各機関による特定調達物品等の調達率の推移は、図表 2 - (9) - のとおりである。平成 17 年度をみると、特定調達品目 146 品目のうち、調達率 100%を達成している品目は 13 品目で、全体に占める比率は 8.9%となっている。調達率 95%以上を達成している品目は 135 品目で、全体に占める比率は 92.5%となっており、平成 13 年度の 43.3%から大幅に増加している。

また、特定調達品目の分野の中で、各府省に共通して調達されている品目の分野であると考えられる「紙類」、「文具類」、「機器類」、「OA 機器類」の調達率の推移は、図表 2 - (9) - から図表 2 - (9) - までのとおりである。いずれの分野についても、調達率は、年々増加する傾向にあるが、平成 16 年度において調達率が 95%未満となっている府省は、「紙類」が 4 府省、「文具類」が 7 府省、「機器類」が 2 府省、「OA 機器類」が 3 府省であった。

図表 2 - (9) - 国等の機関における特定調達物品等の調達率等の経年推移

(単位:品目数)

区 分		年 度	平成13 A	14	15	16	17 B	増 減 (B-A)
紙 類	特 定 調 達 品 目 数		4	9	9	9	8	4
	調 達 率 別 の 品 目 数	100%	0	0	0	0	0	0
		割 合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0 ポイント
		95%～100%未満	1	6	5	7	8	7
		割 合	25.0%	66.7%	55.6%	77.8%	100.0%	75.0 ポイント
	95%未満	3	3	4	2	0	3	
	割 合	75.0%	33.3%	44.4%	22.2%	0.0%	75.0 ポイント	
文 具 類	特 定 調 達 品 目 数		48	66	72	75	76	28
	調 達 率 別 の 品 目 数	100%	0	0	0	0	2	2
		割 合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.6%	2.6 ポイント
		95%～100%未満	21	55	65	69	70	49
		割 合	43.8%	83.3%	90.3%	92.0%	92.1%	48.4 ポイント
	95%未満	27	11	7	6	4	23	
	割 合	56.3%	16.7%	9.7%	8.0%	5.3%	51.0 ポイント	
機 器 類	特 定 調 達 品 目 数		8	10	10	10	10	2
	調 達 率 別 の 品 目 数	100%	0	0	0	0	0	0
		割 合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0 ポイント
		95%～100%未満	7	10	10	10	10	3
		割 合	87.5%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	12.5 ポイント
	95%未満	1	0	0	0	0	1	
	割 合	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5 ポイント	
O A 機 器	特 定 調 達 品 目 数		9	10	11	12	11	2
	調 達 率 別 の 品 目 数	100%	0	0	0	1	0	0
		割 合	0.0%	0.0%	0.0%	8.3%	0.0%	0.0 ポイント
		95%～100%未満	4	10	10	11	11	7
		割 合	44.4%	100.0%	90.9%	91.7%	100.0%	55.6 ポイント
	95%未満	5	0	1	0	0	5	
	割 合	55.6%	0.0%	9.1%	0.0%	0.0%	55.6 ポイント	
家 電 製 品	特 定 調 達 品 目 数		5	5	5	6	4	1
	調 達 率 別 の 品 目 数	100%	0	0	0	0	0	0
		割 合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0 ポイント
		95%～100%未満	1	5	5	6	4	3
		割 合	20.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	80.0 ポイント
	95%未満	4	0	0	0	0	4	
	割 合	80.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	80.0 ポイント	
エ ア コ ン デ ィ シ ョ ナ ー 等	特 定 調 達 品 目 数		1	1	2	3	3	2
	調 達 率 別 の 品 目 数	100%	0	0	0	0	0	0
		割 合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0 ポイント
		95%～100%未満	0	0	2	3	3	3
		割 合	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0 ポイント
	95%未満	1	1	0	0	0	1	
	割 合	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0 ポイント	
温 水 器 等	特 定 調 達 品 目 数		-	-	-	4	4	-
	調 達 率 別 の 品 目 数	100%	-	-	-	1	1	-
		割 合	-	-	-	25.0%	25.0%	-
		95%～100%未満	-	-	-	2	3	-
		割 合	-	-	-	50.0%	75.0%	-
	95%未満	-	-	-	1	0	-	
	割 合	-	-	-	25.0%	0.0%	-	
照 明	特 定 調 達 品 目 数		2	2	2	2	2	0
	調 達 率 別 の 品 目 数	100%	0	0	0	0	0	0
		割 合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0 ポイント
		95%～100%未満	0	1	1	2	2	2
		割 合	0.0%	50.0%	50.0%	100.0%	100.0%	100.0 ポイント
	95%未満	2	1	1	0	0	2	
	割 合	100.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	100.0 ポイント	

区 分		年 度	平成13 A	14	15	16	17 B	増 減 (B-A)
自動車等	特 定 調 達 品 目 数		1	3	3	3	3	2
	調 達 率 別 の 品 目 数	100%	0	2	2	2	2	2
		割 合	0.0%	66.7%	66.7%	66.7%	66.7%	66.7 ポイント
		95%~100%未満	0	1	1	0	0	0
		割 合	0.0%	33.3%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0 ポイント
	95%未満	1	0	0	1	1	0	
	割 合	100.0%	0.0%	0.0%	33.3%	33.3%	66.7 ポイント	
消火器	特 定 調 達 品 目 数		-	-	-	-	1	-
	調 達 率 別 の 品 目 数	100%	-	-	-	-	0	-
		割 合	-	-	-	-	0.0%	-
		95%~100%未満	-	-	-	-	1	-
		割 合	-	-	-	-	100.0%	-
	95%未満	-	-	-	-	0	-	
	割 合	-	-	-	-	0.0%	-	
制服・ 作業服	特 定 調 達 品 目 数		2	2	2	2	2	0
	調 達 率 別 の 品 目 数	100%	0	0	0	0	0	0
		割 合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0 ポイント
		95%~100%未満	0	0	1	1	1	1
		割 合	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0 ポイント
	95%未満	2	2	1	1	1	1	
	割 合	100.0%	100.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0 ポイント	
インテリア・ 寝装寝具	特 定 調 達 品 目 数		4	7	7	7	9	5
	調 達 率 別 の 品 目 数	100%	0	0	0	0	0	0
		割 合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0 ポイント
		95%~100%未満	1	3	4	6	7	6
		割 合	25.0%	42.9%	57.1%	85.7%	77.8%	52.8 ポイント
	95%未満	3	4	3	1	2	1	
	割 合	75.0%	57.1%	42.9%	14.3%	22.2%	52.8 ポイント	
作業手袋	特 定 調 達 品 目 数		1	1	1	1	1	0
	調 達 率 別 の 品 目 数	100%	0	0	0	0	0	0
		割 合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0 ポイント
		95%~100%未満	0	0	1	0	0	0
		割 合	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0 ポイント
	95%未満	1	1	0	1	1	0	
	割 合	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0 ポイント	
その他 繊維製品	特 定 調 達 品 目 数		-	-	3	3	3	-
	調 達 率 別 の 品 目 数	100%	-	-	1	0	1	-
		割 合	-	-	33.3%	0.0%	33.3%	-
		95%~100%未満	-	-	2	3	1	-
		割 合	-	-	66.7%	100.0%	33.3%	-
	95%未満	-	-	0	0	1	-	
	割 合	-	-	0.0%	0.0%	33.3%	-	
設 備	特 定 調 達 品 目 数		3	3	3	4	4	1
	調 達 率 別 の 品 目 数	100%	3	3	3	4	4	1
		割 合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0 ポイント
		95%~100%未満	0	0	0	0	0	0
		割 合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0 ポイント
	95%未満	0	0	0	0	0	0	
	割 合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0 ポイント	
役 務	特 定 調 達 品 目 数		2	4	4	5	5	3
	調 達 率 別 の 品 目 数	100%	1	3	3	3	3	2
		割 合	50.0%	75.0%	75.0%	60.0%	60.0%	10.0 ポイント
		95%~100%未満	0	0	1	1	1	1
		割 合	0.0%	0.0%	25.0%	20.0%	20.0%	20.0 ポイント
	95%未満	1	1	0	1	1	0	
	割 合	50.0%	25.0%	0.0%	20.0%	20.0%	30.0 ポイント	
合 計	特 定 調 達 品 目 数		90	123	134	146	146	56
	調 達 率 別 の 品 目 数	100%	4	8	9	11	13	9
		割 合	4.4%	6.5%	6.7%	7.5%	8.9%	4.5 ポイント
		95%~100%未満	35	91	108	121	122	87
		割 合	38.9%	74.0%	80.6%	82.9%	83.6%	44.7 ポイント
	95%未満	51	24	17	14	11	40	
	割 合	56.7%	19.5%	12.7%	9.6%	7.5%	49.2 ポイント	

(注) 環境省の資料に基づき、当省が作成した。

図表2 - (9) - 省庁別の特定調達物品等の調達率等の経年推移（紙類）

（単位：品目数、％）

府省庁	調達率	平成13年度		14		15		16	
		品目数	割合	品目数	割合	品目数	割合	品目数	割合
内閣府	100%	0	0.0	6	100.0	8	100.0	7	100.0
	95%～100%未満	3	75.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	95%未満	1	25.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
宮内庁	100%	1	50.0	4	100.0	5	100.0	4	100.0
	95%～100%未満	1	50.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	95%未満	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
警察庁	100%	2	50.0	3	42.8	4	66.7	9	100.0
	95%～100%未満	2	50.0	2	28.6	2	33.3	0	0.0
	95%未満	0	0.0	2	28.6	0	0.0	0	0.0
防衛庁	100%	3	75.0	5	55.6	7	77.8	7	77.8
	95%～100%未満	1	25.0	4	44.4	2	22.2	2	22.2
	95%未満	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
金融庁	100%	2	100.0	5	100.0	4	100.0	3	100.0
	95%～100%未満	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	95%未満	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
総務省	100%	2	50.0	4	44.5	6	75.0	8	100.0
	95%～100%未満	2	50.0	3	33.3	2	25.0	0	0.0
	95%未満	0	0.0	2	22.2	0	0.0	0	0.0
法務省	100%	0	0.0	1	11.1	1	11.1	3	33.3
	95%～100%未満	1	25.0	3	33.3	5	55.6	2	22.2
	95%未満	3	75.0	5	55.6	3	33.3	4	44.5
外務省	100%	3	100.0	6	100.0	4	100.0	6	100.0
	95%～100%未満	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	95%未満	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
財務省	100%	2	50.0	9	100.0	8	88.9	8	88.9
	95%～100%未満	2	50.0	0	0.0	1	11.1	1	11.1
	95%未満	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
文部科学省	100%	1	25.0	2	22.2	2	22.2	7	100.0
	95%～100%未満	0	0.0	5	55.6	5	55.6	0	0.0
	95%未満	3	75.0	2	22.2	2	22.2	0	0.0
厚生労働省	100%	1	25.0	0	0.0	0	0.0	3	33.3
	95%～100%未満	0	0.0	3	33.3	6	66.7	2	22.2
	95%未満	3	75.0	6	66.7	3	33.3	4	44.5
農林水産省	100%	0	0.0	2	22.2	0	0.0	2	22.2
	95%～100%未満	3	75.0	3	33.3	5	55.6	5	55.6
	95%未満	1	25.0	4	44.5	4	44.4	2	22.2
経済産業省	100%	2	66.7	6	85.7	8	100.0	7	100.0
	95%～100%未満	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	95%未満	1	33.3	1	14.3	0	0.0	0	0.0
国土交通省	100%	0	0.0	1	11.1	3	33.3	5	55.6
	95%～100%未満	2	50.0	4	44.4	5	55.6	2	22.2
	95%未満	2	50.0	4	44.4	1	11.1	2	22.2
環境省	100%	2	50.0	6	85.7	5	62.5	8	100.0
	95%～100%未満	1	25.0	1	14.3	2	25.0	0	0.0
	95%未満	1	25.0	0	0.0	1	12.5	0	0.0

（注） 環境省の資料に基づき、当省が作成した。

図表2 - (9) - 省庁別の特定調達物品等の調達率等の経年推移（文具類）

（単位：品目数、％）

府省庁	調達率	平成13年度		14		15		16	
		品目数	割合	品目数	割合	品目数	割合	品目数	割合
内閣府	100%	14	31.1	55	100.0	64	100.0	66	100.0
	95%～100%未満	14	31.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	95%未満	17	37.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0
宮内庁	100%	37	94.9	44	97.8	53	100.0	54	100.0
	95%～100%未満	0	0.0	1	2.2	0	0.0	0	0.0
	95%未満	2	5.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0
警察庁	100%	17	36.2	37	60.7	36	54.5	49	70.0
	95%～100%未満	21	44.7	20	32.8	20	30.3	15	21.4
	95%未満	9	19.1	4	6.5	10	15.2	6	8.6
防衛庁	100%	8	16.7	20	30.8	63	88.7	65	87.8
	95%～100%未満	29	60.4	42	64.6	8	11.3	9	12.2
	95%未満	11	22.9	3	4.6	0	0.0	0	0.0
金融庁	100%	34	100.0	41	100.0	35	100.0	40	100.0
	95%～100%未満	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	95%未満	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
総務省	100%	41	89.1	48	75.0	59	89.4	69	100.0
	95%～100%未満	4	8.7	13	20.3	7	10.6	0	0.0
	95%未満	1	2.2	3	4.7	0	0.0	0	0.0
法務省	100%	3	6.3	4	6.1	24	33.8	47	63.5
	95%～100%未満	18	37.5	46	70.8	44	62.0	25	33.8
	95%未満	27	56.2	15	23.1	3	4.2	2	2.7
外務省	100%	34	100.0	46	100.0	47	100.0	55	100.0
	95%～100%未満	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	95%未満	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
財務省	100%	13	27.1	58	89.2	70	98.6	70	94.6
	95%～100%未満	31	64.6	4	6.2	1	1.4	2	2.7
	95%未満	4	8.3	3	4.6	0	0.0	2	2.7
文部科学省	100%	3	6.2	10	15.4	9	12.7	65	100.0
	95%～100%未満	25	52.1	52	80.0	58	81.7	0	0.0
	95%未満	20	41.7	3	4.6	4	5.6	0	0.0
厚生労働省	100%	2	4.2	2	3.1	11	15.5	17	23.0
	95%～100%未満	15	31.2	52	80.0	52	73.2	47	63.5
	95%未満	31	64.6	11	16.9	8	11.3	10	13.5
農林水産省	100%	3	6.2	5	7.7	14	19.7	25	33.8
	95%～100%未満	13	27.1	35	53.8	42	59.2	42	56.7
	95%未満	32	66.7	25	38.5	15	21.1	7	9.5
経済産業省	100%	40	93.0	58	98.3	63	95.5	60	92.3
	95%～100%未満	2	4.7	1	1.7	1	1.5	3	4.6
	95%未満	1	2.3	0	0.0	2	3.0	2	3.1
国土交通省	100%	1	2.1	9	13.8	36	50.7	48	64.9
	95%～100%未満	25	52.1	49	75.4	31	43.7	23	31.1
	95%未満	22	45.8	7	10.8	4	5.6	3	4.0
環境省	100%	42	89.4	61	100.0	66	100.0	71	98.6
	95%～100%未満	3	6.4	0	0.0	0	0.0	1	1.4
	95%未満	2	4.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0

（注）環境省の資料に基づき、当省が作成した。

図表 2 - (9) - 省庁別の特定調達物品等の調達率等の経年推移（機器類）

（単位：品目数、％）

府省庁	調達率	平成13年度		14		15		16	
		品目数	割合	品目数	割合	品目数	割合	品目数	割合
内閣府	100%	2	25.0	9	100.0	9	100.0	9	100.0
	95%～100%未満	1	12.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	95%未満	5	62.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0
宮内庁	100%	7	100.0	8	100.0	9	100.0	7	100.0
	95%～100%未満	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	95%未満	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
警察庁	100%	3	37.5	10	100.0	9	100.0	7	70.0
	95%～100%未満	3	37.5	0	0.0	0	0.0	3	30.0
	95%未満	2	25.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
防衛庁	100%	8	100.0	10	100.0	10	100.0	9	90.0
	95%～100%未満	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	10.0
	95%未満	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
金融庁	100%	5	100.0	6	100.0	7	100.0	9	100.0
	95%～100%未満	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	95%未満	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
総務省	100%	7	87.5	10	100.0	10	100.0	10	100.0
	95%～100%未満	1	12.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	95%未満	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
法務省	100%	0	0.0	0	0.0	3	30.0	6	60.0
	95%～100%未満	3	37.5	9	90.0	7	70.0	3	30.0
	95%未満	5	62.5	1	10.0	0	0.0	1	10.0
外務省	100%	4	100.0	9	100.0	8	100.0	8	88.9
	95%～100%未満	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	11.1
	95%未満	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
財務省	100%	2	25.0	10	100.0	10	100.0	10	100.0
	95%～100%未満	5	62.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	95%未満	1	12.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0
文部科学省	100%	0	0.0	0	0.0	1	10.0	8	100.0
	95%～100%未満	5	62.5	10	100.0	9	90.0	0	0.0
	95%未満	3	37.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0
厚生労働省	100%	0	0.0	0	0.0	1	10.0	2	20.0
	95%～100%未満	3	37.5	10	100.0	8	80.0	7	70.0
	95%未満	5	62.5	0	0.0	1	10.0	1	10.0
農林水産省	100%	0	0.0	3	30.0	4	40.0	5	50.0
	95%～100%未満	2	25.0	4	40.0	5	50.0	5	50.0
	95%未満	6	75.0	3	30.0	1	10.0	0	0.0
経済産業省	100%	8	100.0	10	100.0	9	90.0	10	100.0
	95%～100%未満	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	95%未満	0	0.0	0	0.0	1	10.0	0	0.0
国土交通省	100%	0	0.0	0	0.0	5	50.0	5	50.0
	95%～100%未満	5	62.5	9	90.0	4	40.0	5	50.0
	95%未満	3	37.5	1	10.0	1	10.0	0	0.0
環境省	100%	3	37.5	10	100.0	10	100.0	10	100.0
	95%～100%未満	4	50.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	95%未満	1	12.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0

（注）環境省の資料に基づき、当省が作成した。

図表2 - (9) - 省庁別の特定調達物品等の調達率等の経年推移（OA機器類）

（単位：品目数、％）

府省庁	調達率	平成13年度		14		15		16	
		品目数	割合	品目数	割合	品目数	割合	品目数	割合
内閣府	100%	1	16.7	6	100.0	7	100.0	9	100.0
	95%～100%未満	2	33.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	95%未満	3	50.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
宮内庁	100%	4	80.0	5	100.0	5	100.0	5	100.0
	95%～100%未満	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	95%未満	1	20.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
警察庁	100%	2	33.3	7	100.0	5	83.3	4	44.5
	95%～100%未満	3	50.0	0	0.0	0	0.0	3	33.3
	95%未満	1	16.7	0	0.0	1	16.7	2	22.2
防衛庁	100%	5	83.3	6	85.7	8	100.0	9	100.0
	95%～100%未満	1	16.7	1	14.3	0	0.0	0	0.0
	95%未満	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
金融庁	100%	5	100.0	7	100.0	7	100.0	7	100.0
	95%～100%未満	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	95%未満	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
総務省	100%	5	83.3	5	71.4	8	100.0	9	100.0
	95%～100%未満	1	16.7	1	14.3	0	0.0	0	0.0
	95%未満	0	0.0	1	14.3	0	0.0	0	0.0
法務省	100%	0	0.0	0	0.0	2	25.0	5	55.6
	95%～100%未満	5	83.3	5	71.4	4	50.0	3	33.3
	95%未満	1	16.7	2	28.6	2	25.0	1	11.1
外務省	100%	5	100.0	6	100.0	7	100.0	7	100.0
	95%～100%未満	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	95%未満	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
財務省	100%	1	16.7	6	85.7	8	100.0	8	88.9
	95%～100%未満	1	16.7	1	14.3	0	0.0	1	11.1
	95%未満	4	66.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0
文部科学省	100%	0	0.0	0	0.0	1	12.5	8	100.0
	95%～100%未満	5	83.3	6	85.7	5	62.5	0	0.0
	95%未満	1	16.7	1	14.3	2	25.0	0	0.0
厚生労働省	100%	0	0.0	0	0.0	1	12.5	2	22.2
	95%～100%未満	5	83.3	6	85.7	5	62.5	7	77.8
	95%未満	1	16.7	1	14.3	2	25.0	0	0.0
農林水産省	100%	0	0.0	0	0.0	1	12.5	5	55.6
	95%～100%未満	2	33.3	4	57.1	7	87.5	2	22.2
	95%未満	4	66.7	3	42.9	0	0.0	2	22.2
経済産業省	100%	0	0.0	7	100.0	8	100.0	9	100.0
	95%～100%未満	4	66.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	95%未満	2	33.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0
国土交通省	100%	0	0.0	0	0.0	2	25.0	4	44.4
	95%～100%未満	6	100.0	5	71.4	5	62.5	5	55.6
	95%未満	0	0.0	2	28.6	1	12.5	0	0.0
環境省	100%	3	50.0	7	100.0	8	100.0	9	100.0
	95%～100%未満	1	16.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	95%未満	2	33.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0

(注) 1 環境省の資料に基づき、当省が作成した。

2 コピー機、複合機、拡張性デジタルコピー機及びプリンタ、プリンタ/ファクシミリ兼用機は、それぞれ合算して1品目としている。

イ 地方公共団体の取組の現況

(ア) 把握する内容及び手法

グリーン購入法では、地方公共団体等は、毎年度、環境物品等の調達方針を作成し、当該方針に基づき環境物品等の調達を行うよう努めることが求められている。そこで、当省において、全国 231 の地方公共団体（27 都道府県及び 204 市区町村）を対象に、環境物品等の調達方針の作成、調達目標の設定及び調達実績の把握の状況等を調査した。

(イ) 把握した結果

）地方公共団体における環境物品等の調達方針の作成状況

当省において、全国 231 の地方公共団体を対象に、環境物品等の調達方針の作成状況を調査した。その結果は、図表 2 - (9) - のとおりであり、調達方針を作成している団体は、調査対象の 45.0%と半数以下にとどまっている。これを都道府県、政令市、区市、町村別にみると、都道府県についてはすべての団体、政令市については 1 市を除きすべての団体が調達方針を作成している。しかし、特別区及び市については 43.9%、町村については 13.3%と、規模の小さい地方公共団体ほど調達方針の作成率が低くなっている。

また、調達方針の作成の有無にかかわらず、グリーン購入（環境物品等の調達をいう。以下同じ。）に取り組んでいる団体の割合をみると、都道府県及び政令市についてはすべての団体、特別区及び市については 80.3%、町村については 66.7%と、規模の小さい地方公共団体ほどグリーン購入に取り組んでいる団体の割合が低くなっている。

図表 2 - (9) - 地方公共団体における環境物品等の調達方針の作成状況

〔単位：自治体数、％〕

区 分	調査対象の自治体数		調達方針を作成している		調達方針を作成していない		他の計画等によりグリーン購入に取り組んでいる		計画等は作成していないが、グリーン購入に取り組んでいる		グリーン購入の取組を行っていない	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
都道府県	27	100.0	27	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
政令市	12	100.0	11	91.7	1	8.3	1	8.3	0	0.0	0	0.0
区 市	132	100.0	58	43.9	74	56.1	35	26.5	13	9.8	26	19.7
町 村	60	100.0	8	13.3	52	86.7	19	31.7	13	21.7	20	33.3
合 計	231	100.0	104	45.0	127	55.0	55	23.8	26	11.3	46	19.9

(注) 当省の調査結果による。

さらに、調査対象地方公共団体のうち、グリーン購入の取組を行っていない46団体を対象に、その理由を調査したところ、図表2-(9)- のとおり、「グリーン購入は割高である」等の価格面の理由が最も多く、次いで、「担当部署が不明確等」の庁内の体制や意識等に関する理由が多くみられた。

図表2-(9)- グリーン購入の取組を行っていない理由

(単位：件、%)

グリーン購入の取組を行っていない理由		区 市		町 村		合 計	
		回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率
価格	グリーン購入物品は、割高である	7	26.9	8	40.0	15	32.6
	価格優先の調達を実施している	1	3.8	2	10.0	3	6.5
庁内の体制・意識等	担当部署が不明確等	9	34.6	1	5.0	10	21.7
	庁内の意識が不十分等	4	15.4	4	20.0	8	17.4
	部局ごとの調達となっている	3	11.5	2	10.0	5	10.9
	要員不足	2	7.7	3	15.0	5	10.9
その他	グリーン購入製品の増加により、調達される物品のほとんどがグリーン購入となっている	3	11.5	6	30.0	9	19.6
	市町村合併後間もないため	6	23.1	0	0.0	6	13.0
	調達方針の策定は、義務ではなく努力規定である	1	3.8	3	15.0	4	8.7
	調達規模が小さく、調達方針の策定の必要性を感じない	1	3.8	1	5.0	2	4.3
	制度を把握していなかった	1	3.8	0	0.0	1	2.2
合 計		26	100.0	20	100.0	46	100.0

(注) 1 当省の調査結果による。

2 回答率は、回答数の合計を100とした場合の割合である。

）地方公共団体における調達目標の設定状況及び調達実績の把握状況

当省が、調査対象地方公共団体のうち、グリーン購入に取り組んでいる185団体を対象に、調達目標の設定及び調達実績の把握の状況を調査した。その結果は、図表2-(9)- のとおりであり、調達方針を作成している104団体においては、86.5%の団体が調達の目標値を設定し、84.6%が調達実績を把握していた。一方、調達方針以外の計画等によりグリーン購入に取り組んでいる55

団体においては、調達目標値を設定している団体は41.8%、調達実績を把握している団体は43.6%となっている。また、何らの計画等を作成していない26団体においては、調達目標値を設定している団体、調達実績を把握している団体ともに3.8%にとどまっている。

これに関連して、当省において、全国231地方公共団体を対象に、グリーン購入法に関する国への要望等を聴取した結果は、図表2-(9)- のとおりである。

図表2-(9)- グリーン購入に取り組んでいる地方公共団体における調達目標の設定及び調達実績の把握の状況

(単位：地方公共団体数、%)

区 分		グリーン購入に取り組んでいる地方公共団体数		目標値を設定している		調達実績を把握している	
				割	合	割	合
調達方針を作成して取り組んでいる	都道府県	27	100.0	27	100.0	26	96.3
	政令市	11	100.0	10	90.9	11	100.0
	区市	58	100.0	49	84.5	48	82.8
	町村	8	100.0	4	50.0	3	37.5
	計	104	100.0	90	86.5	88	84.6
他の計画等によりグリーン購入に取り組んでいる	政令市	1	100.0	1	100.0	0	0.0
	区市	35	100.0	14	40.0	18	51.4
	町村	19	100.0	8	42.1	6	31.6
	計	55	100.0	23	41.8	24	43.6
計画等を作成していないがグリーン購入に取り組んでいる	区市	13	100.0	1	7.7	0	0.0
	町村	13	100.0	0	0.0	1	7.7
	計	26	100.0	1	3.8	1	3.8
合 計		185	100.0	114	61.6	113	61.1

(注) 当省の調査結果による。

図表 2 - (9) - グリーン購入法に関する国への要望等

(単位：件、%)

要 望 等 (調査対象の地方公共団体数)		都道府県 ・政令市 (39)		区 市 (132)		町 村 (60)		計 (231)	
うち回答のあった地方公共団体数		19	100.0	36	100.0	7	100.0	62	100.0
判断 基準	判断基準の記述を分かりやすくしてほしい	5	26.3	4	11.1	1	14.3	10	16.1
	判断基準の改定時期を早めてほしい	6	31.6	3	8.3	0	0.0	9	14.5
	判断基準の内容に関するその他意見等	5	26.3	3	8.3	0	0.0	8	12.9
提 供 システム	特定調達物品情報提供システムの内容の充実	2	10.5	2	5.6	0	0.0	4	6.5
環 境 マ ー ク	判断基準適合物品に統一的なマークを策定して付与してほしい	5	26.3	8	22.2	3	42.9	16	25.8
	各種の環境マークを統一して分かりやすくしてほしい	2	10.5	5	13.9	0	0.0	7	11.3
	判断基準と各種ラベルの基準を統一してほしい	2	10.5	1	2.8	1	14.3	4	6.5
	環境マークに関するその他意見等	1	5.3	4	11.1	0	0.0	5	8.1
P R 等	国民等にグリーン購入をもっとPRしてほしい	1	5.3	6	16.7	1	14.3	8	12.9
	グリーン購入取組の先進事例等の情報提供	0	0.0	3	8.3	1	14.3	4	6.5
	グリーン購入の取組に対する補助等を検討してほしい	0	0.0	1	2.8	1	14.3	2	3.2
	その他の意見等	2	10.5	2	5.6	1	14.3	5	8.1
計		31	-	42	-	9	-	82	-

(注) 当省の調査結果による。

ウ 環境物品等の市場規模の現況

(ア) 把握する内容及び手法

グリーン購入法では、環境物品等への需要の転換の促進が目的の一つとして掲げられている。そこで、グリーン購入法の施行による環境物品等の市場の形成効果を分析するため、特定調達物品等の市場におけるシェアの経年推移を把握した。

(イ) 把握した結果

グリーン購入法の施行の前年度である平成 12 年度から 16 年度までの、主な特

定調達品目の国内出荷量又は国内出荷額に占める特定調達物品等の割合の推移は、
 図表 2 - (9) - 及び図表 2 - (9) - のとおりである。いずれの品目についても、
 特定調達物品等の市場におけるシェアは増加している。

図表 2 - (9) - 特定調達物品等の市場におけるシェアの経年推移（出荷量ベース）

区 分			平成12年度	13	14	15	16	増 減
			A				B	B - A
コピー用紙	総 出 荷 量	t	815,508	762,118	789,527	804,961	798,087	-
	特定調達物品出荷量	t	94,599	179,860	210,139	258,703	267,420	-
	特定調達物品出荷量の割合	%	11.6%	23.6%	26.6%	32.1%	33.5%	21.9ポイント
ボールペン	総 出 荷 量	千本	467,250	456,726	371,404	408,039	359,893	-
	特定調達物品出荷量	千本	60,836	78,861	102,916	112,992	156,086	-
	特定調達物品出荷量の割合	%	13.0%	17.3%	27.7%	27.7%	43.4%	30.4ポイント
紙製ファイル	総 出 荷 量	千冊	267,437	253,208	241,905	235,705	244,126	-
	特定調達物品出荷量	千冊	217,467	209,692	219,536	231,415	240,528	-
	特定調達物品出荷量の割合	%	81.3%	82.8%	90.8%	98.2%	98.5%	17.2ポイント
プラスチック製 ファイル	総 出 荷 量	千冊	73,943	68,126	63,369	69,185	76,949	-
	特定調達物品出荷量	千冊	21,539	25,688	30,496	38,723	49,633	-
	特定調達物品出荷量の割合	%	29.1%	37.7%	48.1%	56.0%	64.5%	35.4ポイント
紙製バインダー	総 出 荷 量	千冊	4,516	4,216	3,854	4,434	4,062	-
	特定調達物品出荷量	千冊	3,339	3,117	3,174	4,230	3,857	-
	特定調達物品出荷量の割合	%	73.9%	73.9%	82.4%	95.4%	95.0%	21.1ポイント
プラスチック製 バインダー	総 出 荷 量	千冊	6,675	6,305	6,662	7,341	7,618	-
	特定調達物品出荷量	千冊	3,851	4,135	4,945	5,755	5,807	-
	特定調達物品出荷量の割合	%	57.7%	65.6%	74.2%	78.4%	76.2%	18.5ポイント
蛍光灯器具 (施設用Hfイン バー方式)	総 出 荷 量	千台	21,694	20,431	18,945	19,776	20,668	-
	特定調達物品出荷量	千台	4,860	5,373	5,551	7,555	11,211	-
	特定調達物品出荷量の割合	%	22.4%	26.3%	29.3%	38.2%	54.2%	31.8ポイント
蛍光灯ランプ (直管型40形)	総 出 荷 量	千本	95,395	87,029	84,162	81,588	81,181	-
	特定調達物品出荷量	千本	39,720	40,933	44,177	47,810	50,849	-
	特定調達物品出荷量の割合	%	41.6%	47.0%	52.5%	58.6%	62.6%	21.0ポイント

(注) 環境省の資料に基づき、当省が作成した。

図表 2 - (9) - 特定調達物品等の市場におけるシェアの経年推移（販売額ベース）

区 分		平成12年度 A	13	14	15	16 B	増 減 B - A
ファイル	総 販 売 額 百万円	128,574	120,717	112,533	101,387	105,770	-
	特定調達物品販売額 百万円	90,017	88,426	92,169	89,830	95,586	-
	特定調達物品販売額の割合 %	70.0%	73.3%	81.9%	88.6%	90.4%	20.4 [°] ポイント
蛍光ランプ (直管型40形)	総 出 荷 額 百万円	39,112	36,117	34,506	32,635	32,472	-
	特定調達物品出荷額 百万円	17,874	18,420	19,880	21,515	22,882	-
	特定調達物品出荷額の割合 %	45.7%	51.0%	57.6%	65.9%	70.5%	24.8 [°] ポイント

(注) 環境省の資料に基づき、当省が作成した。

3 循環型社会の形成に関する費用分析

【要 旨】

本評価において対象とした政策は、循環基本法を始めとする循環型社会の形成に関する各法律及び循環基本計画に基づき、総合的かつ計画的に推進することとされている循環型社会形成推進政策であり、関係行政機関による関連施策は、極めて多岐にわたっている。そこで、関係行政機関による施策の中で最も国民に身近で関心の高い施策であること、また、循環型社会の形成に向けて3R対策に取り組んでいく上で、ごみ処理事業の効率化を推進することが重要な課題となっていることから、市町村のごみ処理事業を対象に費用分析を行った。

当省において、全国の市区町村のうち202市町村を対象に、平成14年度から16年度までのごみ処理事業の経費及びその内訳を調査し、把握できた市町村のごみ処理量1t当たりのごみ処理費用（以下「1t当たりごみ処理費用」という。）及び資源化量1t当たり資源化費用（以下「1t当たり資源化費用」という。）を分析した結果は、次のとおりである。

ア 1t当たりごみ処理費用

（1t当たりごみ処理費用の分布）

全体の6割強の市町村の1t当たりごみ処理費用は、2万円以上4万円未満の範囲にある。

（1t当たりごみ処理費用の経年推移）

1t当たりごみ処理費用は、全体としてはほぼ横ばいで推移している。

（市町村の人口規模別の1t当たりごみ処理費用）

市町村の人口規模別では、10万人以上30万人未満の市町村の1t当たりごみ処理費用が最も低く、それより人口規模が小さくなるに従い、また逆に大きくなるに従い、費用が高くなっている。

（一部事務組合の設立によるごみ処理事業の効率化）

一部事務組合を設立してごみ処理事業を実施している市町村の方が、設立していない市町村よりも1t当たりごみ処理費用が低い。特に3万人以上5万人未満の規模の市町村においては、一部事務組合の設立の有無により、1t当たりごみ処理費用に約2.2倍の格差がみられた。

イ 1t当たり資源化費用

市町村の人口規模別では、5万人以上10万人未満の市町村の1t当たり資源化

費用が最も高くなっている。平均費用が最も高い5万人以上10万人未満の市町村と、最も低い30万人以上50万人未満の市町村との間に約4.0倍の大きな格差がみられた。

本評価において対象とした政策は、循環基本法を始めとする循環型社会の形成に関する各法律及び循環基本計画に基づき、総合的かつ計画的に推進することとされている循環型社会形成推進政策であり、関係行政機関による関連施策は極めて多岐にわたっている。

循環基本法では、政府は、循環型社会の形成に関する施策を実施するため必要な財政上の措置等を講ずることとされている。環境省の「循環型社会白書(平成18年版)」によると、国の各府省の予算のうち循環型社会の形成を推進するための経費は、平成18年度予算額で約2,732億円である。

また、環境省の一般廃棄物処理事業実態調査の結果によると、全国の市区町村及び一部事務組合が一般廃棄物の処理に要した経費(ごみ処理事業経費及びし尿処理事業経費の合計)は、平成17年度決算額で2兆2,243億円に上っている。ごみ処理事業経費は同じく1兆9,107億円であり、また、後述のとおり、ごみ処理事業経費のうち建設・改良費は減少傾向にあるものの、処理及び維持管理費は増加又は横ばいの状況にある。

こうした状況を踏まえ、また、市町村のごみ処理事業は関係行政機関による施策の中で最も国民に身近で関心の高い施策の一つであること、循環型社会の形成に向けて3R対策に取り組んでいく上で、ごみ処理事業の効率化を推進することが重要な課題となっていることから、本評価においては、市町村のごみ処理事業を対象に費用分析を行うこととした。

ア 把握する内容及び手法

(ア) 市町村のごみ処理事業の経費の把握

環境省の一般廃棄物処理事業実態調査の結果に基づき、平成14年度から16年度までの全国の市区町村のうち202市町村におけるごみ処理事業経費及びその内訳を調査した(図表3-(1)-)。

ごみ処理事業経費の内訳は、一般廃棄物処理事業実態調査における費目の区分に従い、「建設・改良費」、「処理及び維持管理費」、「その他」に区分して把握した。このうち、建設・改良費については、工事費(中間処理施設、最終処分場、その他の施設の整備に係る経費)、調査費、組合分担金に、また、処理及び維持管理費については、人件費、処理費(収集運搬費、中間処理費、最終処分費)、車両等購入費、委託費、組合分担金及びその他経費に、それぞれ細分して把握した(注)。

加えて、ごみ処理事業経費の費用構造を正確に把握するため、当省において、全国の202市町村を対象に、処理及び維持管理費のうち処理費、委託費、組合分担金等の経費の内訳の詳細を調査した。

調査対象の202市町村のうち、平成14年度のごみ処理事業経費を把握できた市町村は132市町村であり、15年度は134市町村、16年度は136市町村であった。

また、平成 14 年度から 16 年度までの 3 か年度を通じて経費を把握できた市町村は 100 市町村であった。

(注) 市町村が一般廃棄物処理計画に従って、当該市町村の区域内における一般廃棄物の収集、運搬及び処分を行うに当たっては、当該市町村の直営により行う場合のほか、当該市町村が他市町村、当該市町村が所属していない事務組合又は民間業者に委託して行う場合、当該市町村が他市町村とともに一部事務組合を設立し、一部事務組合の直営により行う場合、当該市町村が他市町村とともに一部事務組合を設立し、一部事務組合が民間業者等に委託して行う場合がある。

図表 3 - (1) - 市町村のごみ処理事業経費の費目

実施主体		市町村のごみ処理事業経費	
市町村	建設・改良費	一般廃棄物処理施設の整備に係る経費(修繕費は含まない。災害復旧費、工事雑費及び事務費を含む)	
	(1) 工事費	-	
	ア 中間処理施設	中間処理施設の整備に係る経費	
	イ 最終処分場	最終処分場の整備に係る経費	
	ウ その他	中継施設、清掃事務所の整備に係る経費	
	(2) 調査費	建設・改良工事又はアセスメントに係る調査費	
一部事務組合	(3) 組合分担金(建設・改良費)	一部事務組合への負担金のうち、建設・改良費に係るもの	
	処理及び維持管理費	-	
市町村	(1) 人件費	給与費、手当、賃金、福利費、報酬、退職給与金、研修費、報償賞等職員に係る経費	
	(2) 処理費	-	
	ア 収集運搬費	人件費以外の収集運搬に係る経費(収集運搬車の燃料費、修繕費、海上輸送費等)	
	イ 中間処理費	人件費以外の中間処理に係る経費(処理施設の燃料費、修繕費、光熱水費、薬剤費等の維持管理費用等)	
	(ア) 資源化施設に係る経費	粗大ごみ処理施設、資源化等を行う施設、高速堆肥化施設及びごみ燃料化施設に係る経費 資源化等を行う施設とは、粗大ごみ処理施設、高速堆肥化施設及びごみ燃料化施設以外の施設であって、資源化を目的とした選別、圧縮、梱包又は堆肥化・飼料化を行う施設	
	(イ) 資源化施設以外の施設に係る経費	焼却施設及びその他の施設に係る経費 その他の施設とは、資源化を目的とせず埋立処分のための破碎、減容化等を行う施設	
	ウ 最終処分費	人件費以外の最終処分に係る経費(埋立地の維持管理費等)	
	(3) 車両等購入費	収集運搬、最終処分等に係る収集運搬車両等の購入経費	
	(4) 委託費	他市町村、自市町村が所属していない事務組合又は民間業者と委託契約を締結し、これに基づいて支出した経費	
	委託	ア 収集運搬費(委託)	収集運搬に係る経費
	イ 中間処理費(委託)	中間処理に係る経費(施設運転の委託費を含む)	
	(ア) 資源化施設に係る経費(委託)	-(2)-イ-(ア)に同じ	
	(イ) 資源化施設以外に係る経費(委託)	-(2)-イ-(イ)に同じ	
	ウ 最終処分費(委託)	最終処分に係る経費(施設運転の委託費を含む)	
	エ その他(委託)	収集運搬、中間処理及び最終処分に係る経費以外の経費(調査委託費等)	

実施主体		市町村のごみ処理事業経費	
一部事務組合	直営	(5) 組合分担金(処理及び維持管理費)	一部事務組合への負担金のうち、処理及び維持管理費に係るもの
		ア 人件費	- (1) に同じ
		イ 処理費	-
		(ア) 収集運搬費	- (2) - アに同じ
		(イ) 中間処理費	- (2) - イに同じ
) 資源化施設に係る経費	- (2) - イ - (ア) に同じ
) 資源化施設以外の施設に係る経費	- (2) - イ - (イ) に同じ
		(イ) 最終処分費	- (2) - ウに同じ
		ウ 車両等購入費	- (3) に同じ
		一部事務組合	委託
(ア) 収集運搬費(委託)	- (4) - アに同じ		
(イ) 中間処理費(委託)	- (4) - イに同じ		
) 資源化施設に係る経費(委託)	- (2) - イ - (ア) に同じ		
) 資源化施設以外に係る経費(委託)	- (2) - イ - (イ) に同じ		
(イ) 最終処分費(委託)	- (4) - ウに同じ		
(エ) その他(委託)	収集運搬、中間処理及び最終処分に係る経費以外の経費(調査委託費等)		
オ その他	-		
(ア) 廃棄物に関する調査研究費	廃棄物に関する調査研究費(建設・改良工事又はアセスメントに係るものを除く)		
(イ) その他	その他の経費		
市町村		(6) その他	-
		ア 廃棄物に関する調査研究費	廃棄物に関する調査研究費(建設・改良工事又はアセスメントに係るものを除く)
		イ その他	その他の経費
		その他	建設・改良費並びに処理及び維持管理費に属さない経費
市町村		(1) 第三セクターへの拠出金	-
		(2) 集団回収に対する補助金	市民団体等による集団回収に対する補助金
一部事務組合		(3) 組合分担金(その他)	一部事務組合への負担金(建設・改良費並びに処理及び維持管理費に係るものを除く)
市町村		(4) その他	-

- (注) 1 費目は、環境省の一般廃棄物処理事業実態調査における費目の区分による。
2 網掛けした費目は、当省において追加的に調査した費目である。

(イ) 費用分析

) ごみ処理量 1 t 当たりごみ処理費用

市町村のごみ処理事業の費用分析を行うため、1 t 当たりごみ処理費用を把握した。

ごみ処理量とは、市町村により収集されたごみの量と排出者(家庭及び事業所)により処理施設に直接搬入されたごみの量の合計である。これらのごみは、最終処分、焼却、焼却以外の中間処理、直接資源化のいずれかの方法により処理されている(注)。

ごみ処理費用とは、ごみ処理事業経費から、建設・改良費、車両等購入費、廃棄物に関する調査研究費、第三セクターへの拠出金、集団回収に対する補助金等を除外した経費である(図表 3 - (1) -)。これらの費目は、支出年度のご

み処理量の多寡に直接関係しないことから、本分析の対象から除外した。

なお、平成6年度から16年度までの、全国の市区町村のごみ処理事業経費の推移は、図表3-(1)- のとおりである。ごみ処理事業経費に占める建設・改良費の割合は、平成16年度では15.6%であり、建設・改良費は金額、ごみ処理事業経費に占める割合ともに減少傾向にある。こうした傾向については、平成12年1月に施行されたダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)に対応するための中間処理施設の整備が完了したことが要因の一つになっているものと考えられる。

(注)ごみ処理量 = 計画収集量 + 直接搬入量

= 直接最終処分量 + 直接焼却量 + 焼却以外の中間処理量 + 直接資源化量

計画収集量：一般廃棄物のうち、市町村が収集するごみの量

直接搬入量：一般廃棄物のうち、排出者(家庭及び事業所)により処理施設に直接搬入されるごみの量

直接最終処分量：計画収集又は直接搬入された後、直接、最終処分場において埋め立てられる量

直接焼却量：計画収集又は直接搬入された後、直接、焼却施設において処理される量

焼却以外の中間処理量：計画収集又は直接搬入された後、粗大ごみ処理施設、資源化等を行う施設、高速堆肥化施設、ごみ燃料化施設及びその他の施設において処理される量

直接資源化量：計画収集された後、資源化等を行う施設を経ずに直接、再生業者等に搬入される量

図表3-(1)- 全国の市区町村のごみ処理事業経費の推移

(単位：百万円)

区分	平成6		10		14		15		16	
	金額	割合(%)								
ごみ処理事業経費	2,166,464	100.0	2,249,039	100.0	2,395,621	100.0	1,960,037	100.0	1,934,330	100.0
建設・改良費	845,610	39.0	733,412	32.6	765,754	32.0	342,052	17.5	301,774	15.6
処理及び維持管理費	1,320,854	61.0	1,480,394	65.8	1,541,531	64.3	1,536,216	78.4	1,544,591	79.9
その他	-	-	35,233	1.6	88,336	3.7	81,769	4.2	87,964	4.5

(注) 1 環境省の資料に基づき、当省が作成した。

2 四捨五入のため、数値が一致しない場合がある。

) 資源化量1t当たり資源化費用

市町村のごみ処理事業の一環として実施される、再生利用(リサイクル)を目的とする中間処理の費用分析を行うため、1t当たり資源化費用を把握した。

資源化量とは、資源化施設（粗大ごみ処理施設、資源化等を行う施設、高速堆肥化施設及びごみ燃料化施設）において処理された量のうち、焼却され又は埋め立てられる処理残渣の量を除いた量である。

資源化費用とは、資源化施設に係る中間処理費である(図表3 - (1) -)。なお、処理費の内数である中間処理費には人件費が含まれず、委託費の内数である中間処理費には人件費が含まれることに留意する必要がある。

図表 3 - (1) - 市町村のごみ処理事業経費及びごみ処理費用

建設・改良費		処理及び維持管理費																
合計	工事費	人件費			処理費			委託費			その他							
		中間処理施設	最終処分場	その他	人件費	中間処理費	最終処分場	収集運搬費	中間処理費	委託費	最終処分場	その他	組合分担金	その他				
(1)	ア	イ	ウ	エ	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	ア	イ	エ	(1)	(2)	(3)	(4)	
		ア	イ	ウ	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	ア	イ	ウ	エ	(1)	(2)	(3)	(4)

処理費		委託費		その他	
人件費	中間処理費	収集運搬費	中間処理費	最終処分場	その他
ア	イ	ウ	エ	オ	カ

(注) 1 環境省の資料に基づき、当省が作成した。
 2 網掛けした費目は、ごみ処理事業経費のうちのごみ処理費用である。

図表 3 - (1) - 市町村のごみ処理事業経費及び資源化費用

建設・改良費		処理及び維持管理費																
合計	工事費	人件費			処理費			委託費			その他							
		中間処理施設	最終処分場	その他	人件費	中間処理費	最終処分場	収集運搬費	中間処理費	委託費	最終処分場	その他	組合分担金	その他				
(1)	ア	イ	ウ	エ	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	ア	イ	エ	(1)	(2)	(3)	(4)	
		ア	イ	ウ	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	ア	イ	ウ	エ	(1)	(2)	(3)	(4)

処理費		委託費		その他	
人件費	中間処理費	収集運搬費	中間処理費	最終処分場	その他
ア	イ	ウ	エ	オ	カ

(注) 1 環境省の資料に基づき、当省が作成した。
 2 網掛けした費目は、ごみ処理事業経費のうちのごみ処理費用である。

イ 把握した結果

(ア) 1 t 当たりごみ処理費用

1) 1 t 当たりごみ処理費用の分布

1 t 当たりごみ処理費用が把握できた市町村（平成 16 年度：136 市町村、15 年度：134 市町村、14 年度：132 市町村）の 1 t 当たりごみ処理費用の概況は、以下のとおりである（図表 3 - (1) - ）。

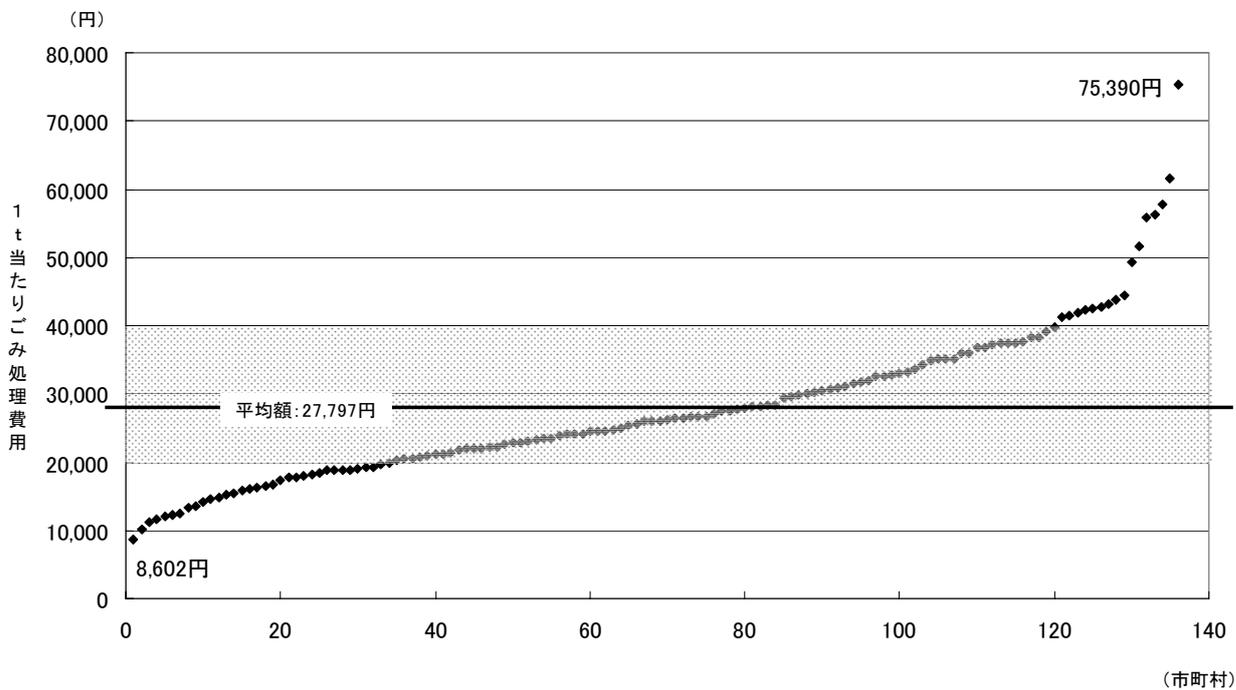
平成 16 年度については、136 市町村の 1 t 当たりごみ処理費用の平均金額は 27,797 円であり、2 万円以上 4 万円未満の範囲に 63.2%の市町村（86 市町村）が含まれる。最高金額は 75,390 円、最低金額は 8,602 円であり、約 8.8 倍の格差がみられた。なお、1 t 当たりごみ処理費用が特に高い市町村及び特に低い市町村に対し、その理由を調査したところ、高い市町村については、他市町村のごみを受け入れて処理していることが要因と考えられる事例、また、低い市町村については、中間処理を行わず直接埋立てにより処理を行っていることが要因と考えられる事例がみられた。

平成 15 年度については、134 市町村の平均金額は 27,642 円であり、2 万円以上 4 万円未満の範囲に 64.2%の市町村（86 市町村）が含まれる。最高金額は 75,622 円、最低金額は 7,637 円であり、約 9.9 倍の格差がみられた。

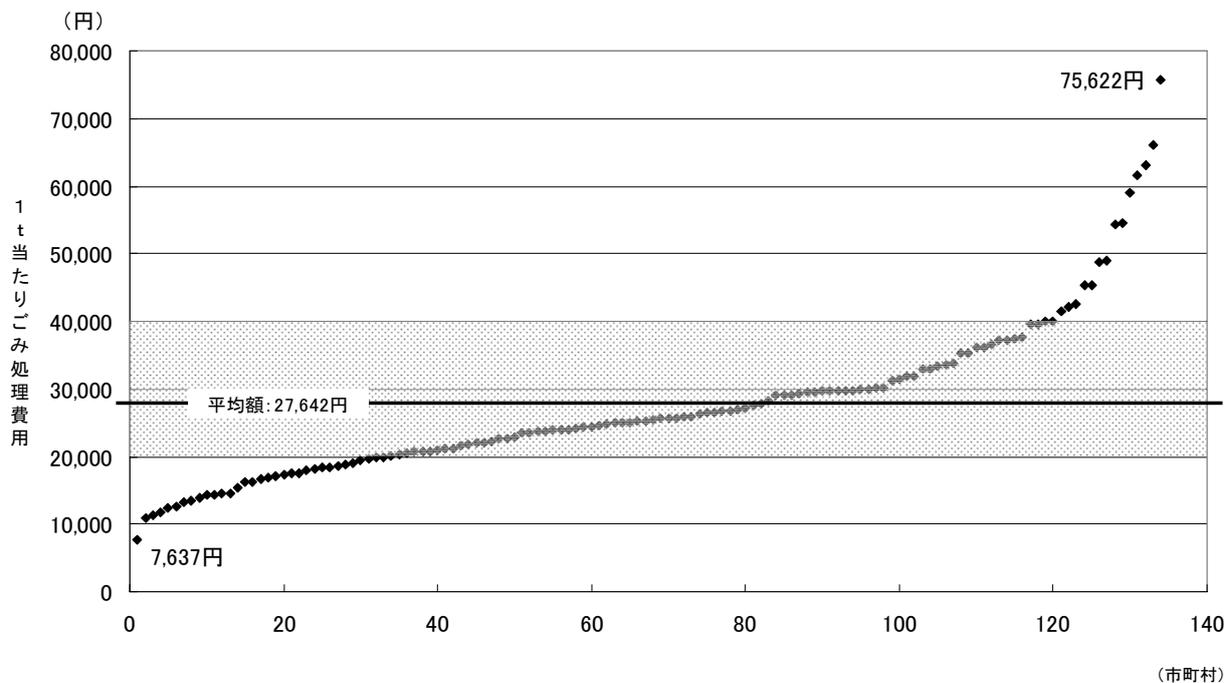
平成 14 年度については、132 市町村の平均金額は 27,460 円であり、2 万円以上 4 万円未満の範囲に 61.4%の市町村（81 市町村）が含まれる。最高金額は 69,699 円、最低金額は 8,597 円であり、約 8.1 倍の格差がみられた。

図表 3 - (1) - 市町村の 1 t 当たりごみ処理費用の分布

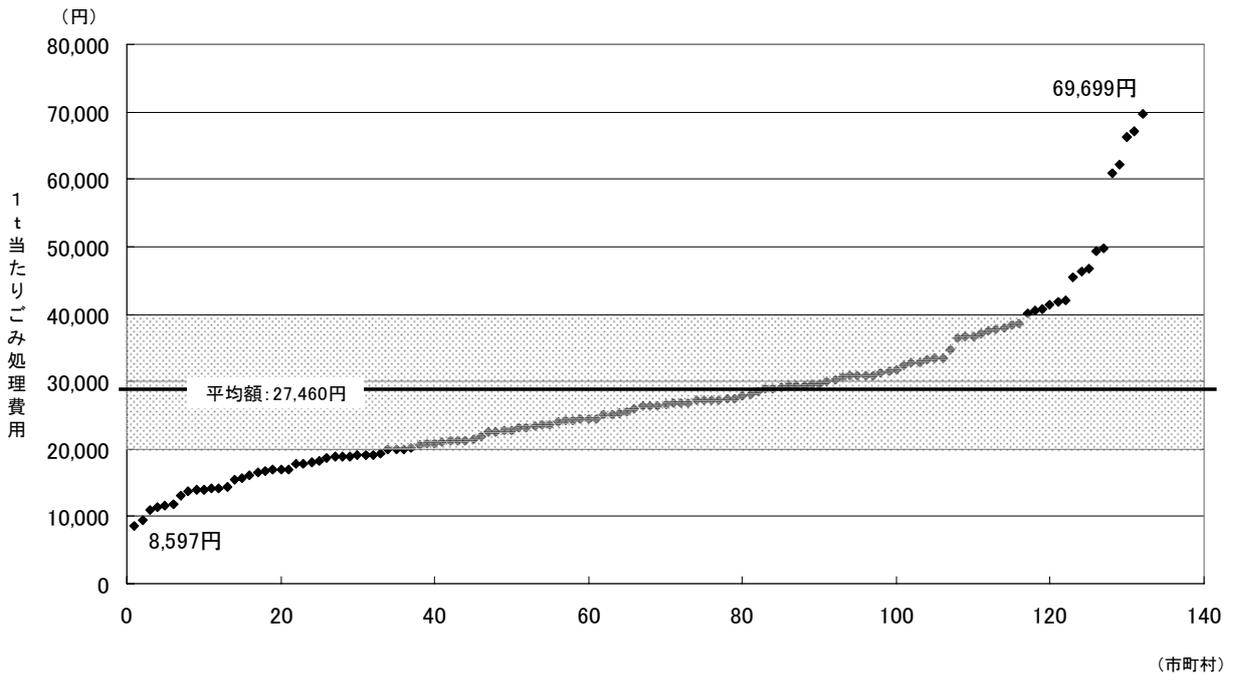
(平成 16 年度 : 136 市町村)



(平成 15 年度 : 134 市町村)



(平成 14 年度 : 132 市町村)



(注) 環境省の資料及び当省の調査結果に基づき、当省が作成した。

) 1 t 当たりごみ処理費用の経年推移

1 t 当たりごみ処理費用が把握できた市町村の平均費用は、図表 3 - (1) - のとおりであり、平成 14 年度から 16 年度までは、ほぼ横ばいで推移している。また、平成 14 年度から 16 年度までの 3 か年度を通じて費用を把握できた 100 市町村 (以下「特定 100 市町村」という。) についてみても、ほぼ横ばいとなっている。

しかしながら、特定 100 市町村について、個々の市町村の経年推移をみると、図表 3 - (1) - のとおり、平成 16 年度の 1 t 当たりごみ処理費用が 14 年度の費用より増加した市町村は 48 市町村、減少した市町村は 52 市町村であり、ほぼ二分されている。また、3 か年度の間、20% 以上増加した市町村は 9 市町村、20% 以上減少した市町村は 4 市町村であり、1 t 当たりごみ処理費用の増減率は、市町村により大きな差がみられた。なお、特に増減率が高い市町村に対し、その理由を調査したところ、増加した市町村については、新規施設の運用開始に伴う中間処理費の増加、分別収集の区分の細分化に伴う収集運搬費の増加が要因と考えられる事例が、また、減少した市町村については、民間業者への委託による人件費等の減少、競争入札の採用による委託費等の減少が要因と考えられる事例がそれぞれみられた。

図表 3 - (1) - 市町村の 1 t 当たりごみ処理費用の経年推移

区 分	平成14年度 a (132市町村)	15 (134市町村)	16 b (136市町村)	増減率 (b-a)/a (%)
ごみ処理費用 合計 (千円)	386,059,585	381,965,862	379,396,019	4.6
(平均)	(2,924,694)	(2,850,492)	(2,789,677)	
特定100市町村 合計 (千円)	336,192,612	322,128,411	320,099,660	4.8
(平均)	(3,361,926)	(3,221,284)	(3,200,997)	
ごみ処理量 合計 (t)	14,637,490	14,866,357	14,075,015	6.7
(平均)	(110,890)	(110,943)	(103,493)	
特定100市町村 合計 (t)	12,533,883	12,397,398	11,918,080	4.9
(平均)	(125,339)	(123,974)	(119,181)	
1 t 当たりごみ処理費用 平均 (円)	27,460	27,642	27,797	1.2
特定100市町村 平均 (円)	28,312	28,384	28,802	1.7

(注) 1 環境省の資料及び当省の調査結果に基づき、当省が作成した。

2 四捨五入のため、数値が一致しない場合がある。

図表 3 - (1) - 特定 100 市町村における 1 t 当たりごみ処理費用の平成 14 年度に対する 16 年度の増減率

増減率		市町村数
増 加	20%以上	9
	10%以上 ~ 20%未満	13
	5%以上 ~ 10%未満	13
	0.1%以上 ~ 5%未満	13
	小 計	48
減 少	0.1%以上 ~ 5%未満	24
	5%以上 ~ 10%未満	11
	10%以上 ~ 20%未満	13
	20%以上	4
	小 計	52
合 計		100

(注) 環境省の資料及び当省の調査結果に基づき、当省が作成した。

平成 14 年度から 16 年度までの、1 t 当たりごみ処理費用の内訳の推移は、図表 3 - (1) - のとおりであり、収集運搬費及び中間処理費は増加しつつある一方で、最終処分費は減少しつつある。

なお、図表 3 - (1) - に掲げる人件費は、図表 3 - (1) - における (1)及び (5)アの人件費であり、委託費(図表 3 - (1) - における (4)及び (5)エ)の内数である人件費を含まないことに留意する必要がある。この点に関連して、図表 3 - (1) - に掲げる人件費が減少しつつあることについては、市町村又は

一部事務組合が、他への委託によりごみ処理事業を行う比率が上昇しつつあることを反映している可能性がある（図表 3 - (1) - ）。

図表 3 - (1) - 特定 100 市町村の 1 t 当たりごみ処理費用の内訳の推移

区 分	平成14年度		15		16		増 減 (16-14)		増減率 (%)
	(円)	割合 (%)	(円)	割合 (%)	(円)	割合 (%)	(円)	割合 (%)	
1 t 当たりごみ処理費用	28,312	100.0	28,384	100.0	28,802	100.0	490	0.0	1.7
人件費	14,396	50.8	14,124	49.8	14,070	48.9	326	2.0	2.3
収集運搬費	5,100	18.0	10,910	38.4	5,639	19.6	539	1.6	10.6
中間処理費	6,864	24.2	7,422	26.1	7,668	26.6	804	2.4	11.7
資源化施設	1,601	5.7	1,778	6.3	1,837	6.4	236	0.7	14.7
資源化施設以外	5,263	18.6	5,644	19.9	5,831	20.2	568	1.7	10.8
最終処分費	1,953	6.9	1,408	5.0	1,425	4.9	528	1.9	27.0

(注) 1 環境省の資料及び当省の調査結果に基づき、当省が作成した。

2 数値は、特定 100 市町村の平均である。

市町村の人口規模別の 1 t 当たりごみ処理費用

平成 14 年度から 16 年度までの、特定 100 市町村の人口規模別の 1 t 当たりごみ処理費用の平均は、図表 3 - (1) - 及び図表 3 - (1) - のとおりである。10 万人以上 30 万人未満の市町村の平均費用が最も低く、それより人口規模が小さくなるに従い、また逆に人口規模が大きくなるに従い、平均費用が高くなる傾向がみられた。

平成 14 年度から 16 年度までの 3 か年度の平均では、平均費用が最も高い 3 万人未満の市町村（3 万 2,517 円）と、最も低い 10 万人以上 30 万人未満の市町村（2 万 5,159 円）との間に約 1.3 倍の格差がみられた。

図表 3 - (1) - 特定 100 市町村の 1 t 当たりごみ処理費用（人口規模別）

（単位：円）

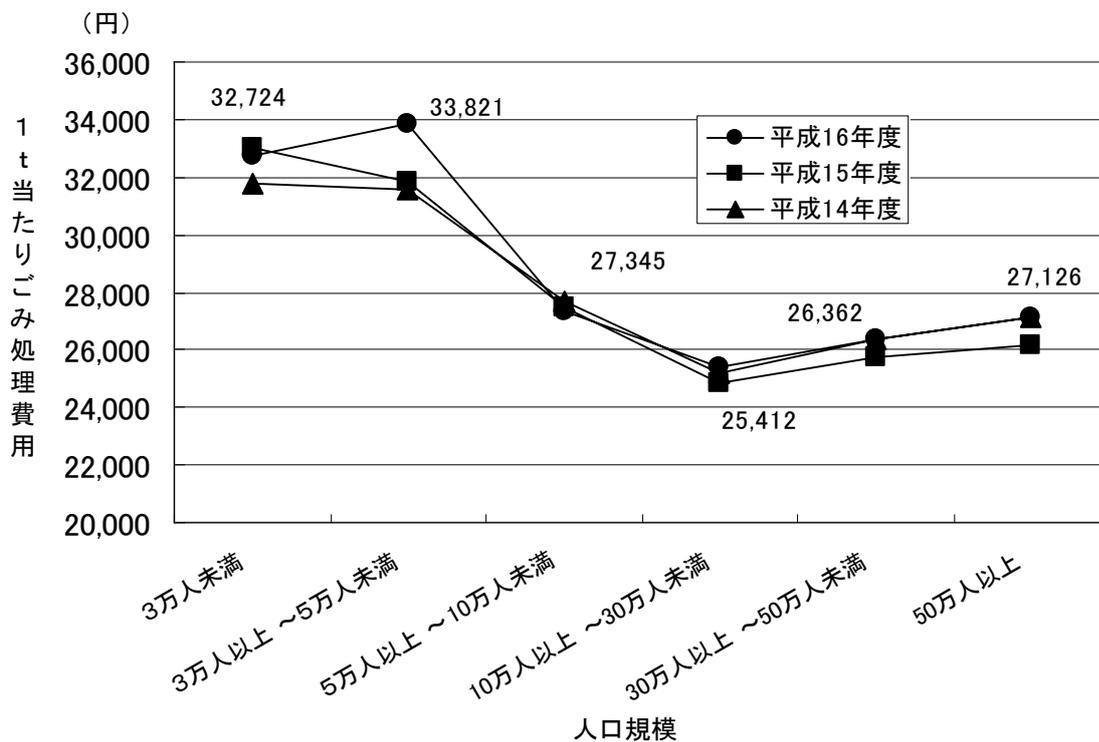
区分	全体		3 万人未満		3 万人以上 ~ 5 万人未満		5 万人以上 ~ 10 万人未満		10 万人以上 ~ 30 万人未満		30 万人以上 ~ 50 万人未満		50 万人以上	
	市町村数		市町村数		市町村数		市町村数		市町村数		市町村数		市町村数	
平成16年度	100	28,802	24	32,724	12	33,821	19	27,345	25	25,412	11	26,362	9	27,126
平成15年度	100	28,384	24	33,054	12	31,844	19	27,492	25	24,861	11	25,773	9	26,172
平成14年度	100	28,312	24	31,772	12	31,585	19	27,658	25	25,204	11	26,352	9	27,136
3 か年度平均	-	28,499	-	32,517	-	32,417	-	27,498	-	25,159	-	26,162	-	26,811

（注）1 環境省の資料及び当省の調査結果に基づき、当省が作成した。

2 人口規模は、人口 3 万人未満、人口 3 万人以上 5 万人未満、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 8 条に定める市の要件である人口 5 万人以上で、10 万人未満、人口 10 万人以上 30 万人未満、地方自治法第 252 条の 23 に定める中核市の要件である人口 30 万人以上で、50 万人未満、地方自治法第 252 条の 19 に定める政令指定都市の要件である人口 50 万人以上の 6 つに区分している。

3 数値は、特定 100 市町村の平均である。

図表 3 - (1) - 特定 100 市町村の 1 t 当たりごみ処理費用（人口規模別）



（注）1 環境省の資料及び当省の調査結果に基づき、当省が作成した。

2 図表中に記載した数値は、平成 16 年度の数値である。

）一部事務組合の設立によるごみ処理事業の効率化

市町村のごみ処理事業の実施体制としては、当該市町村が直営しているもののほか、当該市町村が他市町村、当該市町村が所属していない事務組合又は民間業者へ委託して行っているもの、一部事務組合が直営しているもの、一部事務組合が民間業者等へ委託して行っているものがある。

特定 100 市町村について、平成 14 年度から 16 年度までの、ごみ処理事業の実施体制別のごみ処理費用の推移をみると、図表 3 - (1) - のとおりである。市町村が直営しているものに係るごみ処理費用は減少しつつあり、一部事務組合が直営しているもの又は一部事務組合が委託して行っているものに係るごみ処理費用は増加しつつある。

図表 3 - (1) - 特定 100 市町村のごみ処理費用（ごみ処理事業の実施体制別）

（単位：千円）

区 分	平成14年度		15		16		増 減 (16-14)		増減率 (%)
		割合 (%)		割合 (%)		割合 (%)	16-14 (千円)		
ごみ処理費用 合計	336,192,612	100.0	322,128,411	100.0	320,099,660	100.0	16,092,952	0.0	4.8
市 町 村	326,346,785	97.1	310,848,271	92.5	308,602,989	91.8	17,743,796	5.3	5.4
直 営	245,926,150	73.2	230,008,139	71.4	225,813,071	70.5	20,113,079	2.6	8.2
委 託	80,420,635	23.9	80,840,132	25.1	82,789,918	25.9	2,369,283	1.9	2.9
一部事務組合	9,845,827	2.9	11,280,140	3.4	11,496,671	3.4	1,650,844	0.5	16.8
直 営	6,158,665	1.8	6,989,756	2.2	6,800,894	2.1	642,229	0.3	10.4
委 託	3,687,162	1.1	4,290,384	1.3	4,695,777	1.5	1,008,615	0.4	27.4

（注）1 環境省の資料及び当省の調査結果に基づき、当省が作成した。

2 数値は、特定 100 市町村のごみ処理費用の合計である。

一部事務組合の設立によるごみ処理事業の効率化の可能性を分析するため、特定 100 市町村を、一部事務組合を設立している市町村（46 市町村）と、設立していない市町村（54 市町村）に分けて、平成 16 年度における 1 t 当たりごみ処理費用を把握した。

その結果は図表 3 - (1) - 及び図表 3 - (1) - のとおりである。一部事務組合を設立している市町村の 1 t 当たりごみ処理費用の平均は 26,515 円、設立していない市町村の平均は 30,750 円であり、約 1.2 倍の格差がみられた。

また、特定 100 市町村を人口規模別にみると、いずれの人口規模の区分においても、一部事務組合を設立している市町村の 1 t 当たりごみ処理費用は、設立していない市町村の費用よりも低くなっている。特に 3 万人以上 5 万人未満の市町村においては、約 2.2 倍の大きな格差がみられた。

図表 3 - (1) - 特定 100 市町村の 1 t 当たりごみ処理費用（一部事務組合の設立の有無の別）(平成 16 年度)

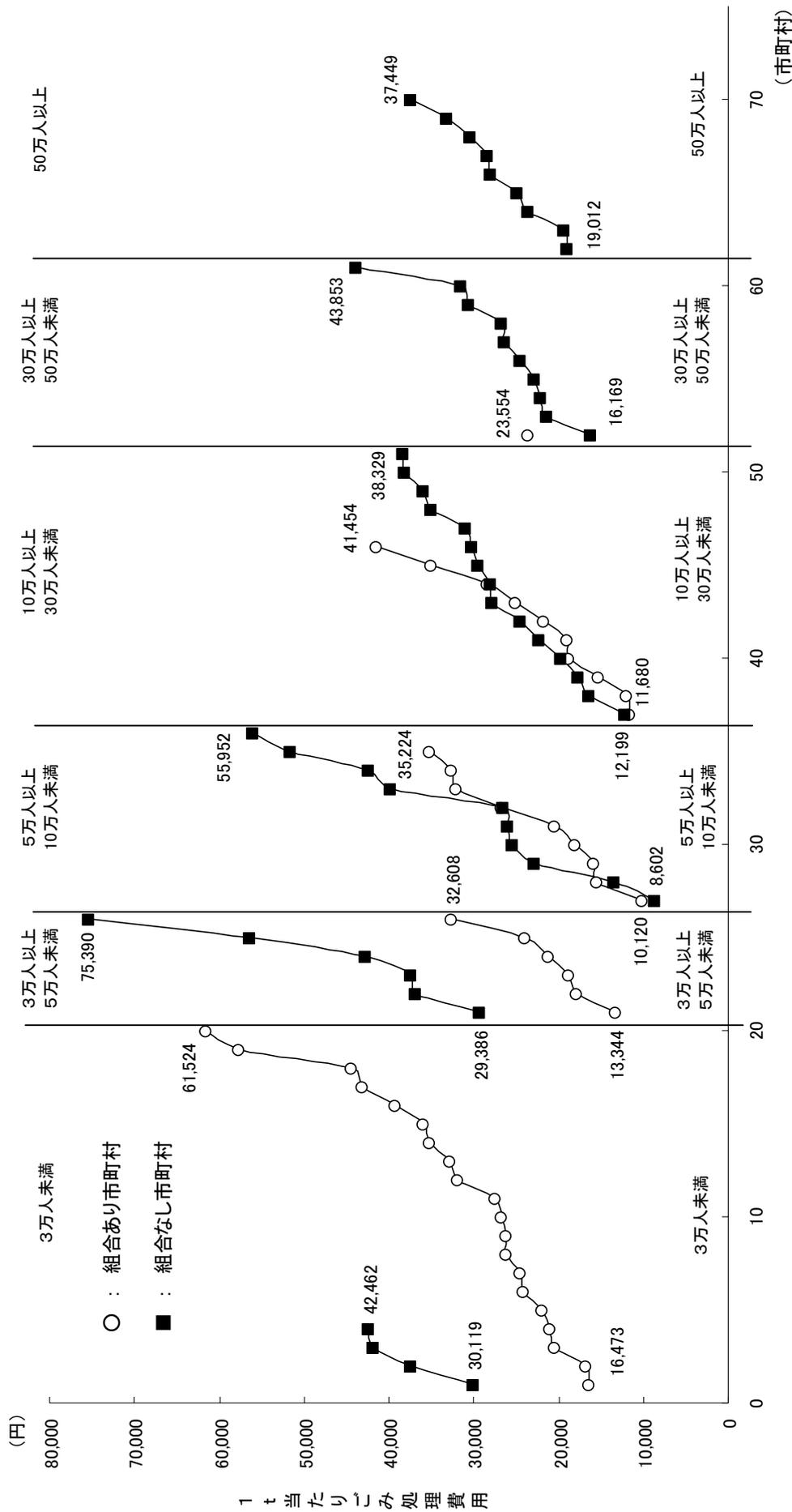
(単位：円)

区 分	全 体		3 万人以上		5 万人以上		10 万人以上		30 万人以上		50 万人以上			
	市町 村数		市町 村数											
組合あり	46	26,515	20	31,676	6	21,285	9	22,962	10	22,823	1	23,554	0	-
組合なし	54	30,750	4	37,964	6	46,357	10	31,289	15	27,138	10	26,643	9	27,126
差(あり-なし)	-	4,235	-	6,288	-	25,072	-	8,327	-	4,315	-	3,089	-	-
組合なし/組合あり	-	1.2	-	1.2	-	2.2	-	1.4	-	1.2	-	1.1	-	-

(注) 1 環境省の資料及び当省の調査結果に基づき、当省が作成した。

2 数値は、特定 100 市町村の平均である。

図表 3 - (1) - 特定 100 市町村の 1 t 当たりごみ処理費用（一部事務組合の設立の有無の別）（平成 16 年度）



(注) 1 環境省の資料及び当省の調査結果に基づき、当省が作成した。

2 数値は、特定 100 市町村の平均である。

） 1 t 当たりごみ処理費用の地方別比較

特定 100 市町村の 1 t 当たりごみ処理費用を地方別にみると、図表 3 - (1) - のとおり、西日本（沖縄を除く。）が高く、東日本が低い傾向がみられた。

平成 16 年度では、最も高い中国・四国（37,680 円）と最も低い沖縄（17,615 円）との間に約 2.1 倍の格差がみられた。

図表 3 - (1) - 特定 100 市町村のごみ処理費用（地方別）

（単位：円、％）

地 方	市町村数	平成14年度	15	16	増 減 (16-14)	増減率
中国・四国	8	36,418	38,933	37,680	1,262	3.5
中 部	8	35,716	33,768	34,266	1,450	4.1
近 畿	19	32,330	31,800	32,526	196	0.6
九 州	18	29,776	29,579	30,920	1,144	3.8
関 東	22	27,700	27,238	28,338	638	2.3
東 北	15	19,404	21,345	20,727	1,323	6.8
北海道	8	21,504	20,753	20,061	1,443	6.7
沖 縄	2	15,717	17,343	17,615	1,898	12.1

（注）1 環境省の資料及び当省の調査結果に基づき、当省が作成した。

2 数値は、特定 100 市町村の平均である。

3 地方は、総務省管区行政評価局の管轄区域により区分している。特定 100 市町村の所在地は、以下のとおり。

北海道：北海道、東北：青森県、岩手県、宮城県及び福島県、関東：栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県及び長野県、中部：石川県及び愛知県、近畿：滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県、中国・四国：広島県、徳島県及び香川県、九州：福岡県、佐賀県、長崎県、大分県及び宮崎県、沖縄：沖縄県

(イ) 1 t 当たり資源化費用

1 t 当たり資源化費用が把握できた 92 市町村について、人口規模別に 1 t 当たり資源化費用の平均を把握した。

その結果は、図表 3 - (1) - のとおりであり、平成 14 年度から 16 年度までの 3 か年度の平均では、5 万人以上 10 万人未満の市町村の平均費用が最も高くなっている。平均費用が最も高い 5 万人以上 10 万人未満の市町村（11 万 2,403 円）と、最も低い 30 万人以上 50 万人未満の市町村（2 万 7,830 円）との間に約 4.0 倍の大きな格差がみられた。

図表3 - (1) - 市町村の1 t 当たり資源化費用（人口規模別）

（単位：円）

区 分	全 体		3 万人未満		3 万人以上 ～ 5 万人未満		5 万人以上 ～ 10 万人未満		10 万人以上 ～ 30 万人未満		30 万人以上 ～ 50 万人未満		50 万人以上	
	市町 村数		市町 村数		市町 村数		市町 村数		市町 村数		市町 村数		市町 村数	
平成16年度	92	53,695	20	79,082	10	84,012	18	50,945	24	42,207	11	27,587	9	31,636
平成15年度	92	70,958	20	84,213	10	80,997	18	127,955	24	44,289	11	30,738	9	36,629
平成14年度	92	92,704	20	160,296	10	77,061	18	158,310	24	40,212	11	25,165	9	51,199
3 か年度平均	-	72,452	-	107,864	-	80,690	-	112,403	-	42,236	-	27,830	-	39,821

（注）1 環境省の資料及び当省の調査結果に基づき、当省が作成した。

2 数値は、92 市町村の平均である。

（まとめ）

当省において、全国の202 市町村を対象に、平成14 年度から16 年度までのごみ処理事業経費及びその内訳を調査し、把握できた市町村の費用分析を行った結果は、以下のとおりである。

(1) 1 t 当たりごみ処理費用

全体の6 割強の市町村の1 t 当たりごみ処理費用は、2 万円以上4 万円未満の範囲にある。

1 t 当たりごみ処理費用は、全体としてはほぼ横ばいで推移している。

市町村の人口規模別では、10 万人以上30 万人未満の市町村の1 t 当たりごみ処理費用が最も低く、それより人口規模が小さくなるに従い、また逆に大きくなるに従い、費用が高くなっている。

一部事務組合を設立してごみ処理事業を実施している市町村の方が、設立していない市町村よりも1 t 当たりごみ処理費用が低い。特に3 万人以上5 万人未満の規模の市町村においては、一部事務組合の設立の有無により、1 t 当たりごみ処理費用に約2.2 倍の格差がみられた。

(2) 1 t 当たり資源化費用

市町村の人口規模別では、5 万人以上10 万人未満の市町村の1 t 当たり資源化費用が最も高くなっている。平均費用が最も高い5 万人以上10 万人未満の市町村と、最も低い30 万人以上50 万人未満の市町村との間に約4.0 倍の大きな格差がみられた。

4 循環型社会形成推進政策に関する最近の動向

【要 旨】

【循環基本法関連】

循環基本計画の着実な実行を確保するため、環境省の中央環境審議会において、毎年、循環基本計画に基づく施策の進ちょく状況の点検が行われており、平成19年3月に開催された中央環境審議会循環型社会計画部会において、今後の取組の方向が取りまとめられた。

【資源有効利用促進法関連】

現在、経済産業省の産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会基本政策ワーキンググループにおいて、資源有効利用促進法の施行の状況について検討が行われており、平成19年9月に報告書の取りまとめが予定されている。

【容器包装リサイクル法関連】

環境省の中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会及び経済産業省の産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルワーキンググループにおいて、平成16年度から検討が行われ、これを踏まえ、平成18年6月、容器包装リサイクル法が改正され、19年4月に一部施行された。

【家電リサイクル法関連】

現在、環境省の中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会家電リサイクル制度評価検討小委員会及び経済産業省の産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループの合同会合において、家電リサイクル法の施行状況の評価及び今後の見直しの課題の整理が行われている。

【食品リサイクル法関連】

農林水産省の食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食品リサイクル小委員会及び環境省の中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会食品リサイクル専門委員会の合同会合における審議を経て、平成19年2月、食料・農業・農村政策審議会において報告・了承がなされ、また、中央環境審議会から環境大臣に意見具申がなされた。これを踏まえ、19年6月、食品リサイクル法が改正された。

【建設リサイクル法関連】

現在、国土交通省の社会資本整備審議会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会及び交通政策審議会交通体系分科会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会の合同会議において、新たな建設リサイクル推進計画の作成を視野に入れた検討が

行われており、平成 19 年 12 月に報告書の取りまとめが予定されている。

【循環基本法関連】

循環基本計画では、循環基本法第 15 条第 7 項に基づき、内外の社会経済の変化に柔軟かつ適切に対応して、循環基本計画の策定の 5 年後（平成 19 年度）程度を目途に見直しを行うこととされている。

循環基本計画の着実な実行を確保するため、環境省の中央環境審議会において、毎年、循環基本計画に基づく施策の進ちょく状況の点検が行われており、平成 19 年度において、指標に関する研究を進めるなど、点検作業を通じて見えてきた様々な課題について検討を深め、次期計画の策定に向けた見直しが行われることとなっている。

平成 19 年 3 月に開催された中央環境審議会循環型社会計画部会において、今後の取組の方向について、以下のとおり、取りまとめられた。

）国内における対応

循環型社会の構築と脱温暖化社会の構築が、環境政策の二つの駆動力となっている。これらはいずれも持続可能な社会に向けて経済社会システムとライフスタイルを変革していく取組であり、十分に相乗効果を発揮するよう、連携し一体的に取組を進めていくことが必要

）国際的な対応

製品や資源の国際移動が拡大し、また国際的に廃棄物量や資源需要も増大する中で、循環型社会の構築に当たっては、国際的な視点からの取組を強化することが不可欠

まず、各国国内で循環型社会の構築を進め、また廃棄物の不法な輸出入を防止する取組を充実・強化し、その上で循環資源の輸出入の円滑化を図るとの考え方に従って、取組を進めることが必要

2008 年に日本で開催される G 8 サミットを経て、2012 年までに東アジア循環型社会ビジョンを策定することを目指して、戦略的に取組を進めていくべき 等

【資源有効利用促進法関連】

資源有効利用促進法では、法律の施行の日から 7 年以内（平成 20 年 3 月まで）に、施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされている。

現在、経済産業省の産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会基本政策ワーキンググループにおいて検討が行われており、平成 19 年 9 月に報告書の取りまとめが予定されている。

【容器包装リサイクル法関連】

容器包装リサイクル法では、法律の施行後 10 年を経過した場合（平成 17 年度）において、施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされている。

環境省の中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会及び経済産業省の産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルワーキンググループにおいて、平成 16 年度から検討が行われ、これを踏まえ、18 年 6 月、容器包装リサイクル法が改正された。

改正の概要は、以下のとおり。

）法の目的規定、基本方針に定めるべき項目の規定等における、排出抑制に向けた取組の促進を図るための規定の追加

）市町村による分別収集の質の向上により、実際の再商品化費用が当初の想定額を下回った場合に、下回った部分のうち、再商品化の合理化への市町村の寄与の程度を勘案して、特定事業者が市町村に資金を拠出する仕組みの創設

）再商品化の義務を果たさない特定事業者（いわゆる「ただ乗り事業者」）に対する罰則の強化

）市町村が分別収集した容器包装廃棄物のうち、特に廃ペットボトルについては、海外に流出し、国内のリサイクル産業が危機に直面している状況にあるため、基本方針に定めるべき項目の規定における、指定法人等への円滑な引渡しに関する事項の追加 等

改正後の容器包装リサイクル法は、平成 19 年 4 月 1 日に一部施行された。ただし、特定事業者が市町村に資金を拠出する仕組みについては、平成 20 年 4 月 1 日から施行することとされており、現在、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会容器包装の 3 R の推進に関する小委員会及び産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルワーキンググループの合同会合において、関連する政省令事項等について検討が行われている。

【家電リサイクル法関連】

家電リサイクル法では、法律の施行後 5 年を経過した場合（平成 18 年度）において、施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされている。

現在、環境省の中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会家電リサイクル制度評価検討小委員会及び経済産業省の産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループの合同会合において、家電リサイクル法の施行状況の評価及び今後の見直しの課題の整理が行われている。

今後の検討課題として、不法投棄、不適正な輸出など、現行の法制度等で十分に把握できていない特定家庭用機器廃棄物の「見えないフロー」の把握と総合的な対策を講じることが必要であるとの観点から、) 不法投棄対策の強化、) リサイクル料金の在り方、) 対象品目の在り方、) 再商品化率の算定の在り方、) 効率的な収集運搬システムの整備等が挙げられている。

【食品リサイクル法関連】

食品リサイクル法では、法律の施行後5年を経過した場合(平成18年度)において、施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされている。

農林水産省の食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食品リサイクル小委員会及び環境省の中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会食品リサイクル専門委員会の合同会合における審議を経て、平成19年2月、農林水産省の食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会において報告・了承がなされ、また、中央環境審議会から環境大臣に意見具申がなされた。これを踏まえ、平成19年6月、食品リサイクル法が改正された。

改正の概要は、以下のとおり。

) 食品関連事業者に対する指導監督の強化

食品廃棄物等の発生量が一定規模以上の食品関連事業者に対し、食品廃棄物等の発生量及び再生利用等の状況に関する定期の報告を義務付けること

フランチャイズチェーン事業を展開する食品関連事業者であって、一定の要件を満たすものについては、加盟者の食品廃棄物等の発生量を含めて定期の報告を求め一体として勧告等の対象とすること

) 食品関連事業者の取組の円滑化

再生利用事業計画に係る制度を見直し、食品廃棄物を原材料とする肥飼料を利用して生産される農畜水産物等の食品関連事業者による利用の確保を通じて食品産業と農林水産業の一層の連携が図られる場合には、主務大臣の認定を受けることにより、食品廃棄物の収集又は運搬について一般廃棄物に係る廃棄物処理法の許可を不要とすること 等

【建設リサイクル法関連】

建設リサイクル法では、法律の完全施行後5年を経過した場合(平成19年度)において、施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされている。

現在、新たな建設リサイクル推進計画の策定を視野に入れ、建設リサイクルや建設副産物の適正処理等を推進するための方策を検討するため、国土交通省の社会資本整

備審議会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会及び交通政策審議会交通体系分科会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会の合同会議において審議が行われており、平成 19 年 12 月に報告書の取りまとめが予定されている。

第4 評価の結果及び意見

1 評価の結果

本評価は、循環基本法を始めとする循環型社会の形成に関する各法律及び循環基本計画に基づき、総合的かつ計画的に推進することとされている循環型社会形成推進政策について、関係行政機関による各種施策が総体としてどのような効果を上げているかなどの総合的な観点から、全体として評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するために実施したものである。

循環型社会形成推進政策は、製品等が廃棄物等になることが抑制されること(リデュース)、循環資源の循環的な利用が促進されること(リユース及びリサイクル)及び循環的な利用が行われない循環資源について適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会を形成することを目的としている。したがって、循環型社会形成推進政策は、天然資源の消費抑制と環境負荷の低減という形で効果が発現されるべきものである。

循環型社会形成推進政策の効果の発現状況について、把握した結果は、次のとおりである。

(1) 天然資源の消費抑制に関する政策効果の発現状況

(資源生産性)

天然資源の消費抑制に関しては、環境省の資料によると、産業や人々の生活がいかにものを有効に利用しているかを総合的に表す指標として循環基本計画に定める資源生産性の向上の目標(平成22年度において12年度に比べおおむね4割向上)に対し、16年度は12年度に比べ19.6%の上昇となっており、これまでのところ一定の効果がみられる。

これは、実質国内総生産(GDP)が増加している一方で、国産・輸入天然資源及び輸入製品の量である天然資源等投入量が減少していることによるものである。

しかし、天然資源等投入量の推移を天然資源の種類別にみると、土石系資源については大幅に減少しているものの、化石燃料系資源及び金属系資源については、近年、増加する傾向を示しており、使用量の抑制が進展していない。

(2) 環境負荷の低減に関する政策効果の発現状況

(廃棄物の最終処分量(埋立量))

環境負荷の低減に関しては、環境省の資料によると、最終処分場(埋立場)のひっ迫という喫緊の課題に直結した指標として循環基本計画に定める廃棄物の最終処分量(埋立量)の削減の目標(平成22年度において12年度に比べおおむね半減)に対し、16年度は12年度に比べ38.9%の減少となっており、これまでのところ一定の効果がみられる。

これには、排出された廃棄物のうち再生利用される量が増加していることが主な要因となり、最終処分場に搬入される最終処分量が減少したことが寄与している。

なお、廃棄物の排出量は、環境省の資料によると、近年、増加する傾向を示しており、特に建設廃棄物については、平成 12 年度の建設廃棄物の排出量を基にした国土交通省の推計によると、昭和 40 年代以降に急増した建築物が建て替え時期を迎えることから、今後、排出量が増加するものと見込まれていること、また、最終処分場の残余年数については、環境省の資料によると、平成 16 年度における全国の産業廃棄物の最終処分場の残余年数が 7.2 年、特に首都圏については 3.4 年であるなど依然として厳しい状況にあることに留意する必要がある。

(温室効果ガスの排出量)

循環型社会づくりと脱温暖化社会づくりの取組は、いずれも環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会の構築に向けて、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式の見直しを必要とするものであり、両者の一体的な取組が求められている。

我が国は、京都議定書において、2008 年(平成 20 年)から 2012 年(平成 24 年)の第 1 約束期間における温室効果ガスの平均排出量を、基準年である 1990 年(平成 2 年)の排出量から 6 %削減することが目標とされているが、独立行政法人国立環境研究所の資料によると、平成 17 年度における我が国の温室効果ガスの排出量は、基準年に比べ 7.8%と、逆に増加している。こうした中で、平成 17 年度における我が国の廃棄物の処理(焼却、埋立、排水処理等)に起因する温室効果ガスの排出量をみると、基準年に比べ 29.5%と大幅な増加となっている。なお、我が国の温室効果ガスの排出量全体に占める、廃棄物の処理に起因する温室効果ガスの排出量の割合は、基準年の 2.9%から 17 年度には 3.5%へと上昇している。温室効果ガスの排出抑制に寄与するため、廃棄物発電の導入が進められている。

(3) 廃棄物等の発生抑制(リデュース)に関する政策効果の発現状況

(一般廃棄物の排出量)

廃棄物等の発生抑制に関しては、環境省の資料によると、一般廃棄物の排出量について、廃棄物処理法に定める平成 17 年度の間目標 5,100 万 t に対し、17 年度は 5,273 万 t であり、目標未達成の状態では横ばいとなっており、発生抑制の効果が十分とは言い難い。

また、環境省の資料により、家庭から排出される廃棄物と事業所から排出される一般廃棄物の別に現況をみると、循環基本計画に定める 1 人 1 日当たりの家庭から排出するごみの減量の目標(平成 22 年度において 12 年度に比べ約 20%の減量)に対し、16 年度は 12 年度に比べ 6.5%の減少となっている。目標

の達成のためには、年度平均で2%の減少率を確保する必要があり、これまでのところ発生抑制の効果が十分とは言い難い。

同じく循環基本計画に定める1日当たりの事業所から排出するごみの減量の目標(平成22年度において12年度に比べ約20%の減量)に対し、16年度は12年度に比べ8.1%の減少となっている。目標を達成するために必要な年度平均で2%の減少率が確保されており、これまでのところ一定の効果がみられる。
(産業廃棄物の排出量)

産業廃棄物の排出量については、環境省の資料によると、廃棄物処理法に定める平成17年度の間目標4億3,900万tに対し、16年度は4億1,716万tであり、目標値内の水準で推移しており、これまでのところ一定の効果がみられる。なお、前述のとおり、産業廃棄物である建設廃棄物の排出量は、国土交通省の資料によると、今後、増加が予測されていることに留意する必要がある。
(分野別の廃棄物の排出量)

把握できたデータに基づき、分野別の廃棄物の排出量の経年推移をみると、建設廃棄物については、平成17年度が12年度に比べ9.1%の減少となっている一方で、家庭から排出される容器包装廃棄物については、16年度が12年度に比べ0.4%減少と横ばい、また、食品廃棄物については、17年度が13年度に比べ4.1%の増加となっており、容器包装及び食品の分野においては、発生抑制の効果が十分とは言い難い。なお、使用済自動車については、経年推移を表す定量的なデータが把握されていない。

(4) 循環資源の再使用(リユース)及び再生利用(リサイクル)に関する政策効果の発現状況

(循環利用率)

循環資源の再使用及び再生利用に関しては、環境省の資料によると、経済社会に投入される資源の全体量に占める循環利用量(再使用量及び再生利用量)の割合を表す指標として循環基本計画に定める循環利用率の向上の目標(平成22年度において12年度に比べおおむね4割向上)に対し、16年度は12年度に比べ27%の上昇となっており、これまでのところ一定の効果がみられる。

(分野別の再使用の現況)

循環資源の再使用に関しては、取組の実態を表す定量的なデータが十分ではなく、分野別に政策の効果を把握することができなかった。定量的なデータが把握できた、繰り返し使用が可能なりターナブルびんの分別収集については、市町村による取組は低調となっている。

(分野別の再生利用の現況)

循環資源の再生利用に関しては、分野別に現況をみると、指定再資源化製品であるパソコン及び密閉形蓄電池の再資源化率、特定家庭用機器廃棄物の再商品化率、食品循環資源の再生利用等実施率、対象建設資材廃棄物の再資源化等率、

使用済自動車の再資源化率等については関係法令等に定める目標をおおむね達成しており、これまでのところ一定の効果がみられる。しかし、容器包装廃棄物の再生利用については、環境省の資料に基づく当省の推計によると、再商品化義務の対象 4 品目(注)の再商品化量は増加しているが、分別収集が徹底されていないため、平成 16 年度の再商品化率は、ガラスびんが 55.6%、ペットボトルが 46.6%、プラスチック製容器包装が 15.5%、紙製容器包装が 3.9%にとどまっており、対象 4 品目全体では家庭からの排出量の 4 分の 3 が再商品化されることなく、焼却や直接埋立て等による処理が行われている状況がみられた。

(注) 再商品化義務の対象品目は、ガラスびん、ペットボトル、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装の 4 品目

(5) 廃棄物の適正処理の現況

一般廃棄物については、廃棄物処理法に基づき、市町村に処理(収集・運搬・処分)の責任があるが、当省の調査によると、現状においては、危険性、有害性等を理由に市町村による処理が行われていない品目は多岐にわたっている。こうした品目について、市町村では、専門の民間処理事業者等に引取を依頼するよう住民に対し周知・指導を行っているものの、その最終的な処理の実態については十分に把握されていない。

(6) 国等及び地方公共団体における環境物品等の調達の現況

国等の機関の取組については、環境省の資料によると、平成 17 年度の特定調達品目(国等が重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類)146 品目のうち、一定の基準を満たす物品等の調達率が 95%以上の品目は 135 品目であり、特定調達品目全体の 9 割に達している。

また、地方公共団体の取組については、当省の調査によると、環境物品等の調達方針の作成、調達の目標値の設定などの取組は、規模の小さい団体ほど低調となっている。

(7) 効率性の観点からの分析

市町村のごみ処理事業の経費及びその内訳に関する当省の調査によると、ごみ処理量 1 t 当たりのごみ処理費用については、全体の 6 割強の市町村において 2 万円以上 4 万円未満の範囲にある。また、全体として、横ばいに推移している。市町村の人口規模別では、10 万人以上 30 万人未満の市町村の 1 t 当たりごみ処理費用が最も低く、それより人口規模が小さくなるに従い、また逆に大きくなるに従い、費用が高くなっている。また、一部事務組合を設立してごみ処理事業を実施している市町村の方が、設立していない市町村よりも 1 t 当たりごみ処理費用が低い。特に 3 万人以上 5 万人未満の市町村においては、一部事務組合の設立の有無により、1 t 当たりごみ処理費用に約 2.2 倍の格差が

みられた。

資源化量 1 t 当たりの資源化費用については、市町村の人口規模別では、5 万人以上 10 万人未満の市町村の 1 t 当たり資源化費用が最も高くなっている。平均費用が最も高い 5 万人以上 10 万人未満の市町村と、最も低い 30 万人以上 50 万人未満の市町村との間に約 4.0 倍の大きな格差がみられた。

2 意見

関係行政機関においては、今回の調査の過程で把握された以下の諸課題に十分に配慮し、今後の循環型社会形成推進政策の推進を図る必要があると考える。

(1) 天然資源の消費抑制に係る評価指標の追加

天然資源のうち自然界での再生が不可能な化石燃料系資源及び金属系資源の消費を抑制するため、現行の資源生産性の指標に加え、新たに設定すべき指標として化石燃料系資源及び金属系資源の投入量に係る指標等を検討し、これを踏まえ、循環基本計画を見直すこと。

(第 3 1(2)天然資源の消費抑制関係)

(2) 環境負荷の低減に係る評価指標の追加

循環型社会形成推進政策の推進に当たっては、これと密接な関係にある地球温暖化対策等の分野との有機的な連携を図ることが必要である。循環型社会づくりの取組と脱温暖化社会づくりの取組を一体的に推進していくため、現行の最終処分量の指標に加え、新たに設定すべき指標として廃棄物の処理に起因する温室効果ガスの排出量に係る指標等を検討し、これを踏まえ、循環基本計画を見直すこと。

(第 3 1(3)環境負荷の低減関係)

(3) 廃棄物等の発生抑制（リデュース）の一層の促進

）一般廃棄物の発生抑制に係る取組事例の収集・分析及び情報の提供

一般廃棄物の発生抑制に関し、廃棄物の処理に係る手数料を排出者から徴収する有料化の施策は、ごみの減量に最も効果のある施策の一つであるが、有料化施策の導入後、年月が経過するに従い効果が逡減する、いわゆるリバウンドが発生する場合がある。地方公共団体の中には、多様な施策を組み合わせることで実施することにより、ごみの減量に成果を上げている事例がみられることから、地方公共団体による有効な取組事例を収集・分析し、関係者に積極的に情報の提供を行うとともに、国民の意識向上及び行動の促進を図るため普及・啓発を推進すること。

(第 3 2(1)循環基本法、第 3 2(2)廃棄物処理法、第 3 2(4)容器包装リサイクル法関係)

) 廃棄物等の発生抑制に関する実態の把握及び取組目標の設定

廃棄物等の発生抑制に関しては、循環基本法において、優先順位が最も高い取組として位置付けられているが、現況に関する定量的なデータが十分ではなく、廃棄物等の発生抑制を促進するための政策手段や廃棄物等の発生抑制に関する目標が確立されていない分野がみられる。廃棄物等の発生抑制に関する実態を分野別に把握し、これを踏まえ、具体的な取組方針及び定量的な目標等を設定することにより、廃棄物等の発生抑制を促進すること。

(第3 2(3)資源有効利用促進法、第3 2(4)容器包装リサイクル法、第3 2(5)家電リサイクル法、第3 2(6)食品リサイクル法、第3 2(7)建設リサイクル法、第3 2(8)自動車リサイクル法関係)

(4) 循環資源の再使用（リユース）の一層の促進

循環資源の再使用に関しては、現況に関する定量的なデータが十分ではなく、循環資源の再使用を促進するための政策手段や循環資源の再使用に関する目標が確立されていない分野が多い。循環資源の再使用に関する実態を分野別に把握し、これを踏まえ、具体的な取組方針及び定量的な目標等を設定することにより、循環資源の再使用を促進すること。

(第3 2(1)循環基本法、第3 2(3)資源有効利用促進法、第3 2(4)容器包装リサイクル法、第3 2(5)家電リサイクル法、第3 2(7)建設リサイクル法、第3 2(8)自動車リサイクル法関係)

(5) 循環資源の再生利用（リサイクル）の一層の促進

循環資源の再生利用の促進の観点から、資源有用性の高い品目として関係法令の対象とされているにもかかわらず、その相当部分が分別収集又は再生利用されないまま、焼却や直接埋立て等により廃棄されている品目がある。これらの品目については、関係法令の枠組みを活用すること等により、効率的な分別収集・再生利用を確保すること。

(第3 2(2)廃棄物処理法、第3 2(3)資源有効利用促進法、第3 2(4)容器包装リサイクル法、第3 2(5)家電リサイクル法関係)

循環資源の再生利用に関する現行の目標が既に達成されているにもかかわらず、その後の見直しが行われていない分野等については、再生利用の進展状況を踏まえ、目標の水準、指標の設定の在り方などについて必要な見直しを行うこと。

(第3 2(3)資源有効利用促進法、第3 2(4)容器包装リサイクル法、第3 2(5)家電リサイクル法、第3 2(6)食品リサイクル法、第3 2(7)建設リサイクル法関係)

循環資源の再生利用に関する目標が設定されていない分野については、定量的な目標等を設定することにより、循環資源の再生利用を促進すること。
(第3-2(3)資源有効利用促進法関係)

特定家庭用機器廃棄物の再商品化等料金については、各製造業者等により再商品化の取組に差異がみられるにもかかわらず、各大手家電製造業者等において、同額に設定されており、また、エアコンを除く3品目については、法施行時から変更されていない。再商品化等料金について適切性及び透明性の確保を図る観点から、各製品の再商品化費用の内訳など再商品化等料金の設定根拠に関する情報の公開を義務付けること等により、適正な原価が再商品化等料金に反映される仕組みを確保すること。
(第3-2(5)家電リサイクル法関係)

近年、アジア諸国の急速な経済成長による資源需要の増大を背景に、循環資源の国外流出が増加しており、国内のリサイクル体制への悪影響やリサイクル関連産業の停滞が懸念されているが、循環資源の国外流出の現況に関する定量的なデータは十分ではない。循環資源の国外流出の実態を把握するとともに、これを踏まえ、我が国における再生利用の安定的な実施を確保するために必要な取組を行うこと。
(第3-2(4)容器包装リサイクル法関係)

(6) 環境負荷の大きい廃棄物の適正処理システムの確立

危険性、有害性等を理由に、市町村において処理が行われていない、環境負荷の大きい一般廃棄物の品目について、その処理の実態を把握するとともに、これを踏まえ、適正処理困難物の品目を拡充すること等により、市町村と関連事業者等の連携の下に適正な処理システムを早急に確立すること。
(第3-2(2)廃棄物処理法関係)

(7) 環境物品等の調達の一層の推進

環境物品等の調達に関しては、取組が進展していない地方公共団体に対し、環境物品等の調達方針の作成などの取組を促進・支援するために必要な措置を講ずること。
(第3-2(9)グリーン購入法関係)

關係資料編

関係資料編目次

資料 1	本評価に係る調査担当部局、調査対象機関等	225
資料 2	政策評価・独立行政法人評価委員会について	226
資料 3	「リサイクル対策に関する政策評価」に係る研究会について	227
資料 4	物質フローの模式図(平成 16 年度)	228
資料 5	廃棄物の区分	229
資料 6	一般廃棄物及び産業廃棄物に係る排出及び処理の状況	230
資料 7	一般廃棄物及び産業廃棄物の処理のフロー(平成 16 年度)	231
資料 8	市町村により収集が行われていない一般廃棄物の品目	232
資料 9	特定省資源業種における副産物の発生量等の経年推移	235
資料 10	市区町村における指定再利用促進製品の収集・処理の状況	236
資料 11	家庭から排出される一般廃棄物の排出量に占める容器包装廃棄物	238
資料 12	リターナブル容器に関するアンケート調査の結果(抄)	239
資料 13	容器包装廃棄物の分別収集を実施している市区町村の割合の経年推移	240
資料 14	容器包装廃棄物の分別収集量の経年推移	241
資料 15	容器包装廃棄物の再商品化量の経年推移	242
資料 16	容器包装廃棄物の独自処理量及び独自処理率の経年推移	243
資料 17	特定家庭用機器の排出台数の経年推移	244
資料 18	家庭用機器の使用年数	245
資料 19	特定家庭用機器廃棄物の再商品化の実施状況	246
資料 20	特定家庭用機器廃棄物の素材別再商品化の実施状況	247
資料 21	食品廃棄物等の発生抑制に取り組んでいる事業所の取組方法別割合 (平成 17 年度)	248
資料 22	食品循環資源の再生利用の用途別仕向量割合の経年推移	249
資料 23	食品循環資源の再生利用の方法別仕向量割合の経年推移	250
資料 24	食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者数の経年推移	251
資料 25	食品循環資源の再生利用の用途別再生利用事業者数(一般廃棄物)	252
資料 26	食品循環資源の再生利用の用途別再生利用事業者数(産業廃棄物)	253
資料 27	建設廃棄物の処理状況及び将来予測	254
資料 28	建設廃棄物の処理状況(平成 17 年度)	255
資料 29	中古車の登録台数の経年推移	260
資料 30	グリーン購入法に基づく特定調達品目一覧(平成 18 年 2 月閣議決定)	261
資料 31	国等における特定調達物品等の調達実績及び調達率の経年推移	262
資料 32	特定 100 市町村のごみ処理事業経費の推移	270

資料 33	市町村の 1 t 当たりごみ処理費用の分布（人口規模別）	271
資料 34	1 t 当たりごみ処理費用の内訳の推移	272
資料 35	「リサイクル対策に関する政策評価」結果（概要）	273

資料 1

本評価に係る調査担当部局、調査対象機関等

【調査担当部局】

総務省

行政評価局：評価監視官（農林水産、環境担当）

管区行政評価局：全局（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国及び九州）

四国行政評価支局

沖縄行政評価事務所

行政評価事務所：18 事務所（青森、岩手、福島、栃木、群馬、東京、神奈川、長野、石川、滋賀、兵庫、奈良、和歌山、徳島、佐賀、長崎、大分、宮崎）

【調査対象機関等】

調査対象機関：全府省（内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会・警察庁、金融庁、総務省、公害等調整委員会、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省）

関連調査等対象機関：都道府県（北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、長野県、石川県、愛知県、滋賀県、兵庫県、大阪府、奈良県、和歌山県、広島県、香川県、徳島県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、沖縄県（27 都道府県））

市区町村（調査対象都道府県から人口規模の階層（8 階層）別に 565 市区町村を無作為抽出した。このうち、当省が実地に調査を行ったものが 204 市区町村、郵送等調査を行ったものが 361 市区町村である。）

関係団体

関係事業者

資料 2

政策評価・独立行政法人評価委員会について

(平成 18 年 11 月当時)

【政策評価・独立行政法人評価委員会】(委員長、委員長代理及び委員 5 名)		
委員長	にわぶ 丹羽 ういちろう 宇一郎	伊藤忠商事株式会社取締役会長 委員長は、委員として両分科会に所属
【政策評価分科会】 (13 名)		【独立行政法人評価委員会】 (25 名)
分科会長	かねもと 金本 よしつぐ 良嗣	東京大学大学院経済学研究 科・公共政策大学院教授
委員	てらお 寺尾 よしこ 美子	東京大学大学院法学政治学研 究科教授
	にいむら 新村 やすこ 保子	評論家
臨時委員	うが 宇賀 かつや 克也	東京大学大学院法学政治研究 科教授
	おきな 翁 ゆり 百合	株式会社日本総合研究所理事
	たかぎ 高木 ゆうぞう 勇三	公認会計士、日本公認会計士 協会常務理事
	たかはし 高橋 のぶこ 伸子	生活経済ジャーナリスト
	たなべ 田辺 くにあき 国昭	東京大学大学院法学政治学研 究科教授
	たにふじ 谷藤 えつし 悦史	早稲田大学政治経済学部教授
専門委員	うしお 牛尾 ようこ 陽子	株式会社藤崎快適生活研究所 専務取締役所長
	きむら 木村 ようこ 陽子	地方財政審議会委員
	たなか 田中 つねまさ 常雅	東京商工会議所人口問題委員 会副委員長、東京商工会議所 大田支部会長
	よしの 吉野 なおゆき 直行	慶應義塾大学経済学部教授
		分科会長、委員及び臨時委員 < 記載省略 >

資料3

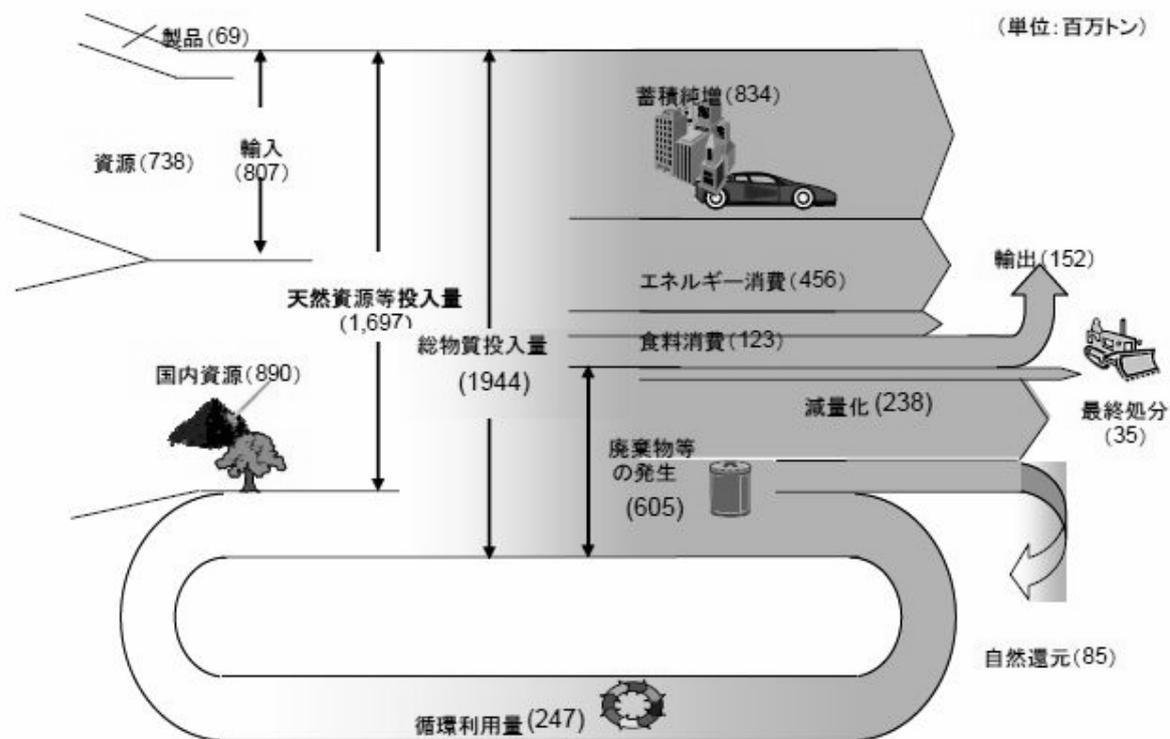
「リサイクル対策に関する政策評価」に係る研究会について

(平成18年10月当時)

氏名	専門分野	所属(職名)
いっぽ のりひろ 伊坪 徳宏	環境科学 環境負荷をライフサイクル影響評価により分析	<ul style="list-style-type: none"> ・武蔵工業大学環境情報学部環境情報学科助教授 ・独立行政法人産業技術総合研究所ライフサイクル・アセスメント研究センターLCA手法研究チーム長
おおつか ただし 大塚 直	環境法 法・制度的分析	<ul style="list-style-type: none"> ・早稲田大学大学院法務研究科教授
さきた ゆうこ 崎田 裕子	環境カウンセラー 生活者の視点から環境問題を分析	<ul style="list-style-type: none"> ・環境カウンセラー ・ジャーナリスト ・NPO法人持続可能な社会をつくる元気ネット理事長
たさき ともひろ 田崎 智宏	環境工学 物質循環フロー分析	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人国立環境研究所循環型社会・廃棄物研究センター主任研究員
よしだ ふみかず 吉田 文和	環境経済学 経済学の視点からリサイクル政策を分析	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道大学大学院経済学研究科教授

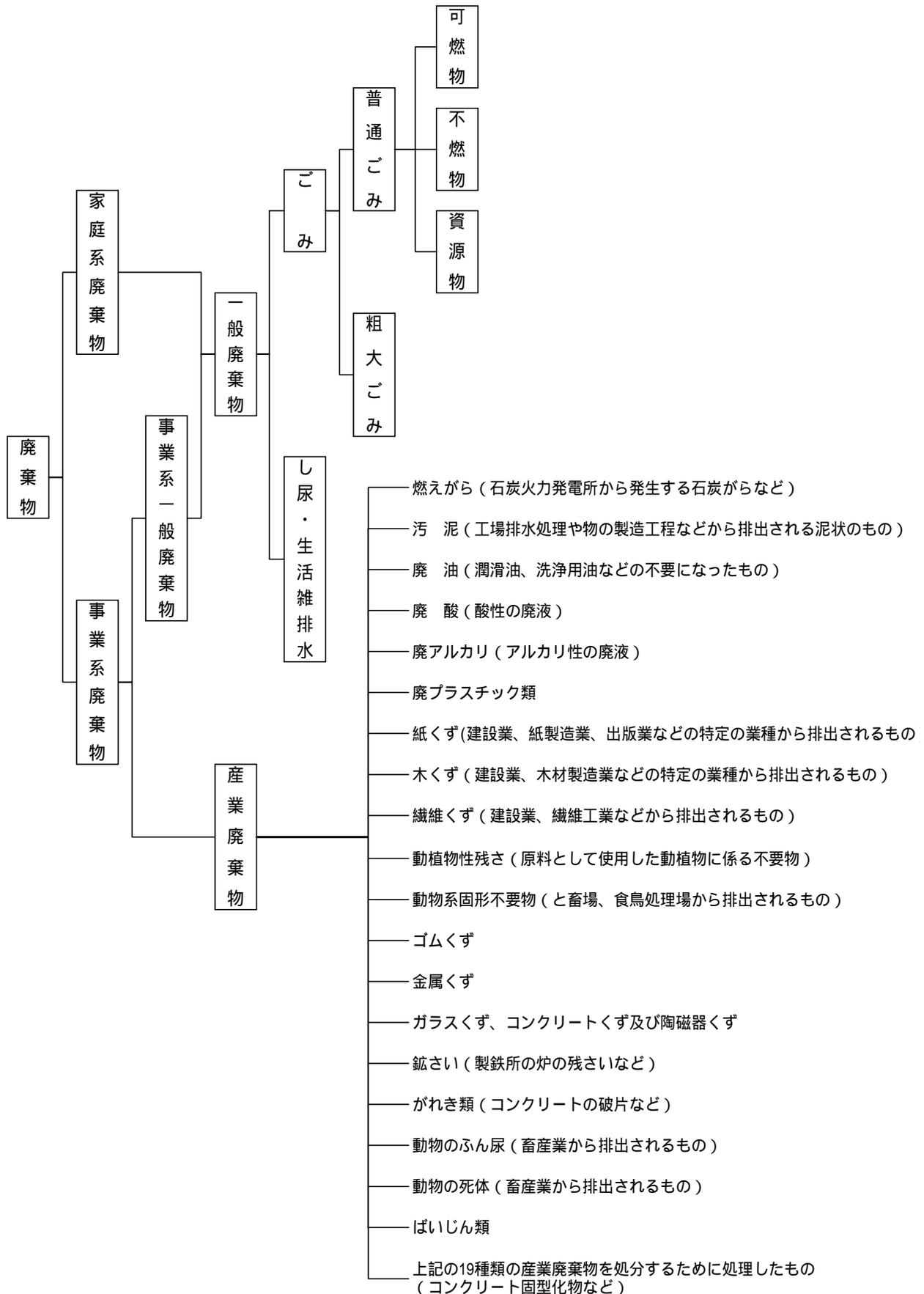
資料 4

(物質フローの模式図 (16年度))



(注) 環境省の資料による。

資料5 廃棄物の区分



(注) 環境省の資料に基づき、当省が作成した。

資料6 一般廃棄物及び産業廃棄物に係る排出及び処理の状況

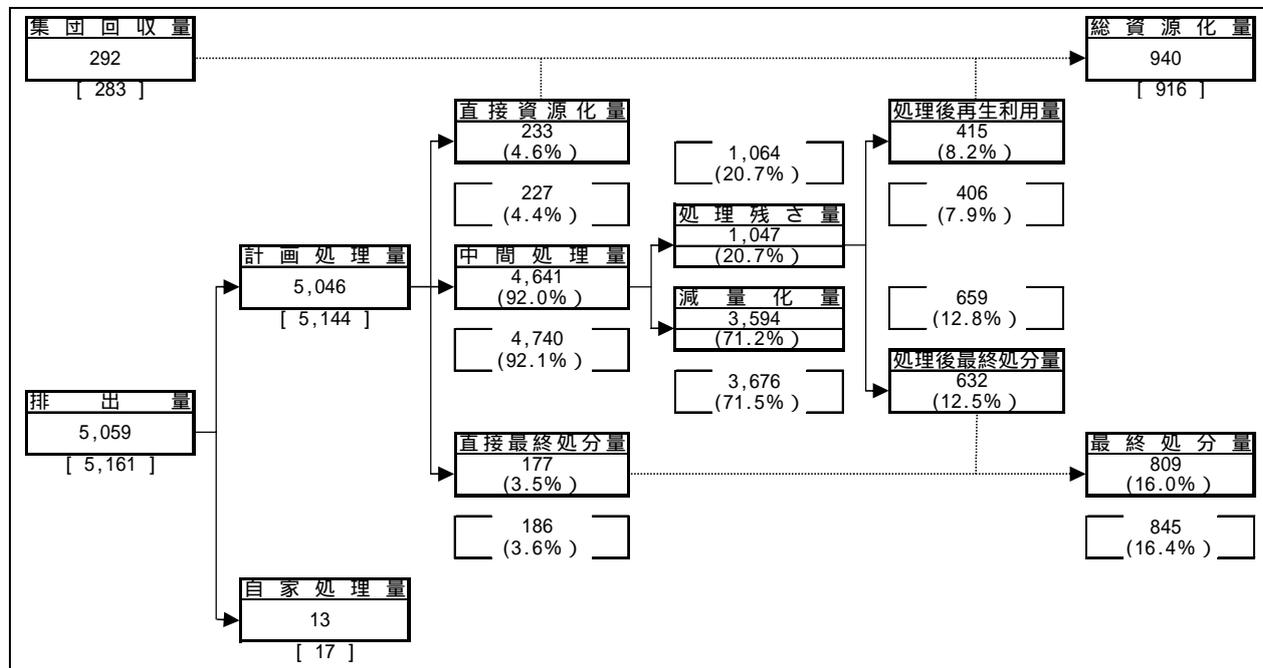
区分	年度	平成2													12年度比(増減)	
		9	10	11	12	13	14	15	16	(b-a)	(b-a)/a (%)					
排出量	一般廃棄物 A (指数)	4,822	5,310	5,370	5,484	5,469	5,420	5,427	5,338	146	-	2.7				
	産業廃棄物 B (指数)	39,474	41,485	39,980	40,604	40,024	39,323	41,162	41,716	1,112	-	2.7				
	計(A+B) (指数)	44,296	46,795	45,350	46,088	45,493	44,743	46,589	47,054	966	-	2.1				
	1人1日当たり一般廃棄物の排出量 (g/人日)	1,120	1,112	1,111	1,132	1,124	1,111	1,106	1,086	46	-	4.1				
1人1日当たり家庭からの排出量 (g/人日)	-	-	-	633	634	618	607	592	41	-	6.5					
1日当たり事業所からの排出量 (kg/日)	-	-	-	9.9	9.3	9.3	9.3	9.3	0.8	-	8.1					
再生利用量	一般廃棄物(総資源化量) C (指数)	267	586	703	786	825	864	916	940	154	-	19.6				
	産業廃棄物 D (指数)	15,057	16,900	17,100	18,424	18,320	18,188	20,133	21,386	2,962	-	16.1				
	計(C+D) (指数)	15,324	17,486	17,803	19,210	19,145	19,052	21,049	22,326	3,116	-	16.2				
	一般廃棄物のリサイクル率(C/A) (%)	5.5	11.0	13.1	14.3	15.1	15.9	16.9	17.6	3.3	-	-				
減量化量	産業廃棄物のリサイクル率(D/B) (%)	38.1	40.7	42.8	45.4	45.8	46.3	48.9	51.3	5.9	-	-				
	一般廃棄物(中間処理による減量) E (指数)	3,079	3,528	3,598	3,648	3,660	3,658	3,676	3,594	54	-	1.5				
	産業廃棄物(中間処理による減量) F (指数)	15,444	17,900	17,900	17,700	17,500	17,200	17,985	17,747	47	-	0.3				
	計(E+F) (指数)	18,523	21,428	21,498	21,348	21,160	20,858	21,661	21,341	7	-	0.0				
最終処分量	一般廃棄物 G (指数)	1,681	1,201	1,087	1,051	995	903	845	809	242	-	23.0				
	最終処分率(G/A) (%)	34.9	22.6	20.2	19.2	18.2	16.7	15.6	15.2	4.0	-	-				
	産業廃棄物 H (指数)	8,972	6,700	5,000	4,500	4,200	3,956	3,044	2,583	1,917	-	42.6				
	最終処分率(H/B) (%)	22.7	16.2	12.5	11.1	10.5	10.1	7.4	6.2	4.9	-	-				
計(G+H) (指数)	10,653	7,901	6,087	5,551	5,195	4,859	3,889	3,392	2,159	-	38.9					
最終処分率(G+H)/(A+B) (%)	24.0	16.9	13.4	12.0	11.4	10.9	8.3	7.2	4.8	-	-					
1人1日当たり一般廃棄物の最終処分量 (g/人日)	-	261	235	227	215	194	181	174	53	-	23.3					

(注) 1 環境省の資料に基づき、当省が作成した。
 2 「排出量」欄の一般廃棄物は、ごみ総排出量 - 自家処理量 + 集団回収量である。
 3 「1人1日当たり家庭からの排出量」及び「1日当たり事業所からの排出量」は、資源回収されるものを除いた数値である。
 4 「再生利用量」欄のうち「一般廃棄物(総資源化量)」は、直接資源化量 + 中間処理後再生利用量 + 集団回収量である。

資料7 一般廃棄物及び産業廃棄物の処理のフロー（平成16年度）

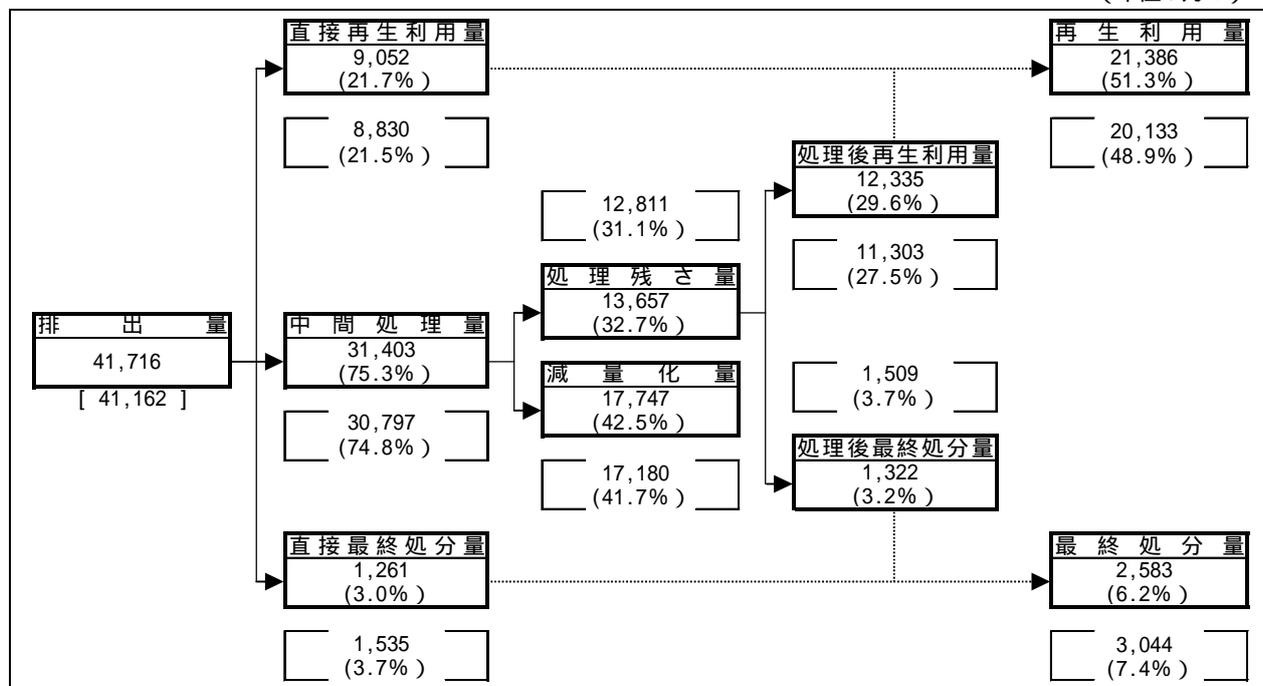
1 一般廃棄物の処理のフロー

（単位：万t）



2 産業廃棄物の処理のフロー

（単位：万t）



- (注) 1 環境省の資料に基づき、当省が作成した。
- 2 ()内は排出量に占める割合を表す。
- 3 []内は平成15年度の数値である。
- 4 四捨五入のため、数値が一致しない場合がある。

資料8 市区町村により収集が行われていない一般廃棄物の品目

(単位：市区町村数、%)

NO.	品目	収集を行っていない市区町村数	調査対象の565市区町村に占める割合	収集を行っていない理由(複数回答)						
				環境負荷	重量	破損	砕危	険害	リサイクル	その他
1	農薬	550	97.3	62	0	4	453	9	99	
2	オートバイ 1	541	95.8	11	94	145	25	77	308	
3	小型ガスボンベ	534	94.5	7	11	90	378	26	128	
4	消火器 1	529	93.6	14	11	115	289	42	144	
5	エンジンオイル	529	93.6	74	3	16	281	53	175	
6	バッテリー 1	525	92.9	92	0	25	271	74	179	
7	タイヤ 2	519	91.9	48	23	138	45	130	217	
8	冷蔵庫・冷凍庫 3	516	91.3	9	6	4	3	12	498	
9	ブラウン管テレビ 2、3	516	91.3	8	6	4	3	12	498	
10	エアコン 3	515	91.2	9	5	4	3	12	497	
11	洗濯機 3	513	90.8	7	6	4	3	12	495	
12	塗料	511	90.4	92	0	6	379	37	108	
13	ノートパソコン 1、4	509	90.1	6	1	4	3	18	491	
14	デスクトップパソコン 1、4	507	89.7	6	3	4	3	18	488	
15	在宅医療廃棄物	468	82.8	18	0	2	410	11	70	
16	石	465	82.3	0	29	107	6	65	313	
17	土	465	82.3	0	28	67	6	70	338	
18	ピアノ	452	80.0	3	239	180	17	40	94	
19	原動機付き自転車 1	451	79.8	10	78	114	25	64	257	
20	コンクリート片	432	76.5	1	33	132	10	70	248	
21	ブロック	429	75.9	1	33	132	5	70	250	
22	レンガ	421	74.5	1	32	126	5	66	250	
23	農業用塩化ビニルフィルム	379	67.1	68	32	15	38	26	249	
24	耐火金庫	375	66.4	3	92	237	12	24	85	
25	ドラム缶	336	59.5	3	105	107	10	17	152	
26	システムキッチン	333	58.9	0	119	92	2	28	167	
27	浴槽	322	57.0	3	101	103	1	38	158	
28	便器	276	48.8	0	46	77	4	41	154	
29	劇薬の空きびん	276	48.8	18	0	0	256	10	27	
30	医薬品及び医薬部外品	268	47.4	13	0	1	222	10	51	
31	ニカド電池 1、4	252	44.6	47	1	1	87	38	111	
32	ニッケル水素電池 1、4	246	43.5	44	1	1	83	37	110	
33	ガスバーナー付ふろがま	244	43.2	0	83	92	8	23	96	
34	小型シール鉛電池 1、4	244	43.2	45	1	1	79	37	109	
35	石油ふろがま	243	43.0	0	81	90	10	21	96	
36	リチウム二次電池 1、4	240	42.5	39	1	1	81	37	109	
37	回胴式遊技機(スロットマシン)	239	42.3	1	50	59	5	31	122	
38	ぱちんこ遊技機	238	42.1	1	51	57	4	30	124	
39	電気温水器	210	37.2	1	82	79	6	16	83	
40	電線	206	36.5	5	9	50	21	22	118	

(単位：市区町村数、%)

NO.	品 目	収集を行っていない市区町村数	調査対象の565市区町村に占める割合	収集を行っていない理由(複数回答)						
				環境負荷含有物	重量	破損	危険	リサイクル困難	その他	
41	仏壇	199	35.2	0	57	18	0	10	131	
42	電動車いす	182	32.2	4	67	70	10	18	52	
43	火災警報設備	178	31.5	1	15	20	6	18	125	
44	アルミサッシ	173	30.6	0	42	19	0	12	111	
45	畳	169	29.9	0	64	28	1	11	88	
46	防犯警報装置	168	29.7	1	15	18	5	16	120	
47	電子オルガン	159	28.1	0	93	46	1	17	36	
48	石油給湯器	153	27.1	0	53	50	7	13	60	
49	スプリングマットレス 1、2	141	25.0	1	50	70	0	19	25	
50	硬質塩ビ管・継手	139	24.6	37	3	4	18	16	79	
51	プラズマテレビ	128	22.7	2	22	5	2	7	97	
52	花火	126	22.3	1	0	1	112	5	15	
53	水銀体温計	123	21.8	23	0	1	104	7	16	
54	携帯電話・PHS	122	21.6	4	1	5	8	20	91	
55	液晶テレビ	121	21.4	2	19	5	2	6	94	
56	水銀温度計	121	21.4	25	0	0	102	7	17	
57	板ガラス	118	20.9	0	18	13	3	10	84	
58	複写機	90	15.9	5	29	24	7	14	31	
59	電動アシスト自転車	87	15.4	2	36	17	2	10	29	
60	大型電気マッサージ機	76	13.5	2	49	17	2	5	16	
61	電気気泡発生器(浴槽用)	74	13.1	1	19	18	1	8	33	
62	ビールびん	74	13.1	0	0	0	0	0	74	
63	金属製家具(事務用机)	72	12.7	0	50	12	0	2	16	
64	一升びん	70	12.4	0	0	0	0	0	70	
65	牛乳びん	70	12.4	0	0	0	0	1	69	
66	石油温風暖房機	63	11.2	0	25	14	5	5	22	
67	金属製家具(回転いす)	60	10.6	0	46	8	0	2	12	
68	温水洗浄便座	60	10.6	1	12	10	1	4	39	
69	金属製家具(収納家具)	59	10.4	0	48	5	0	2	11	
70	金属製家具(棚)	59	10.4	0	47	5	0	2	12	
71	木製家具	57	10.1	0	47	2	0	2	11	
72	カーナビゲーションシステム	56	9.9	2	0	2	1	6	50	
73	てんぷら油	54	9.6	5	0	2	19	11	25	
74	自転車	51	9.0	0	33	2	0	4	15	
75	ガス瞬間湯沸器	48	8.5	0	19	13	2	6	19	
76	衣類乾燥機	45	8.0	1	31	5	1	2	11	
77	ガス温風暖房機	43	7.6	0	17	8	1	4	15	
78	オイル缶	39	6.9	5	0	1	24	8	4	
79	自動車型電動式玩具	38	6.7	1	17	9	2	3	14	
80	電動工具	38	6.7	1	6	18	2	5	10	

(単位：市区町村数、%)

NO.	品 目	収集を行っていない市区町村数	調査対象の565市区町村に占める割合	収集を行っていない理由(複数回答)						
				環境負荷重	量法	破困	碎難	危有	険言	リサイクル難
81	電気こたつ	37	6.5	1	27	3	1	2	9	
82	難燃性絨毯	37	6.5	0	20	3	0	2	17	
83	家庭用電気治療器	37	6.5	1	12	6	1	6	15	
84	カーペット	36	6.4	0	27	1	0	1	12	
85	ペンキの空き缶	36	6.4	7	0	0	15	10	7	
86	羽毛布団	35	6.2	0	25	2	0	1	11	
87	電気カーペット	35	6.2	1	22	4	1	6	7	
88	綿布団	34	6.0	0	26	2	0	1	10	
89	電気マッサージ器	34	6.0	1	16	7	1	6	8	
90	ガスストーブ	34	6.0	0	13	5	2	4	12	
91	電子レンジ	31	5.5	2	18	6	1	2	7	
92	食器洗い機	28	5.0	1	19	3	1	2	8	
93	ステレオ機器	28	5.0	1	19	3	1	3	7	
94	石油ファンヒーター	27	4.8	0	15	2	3	4	6	
95	難燃性カーテン	27	4.8	0	11	3	0	2	15	
96	石油ストーブ	24	4.2	0	14	2	2	4	5	
97	電気毛布	22	3.9	1	12	4	1	5	5	
98	ガスこんろ	22	3.9	0	11	3	1	2	7	
99	カセットボンベ	22	3.9	1	0	0	17	0	6	
100	エアゾール缶	22	3.9	1	0	0	17	0	6	
101	電気ストーブ	21	3.7	1	13	2	1	2	6	
102	ミシン	21	3.7	1	13	3	1	2	5	
103	毛布	20	3.5	0	13	1	0	1	10	
104	プリンター	20	3.5	1	10	2	1	2	8	
105	油缶	17	3.0	1	0	0	10	4	2	
106	ポリタンク	16	2.8	0	6	1	3	1	8	
107	扇風機	15	2.7	1	10	2	1	2	3	
108	空気清浄機	15	2.7	1	9	2	1	2	4	
109	F A X	14	2.5	1	3	2	1	5	6	
110	血圧計	14	2.5	1	3	2	6	2	3	
111	ビデオテープレコーダー	13	2.3	1	5	2	1	3	6	
112	カセットコンロ	13	2.3	0	3	2	2	2	5	
113	電気掃除機	11	1.9	1	6	2	1	2	3	
114	D V Dプレーヤ	11	1.9	1	5	2	1	2	5	
115	自転車空気入れ	10	1.8	0	3	1	1	0	5	
116	ヘルスメーター	10	1.8	0	2	2	1	1	4	
117	乾電池	10	1.8	2	0	0	4	0	5	

(注) 1 当省の調査結果による。

- 2 1 廃棄物処理法第9条の9に基づく広域認定の対象物品
 - 2 廃棄物処理法第6条の3に基づく適正処理困難物
 - 3 家電リサイクル法の対象物品
 - 4 資源有効利用促進法に基づく指定再資源化製品の対象物品
- 3 「 」は、収集を行っていない市区町村の割合の順である。

資料9 特定省資源業種における副産物の発生量等の経年推移

業 種	副 産 物	区 分	平成14年度	15	16
パルプ製造業及び紙製造業	スラッジ	発 生 量 (千 t)	<60,666>	<58,537>	5,160
		中間処理減量 (千 t)	-	56,590	3,573
		中間処理減量率 (%)	-	96.67	69.24
		再資源化量 (千 t)	-	1,468	1,267
		再資源化率 (%)	-	2.51	24.55
		最終処分量 (千 t)	-	479	321
		最終処分率 (%)	-	0.82	6.22
無機化学工業製品製造業及び有機化学工業製品製造業	スラッジ	発 生 量 (千 t)	<10,378>	<9,626>	3,341
		中間処理減量 (千 t)	-	6,838	1,152
		中間処理減量率 (%)	-	71.04	34.48
		再資源化量 (千 t)	-	1,099	878
		再資源化率 (%)	-	11.42	26.28
		最終処分量 (千 t)	-	1,689	1,310
		最終処分率 (%)	-	17.55	39.21
製鉄業及び製鋼・製鋼圧延業	スラグ	発 生 量 (千 t)	42,479	41,364	41,409
		中間処理減量 (千 t)	-	141	4
		中間処理減量率 (%)	-	0.34	0.01
		再資源化量 (千 t)	-	40,895	41,139
		再資源化率 (%)	-	98.87	99.35
		最終処分量 (千 t)	-	326	352
		最終処分率 (%)	-	0.79	0.85
銅第一次製錬・精製業	スラグ	発 生 量 (千 t)	2,555	2,447	2,537
		中間処理減量 (千 t)	-	0	0
		中間処理減量率 (%)	-	0.00	0.00
		再資源化量 (千 t)	-	2,244	2,386
		再資源化率 (%)	-	91.70	94.05
		最終処分量 (千 t)	-	203	151
		最終処分率 (%)	-	8.30	5.95
自動車製造業	金属くず又は鋳物廃砂	発 生 量 (千 t)	2,594	2,584	2,582
		中間処理減量 (千 t)	-	0	0
		中間処理減量率 (%)	-	0.00	0.00
		再資源化量 (千 t)	-	2,583	2,582
		再資源化率 (%)	-	99.96	100.00
		最終処分量 (千 t)	-	1	0
		最終処分率 (%)	-	0.04	0.00

(注) 1 経済産業省の資料に基づき、当省が作成した。

2 スラッジの発生量は、平成14年度及び15年度は脱水前、16年度は脱水後の量である。

3 中間処理減量率 = 中間処理減量 / 発生量 × 100

4 再資源化率 = 再資源化量 / 発生量 × 100

5 最終処分率 = 最終処分量 / 発生量 × 100

資料 10 市区町村における指定再利用促進製品の収集・処理の状況

(単位：市区町村数、%)

No.	密閉形蓄電池使用機器	品 目	区 分	収集・処理していない	収集・処理している	再資源化している	再資源化していない	直接埋立てのみ
1		エアコン	市区町村数	515	50	17	33	0
			割合	91.2	8.8	34.0	66.0	0.0
2		洗濯機	市区町村数	513	52	18	34	0
			割合	90.8	9.2	34.6	65.4	0.0
3		冷蔵庫・冷凍庫	市区町村数	516	49	17	32	0
			割合	91.3	8.7	34.7	65.3	0.0
4		テレビ(ブラウン管)	市区町村数	516	49	17	32	0
			割合	91.3	8.7	34.7	65.3	0.0
5		携帯電話・PHS	市区町村数	122	443	231	212	123
			割合	21.6	78.4	52.1	47.9	27.8
6		電気歯ブラシ	市区町村数	4	561	319	242	139
			割合	0.7	99.3	56.9	43.1	24.8
7		血圧計	市区町村数	14	551	314	237	136
			割合	2.5	97.5	57.0	43.0	24.7
8		防犯警報装置	市区町村数	168	397	230	167	96
			割合	29.7	70.3	57.9	42.1	24.2
9		オートバイ	市区町村数	541	24	14	10	0
			割合	95.8	4.2	58.3	41.7	0.0
10		火災警報設備	市区町村数	178	387	231	156	89
			割合	31.5	68.5	59.7	40.3	23.0
11		電気かみそり	市区町村数	4	561	335	226	132
			割合	0.7	99.3	59.7	40.3	23.5
12		電話機	市区町村数	4	561	343	218	114
			割合	0.7	99.3	61.1	38.9	20.3
13		ぱちんこ遊技機	市区町村数	238	327	200	127	69
			割合	42.1	57.9	61.2	38.8	21.1
14		回胴式遊技機(スロットマシン)	市区町村数	239	326	201	125	69
			割合	42.3	57.7	61.7	38.3	21.2
15		複写機	市区町村数	90	475	294	181	98
			割合	15.9	84.1	61.9	38.1	20.6
16		電気気泡発生器(浴槽用に限る)	市区町村数	74	491	315	176	88
			割合	13.1	86.9	64.2	35.8	17.9
17		ビデオカメラ	市区町村数	6	559	360	199	111
			割合	1.1	98.9	64.4	35.6	19.9
18		プリンター	市区町村数	20	545	351	194	97
			割合	3.5	96.5	64.4	35.6	17.8
19		FAX	市区町村数	14	551	355	196	98
			割合	2.5	97.5	64.4	35.6	17.8
20		デジタルカメラ	市区町村数	6	559	361	198	113
			割合	1.1	98.9	64.6	35.4	20.2
21		家庭用電気治療器	市区町村数	37	528	341	187	94
			割合	6.5	93.5	64.6	35.4	17.8
22		テレビ(プラズマ)	市区町村数	128	437	284	153	76
			割合	22.7	77.3	65.0	35.0	17.4
23		電気マッサージ器	市区町村数	34	531	347	184	100
			割合	6.0	94.0	65.3	34.7	18.8
24		家庭系デスクトップパソコン	市区町村数	507	58	38	20	8
			割合	89.7	10.3	65.5	34.5	13.8
25		テレビ(液晶)	市区町村数	121	444	291	153	77
			割合	21.4	78.6	65.5	34.5	17.3

(単位：市区町村数、%)

No.	密閉蓄電池使用機器	品 目	区 分	収集・処理していない	収集・処理している	再資源化		直接埋立てのみ
						している	していない	
26		電動式玩具（自動車型に限る）	市区町村数	38	527	347	180	95
			割合	6.7	93.3	65.8	34.2	18.0
27		システムキッチン（台所流し、食器棚等設備が一体の製品）	市区町村数	333	232	153	79	43
			割合	58.9	41.1	65.9	34.1	18.5
28		電気掃除機	市区町村数	11	554	371	183	94
			割合	1.9	98.1	67.0	33.0	17.0
29		電動工具	市区町村数	38	527	357	170	95
			割合	6.7	93.3	67.7	32.3	18.0
30		家庭系ノートパソコン	市区町村数	509	56	39	17	8
			割合	90.1	9.9	69.6	30.4	14.3
31		ガスバーナー付ふるがま	市区町村数	244	321	228	93	49
			割合	43.2	56.8	71.0	29.0	15.3
32		電動車いす	市区町村数	182	383	273	110	58
			割合	32.2	67.8	71.3	28.7	15.1
33		石油給湯器	市区町村数	153	412	298	114	56
			割合	27.1	72.9	72.3	27.7	13.6
34		衣類乾燥機	市区町村数	45	520	384	136	64
			割合	8.0	92.0	73.8	26.2	12.3
35		ガス瞬間湯沸器	市区町村数	48	517	388	129	64
			割合	8.5	91.5	75.0	25.0	12.4
36		電子レンジ	市区町村数	31	534	405	129	59
			割合	5.5	94.5	75.8	24.2	11.0
37		ガスこんろ	市区町村数	22	543	413	130	62
			割合	3.9	96.1	76.1	23.9	11.4
38		石油ストーブ	市区町村数	24	541	417	124	56
			割合	4.2	95.8	77.1	22.9	10.4
39		収納家具（金属製）	市区町村数	59	506	400	106	37
			割合	10.4	89.6	79.1	20.9	7.3
40		電動アシスト自転車	市区町村数	87	478	378	100	40
			割合	15.4	84.6	79.1	20.9	8.4
41		回転いす（金属製）	市区町村数	60	505	400	105	38
			割合	10.6	89.4	79.2	20.8	7.5
42		棚（金属製）	市区町村数	59	506	402	104	37
			割合	10.4	89.6	79.4	20.6	7.3
43		事務用机（金属製）	市区町村数	72	493	393	100	36
			割合	12.7	87.3	79.7	20.3	7.3
44		原動機付き自転車	市区町村数	451	114	91	23	6
			割合	79.8	20.2	79.8	20.2	5.3

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象とした地方公共団体は、565 市区町村である。

3 「収集・処理していない」及び「収集・処理している」の欄の割合は、565 市区町村を母数としている。

4 「再資源化している」、「再資源化していない」及び「直接埋立てのみ」の欄の割合は、「収集・処理している」市区町村数を母数としている。

5 「No.」は、「再資源化していない」の欄の割合の順である。

資料 11 家庭から排出される一般廃棄物の排出量に占める容器包装廃棄物

1 家庭から排出される一般廃棄物に占める容器包装廃棄物の割合の経年推移

(単位：%)

区 分 \ 年 度	平成12	13	14	15	16
ガラスびん	4.6	4.2	4.5	4.4	4.3
ペットボトル	1.2	1.2	1.4	1.5	1.5
紙製容器包装	4.2	4.3	4.3	4.3	4.6
プラスチック製容器包装	9.5	9.4	9.1	8.9	8.9
スチール缶	1.7	1.4	1.3	1.3	1.1
アルミ缶	0.9	0.8	0.9	0.9	0.8
段ボール	2.0	1.8	2.0	2.2	2.3
紙パック	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6
その他	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
合 計 (指 数)	24.7 (100.0)	23.8 (96.4)	24.3 (98.3)	24.2 (98.0)	24.2 (98.3)

(注) 1 環境省「容器包装廃棄物の使用・排出実態調査」に基づき、当省が作成した。

2 家庭から排出される一般廃棄物に占める容器包装廃棄物の割合は、年度ごとに、当該年度、前年度及び前々年度の平均値とした。

2 家庭から排出される一般廃棄物の排出量の経年推移

(単位：t)

区 分 \ 年 度	平成12	13	14	15	16	増 減 (16-12)
家庭系一般廃棄物排出量 (指 数)	32,676,423 (100.0)	33,624,375 (102.9)	33,432,418 (102.3)	33,646,706 (103.0)	33,117,227 (101.3)	440,804 -

(注) 1 環境省「一般廃棄物の排出及び処理状況等について」に基づき、当省が作成した。

2 家庭から排出される一般廃棄物の排出量のうち、粗大ごみ及び集団回収量を除く。

資料 12 リターナブル容器に関するアンケート調査の結果(抄)

設 問	びんに限らず容器包装を繰り返し利用（リターナブル）することは、容器包装の排出量削減に大きな効果をもたらすと考えられます。そこで、以下のようなリターナブルの取組が開始された場合、リターナブル容器の自らの利用が増えると考えられる取組すべてにしてください。
-----	---

自治体庁舎の食堂・売店や、学校の給食・売店など公的施設で、可能な限りリターナブルびんを利用する。

自治体がリターナブルびんの分別収集を始める。

出前、宅配サービスに利用されている容器（皿、どんぶり、飲料容器など）がリターナブル容器になる。

オフィスや大型施設（スタジアムなど）で、リターナブル容器（マイカップなど）が導入される。

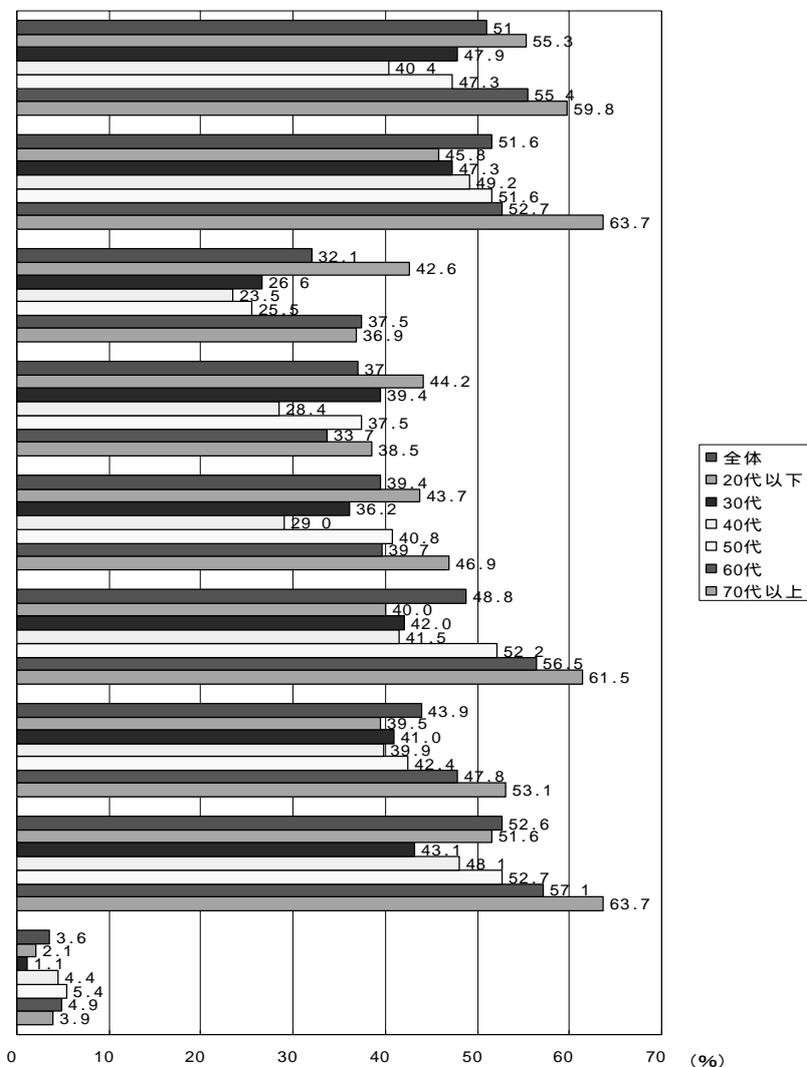
小売店などでお気に入りの飲料（牛乳、お酒、清涼飲料）に、缶やペットボトル、紙パックなどワンウェイ容器入りのものの他に、リターナブルびん入りのものが販売される。

リターナブルびんに「R」マークなどの識別表示がわかりやすく表示される。

リターナブル容器が環境によいことの説明、PRが強化される。

お店にリターナブル製品コーナーなどが設置される（空容器の回収もお店が協力してくれる）。

その他



(注) 財団法人食品産業センター「リターナブル容器利用等及び容器包装廃棄物排出抑制調査報告書（平成18年3月）」に基づき、当省が作成した。

資料 13 容器包装廃棄物の分別収集を実施している市区町村の割合の経年推移

区分	年度	平成 9	10	11	12	13	14	15	16	17	増減 (17-9)	増減 (17-12)
無色のガラスびん(%) (指数)		49.5 (100)	57.2 (116)	61.2 (124)	81.1 (164)	83.9 (170)	86.4 (175)	92.3 (187)	92.2 (186)	95.1 (192)	45.6ポイント	14.0ポイント
	茶色のガラスびん(%) (指数)	49.5 (100)	57.3 (116)	61.3 (124)	81.5 (165)	84.3 (170)	86.8 (175)	92.6 (187)	92.6 (187)	95.4 (193)	45.9ポイント	13.9ポイント
		47.2 (100)	54.8 (116)	58.9 (125)	79.5 (169)	83.4 (177)	84.7 (180)	91.0 (193)	91.3 (194)	94.7 (201)	47.5ポイント	15.2ポイント
紙製容器包装(%) (指数)		-	-	-	10.6 (100)	12.4 (117)	16.2 (153)	23.7 (224)	25.3 (239)	29.9 (282)	-	19.3ポイント
	ペットボトル(%) (指数)	19.4 (100)	31.1 (160)	37.3 (192)	72.5 (374)	80.6 (415)	84.9 (438)	91.6 (472)	91.6 (472)	94.7 (488)	75.3ポイント	22.2ポイント
プラスチック製容器包装(%) (指数)		-	-	-	27.3 (100)	37.3 (137)	40.4 (148)	53.4 (196)	57.5 (211)	62.9 (230)	-	35.6ポイント
	うち白色トレイ(%) (指数)	-	-	-	19.0 (100)	22.4 (118)	24.7 (130)	32.1 (169)	34.4 (181)	37.4 (197)	-	18.4ポイント
		スチール缶(%) (指数)	74.1 (100)	79.0 (107)	80.7 (109)	94.9 (128)	95.6 (129)	96.5 (130)	98.8 (133)	98.1 (132)	99.0 (134)	24.9ポイント
アルミ缶(%) (指数)		74.3 (100)	79.5 (107)	81.4 (109)	95.3 (128)	95.9 (129)	96.8 (130)	98.5 (133)	97.9 (132)	99.1 (133)	24.8ポイント	3.8ポイント
	段ボール(%) (指数)	-	-	-	53.5 (100)	59.8 (112)	65.1 (122)	77.5 (145)	78.3 (146)	84.1 (157)	-	30.6ポイント
紙パック(%) (指数)		30.5 (100)	34.1 (112)	36.2 (119)	49.5 (162)	54.1 (177)	57.2 (187)	64.4 (211)	64.4 (211)	72.9 (239)	42.4ポイント	23.4ポイント

(注) 1 環境省「市町村の分別収集及び再商品化の実績について」に基づき、当省が作成した。

2 実施している市区町村の割合 = (分別収集を実施している市区町村数 / 全国の市区町村数) × 100

3 平成12年度から分別収集の対象に加えられた品目(紙製容器包装、プラスチック製容器包装及び段ボール)の「増減」欄は、12年度比のみを記載した。

資料 14 容器包装廃棄物の分別収集量の経年推移

区分	年度	9年度	10	11	12	13	14	15	16	17	増減 (17-9)	増減率 (17/9)	増減 (17-12)	増減率 (17/12)
無色のガラスびん(t) (指数)		292,775 (100)	322,284 (110)	326,110 (111)	352,386 (120)	355,157 (121)	348,698 (119)	356,977 (122)	346,671 (118)	341,748 (117)	48,973	16.7ポイント	10,638	3.0ポイント
	茶色のガラスびん(t) (指数)	243,916 (100)	274,374 (112)	290,127 (119)	312,539 (128)	311,993 (128)	304,172 (125)	309,857 (127)	301,262 (124)	293,825 (120)	49,909	20.5ポイント	18,714	6.0ポイント
	その他のガラスびん(t) (指数)	107,533 (100)	136,935 (127)	149,332 (139)	164,551 (153)	162,481 (151)	163,903 (152)	165,011 (153)	166,076 (154)	174,082 (162)	-	61.9ポイント	9,531	5.8ポイント
ガラスびん計(t) (指数)	644,224 (100)	733,593 (114)	765,569 (119)	829,476 (129)	829,631 (129)	816,773 (127)	831,845 (129)	814,009 (126)	809,655 (126)	165,431	25.7ポイント	19,821	2.4ポイント	
紙製容器包装(t) (指数)		-	-	-	34,537 (100)	49,723 (144)	57,977 (168)	76,876 (223)	69,197 (200)	71,012 (206)	-	-	36,475	105.6ポイント
	ペットボトル(t) (指数)	21,361 (100)	47,620 (223)	75,811 (355)	124,873 (585)	161,651 (757)	188,194 (881)	211,735 (991)	238,469 (1116)	251,962 (1180)	230,601	1079.5ポイント	127,089	101.8ポイント
プラスチック製容器包装(t) (指数)		-	-	-	100,810 (100)	197,273 (196)	282,561 (280)	401,697 (398)	471,488 (468)	558,997 (555)	-	-	458,187	454.5ポイント
	うち白色トレイ(t) (指数)	-	-	-	3,039 (100)	3,402 (112)	3,552 (117)	4,217 (139)	3,993 (131)	4,581 (151)	-	-	1,542	50.7ポイント
スチール缶(t) (指数)		464,662 (100)	471,638 (102)	471,127 (101)	484,752 (104)	461,357 (99)	419,667 (90)	393,650 (85)	362,207 (78)	329,535 (71)	135,127	29.1ポイント	155,217	32.0ポイント
	アルミ缶(t) (指数)	112,527 (100)	121,214 (108)	128,541 (114)	135,910 (121)	141,408 (126)	145,789 (130)	139,321 (124)	139,477 (124)	139,535 (124)	27,008	24.0ポイント	3,625	2.7ポイント
段ボール(t) (指数)		-	-	-	380,290 (100)	448,855 (118)	502,903 (132)	554,309 (146)	547,149 (144)	554,820 (146)	174,530	-	174,530	45.9ポイント
	紙パック(t) (指数)	6,644 (100)	8,939 (135)	9,547 (144)	12,565 (189)	13,136 (198)	15,696 (236)	16,636 (250)	15,807 (238)	16,320 (246)	9,676	145.6ポイント	3,755	29.9ポイント
合計(t) (指数)	1,249,418 (100)	1,383,004 (111)	1,450,595 (116)	2,103,213 (168)	2,303,034 (184)	2,429,560 (194)	2,626,069 (210)	2,657,803 (213)	2,731,836 (219)	1,482,418	118.6ポイント	628,623	29.9ポイント	

(注) 1 環境省「市町村の分別収集及び再商品化の実績について」に基づき、当省が作成した。
2 四捨五入のため、数値が一致しない場合がある。

資料 15 容器包装廃棄物の再商品化量の経年推移

区分	年度	9年度	10	11	12	13	14	15	16	17	増減 (17-9)	増減率 (17/9)	増減 (17-12)	増減率 (17/12)
無色のガラスびん(t) (指数)		275,119 (100)	303,240 (110)	307,237 (112)	334,549 (122)	339,443 (123)	337,888 (123)	345,208 (125)	334,659 (122)	327,796 (119)	52,677	19.1ポイント	6,753	2.0ポイント
	茶色のガラスびん(t) (指数)	228,170 (100)	256,227 (112)	272,559 (119)	294,959 (129)	298,785 (131)	293,240 (129)	297,510 (130)	291,868 (128)	281,524 (123)	53,354	23.4ポイント	13,435	4.6ポイント
		95,190 (100)	123,227 (129)	134,084 (141)	150,139 (158)	152,965 (161)	156,856 (165)	157,217 (165)	157,145 (165)	167,209 (176)	72,019	75.7ポイント	17,070	11.4ポイント
	ガラスびん計(t) (指数)	598,479 (100)	682,694 (114)	713,880 (119)	779,647 (130)	791,193 (132)	787,984 (132)	799,935 (134)	783,672 (131)	776,529 (130)	178,050	29.8ポイント	3,118	0.4ポイント
紙製容器包装(t) (指数)		-	-	-	26,310 (100)	44,675 (170)	54,145 (206)	69,508 (264)	59,668 (227)	63,031 (240)	-	-	36,721	139.6ポイント
	ペットボトル(t) (指数)	19,330 (100)	45,912 (238)	70,738 (366)	117,877 (610)	155,837 (806)	183,427 (949)	204,993 (1060)	231,377 (1197)	244,026 (1262)	224,696	1162.4ポイント	126,149	107.0ポイント
プラスチック製容器包装(t) (指数)		-	-	-	77,568 (100)	180,306 (232)	268,640 (346)	384,865 (496)	455,487 (587)	538,123 (694)	-	-	460,555	593.7ポイント
	う白色トレイ(t) (指数)	-	-	-	2,499 (100)	3,011 (120)	3,239 (130)	3,993 (160)	3,633 (145)	4,162 (167)	-	-	1,663	66.5ポイント
		スチール缶(t) (指数)	443,506 (100)	461,347 (104)	456,892 (103)	476,177 (107)	450,229 (102)	415,364 (94)	387,875 (87)	355,106 (80)	321,245 (72)	122,261	27.6ポイント	154,932
アルミ缶(t) (指数)		107,455 (100)	117,315 (100)	124,690 (100)	132,386 (100)	137,753 (100)	144,101 (100)	137,055 (100)	137,905 (100)	137,015 (100)	29,560	27.5ポイント	4,629	3.5ポイント
	段ボール(t) (指数)	-	-	-	372,576 (100)	438,598 (118)	498,702 (134)	538,043 (144)	542,163 (146)	549,464 (147)	-	-	176,888	47.5ポイント
紙パック(t) (指数)		6,419 (100)	8,670 (135)	9,416 (147)	12,071 (188)	12,435 (194)	15,358 (239)	15,472 (241)	15,402 (240)	15,956 (249)	9,537	148.6ポイント	3,885	32.2ポイント
	合計(t) (指数)	1,175,189 (100)	1,315,938 (112)	1,375,616 (117)	1,994,612 (170)	2,211,026 (188)	2,367,721 (201)	2,537,746 (216)	2,580,780 (220)	2,645,389 (225)	1,470,200	125.1ポイント	650,777	32.6ポイント

(注) 1 環境省「市町村の分別収集及び再商品化の実績について」に基づき、当省が作成した。

2 四捨五入のため、数値が一致しない場合がある。

資料 16 容器包装廃棄物の独自処理量及び独自処理率の経年推移

区分	年度										増減 (17-9)	増減率 (17/9)	増減 (17-12)	増減率 (17/12)
	平成9	10	11	12	13	14	15	16	17					
無色のガラスびん	独自処理量(t)	222,667	243,073	247,070	254,713	242,343	235,100	236,122	224,727	224,664	1,997	0.9%	30,049	13.4%
	独自処理率(%)	80.9	80.2	80.4	76.1	71.4	69.6	68.4	67.2	68.5	12.4	15.3	7.6	11.3
	独自処理量(t)	167,040	180,606	196,938	183,760	168,893	162,929	167,236	162,329	157,817	9,223	5.5%	25,943	16.0%
	独自処理率(%)	73.2	70.5	72.3	62.3	56.5	55.6	56.2	55.6	56.1	17.2	23.4	6.2	11.2
茶色のガラスびん	独自処理量(t)	60,409	70,744	81,601	60,296	54,613	50,916	55,932	52,170	58,019	2,390	4.0%	2,277	4.4%
	独自処理率(%)	63.5	57.4	60.9	40.2	35.7	32.5	35.6	33.2	34.7	28.8	45.3	5.5	16.5
	独自処理量(t)	450,116	494,423	525,609	498,769	465,849	448,945	459,290	439,226	440,500	9,616	2.1%	58,269	13.3%
	独自処理率(%)	75.2	72.4	73.6	64.0	58.9	57.0	57.4	56.0	56.7	18.5	24.6	7.2	12.9
ガラスびん計	独自処理量(t)	-	-	-	15,067	22,990	29,458	38,856	31,557	35,554	-	-	20,487	64.9%
	独自処理率(%)	-	-	-	57.3	51.5	54.4	55.9	52.9	56.4	-	-	0.9	1.6
	独自処理量(t)	5,316	10,248	15,063	21,225	24,810	29,567	31,118	39,651	74,109	68,793	1294.1%	52,884	133.4%
	独自処理率(%)	27.5	22.3	21.3	18.0	15.9	16.1	15.2	17.1	30.4	2.9	10.4	12.4	72.1
紙製容器包装	独自処理量(t)	-	-	-	10,488	11,625	8,971	16,860	8,575	9,595	-	-	893	10.4%
	独自処理率(%)	-	-	-	13.5	6.4	3.3	4.4	1.9	1.8	-	-	11.7	623.5
	独自処理量(t)	455,432	504,671	540,672	545,549	525,274	516,941	546,124	519,009	559,758	104,326	22.9%	14,209	2.7%
	独自処理率(%)	7.4	6.9	6.9	5.4	4.5	4.0	3.7	3.4	3.5	3.9	53.2	2.0	58.9
ペットボトル	独自処理量(t)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	独自処理率(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	独自処理量(t)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	独自処理率(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
プラスチック製 容器包装	独自処理量(t)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	独自処理率(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	独自処理量(t)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	独自処理率(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	独自処理量(t)	222,667	243,073	247,070	254,713	242,343	235,100	236,122	224,727	224,664	1,997	0.9%	30,049	13.4%
	独自処理率(%)	80.9	80.2	80.4	76.1	71.4	69.6	68.4	67.2	68.5	12.4	15.3	7.6	11.3

(注) 1 環境省「市町村の分別収集及び再商品化の実績について」及び財団法人容器包装リサイクル協会の資料に基づき当省が作成した。

2 独自処理量 = (再商品化量 - 指定法人引取量)

3 独自処理率 = (独自処理量 / (独自処理量 + 指定法人引取量)) × 100

4 四捨五入のため、数値が一致しない場合がある。

資料 17 特定家庭用機器の排出台数の経年推移

(単位：万台、%)

区分	年度		平成12		13		14		15		16		17	
	台数	指数	台数	指数										
エアコン	374	100.0	397	106.1	421	112.6	446	119.3	470	125.7	494	132.1		
ブラウン管テレビ	835	100.0	852	102.0	866	103.7	879	105.3	891	106.7	899	107.7		
冷蔵庫・冷凍庫	403	100.0	409	101.5	415	103.0	422	104.7	428	106.2	434	107.7		
洗濯機	441	100.0	447	101.4	452	102.5	456	103.4	459	104.1	460	104.3		
合計	2,052	100.0	2,105	102.6	2,155	105.0	2,203	107.4	2,247	109.5	2,287	111.5		

(注) 1 中央環境審議会・産業構造審議会合同会合の資料に基づき、当省が作成した。

2 指数は、平成12年度を100とした場合の数値である。

3 四捨五入のため、数値が一致しない場合がある。

資料 18 家庭用機器の使用年数

(単位：万台、%)

区分	平成12年度		13年度		14年度		15年度		16年度		17年度	
	万台	指数	万台	指数	万台	指数	万台	指数	万台	指数	万台	指数
ルームエアコン	11.98	100.0	12.55	104.8	12.55	104.8	11.95	99.8	10.30	86.0	10.20	85.2
カラーテレビ	9.60	100.0	10.18	106.0	10.23	106.5	10.25	106.8	9.40	97.9	9.10	94.8
電気冷蔵庫	12.20	100.0	11.73	96.1	11.48	94.1	11.38	93.2	10.50	86.1	10.40	85.2
電気洗濯機	9.68	100.0	9.13	94.3	9.03	93.3	9.35	96.6	9.00	93.0	8.70	89.9

(注) 1 内閣府の「消費動向調査」に基づき、当省が作成した。

2 平成12年度から15年度までの数値は4半期ごとの調査結果の平均値、16年度及び17年度の数値は年1回の調査結果の数値である。

3 指数は、平成12年度を100とした場合の数値である。

4 使用年数は、製品の買替えをした場合における、買替え前に回答者が使用していた製品の使用年数である。

資料 19 特定家庭用機器廃棄物の再商品化の実施状況

区 分	年 度	平成13	14	15	16	17	18	増 減	
								(18-13)	(18/13)
エアコン	指定取引場所での引取台数(千台)	1,334	1,636	1,584	1,814	1,989	1,828	494	37.0
	(指 数)	(100)	(123)	(119)	(136)	(149)	(137)	-	-
	再商品化処理台数(千台)	1,301	1,624	1,579	1,809	1,990	1,835	534	41.0
	(指 数)	(100)	(125)	(121)	(139)	(153)	(141)	-	-
	再商品化等処理重量(t) A	57,634	72,009	69,686	79,044	85,814	77,655	20,021	34.7
	(指 数)	(100)	(125)	(121)	(137)	(149)	(135)	-	-
	(1台当たりの再商品化等処理重量(t))	0.0443	0.0443	0.0441	0.0437	0.0431	0.0423	0.0020	4.5
	(指 数)	(100)	(100)	(100)	(99)	(97)	(96)	-	-
	再商品化重量(t) B	45,019	56,739	57,058	64,939	72,585	66,791	21,772	48.4
	(指 数)	(100)	(126)	(127)	(144)	(161)	(148)	-	-
(1台当たりの再商品化重量(t))	0.0346	0.0349	0.0361	0.0359	0.0365	0.0364	0.0018	5.2	
(指 数)	(100)	(101)	(104)	(104)	(105)	(105)	-	-	
再商品化後の重量(t) (A-B)	12,615	15,270	12,628	14,105	13,229	10,864	1,751	13.9	
(指 数)	(100)	(121)	(100)	(112)	(105)	(86)	-	-	
再商品化率(%) (B/A)	78.1	78.8	81.9	82.2	84.6	86.0	7.9	-	
テレビ	指定取引場所での引取台数(千台)	3,083	3,520	3,550	3,787	3,857	4,127	1,044	33.9
	(指 数)	(100)	(114)	(115)	(123)	(125)	(134)	-	-
	再商品化処理台数(千台)	2,981	3,515	3,549	3,777	3,852	4,094	1,113	37.3
	(指 数)	(100)	(118)	(119)	(127)	(129)	(137)	-	-
	再商品化等処理重量(t) A	79,978	95,134	96,435	103,200	107,993	117,849	37,871	47.4
	(指 数)	(100)	(119)	(121)	(129)	(135)	(147)	-	-
	(1台当たりの再商品化等処理重量(t))	0.0268	0.0272	0.0272	0.0273	0.0280	0.0288	0.0020	7.3
	(指 数)	(100)	(101)	(101)	(102)	(104)	(107)	-	-
	再商品化重量(t) B	58,814	72,110	76,025	83,868	83,530	91,092	32,278	54.9
	(指 数)	(100)	(123)	(129)	(143)	(142)	(155)	-	-
(1台当たりの再商品化重量(t))	0.0197	0.0205	0.0214	0.0222	0.0217	0.0223	0.0025	12.8	
(指 数)	(100)	(104)	(109)	(113)	(110)	(113)	-	-	
再商品化後の重量(t) (A-B)	21,164	23,024	20,410	19,332	24,463	26,757	5,593	26.4	
(指 数)	(100)	(109)	(96)	(91)	(116)	(126)	-	-	
再商品化率(%) (B/A)	73.5	75.8	78.8	81.3	77.3	77.3	3.8	-	
冷蔵庫・冷凍庫	指定取引場所での引取台数(千台)	2,191	2,565	2,664	2,801	2,820	2,716	525	24.0
	(指 数)	(100)	(117)	(122)	(128)	(129)	(124)	-	-
	再商品化処理台数(千台)	2,143	2,556	2,653	2,807	2,807	2,709	566	26.4
	(指 数)	(100)	(119)	(124)	(131)	(131)	(126)	-	-
	再商品化等処理重量(t) A	127,596	148,662	153,531	161,131	162,419	157,106	29,510	23.1
	(指 数)	(100)	(117)	(120)	(126)	(127)	(123)	-	-
	(1台当たりの再商品化等処理重量(t))	0.0595	0.0582	0.0579	0.0574	0.0579	0.0580	0.0015	2.6
	(指 数)	(100)	(98)	(97)	(96)	(97)	(97)	-	-
	再商品化重量(t) B	76,359	91,006	97,119	103,546	108,284	112,106	35,747	46.8
	(指 数)	(100)	(119)	(127)	(136)	(142)	(147)	-	-
(1台当たりの再商品化重量(t))	0.0356	0.0356	0.0366	0.0369	0.0386	0.0414	0.0058	16.1	
(指 数)	(100)	(103)	(103)	(104)	(108)	(116)	-	-	
再商品化後の重量(t) (A-B)	51,237	57,656	56,412	57,585	54,135	45,000	6,237	12.2	
(指 数)	(100)	(113)	(110)	(112)	(106)	(88)	-	-	
再商品化率(%) (B/A)	59.8	61.2	63.3	64.3	66.7	71.4	11.5	-	
洗濯機	指定取引場所での引取台数(千台)	1,930	2,426	2,662	2,813	2,952	2,943	1,013	52.5
	(指 数)	(100)	(126)	(138)	(146)	(153)	(152)	-	-
	再商品化処理台数(千台)	1,882	2,409	2,656	2,791	2,950	2,951	1,069	56.8
	(指 数)	(100)	(125)	(141)	(148)	(157)	(157)	-	-
	再商品化等処理重量(t) A	54,041	71,053	80,169	85,764	92,801	94,652	40,611	75.1
	(指 数)	(100)	(131)	(148)	(159)	(172)	(175)	-	-
	(1台当たりの再商品化等処理重量(t))	0.0287	0.0295	0.0302	0.0307	0.0315	0.0321	0.0034	11.7
	(指 数)	(100)	(103)	(105)	(107)	(110)	(112)	-	-
	再商品化重量(t) B	30,783	42,967	52,288	58,710	69,664	74,854	44,071	143.2
	(指 数)	(100)	(140)	(170)	(191)	(226)	(243)	-	-
(1台当たりの再商品化重量(t))	0.0164	0.0178	0.0197	0.0210	0.0236	0.0254	0.0090	55.1	
(指 数)	(100)	(109)	(120)	(129)	(144)	(155)	-	-	
再商品化後の重量(t) (A-B)	23,258	28,086	27,881	27,054	23,137	19,798	3,460	14.9	
(指 数)	(100)	(121)	(120)	(116)	(99)	(85)	-	-	
再商品化率(%) (B/A)	57.0	60.5	65.2	68.5	75.1	79.1	22.1	-	
合 計	指定取引場所での引取台数(千台)	8,538	10,147	10,460	11,215	11,618	11,614	3,076	36.0
	(指 数)	(100)	(119)	(123)	(131)	(136)	(136)	-	-
	再商品化処理台数(千台)	8,307	10,104	10,437	11,184	11,599	11,589	3,282	39.5
	(指 数)	(100)	(122)	(126)	(135)	(140)	(140)	-	-
	再商品化等処理重量(t) A	319,249	386,858	399,821	429,139	449,027	447,262	128,013	40.1
	(指 数)	(100)	(121)	(125)	(134)	(141)	(140)	-	-
	(1台当たりの再商品化等処理重量(t))	0.0384	0.0383	0.0383	0.0384	0.0387	0.0386	0.0002	0.4
	(指 数)	(100)	(100)	(100)	(100)	(101)	(100)	-	-
	再商品化重量(t) B	210,975	262,822	282,490	311,063	334,063	344,843	133,868	63.5
	(指 数)	(100)	(125)	(134)	(147)	(158)	(163)	-	-
(1台当たりの再商品化重量(t))	0.0254	0.0260	0.0271	0.0278	0.0288	0.0298	0.0044	17.2	
(指 数)	(100)	(102)	(107)	(110)	(113)	(117)	-	-	
再商品化後の重量(t) (A-B)	108,274	124,036	117,331	118,076	114,964	102,419	5,855	5.4	
(指 数)	(100)	(115)	(108)	(109)	(106)	(95)	-	-	
再商品化率(%) (B/A)	66.1	67.9	70.7	72.5	74.4	77.1	11.0	-	

- (注) 1 環境省の資料に基づき、当省が作成した。
 2 指数は、平成13年度を100とした場合の数値である。
 3 四捨五入のため、数値が一致しない場合がある。

資料 20 特定家庭用機器廃棄物の素材別再商品化の実施状況

(単位：t、%)

区分	平成13年度		14		15		16		17		18		増減		
		指数		指数		指数		指数		指数		指数	(18-13)	(18/13)	
エアコン	再商品化等処理重量	57,634	100.0	72,009	124.9	69,686	120.9	79,044	137.1	85,814	148.9	77,655	134.7	20,021	34.7
	再商品化重量	45,019	100.0	56,739	126.0	57,058	126.7	64,939	144.2	72,585	161.2	66,791	148.4	21,772	48.4
	鉄	22,633	100.0	23,112	102.1	23,219	102.6	25,878	114.3	26,200	115.8	23,910	105.6	1,277	5.6
	銅	1,951	100.0	3,058	156.7	3,432	175.9	4,137	212.0	5,490	281.4	5,031	257.9	3,080	157.9
	アルミニウム	588	100.0	1,111	188.9	1,136	193.2	1,340	227.9	2,228	378.9	2,023	344.0	1,435	244.0
	非鉄・鉄など混合物	19,411	100.0	27,969	144.1	26,831	138.2	30,396	156.6	33,925	174.8	30,275	156.0	10,864	56.0
	ブラウン管ガラス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他の有価物	434	100.0	1,487	342.6	2,439	562.0	3,185	733.9	4,742	1,092.6	5,552	1,279.3	5,118	1,179.3
テレビ	再商品化等処理重量	79,978	100.0	95,134	119.0	96,435	120.6	103,200	129.0	107,993	135.0	117,849	147.4	37,871	47.4
	再商品化重量	58,814	100.0	72,110	122.6	76,025	129.3	83,868	142.6	83,530	142.0	91,092	154.9	32,278	54.9
	鉄	6,257	100.0	7,235	115.6	8,013	128.1	8,167	130.5	8,678	138.7	11,620	185.7	5,363	85.7
	銅	2,714	100.0	3,369	124.1	3,602	132.7	3,835	141.3	4,068	149.9	4,456	164.2	1,742	64.2
	アルミニウム	155	100.0	188	121.3	183	118.1	123	79.4	192	123.9	85	54.8	70	45.2
	非鉄・鉄など混合物	242	100.0	483	199.6	767	316.9	1,100	454.5	1,035	427.7	892	368.6	650	268.6
	ブラウン管ガラス	45,153	100.0	55,075	122.0	55,975	124.0	60,818	134.7	53,727	119.0	52,394	116.0	7,241	16.0
	その他の有価物	4,291	100.0	5,756	134.1	7,481	174.3	9,823	228.9	15,830	368.9	21,645	504.4	17,354	404.4
冷蔵庫・冷凍庫	再商品化等処理重量	127,596	100.0	148,662	116.5	153,531	120.3	161,131	126.3	162,419	127.3	157,106	123.1	29,510	23.1
	再商品化重量	76,359	100.0	91,006	119.2	97,119	127.2	103,546	135.6	108,284	141.8	112,106	146.8	35,747	46.8
	鉄	58,423	100.0	65,832	112.7	68,417	117.1	71,608	122.6	70,931	121.4	67,042	114.8	8,619	14.8
	銅	406	100.0	998	245.8	1,113	274.1	1,267	312.1	1,309	322.4	1,722	424.1	1,316	324.1
	アルミニウム	117	100.0	404	345.3	293	250.4	380	324.8	384	328.2	268	229.1	151	129.1
	非鉄・鉄など混合物	15,500	100.0	18,880		18,179	117.3	19,401	125.2	20,661	133.3	20,312	131.0	4,812	31.0
	ブラウン管ガラス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他の有価物	1,909	100.0	4,890	256.2	9,115	477.5	10,888	570.4	14,999	785.7	22,762	1,192.4	20,853	1,092.4
洗濯機	再商品化等処理重量	54,041	100.0	71,053	131.5	80,169	148.3	85,764	158.7	92,801	171.7	94,652	175.1	40,611	75.1
	再商品化重量	30,783	100.0	42,967	139.6	52,288	169.9	58,710	190.7	69,664	226.3	74,854	243.2	44,071	143.2
	鉄	23,242	100.0	30,992	133.3	35,120	151.1	37,668	162.1	39,225	168.8	39,857	171.5	16,615	71.5
	銅	352	100.0	476	135.2	644	183.0	789	224.1	1,016	288.6	1,050	298.3	698	198.3
	アルミニウム	105	100.0	142	135.2	263	250.5	455	433.3	520	495.2	544	518.1	439	418.1
	非鉄・鉄など混合物	6,253	100.0	8,703	139.2	9,894	158.2	10,893	174.2	13,713	219.3	14,018	224.2	7,765	124.2
	ブラウン管ガラス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他の有価物	828	100.0	2,652	320.3	6,365	768.7	8,903	1,075.2	15,190	1,834.5	19,385	2,341.2	18,557	2,241.2
合計	再商品化等処理重量	319,249	100.0	386,858	121.2	399,821	125.2	429,139	134.4	449,027	140.7	447,262	140.1	128,013	40.1
	再商品化重量	210,975	100.0	262,822	124.6	282,490	133.9	311,063	147.4	334,063	158.3	344,843	163.5	133,868	63.5
	鉄	110,555	100.0	127,171	115.0	134,769	121.9	143,321	129.6	145,034	131.2	142,429	128.8	31,874	28.8
	銅	5,423	100.0	7,901	145.7	8,791	162.1	10,028	184.9	11,883	219.1	12,259	226.1	6,836	126.1
	アルミニウム	965	100.0	1,845	191.2	1,875	194.3	2,298	238.1	3,324	344.5	2,920	302.6	1,955	202.6
	非鉄・鉄など混合物	41,406	100.0	56,035	135.3	55,671	134.5	61,790	149.2	69,334	167.4	65,497	158.2	24,091	58.2
	ブラウン管ガラス	45,153	100.0	55,075	122.0	55,975	124.0	60,818	134.7	53,727	119.0	52,394	116.0	7,241	16.0
	その他の有価物	7,462	100.0	14,785	198.1	25,400	340.4	32,799	439.5	50,761	680.3	69,344	929.3	61,882	829.3

- (注) 1 環境省の資料に基づき、当省が作成した。
 2 指数は、平成13年度を100とした場合の数値である。
 3 「その他有価物」はプラスチック等である。
 4 四捨五入のため、数値が一致しない場合がある。

資料 21 食品廃棄物等の発生抑制に取り組んでいる事業所の取組方法別割合
(平成 17 年度)

(単位：%)

区 分		食品産業全体				
		食品製造業	食品卸売業	食品小売業	外食産業	
仕入過程	製造（販売）量に合わせた仕入れ	76	53	51	80	77
	ロスの出ない製品・材料への仕入れの見直し	53	34	52	43	66
	産地での下加工等一次処理後の原料仕入れ	17	22	28	13	18
	調理済み食品の仕入れ	17	7	15	12	23
	その他	2	4	2	3	1
製造・調理過程	調理方法の改善による調理くずの削減	42	22	31	25	65
	小ロットの製造	17	35	24	14	17
	ロスの出ない製品開発	16	26	4	9	24
	規格外品の再使用	10	21	4	5	14
	製造、搬出等設備の更新又は導入	8	16	6	8	6
	その他	4	13	-	3	5
輸送・保管過程	保管設備（冷却機、高性能冷蔵庫等）の更新又は導入	20	19	20	15	26
	在庫管理システムの導入	14	14	13	16	13
	包装、梱包方法の改善	11	18	21	16	4
	輸送設備（冷凍・冷蔵車等）の更新又は導入	7	13	13	8	4
	その他	3	2	1	2	4
販売過程	メニュー、調理ボリュームの適正化	34	5	23	22	52
	販売状況に合わせた調理等、販売方法の改善	34	14	19	37	35
	賞味期限の迫った商品の特価販売	25	18	32	43	6
	食品の量り売り、バラ売り	19	13	14	33	5
	少量パックの販売	14	16	8	25	3
	その他	7	3	6	10	4

(注) 1 農林水産省「食品循環資源の再生利用等実態調査結果(平成 17 年度)」に基づき、当省が作成した。

2 「図表 2 - (6) - 」の平成 17 年度における食品廃棄物等の発生抑制に取り組んでいる事業所の割合を 100 とする割合である。

3 複数回答(該当するものすべてを選択)である。

資料 22 食品循環資源の再生利用の用途別仕向量割合の経年推移

(単位：%)

区 分	用 途	平成13年度	14	15	16	17
食品産業全体	肥 料	36	37	40	39	39
	飼 料	39	36	34	33	35
	メタン	0	0	0	0	1
	油脂及び油脂製品	7	5	3	4	5
	食品用	3	2	3	2	2
	工業資材用	2	4	2	1	1
	熱源として利用	・・・	・・・	・・・	4	2
	その他	3	6	5	3	2
食品製造業	肥 料	36	38	43	46	43
	飼 料	42	41	38	35	43
	メタン	0	0	0	0	1
	油脂及び油脂製品	5	3	2	3	3
	食品用	3	3	4	2	3
	工業資材用	2	5	2	1	1
	熱源として利用	・・・	・・・	・・・	3	2
	その他	3	4	4	3	1
食品卸売業	肥 料	32	39	56	28	38
	飼 料	45	31	32	38	41
	メタン	-	-	-	-	1
	油脂及び油脂製品	4	3	4	1	7
	食品用	1	3	1	0	1
	工業資材用	3	1	0	1	-
	熱源として利用	・・・	・・・	・・・	-	0
	その他	1	1	4	9	5
食品小売業	肥 料	42	42	29	30	34
	飼 料	27	21	25	36	23
	メタン	-	-	-	0	1
	油脂及び油脂製品	10	7	5	7	8
	食品用	0	0	4	6	1
	工業資材用	1	0	3	2	1
	熱源として利用	・・・	・・・	・・・	2	2
	その他	1	17	10	1	3
外食産業	肥 料	32	18	23	22	24
	飼 料	29	25	27	20	11
	メタン	-	-	-	1	1
	油脂及び油脂製品	13	13	7	6	10
	食品用	-	0	-	-	-
	工業資材用	0	0	0	-	0
	熱源として利用	・・・	・・・	・・・	10	2
	その他	1	6	1	0	3

(注) 1 農林水産省「食品循環資源の再生利用等実態調査結果」に基づき、当省が作成した。

2 再生利用への仕向量に対する割合である。

3 表中の「・・・」は当該調査の項目として実施していないことを、「-」は調査の項目として実施したが該当者が存在しないことを示している。

資料 23 食品循環資源の再生利用の方法別仕向量割合の経年推移

(単位：%)

区 分	再生利用の方法	平成13年度	14	15	16	17	
食品産業全体	自事業所又は自社で再生利用	7	8	10	10	9	
	委託による再生利用	有償で売却	36	38	33	29	46
		無償又は自己負担で委託	57	54	57	61	45
食品製造業	自事業所又は自社で再生利用	5	8	9	11	12	
	委託による再生利用	有償で売却	41	39	37	29	51
		無償又は自己負担で委託	54	53	54	60	37
食品卸売業	自事業所又は自社で再生利用	3	3	7	2	3	
	委託による再生利用	有償で売却	44	41	30	31	42
		無償又は自己負担で委託	53	57	63	67	55
食品小売業	自事業所又は自社で再生利用	3	6	7	8	2	
	委託による再生利用	有償で売却	23	42	27	28	25
		無償又は自己負担で委託	74	51	66	64	73
外食産業	自事業所又は自社で再生利用	29	13	15	13	6	
	委託による再生利用	有償で売却	9	17	15	24	47
		無償又は自己負担で委託	62	71	70	63	47

- (注) 1 農林水産省「食品循環資源の再生利用等実態調査結果」に基づき、当省が作成した。
 2 再生利用への仕向量に対する割合である。

資料 24 食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者数の経年推移

区 分		平成13年度	14	15	16	17	18年11月末 現在
登録再生利用事業者数		12	29	40	56	89	101
用途 の内 訳	肥料化	10	21	30	45	64	70
	飼料化	2	8	9	10	21	25
	油脂・油脂製品化	0	0	1	3	10	11
	メタン化	0	0	0	2	4	6

- (注) 1 農林水産省の資料に基づき、当省が作成した。
 2 各年度末における登録再生利用事業者数である(平成 18 年度のみ 11 月現在)。
 3 一の事業者において、複数の用途の再生利用事業を行っている場合があるため、内訳の計と登録再生利用事業者数は一致しない場合がある。

資料 25 食品循環資源の再生利用の用途別再生利用事業者数(一般廃棄物)

区 分	市町村				民間事業者					登録再生利用事業者				
	肥料化	油脂・ 油脂製 品化	メタ ン化	その他	肥料化	飼料化	油脂・ 油脂製 品化	メタ ン化	その他	肥料化	飼料化	油脂・ 油脂製 品化	メタ ン化	
1	北海道	14	0	3	1	6	1	1	0	0	1	0	0	0
2	青森県	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
3	岩手県	2	0	0	0	4	0	0	1	0	2	0	0	0
4	宮城県	1	0	0	0	4	0	0	1	0	1	0	0	0
5	秋田県	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
6	山形県	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
7	福島県	1	0	0	1	3	0	0	0	0	2	0	0	0
8	茨城県	1	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0
9	栃木県	4	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0
10	群馬県	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11	埼玉県	3	0	0	2	4	1	0	0	0	3	0	0	0
12	千葉県	0	0	0	0	4	3	0	0	0	5	3	0	0
13	東京都	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	2	0	1
14	神奈川県	0	0	0	0	1	2	0	0	0	1	2	0	0
15	新潟県	8	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
16	富山県	0	0	0	0	2	0	0	1	0	1	0	0	1
17	石川県	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18	福井県	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
19	山梨県	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
20	長野県	4	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0
21	岐阜県	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22	静岡県	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23	愛知県	0	0	0	0	2	0	0	0	1	1	0	0	0
24	三重県	0	0	0	6	6	0	0	0	0	2	0	0	0
25	滋賀県	1	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0
26	京都府	0	0	0	0	1	1	0	1	0	1	1	0	1
27	大阪府	0	0	0	0	2	2	0	0	0	1	0	0	0
28	兵庫県	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
29	奈良県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30	和歌山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31	鳥取県	0	0	0	0	3	1	0	0	0	2	1	0	0
32	島根県	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33	岡山県	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
34	広島県	0	1	0	0	0	1	2	0	0	2	1	1	0
35	山口県	0	0	0	0	3	1	2	0	0	0	2	1	0
36	徳島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
37	香川県	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
38	愛媛県	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
39	高知県	1	0	0	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0
40	福岡県	2	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0
41	佐賀県	0	1	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0
42	長崎県	3	0	0	0	3	0	0	0	0	2	0	0	0
43	熊本県	1	0	1	2	7	0	0	1	0	3	0	0	0
44	大分県	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
45	宮崎県	4	0	0	0	7	4	0	0	0	0	0	0	0
46	鹿児島県	2	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0
47	沖縄県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		69	3	10	12	88	21	6	6	1	35	13	3	3

(注) 1 環境省及び農林水産省の資料に基づき、当省が作成した。

2 「市町村」は、廃棄物処理法第9条の3第1項の規定により一般廃棄物処理施設(食品廃棄物等の再生利用を行うものに限る。)の設置の届出を行った施設を設置している市町村である(平成18年3月現在)。

3 「民間事業者」は、廃棄物処理法第8条第1項の規定により一般廃棄物処理施設(食品廃棄物等の再生利用を行うものに限る。)の設置の許可を受けた施設を設置している者である(平成18年3月現在)。

4 「登録再生利用事業者」は、食品リサイクル法第10条第1項の規定による登録を受けた者である(平成18年11月現在)。

5 一の市町村、民間事業者または登録再生利用事業者において、複数の用途の再生利用事業を行っている場合がある。

資料 26 食品循環資源の再生利用の用途別再生利用事業者数(産業廃棄物)

区 分	民間事業者					登録再生利用事業者				
	肥料化	飼料化	油脂・油脂製品化	メタン化	その他	肥料化	飼料化	油脂・油脂製品化	メタン化	
1	北海道	55	21	16	1	12	3	1	1	0
2	青森県	15	7	1	0	0	1	0	0	0
3	岩手県	11	1	0	1	0	1	0	0	1
4	宮城県	10	1	1	1	0	3	0	0	1
5	秋田県	1	0	1	0	0	0	0	0	0
6	山形県	11	0	2	0	0	1	0	0	0
7	福島県	7	0	1	0	1	3	0	0	0
8	茨城県	11	4	0	0	0	1	3	0	0
9	栃木県	13	2	1	0	0	3	0	1	0
10	群馬県	12	0	0	0	1	1	0	0	0
11	埼玉県	16	2	0	0	0	3	1	0	0
12	千葉県	18	7	1	1	0	4	4	1	0
13	東京都	5	3	3	1	0	1	2	2	1
14	神奈川県	5	3	1	0	0	1	2	0	0
15	新潟県	14	2	0	0	0	3	0	0	0
16	富山県	7	0	0	1	0	1	0	0	1
17	石川県	1	0	0	0	0	0	0	0	0
18	福井県	5	0	0	0	2	0	0	0	0
19	山梨県	4	0	1	0	0	1	0	0	0
20	長野県	13	1	2	0	0	1	1	0	0
21	岐阜県	9	0	1	0	0	0	0	0	0
22	静岡県	30	8	0	1	3	3	1	0	0
23	愛知県	20	10	7	0	2	6	1	1	0
24	三重県	3	4	0	0	0	4	0	0	0
25	滋賀県	1	1	1	0	0	0	0	0	0
26	京都府	9	1	0	1	0	1	1	0	1
27	大阪府	4	3	3	0	1	0	1	1	0
28	兵庫県	10	5	1	0	3	1	0	0	0
29	奈良県	1	0	1	0	0	0	0	0	0
30	和歌山県	9	0	2	0	0	0	0	0	0
31	鳥取県	5	1	0	0	0	2	1	0	0
32	島根県	4	1	0	0	0	0	0	0	0
33	岡山県	11	6	0	0	0	1	1	0	0
34	広島県	18	3	0	0	1	3	1	1	0
35	山口県	10	4	0	0	0	0	2	1	0
36	徳島県	2	1	0	0	0	1	0	0	0
37	香川県	13	1	0	0	0	1	0	0	0
38	愛媛県	17	0	1	0	0	0	0	0	0
39	高知県	7	2	1	0	0	1	0	0	0
40	福岡県	29	3	1	0	1	1	0	1	0
41	佐賀県	11	1	2	1	0	1	1	0	0
42	長崎県	12	7	2	0	0	2	0	0	0
43	熊本県	11	1	3	1	0	3	0	0	1
44	大分県	8	2	3	0	0	0	0	0	0
45	宮崎県	18	8	0	0	0	0	0	0	0
46	鹿児島県	24	4	0	0	0	0	0	0	0
47	沖縄県	10	1	0	0	0	0	0	0	0
計		540	132	60	10	27	63	24	10	6

(注) 1 環境省及び農林水産省の資料に基づき、当省が作成した。

2 「民間事業者」は、廃棄物処理法第 14 条第 6 項の規定により許可を受けた産業廃棄物処分業者(食品廃棄物等の再生利用を行うものに限る。)及び廃棄物処理法施行規則第 10 条の 3 第 2 号の規定により、産業廃棄物処分量の許可を要しない者として指定を受けた者であって、食品廃棄物等の再生利用を行う者である(平成 18 年 3 月現在)。

3 「登録再生利用事業者」は、食品リサイクル法第 10 条第 1 項の規定による登録を受けた者である(平成 18 年 11 月現在)。

4 一の民間事業者または登録再生利用事業者において、複数の用途の再生利用事業を行っている場合がある。

資料 27 建設廃棄物の処理状況及び将来予測

(単位：千t、%)

区分	年 度	平成12		14		17		22(予測値)		32(予測値)		増 減	増 減	増減率	増減率
		排出量	指数	排出量	指数	排出量	指数	排出量	指数	排出量	指数	(17-12)	(22-17)	(17/12)	(22/17)
建設廃棄物合計	排出量	84,725.0	110.0	82,729.2	107.4	76,998.4	100.0	97,913.0	127.2	102,650.0	133.3	7,726.6	20,914.6	9.1	27.2
	再資源化量	68,765.0	102.1	71,813.5	106.6	67,357.7	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
	再資源化率	81.2	92.8	86.8	99.2	87.5	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
	縮減量	3,121.0	85.8	3,948.5	108.5	3,639.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
	再資源化等率	84.8	92.0	91.6	99.3	92.2	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
	最終処分量	12,839.0	213.9	6,967.2	116.1	6,001.7	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
特定建設資材廃棄物小計	排出量	70,114.0	111.4	69,509.3	110.5	62,924.4	100.0	83,783.0	133.1	88,575.0	140.8	7,189.6	20,858.6	10.3	33.1
	再資源化量	65,387.0	108.2	66,456.0	109.9	60,449.6	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
	再資源化率	93.3	97.1	95.6	99.5	96.1	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
	縮減量	2,128.0	201.2	1,312.7	124.1	1,057.9	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
	再資源化等率	96.3	98.5	97.5	99.7	97.7	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
	最終処分量	2,599.0	183.4	1,740.6	122.9	1,416.8	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
コンクリート塊	排出量	35,266.0	109.7	35,118.0	109.2	32,153.0	100.0	45,664.0	142.0	50,222.0	156.2	3,113.0	13,511.0	8.8	42.0
	再資源化量	33,937.0	107.6	34,248.1	108.6	31,548.4	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
	再資源化率	96.2	98.1	97.5	99.4	98.1	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
	縮減量	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
	再資源化等率	96.2	98.1	97.5	99.4	98.1	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
	最終処分量	1,329.0	219.8	869.9	143.9	604.6	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
アスファルト・コンクリート塊	排出量	30,081.0	115.4	29,747.4	114.1	26,064.6	100.0	30,583.0	117.3	30,689.0	117.7	4,016.4	4,518.4	13.4	17.3
	再資源化量	29,628.0	115.3	29,372.2	114.3	25,691.9	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
	再資源化率	98.5	99.9	98.7	100.2	98.6	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
	縮減量	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
	再資源化等率	98.5	99.9	98.7	100.2	98.6	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
	最終処分量	453.0	121.5	375.2	100.7	372.7	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
建設発生木材	排出量	4,767.0	101.3	4,643.9	98.7	4,706.8	100.0	7,536.0	160.1	7,664.0	162.8	60.2	2,829.2	1.3	60.1
	再資源化量	1,822.0	56.8	2,835.7	77.6	3,209.3	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
	再資源化率	38.2	56.1	61.1	89.6	68.2	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
	縮減量	2,128.0	201.2	1,312.7	124.1	1,057.9	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
	再資源化等率	82.9	91.4	89.3	98.5	90.7	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
	最終処分量	817.0	185.9	495.5	112.7	439.5	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
特定建設資材廃棄物以外小計	排出量	14,611.0	103.8	13,219.9	93.9	14,074.1	100.0	14,130.0	100.4	14,073.0	100.0	536.9	55.9	3.7	0.4
	再資源化量	3,378.0	48.9	5,357.5	77.6	6,908.1	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
	再資源化率	23.1	47.1	40.5	82.6	49.1	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
	縮減量	993.0	38.5	2,635.8	102.1	2,581.1	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
	再資源化等率	29.9	44.4	60.5	89.7	67.4	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
	最終処分量	10,240.0	223.3	5,226.6	114.0	4,584.9	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
建設汚泥	排出量	8,251.0	109.7	8,460.0	112.5	7,520.1	100.0	8,629.0	114.7	8,578.0	114.1	730.9	1,108.9	8.9	14.7
	再資源化量	2,482.0	69.0	3,833.1	106.5	3,599.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
	再資源化率	30.1	62.9	45.3	94.7	47.9	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
	縮減量	915.0	45.7	1,972.6	98.4	2,004.1	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
	再資源化等率	41.2	55.3	68.6	92.1	74.5	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
	最終処分量	4,854.0	253.2	2,654.3	138.5	1,917.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
建設混合廃棄物	排出量	4,844.0	165.5	3,374.5	115.3	2,927.7	100.0	3,136.0	107.1	3,033.0	103.6	1,916.3	208.3	39.6	7.1
	再資源化量	352.0	82.7	580.6	136.4	425.8	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
	再資源化率	7.3	50.0	17.2	118.3	14.5	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
	縮減量	72.0	18.7	635.7	164.7	385.9	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
	再資源化等率	8.8	31.6	36.0	130.0	27.7	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
	最終処分量	4,420.0	208.9	2,158.2	102.0	2,116.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	排出量	1,516.0	41.8	1,385.4	38.2	3,626.3	100.0	2,365.0	65.2	2,462.0	67.9	2,110.3	1,261.3	139.2	34.8
	再資源化量	544.0	18.9	943.8	32.7	2,883.3	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
	再資源化率	35.9	45.1	68.1	85.7	79.5	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
	縮減量	6.0	3.1	27.5	14.4	191.1	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
	再資源化等率	36.3	42.8	70.1	82.7	84.8	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
	最終処分量	966.0	175.0	414.1	75.0	551.9	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
金属くず	排出量	834.0	-	859.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	再資源化量	504.0	-	782.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	再資源化率	60.4	-	91.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	縮減量	0.0	-	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	再資源化等率	60.4	-	91.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	最終処分量	330.0	-	77.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
廃プラスチック	排出量	271.0	-	271.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	再資源化量	1.0	-	0.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	再資源化率	0.4	-	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	縮減量	0.0	-	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	再資源化等率	0.4	-	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	最終処分量	270.0	-	271.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
紙くず	排出量	411.0	-	254.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	再資源化量	39.0	-	160.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	再資源化率	9.5	-	63.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	縮減量	6.0	-	27.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	再資源化等率	10.9	-	74.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	最終処分量	366.0	-	66.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

- (注) 1 国土交通省「建設副産物実態調査結果」及び同省の将来予測資料に基づき、当省が作成した。
 2 指数は、平成17年度の排出量等を100とした場合の数値である。
 3 四捨五入のため、数値が一致しない場合がある。

資料 28 建設廃棄物の処理状況（平成 17 年度）

1 建設廃棄物合計

（単位：千 t、%）

区 分	発生量	現場内 利用量	現場内 減量化量	排出量 a	再資源化等量 b+c					最終処分量	再資源化等率 (b+c)/a	再資源化率 b/a
					構成比	再資源化量 b	縮減量 c	再資源化率 b/a	縮減率 c/a			
建設工事合計	79,478.5	1,286.2	1,193.9	76,998.4	100.0	70,996.7	67,357.7	3,639.0	6,001.7	92.2	87.5	
土木工事計	49,397.4	1,042.9	377.2	47,977.2	62.3	45,407.8	44,209.3	1,198.5	2,569.4	94.6	92.1	
公共土木工事計	45,203.9	994.8	331.7	43,877.4	57.0	41,644.0	40,639.1	1,004.9	2,233.4	94.9	92.6	
国土交通省等	5,813.7	180.4	55.1	5,578.2	7.2	5,261.7	5,129.2	132.5	316.5	94.3	92.0	
その他の国	388.8	24.1	2.8	361.9	0.5	335.9	323.0	12.9	26.0	92.8	89.3	
公団・事業団	2,473.3	80.1	200.6	2,192.7	2.8	2,110.4	2,042.0	68.4	82.3	96.2	93.1	
都道府県	15,791.9	390.2	50.3	15,351.5	19.9	14,367.8	13,918.0	449.8	983.7	93.6	90.7	
政令指定都市	4,184.8	22.4	9.9	4,152.5	5.4	3,930.3	3,845.7	84.6	222.2	94.6	92.6	
その他市町村	16,551.3	297.6	13.2	16,240.6	21.1	15,638.0	15,381.2	256.8	602.6	96.3	94.7	
民間土木工事	4,193.5	48.2	45.5	4,099.8	5.3	3,763.8	3,570.2	193.6	336.0	91.8	87.1	
建築工事計	30,081.1	243.3	816.6	29,021.2	37.7	25,588.9	23,148.5	2,440.5	3,432.3	88.2	79.8	
新築・増改築計	14,191.3	75.7	472.7	13,642.8	17.7	11,365.2	9,418.4	1,946.8	2,277.6	83.3	69.0	
非木造	11,106.2	46.9	301.4	10,757.9	14.0	9,166.3	7,538.5	1,627.8	1,591.7	85.2	70.1	
木造	3,085.0	28.8	171.3	2,884.9	3.7	2,198.9	1,879.9	319.0	686.0	76.2	65.2	
解体工事計	15,721.2	164.3	326.7	15,230.2	19.8	14,111.8	13,624.9	486.9	1,118.3	92.7	89.5	
非木造	9,972.7	163.6	80.8	9,728.3	12.6	9,364.9	9,247.8	117.1	363.4	96.3	95.1	
木造	5,748.5	0.7	245.9	5,501.9	7.1	4,747.0	4,377.1	369.9	754.9	86.3	79.6	
修繕工事	168.6	3.3	17.1	148.2	0.2	111.9	105.2	6.7	36.4	75.5	71.0	

2 特定建設資材廃棄物合計

（単位：千 t、%）

区 分	発生量	現場内 利用量	現場内 減量化量	排出量 a	再資源化等量 b+c					最終処分量	再資源化等率 (b+c)/a	再資源化率 b/a
					構成比	再資源化量 b	縮減量 c	再資源化率 b/a	縮減率 c/a			
建設工事合計	64,131.2	1,186.7	20.3	62,924.4	100.0	61,507.5	60,449.6	1,057.9	1,416.8	97.7	96.1	
土木工事計	44,237.9	943.7	13.1	43,280.9	68.8	42,419.2	41,982.2	437.0	861.7	98.0	97.0	
公共土木工事計	40,747.9	910.7	12.2	39,825.0	63.3	39,072.3	38,720.6	351.7	752.5	98.1	97.2	
国土交通省等	5,273.3	150.1	1.6	5,121.5	8.1	5,024.9	4,970.4	54.5	96.7	98.1	97.0	
その他の国	350.6	24.1	0.2	326.3	0.5	312.5	308.7	3.8	13.8	95.8	94.6	
公団・事業団	1,831.3	78.5	0.1	1,752.7	2.8	1,729.5	1,713.2	16.3	23.1	98.7	97.7	
都道府県	14,102.3	356.3	8.8	13,737.2	21.8	13,451.8	13,244.9	207.0	285.4	97.9	96.4	
政令指定都市	3,678.8	22.4	0.4	3,656.1	5.8	3,622.7	3,617.1	5.6	33.4	99.1	98.9	
その他市町村	15,511.6	279.3	1.2	15,231.3	24.2	14,931.0	14,866.4	64.6	300.2	98.0	97.6	
民間土木工事	3,490.1	33.1	0.9	3,456.1	5.5	3,347.0	3,261.6	85.3	109.2	96.8	94.4	
建築工事計	19,893.5	242.9	7.2	19,643.3	31.2	19,088.2	18,467.3	620.9	555.1	97.2	94.0	
新築・増改築計	6,294.5	75.4	2.4	6,216.8	9.9	5,952.9	5,697.0	255.9	263.9	95.8	91.6	
非木造	4,782.5	46.7	1.4	4,734.4	7.5	4,587.5	4,490.1	97.4	146.9	96.9	94.8	
木造	1,512.0	28.7	1.0	1,482.3	2.4	1,365.4	1,206.9	158.5	116.9	92.1	81.4	
解体工事計	13,515.8	164.3	4.7	13,346.7	21.2	13,059.2	12,696.5	362.7	287.5	97.8	95.1	
非木造	9,236.0	163.6	3.1	9,069.4	14.4	8,946.7	8,861.0	85.7	122.6	98.6	97.7	
木造	4,279.5	0.7	1.5	4,277.3	6.8	4,112.4	3,835.4	277.0	165.0	96.1	89.7	
修繕工事	83.1	3.2	0.1	79.8	0.1	76.2	73.8	2.3	3.6	95.5	92.5	

3 コンクリート塊

(単位:千t、%)

区分	発生量	現場内 利用量	現場内 減量化量	排出量 a	再資源化等量 b+c					最終処分量	再資源化等率 (b+c)/a	再資源化率 b/a
					構成比	再資源化量 b	縮減量 c					
建設工事合計	33,014.1	861.2	0.0	32,153.0	100.0	31,548.4	31,548.4	0.0	604.6	98.1	98.1	
土木工事計	17,232.5	663.7	0.0	16,568.7	51.5	16,254.2	16,254.2	0.0	314.5	98.1	98.1	
公共土木工事計	15,820.9	648.0	0.0	15,172.9	47.2	14,897.6	14,897.6	0.0	275.3	98.2	98.2	
国土交通省等	1,968.3	135.0	0.0	1,833.3	5.7	1,804.7	1,804.7	0.0	28.6	98.4	98.4	
その他の国	241.7	23.2	0.0	218.5	0.7	212.3	212.3	0.0	6.2	97.2	97.2	
公団・事業団	604.6	29.8	0.0	574.8	1.8	566.0	566.0	0.0	8.8	98.5	98.5	
都道府県	6,942.2	290.1	0.0	6,652.1	20.7	6,523.7	6,523.7	0.0	128.4	98.1	98.1	
政令指定都市	1,266.1	12.9	0.0	1,253.2	3.9	1,242.9	1,242.9	0.0	10.3	99.2	99.2	
その他市町村	4,798.0	157.0	0.0	4,641.1	14.4	4,548.0	4,548.0	0.0	93.1	98.0	98.0	
民間土木工事	1,411.6	15.7	0.0	1,395.9	4.3	1,356.7	1,356.7	0.0	39.2	97.2	97.2	
建築工事計	15,781.7	197.4	0.0	15,584.2	48.5	15,294.1	15,294.1	0.0	290.1	98.1	98.1	
新築・増改築計	3,942.5	36.9	0.0	3,905.7	12.1	3,787.4	3,787.4	0.0	118.2	97.0	97.0	
非木造	3,374.7	36.9	0.0	3,337.8	10.4	3,255.3	3,255.3	0.0	82.5	97.5	97.5	
木造	567.8	0.0	0.0	567.8	1.8	532.1	532.1	0.0	35.7	93.7	93.7	
解体工事計	11,784.0	157.6	0.0	11,626.3	36.2	11,456.8	11,456.8	0.0	169.5	98.5	98.5	
非木造	8,769.7	157.6	0.0	8,612.1	26.8	8,512.9	8,512.9	0.0	99.2	98.8	98.8	
木造	3,014.2	0.0	0.0	3,014.2	9.4	2,943.9	2,943.9	0.0	70.3	97.7	97.7	
修繕工事	55.1	2.9	0.0	52.2	0.2	49.9	49.9	0.0	2.3	95.6	95.6	

4 アスファルト・コンクリート塊

(単位:千t、%)

区分	発生量	現場内 利用量	現場内 減量化量	排出量 a	再資源化等量 b+c					最終処分量	再資源化等率 (b+c)/a	再資源化率 b/a
					構成比	再資源化量 b	縮減量 c					
建設工事合計	26,309.3	244.7	0.0	26,064.6	100.0	25,691.9	25,691.9	0.0	372.7	98.6	98.6	
土木工事計	25,018.0	237.5	0.0	24,780.5	95.1	24,424.6	24,424.6	0.0	355.9	98.6	98.6	
公共土木工事計	23,211.5	233.5	0.0	22,978.0	88.2	22,661.3	22,661.3	0.0	316.6	98.6	98.6	
国土交通省等	2,968.0	10.1	0.0	2,957.9	11.3	2,920.8	2,920.8	0.0	37.1	98.7	98.7	
その他の国	87.1	0.6	0.0	86.5	0.3	85.3	85.3	0.0	1.2	98.6	98.6	
公団・事業団	1,129.7	43.1	0.0	1,086.6	4.2	1,080.0	1,080.0	0.0	6.5	99.4	99.4	
都道府県	6,248.1	53.8	0.0	6,194.3	23.8	6,115.2	6,115.2	0.0	79.1	98.7	98.7	
政令指定都市	2,371.8	9.3	0.0	2,362.5	9.1	2,344.0	2,344.0	0.0	18.5	99.2	99.2	
その他市町村	10,406.8	116.6	0.0	10,290.2	39.5	10,116.0	10,116.0	0.0	174.1	98.3	98.3	
民間土木工事	1,806.6	4.1	0.0	1,802.5	6.9	1,763.3	1,763.3	0.0	39.3	97.8	97.8	
建築工事計	1,291.3	7.2	0.0	1,284.1	4.9	1,267.3	1,267.3	0.0	16.8	98.7	98.7	
新築・増改築計	990.8	2.6	0.0	988.2	3.8	976.7	976.7	0.0	11.5	98.8	98.8	
非木造	936.0	2.6	0.0	933.4	3.6	923.1	923.1	0.0	10.3	98.9	98.9	
木造	54.8	0.0	0.0	54.8	0.2	53.6	53.6	0.0	1.2	97.8	97.8	
解体工事計	280.9	4.4	0.0	276.5	1.1	271.5	271.5	0.0	5.0	98.2	98.2	
非木造	197.8	4.4	0.0	193.5	0.7	191.4	191.4	0.0	2.0	98.9	98.9	
木造	83.0	0.0	0.0	83.0	0.3	80.0	80.0	0.0	3.0	96.4	96.4	
修繕工事	19.6	0.2	0.0	19.4	0.1	19.1	19.1	0.0	0.3	98.5	98.5	

5 建設発生木材

(単位：千t、%)

区分	発生量	現場内 利用量	現場内 減量化量	排出量 a	再資源化等量 b+c					最終処分量	再資源化等率 (b+c)/a	再資源化率 b/a
					構成比	再資源化量 b	縮減量 c					
建設工事合計	4,807.8	80.8	20.3	4,706.8	100.0	4,267.2	3,209.3	1,057.9	439.5	90.7	68.2	
土木工事計	1,987.4	42.5	13.1	1,931.7	41.0	1,740.4	1,303.4	437.0	191.3	90.1	67.5	
公共土木工事計	1,715.5	29.2	12.2	1,674.1	35.6	1,513.4	1,161.7	351.7	160.6	90.4	69.4	
国土交通省等	337.0	5.0	1.6	330.3	7.0	299.4	244.9	54.5	31.0	90.6	74.1	
その他の国	21.8	0.3	0.2	21.3	0.5	14.9	11.1	3.8	6.4	70.0	52.1	
公団・事業団	97.0	5.6	0.1	91.3	1.9	83.5	67.2	16.3	7.8	91.5	73.6	
都道府県	912.0	12.4	8.8	890.8	18.9	812.9	606.0	207.0	77.9	91.3	68.0	
政令指定都市	40.9	0.2	0.4	40.4	0.9	35.8	30.2	5.6	4.6	88.6	74.8	
その他市町村	306.8	5.7	1.2	300.0	6.4	267.0	202.4	64.6	33.0	89.0	67.5	
民間土木工事	271.9	13.3	0.9	257.7	5.5	227.0	141.6	85.3	30.7	88.1	54.9	
建築工事計	2,820.5	38.3	7.2	2,775.0	59.0	2,526.8	1,905.9	620.9	248.2	91.1	68.7	
新築・増改築計	1,361.2	35.9	2.4	1,322.9	28.1	1,188.8	932.9	255.9	134.2	89.9	70.5	
非木造	471.8	7.2	1.4	463.2	9.8	409.1	311.7	97.4	54.1	88.3	67.3	
木造	889.4	28.7	1.0	859.7	18.3	779.7	621.2	158.5	80.0	90.7	72.3	
解体工事計	1,450.9	2.3	4.7	1,443.9	30.7	1,330.9	968.2	362.7	113.0	92.2	67.1	
非木造	268.5	1.6	3.1	263.8	5.6	242.4	156.7	85.7	21.4	91.9	59.4	
木造	1,182.3	0.7	1.5	1,180.1	25.1	1,088.5	811.5	277.0	91.7	92.2	68.8	
修繕工事	8.4	0.1	0.1	8.2	0.2	7.2	4.8	2.3	1.0	87.8	58.5	

6 特定建設廃棄物以外の計

(単位：千t、%)

区分	発生量	現場内 利用量	現場内 減量化量	排出量 a	再資源化等量 b+c					最終処分量	再資源化等率 (b+c)/a	再資源化率 b/a
					構成比	再資源化量 b	縮減量 c					
建設工事合計	15,347.1	99.5	1,173.5	14,074.1	100.0	9,489.2	6,908.1	2,581.1	4,584.9	67.4	49.1	
土木工事計	5,159.5	99.2	364.1	4,696.2	33.4	2,988.6	2,227.1	761.6	1,707.7	63.6	47.4	
公共土木工事計	4,456.0	84.1	319.5	4,052.4	28.8	2,571.6	1,918.5	653.1	1,480.8	63.5	47.3	
国土交通省等	540.3	30.3	53.4	456.6	3.2	236.9	158.9	77.9	219.8	51.9	34.8	
その他の国	38.3	0.0	2.6	35.7	0.3	23.4	14.3	9.1	12.3	65.5	40.1	
公団・事業団	642.2	1.6	200.5	440.1	3.1	380.8	328.7	52.1	59.1	86.5	74.7	
都道府県	1,689.7	33.9	41.6	1,614.3	11.5	916.0	673.2	242.8	698.3	56.7	41.7	
政令指定都市	506.0	0.0	9.5	496.4	3.5	307.6	228.6	79.0	188.9	62.0	46.1	
その他市町村	1,039.7	18.3	12.0	1,009.5	7.2	706.9	514.8	192.2	302.5	70.0	51.0	
民間土木工事	703.4	15.0	44.5	643.8	4.6	416.9	308.6	108.3	226.9	64.8	47.9	
建築工事計	10,187.7	0.3	809.4	9,377.9	66.6	6,500.8	4,681.1	1,819.5	2,877.2	69.3	49.9	
新築・増改築計	7,896.7	0.3	470.3	7,426.1	52.8	5,412.2	3,721.4	1,691.0	2,013.8	72.9	50.1	
非木造	6,323.8	0.3	299.9	6,023.5	42.8	4,578.7	3,048.3	1,530.4	1,444.7	76.0	50.6	
木造	1,572.9	0.0	170.4	1,402.6	10.0	833.5	673.0	160.5	569.0	59.4	48.0	
解体工事計	2,205.6	0.0	322.1	1,883.5	13.4	1,052.7	928.5	124.3	830.7	55.9	49.3	
非木造	736.7	0.0	77.7	659.0	4.7	418.2	386.7	31.4	240.8	63.5	58.7	
木造	1,468.9	0.0	244.4	1,224.5	8.7	634.6	541.7	93.0	589.9	51.8	44.2	
修繕工事	85.5	0.1	17.1	68.4	0.5	35.8	31.3	4.3	32.7	52.3	45.7	

7 建設汚泥

(単位：千t、%)

区分	発生量	現場内 利用量	現場内 減量化量	排出量 a	再資源化等量 b+c					最終処分量	再資源化等率 (b+c)/a	再資源化率 b/a
					構成比	再資源化量 b	縮減量 c	再資源化率 b/c	再資源化率 b/a			
建設工事合計	7,871.3	99.5	251.7	7,520.1	100.0	5,603.1	3,599.0	2,004.1	1,917.0	74.5	47.9	
土木工事計	3,768.0	99.2	251.2	3,417.6	45.4	2,232.7	1,582.6	650.2	1,184.9	65.3	46.3	
公共土木工事計	3,430.4	84.1	226.1	3,120.2	41.5	2,048.7	1,453.5	595.2	1,071.5	65.7	46.6	
国土交通省等	285.9	30.3	2.6	253.0	3.4	160.4	99.3	61.0	92.6	63.4	39.2	
その他の国	25.0	0.0	0.1	24.9	0.3	18.9	10.9	8.0	6.1	75.9	43.8	
公団・事業団	591.2	1.6	198.0	391.7	5.2	349.9	304.0	45.9	41.7	89.3	77.6	
都道府県	1,307.2	33.9	20.1	1,253.2	16.7	706.4	483.5	222.9	546.9	56.4	38.6	
政令指定都市	393.3	0.0	0.2	393.0	5.2	240.4	166.1	74.3	152.7	61.2	42.3	
その他市町村	827.8	18.3	5.1	804.4	10.7	572.8	389.7	183.1	231.6	71.2	48.4	
民間土木工事	337.5	15.0	25.1	297.4	4.0	184.0	129.1	54.9	113.4	61.9	43.4	
建築工事計	4,103.4	0.3	0.5	4,102.5	54.6	3,370.4	2,016.4	1,353.9	732.2	82.2	49.2	
新築・増改築計	4,083.7	0.3	0.4	4,083.0	54.3	3,362.8	2,011.5	1,351.3	720.2	82.4	49.3	
非木造	4,045.0	0.3	0.4	4,044.3	53.8	3,336.3	1,991.0	1,345.3	708.0	82.5	49.2	
木造	38.7	0.0	0.0	38.7	0.5	26.5	20.5	6.0	12.2	68.5	53.0	
解体工事計	14.5	0.0	0.0	14.5	0.2	4.5	3.0	1.6	9.9	31.0	20.7	
非木造	13.6	0.0	0.0	13.6	0.2	4.4	2.8	1.5	9.2	32.4	20.6	
木造	0.9	0.0	0.0	0.9	0.0	0.2	0.1	0.1	0.7	22.2	11.1	
修繕工事	5.2	0.1	0.1	5.1	0.1	3.0	1.9	1.0	2.1	58.5	37.0	

8 建設混合廃棄物

(単位：千t、%)

区分	発生量	現場内 利用量	現場内 減量化量	排出量 a	再資源化等量 b+c					最終処分量	再資源化等率 (b+c)/a	再資源化率 b/a
					構成比	再資源化量 b	縮減量 c	再資源化率 b/c	再資源化率 b/a			
建設工事合計	2,927.7	0.0	0.0	2,927.7	100.0	811.7	425.8	385.9	2,116.0	27.7	14.5	
土木工事計	539.4	0.0	0.0	539.4	18.4	157.7	63.5	94.2	381.8	29.2	11.8	
公共土木工事計	392.4	0.0	0.0	392.4	13.4	88.6	44.0	44.6	303.8	22.6	11.2	
国土交通省等	136.3	0.0	0.0	136.3	4.7	26.8	11.5	15.3	109.6	19.7	8.4	
その他の国	7.1	0.0	0.0	7.1	0.2	1.6	0.8	0.7	5.5	22.5	11.3	
公団・事業団	22.6	0.0	0.0	22.6	0.8	10.5	5.1	5.4	12.0	46.5	22.6	
都道府県	134.4	0.0	0.0	134.4	4.6	29.4	15.2	14.2	105.0	21.9	11.3	
政令指定都市	34.7	0.0	0.0	34.7	1.2	8.4	4.8	3.6	26.3	24.2	13.8	
その他市町村	57.5	0.0	0.0	57.5	2.0	11.9	6.6	5.4	45.5	20.7	11.5	
民間土木工事	147.0	0.0	0.0	147.0	5.0	69.0	19.5	49.5	78.0	46.9	13.3	
建築工事計	2,388.3	0.0	0.0	2,388.3	81.6	654.1	362.3	291.7	1,734.2	27.4	15.2	
新築・増改築計	1,489.9	0.0	0.0	1,489.9	50.9	450.0	257.5	192.6	1,039.9	30.2	17.3	
非木造	837.1	0.0	0.0	837.1	28.6	242.6	136.4	106.2	594.4	29.0	16.3	
木造	652.8	0.0	0.0	652.8	22.3	207.4	121.1	86.3	445.4	31.8	18.6	
解体工事計	872.5	0.0	0.0	872.5	29.8	199.5	102.7	96.8	673.0	22.9	11.8	
非木造	234.9	0.0	0.0	234.9	8.0	42.1	20.2	21.9	192.8	17.9	8.6	
木造	637.6	0.0	0.0	637.6	21.8	157.4	82.5	75.0	480.2	24.7	12.9	
修繕工事	25.9	0.0	0.0	25.9	0.9	4.6	2.2	2.3	21.3	17.8	8.5	

9 その他（金属くず、廃プラスチック類など）

（単位：千t、％）

区 分	発生量	現場内 利用量	現場内 減量化量	排出量 a	再資源化等量 b+c					最終処分量	再資源化等率 (b+c)/a	再資源化率 b/a
					構成比	再資源化量 b	縮 減 量 c					
建設工事合計	4,548.1	0.0	921.8	3,626.3	100.0	3,074.4	2,883.3	191.1	551.9	84.8	79.5	
土木工事計	852.1	0.0	112.9	739.2	20.4	598.2	581.0	17.2	141.0	80.9	78.6	
公共土木工事計	633.2	0.0	93.4	539.8	14.9	434.3	421.0	13.3	105.5	80.5	78.0	
国土交通省等	118.1	0.0	50.8	67.3	1.9	49.7	48.1	1.6	17.6	73.8	71.5	
その他の国	6.2	0.0	2.5	3.7	0.1	2.9	2.6	0.4	0.7	78.4	70.3	
公団・事業団	28.4	0.0	2.5	25.8	0.7	20.4	19.6	0.8	5.4	79.1	76.0	
都道府県	248.1	0.0	21.5	226.7	6.3	180.2	174.5	5.7	46.4	79.5	77.0	
政令指定都市	78.0	0.0	9.3	68.7	1.9	58.8	57.7	1.1	9.9	85.6	84.0	
その他市町村	154.4	0.0	6.9	147.6	4.1	122.2	118.5	3.7	25.4	82.8	80.3	
民間土木工事	218.9	0.0	19.4	199.4	5.5	163.9	160.0	3.9	35.5	82.2	80.2	
建築工事計	3,696.0	0.0	808.9	2,887.1	79.6	2,476.3	2,302.4	173.9	410.8	85.8	79.7	
新築・増改築計	2,323.1	0.0	469.9	1,853.2	51.1	1,599.4	1,452.4	147.1	253.7	86.3	78.4	
非木造	1,441.7	0.0	299.5	1,142.1	31.5	999.8	920.9	78.9	142.3	87.5	80.6	
木造	881.4	0.0	170.4	711.1	19.6	599.6	531.4	68.2	111.4	84.3	74.7	
解体工事計	1,318.6	0.0	322.1	996.5	27.5	848.7	822.8	25.9	147.8	85.2	82.6	
非木造	488.2	0.0	77.7	410.5	11.3	371.7	363.7	8.0	38.8	90.5	88.6	
木造	830.4	0.0	244.4	586.0	16.2	477.0	459.1	17.9	109.0	81.4	78.3	
修繕工事	54.4	0.0	17.0	37.4	1.0	28.2	27.2	1.0	9.3	75.4	72.7	

- (注) 1 国土交通省の資料に基づき、当省が作成した。
 2 四捨五入のため、数値が一致しない場合がある。

資料 29 中古車の登録台数の経年推移

(単位：台)

区分	平成9年	10	11	12	13	14	15	16	17
新規登録台数 (指数)	899,399 (100)	917,616 (102)	965,333 (107)	1,023,447 (114)	1,016,214 (113)	969,099 (108)	975,801 (108)	998,483 (111)	975,454 (108)
所有権移転登録台数 (指数)	4,331,385 (100)	4,080,035 (94)	3,953,286 (91)	4,038,192 (93)	4,009,137 (93)	3,902,981 (90)	3,866,937 (89)	3,780,831 (87)	3,814,406 (88)
使用者変更登録台数 (指数)	632,459 (100)	596,014 (94)	545,714 (86)	534,107 (84)	507,442 (80)	491,306 (78)	480,029 (76)	472,732 (75)	445,732 (70)
中古車登録台数計 (指数)	5,863,243 (100)	5,593,665 (95)	5,464,333 (93)	5,595,746 (95)	5,532,793 (94)	5,363,386 (91)	5,322,767 (91)	5,252,046 (90)	5,235,592 (89)

(注) 1 社団法人日本自動車販売協会連合会の資料に基づき、当省が作成した。

2 新規登録台数とは、一時抹消登録後、再登録された台数である。

3 所有権移転登録台数とは、自動車の所有権が移動した台数である。

4 使用者変更登録台数とは、変更登録のうち、使用者変更の登録がなされた台数である。

5 指数は平成9年の台数を100とした場合の指数である。

資料 30 グリーン購入法に基づく特定調達品目一覧（平成 18 年 2 月閣議決定）

分野	品目数	特定調達品目 品目名称	分野	品目数	特定調達品目 品目名称
1 紙 類	8	コピー用紙 フォーム裏面 インクジェットカラープリンター用塗工紙 ジアン感光紙 印刷用紙（カラー用紙を除く。） 印刷用紙（カラー用紙） トイレトペーパー ティッシュペーパー シャープペンシル シャープペンシル替芯 ボールペン マーキングペン スタンプ台 朱肉 印章セット 印箱 公印 ゴム印 回転ゴム印 定規 トレー 消しゴム ステープラー ステープラー針リムーバー 連射クリップ（本体） 事務用修正具（テープ） 事務用修正具（液状） クラフトテープ 粘着テープ（布粘着） 両面粘着紙テープ 製本テープ ブックスタンド ペンスタンド クリップケース はさみ マグネット（玉） マグネット（バー） テープカッター ハンチ（手動） ホルダーケース（紙めくり用スポンジケース） 紙めくりクリップ 鉛筆削り（手動） O A クリーナー（ウェットタイプ） O A クリーナー（液タイプ） ダストブロワー レターケース メディアケース マウスパッド O A フィルター（枠あり） 丸歯式紙裁断機 カッターナイフ カッティングマット デスクマット OHP フィルム 絵筆 絵の具 墨汁 のり（澱粉のり） のり（液状） のり（固形） のり（テープ） ファイル バインダー ファイリング用品 アルバム つくりひも カードケース 事務用封筒（紙製） 窓付き封筒（紙製） けい紙 起業用紙 ノート タックラベル インデックス ハンチラベル 付箋紙 付箋フィルム 黒板拭き ホワイトボード用イレーザー 磁線 ごみ箱 リサイクルボックス 缶・ボトルつぶし機（手動） 名札（机上用） 名札（衣服取付・首下げ型） 鍵かぎ	5 家 電 製 品	4	電気冷蔵庫 電気冷凍庫 電気冷凍冷蔵庫 電気便座
2 文 具 類	79	2 エアコンディショナー等 3 エアコンディショナー ガスヒートポンプ式冷暖房機 ストーブ 7 温 水 器 等 4 電気給湯器 ガス温水機器 石油温水機器 ガス調理機器 8 照 明 3 蛍光灯照明器具 蛍光ランプ 電球形状のランプ 9 自 動 車 等 5 自動車 E T C 車載器 カーナビゲーションシステム 一般公用車用タイヤ 2 サイクルエンジン油 10 消 火 器 1 消火器 11 制 服 ・ 作 業 服 2 制服 作業服 12 インテリア・寝装寝具 9 カーテン タフテッドカーベット タイルカーベット 絨じゅうたん ニードルパンチカーベット 毛布 ふとん ベッドフレーム マットレス 13 作 業 手 袋 1 作業手袋 14 そ 織 の 製 他 品 3 集合用テント ブルーシート 防球ネット 15 設 備 4 太陽光発電システム 太陽熱利用システム 燃料電池 生ごみ処理機 16 公 共 工 事 58 < 資材 > 建設汚泥から再生した処理土 土工用水砕スラグ 鋼スラグを用いたケーソン中詰め材 フェロニッケルスラグ骨材を用いたケーソン中詰め材 地盤改良用製鋼スラグ 高炉スラグ骨材 フェロニッケルスラグ骨材 鋼スラグ骨材 電気炉酸化スラグ骨材 再生加熱アスファルト混合物 鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物 再生骨材等 鉄鋼スラグ混入路盤材 間伐材 高炉セメント フライアッシュセメント エコセメント 透水性コンクリート フライアッシュを用いた吹付けコンクリート 下塗用塗料（重防食） 低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料 再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成） 再生材料を用いた舗装用ブロック （プレキャスト無筋コンクリート製品） 再生材料を用いた防砂シート（吸出防止材） バーク堆肥 下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料 （下水汚泥コンポスト） 環境配慮型道路照明 陶磁器質タイル 断熱サッシ・ドア 製材 集成材 合板 単板積層材 パーティクルボード 繊維板 木質系セメント板 ビニル系床材 断熱材 照明制御システム 炊飯器 吸収冷温水器 水蓄熱式空調機器 ガスエンジンヒートポンプ式空調調和機 排水・通気用再生硬質塩化ビニル管 自動水洗 自動洗浄装置及びその組込み小便器 水洗式大便器 水洗式大便器 < 建設機械 > 排出ガス対策型建設機械 低騒音型建設機械 < 工法 > 低品質土有効利用工法 建設汚泥再生処理工法 コンクリート塊再生処理工法 路上表層再生工法 路上再生路盤工法 伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法 < 目的物 > 排水性舗装 透水性舗装 屋上緑化 17 役 務 7 省エネルギー診断 印刷 食堂 自動車専用タイヤ更正 自動車整備 庁舎管理 清掃			
3 機 器 類	10	いす 机 棚 収納用什器（棚以外） ローバーティション コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード 4 O A 機 器 13 コピー機 複合機 拡張性のあるデジタルコピー機 プリンタ プリンタ・ファクシミリ兼用機 ファクシミリ スキャナ 磁気ディスク装置 ディスプレイ シュレッダー デジタル印刷機 記録用メディア 一次電池又は小型充電式電池	17 役 務	7	省エネルギー診断 印刷 食堂 自動車専用タイヤ更正 自動車整備 庁舎管理 清掃

品目数合計 214

(注) 環境省の資料に基づき、当省が作成した。

資料 31 国等における特定調達物品等の調達実績及び調達率の経年推移

区 分		平成13年度	14	15	16	17	
(用紙類)							
コピー用紙	総 調 達 量	t	80,932	84,646	73,363	62,311	58,008
	特定調達物品調達量	t	74,958	83,373	72,284	61,349	57,344
	調 達 率	%	92.6	98.5	98.5	98.5	98.9
フォーム用紙	総 調 達 量	t	2,587	1,598	1,509	4,043	1,485
	特定調達物品調達量	t	2,243	1,477	1,408	1,870	1,430
	調 達 率	%	86.7	92.4	93.3	46.3	96.3
インクジェットカラープリンター用塗工紙	総 調 達 量	t	-	335	126	582	254
	特定調達物品調達量	t	-	308	101	577	248
	調 達 率	%	-	92.0	80.3	99.1	97.7
OCR用紙	総 調 達 量	t	-	2,031	486	342	-
	特定調達物品調達量	t	-	1,563	44	340	-
	調 達 率	%	-	77.0	9.1	99.3	-
ジアゾ感光紙	総 調 達 量	t	-	166	107	14	13
	特定調達物品調達量	t	-	163	105	13	13
	調 達 率	%	-	98.1	98.8	86.6	98.5
印刷用紙 (カラー用紙を除く。)	総 調 達 量	t	7,571	3,634	3,392	3,997	4,612
	特定調達物品調達量	t	7,153	3,514	3,323	3,886	4,572
	調 達 率	%	94.5	96.7	98.0	97.2	99.1
印刷用紙 (カラー用紙)	総 調 達 量	t	-	1,285	1,476	1,040	6,770
	特定調達物品調達量	t	-	1,233	1,445	1,008	6,752
	調 達 率	%	-	96.0	97.9	96.9	99.7
トイレットペーパー	総 調 達 量	t	6,279	4,112	5,974	6,878	4,865
	特定調達物品調達量	t	6,212	4,093	5,934	6,858	4,830
	調 達 率	%	98.9	99.5	99.3	99.7	99.3
ティッシュペーパー	総 調 達 量	t	-	1,204	804	858	549
	特定調達物品調達量	t	-	1,186	699	817	535
	調 達 率	%	-	98.6	87.0	95.2	97.5
(文具類)							
シャープペンシル	総 調 達 量	千本	864	874	1,008	802	1,706
	特定調達物品調達量	千本	834	868	994	800	1,704
	調 達 率	%	96.5	99.2	98.6	99.7	99.9
シャープペンシル替芯	総 調 達 量	個	399,265	419,386	337,665	321,491	310,744
	特定調達物品調達量	個	382,912	415,568	336,083	320,156	310,200
	調 達 率	%	95.9	99.1	99.5	99.6	99.8
ボールペン	総 調 達 量	千本	2,981	2,643	3,407	3,109	3,015
	特定調達物品調達量	千本	2,830	2,597	3,348	3,072	2,973
	調 達 率	%	94.9	98.2	98.3	98.8	98.6
マーキングペン	総 調 達 量	千本	2,154	2,152	2,197	2,454	2,497
	特定調達物品調達量	千本	2,047	2,100	2,165	2,415	2,473
	調 達 率	%	95.1	97.6	98.5	98.4	99.0
鉛 筆	総 調 達 量	千本	1,972	2,042	6,256	1,606	14,343
	特定調達物品調達量	千本	1,844	1,984	6,201	1,570	14,318
	調 達 率	%	93.5	97.1	99.1	97.8	99.8
スタンプ台	総 調 達 量	個	131,659	114,411	105,686	100,201	128,569
	特定調達物品調達量	個	128,329	113,134	104,740	99,440	127,202
	調 達 率	%	97.5	98.9	99.1	99.2	98.9
朱 肉	総 調 達 量	個	105,178	100,279	97,727	102,696	107,429
	特定調達物品調達量	個	103,145	99,191	97,331	101,764	107,160
	調 達 率	%	98.1	98.9	99.6	99.1	99.7
印章セット	総 調 達 量	個	13,597	18,402	19,339	11,735	18,703
	特定調達物品調達量	個	12,237	17,586	18,810	11,065	17,560
	調 達 率	%	90.0	95.6	97.3	94.3	93.9
ゴム印	総 調 達 量	千個	-	-	-	1,153	1,254
	特定調達物品調達量	千個	-	-	-	1,128	1,222
	調 達 率	%	-	-	-	97.8	97.5

区 分			平成13年度	14	15	16	17
回転ゴム印	総 調 達 量	個	-	60,629	71,996	64,871	82,837
	特定調達物品調達量	個	-	57,696	70,263	63,967	81,963
	調 達 率	%	-	95.2	97.6	98.6	98.9
定 規	総 調 達 量	個	139,331	266,399	183,737	121,160	218,167
	特定調達物品調達量	個	126,734	262,546	181,276	118,832	216,842
	調 達 率	%	91.0	98.6	98.7	98.1	99.4
トレー	総 調 達 量	個	40,845	50,705	47,237	49,039	52,997
	特定調達物品調達量	個	37,481	48,103	46,236	47,600	51,740
	調 達 率	%	91.8	94.9	97.9	97.1	97.6
消しゴム	総 調 達 量	千個	764	769	1,289	663	4,159
	特定調達物品調達量	千個	736	760	1,284	649	4,156
	調 達 率	%	96.4	98.8	99.6	97.9	99.9
ステーブラー	総 調 達 量	千個	119	1,332	120	161	213
	特定調達物品調達量	千個	110	1,329	119	159	212
	調 達 率	%	92.7	99.7	98.8	98.6	99.8
ステーブラー針 リムーバー	総 調 達 量	個	-	110,384	105,874	143,801	172,147
	特定調達物品調達量	個	-	105,343	102,599	138,646	165,092
	調 達 率	%	-	95.4	96.9	96.4	95.9
連射式クリップ	総 調 達 量	個	481,480	961,357	349,521	126,239	82,801
	特定調達物品調達量	個	452,701	933,526	337,045	125,633	77,837
	調 達 率	%	94.0	97.1	96.4	99.5	94.0
事務用修正具（テープ）	総 調 達 量	個	378,629	361,217	333,135	329,567	372,533
	特定調達物品調達量	個	370,397	357,919	331,647	327,091	371,150
	調 達 率	%	97.8	99.1	99.6	99.2	99.6
事務用修正具（液状）	総 調 達 量	個	165,735	112,784	93,436	80,796	123,726
	特定調達物品調達量	個	158,189	110,060	92,274	79,893	122,961
	調 達 率	%	95.4	97.6	98.8	98.9	99.4
クラフトテープ	総 調 達 量	個	307,345	218,774	202,338	211,970	234,856
	特定調達物品調達量	個	287,467	207,708	195,913	206,125	228,784
	調 達 率	%	93.5	94.9	96.8	97.2	97.4
粘着テープ（布粘着）	総 調 達 量	個	-	427,929	437,313	480,932	566,014
	特定調達物品調達量	個	-	409,190	428,909	466,699	548,644
	調 達 率	%	-	95.6	98.1	97.0	96.9
両面粘着紙テープ	総 調 達 量	個	-	-	194,844	165,832	181,141
	特定調達物品調達量	個	-	-	192,185	162,526	179,309
	調 達 率	%	-	-	98.6	98.0	99.0
製本テープ	総 調 達 量	個	-	-	151,102	203,953	188,970
	特定調達物品調達量	個	-	-	146,794	200,226	179,957
	調 達 率	%	-	-	97.1	98.2	95.2
ブックスタンド	総 調 達 量	個	90,652	73,211	77,992	76,818	67,497
	特定調達物品調達量	個	82,276	69,564	75,062	73,644	65,438
	調 達 率	%	90.8	95.0	96.2	95.9	96.9
ペンスタンド	総 調 達 量	個	-	6,479	7,796	74,292	7,351
	特定調達物品調達量	個	-	6,226	7,060	74,178	7,234
	調 達 率	%	-	96.1	90.6	99.8	98.4
クリップケース	総 調 達 量	個	-	27,700	22,802	25,440	24,615
	特定調達物品調達量	個	-	27,342	22,213	25,304	24,530
	調 達 率	%	-	98.7	97.4	99.5	99.7
はさみ	総 調 達 量	個	112,318	100,138	92,963	91,121	94,634
	特定調達物品調達量	個	105,179	97,081	91,414	89,276	93,634
	調 達 率	%	93.6	96.9	98.3	98.0	98.9
マグネット（玉）	総 調 達 量	個	136,894	196,902	150,395	141,748	214,393
	特定調達物品調達量	個	125,362	189,514	139,103	136,763	210,567
	調 達 率	%	91.6	96.2	92.5	96.5	98.2
マグネット（バー）	総 調 達 量	個	92,412	97,598	89,967	97,231	91,799
	特定調達物品調達量	個	83,954	92,687	87,535	94,952	90,824
	調 達 率	%	90.8	95.0	97.3	97.7	98.9

区 分			平成13年度	14	15	16	17
テープカッター	総 調 達 量	個	14,336	15,732	15,186	10,755	13,926
	特定調達物品調達量	個	13,400	14,975	14,915	10,427	13,719
	調 達 率	%	93.5	95.2	98.2	97.0	98.5
パンチ(手動)	総 調 達 量	個	30,815	32,164	31,657	30,954	42,001
	特定調達物品調達量	個	28,064	31,216	31,103	30,390	41,646
	調 達 率	%	91.1	97.1	98.2	98.2	99.2
モルトケース(紙めくり用 スポンジケース)	総 調 達 量	個	6,057	8,898	3,755	3,603	7,021
	特定調達物品調達量	個	5,369	8,781	3,747	3,559	7,015
	調 達 率	%	88.6	98.7	99.8	98.8	99.9
紙めくりクリーム	総 調 達 量	個	-	26,004	30,420	35,162	51,675
	特定調達物品調達量	個	-	25,538	30,120	35,051	51,553
	調 達 率	%	-	98.2	99.0	99.7	99.8
鉛筆削(手動)	総 調 達 量	個	6,017	3,296	2,922	5,408	32,931
	特定調達物品調達量	個	3,382	3,108	2,723	5,319	32,720
	調 達 率	%	56.2	94.3	93.2	98.4	99.4
OAクリーナー (ウエットタイプ)	総 調 達 量	個	99,694	94,916	157,898	127,026	90,497
	特定調達物品調達量	個	95,118	92,798	157,456	126,382	89,987
	調 達 率	%	95.4	97.8	99.7	99.5	99.4
OAクリーナー (液タイプ)	総 調 達 量	個	17,833	20,336	11,470	10,408	16,996
	特定調達物品調達量	個	17,107	19,658	11,307	10,107	11,938
	調 達 率	%	95.9	96.7	98.6	97.1	70.2
ダストブロワー	総 調 達 量	個	-	-	-	16,667	26,053
	特定調達物品調達量	個	-	-	-	16,451	25,844
	調 達 率	%	-	-	-	98.7	99.2
レターケース	総 調 達 量	個	51,838	31,079	20,467	28,985	38,482
	特定調達物品調達量	個	49,855	29,845	20,118	28,574	38,149
	調 達 率	%	96.2	96.0	98.3	98.6	99.1
メディアケース (FD・CD・MO用)	総 調 達 量	個	-	-	62,359	84,020	155,429
	特定調達物品調達量	個	-	-	57,367	77,884	148,171
	調 達 率	%	-	-	92.0	92.7	95.3
マウスパッド	総 調 達 量	個	64,274	173,378	145,399	50,146	71,537
	特定調達物品調達量	個	53,450	170,091	144,220	49,049	70,171
	調 達 率	%	83.2	98.1	99.2	97.8	98.1
OAフィルター(デスク トップ(CRT・液晶)用)	総 調 達 量	個	-	27,608	11,555	16,435	16,428
	特定調達物品調達量	個	-	26,032	10,323	15,497	15,788
	調 達 率	%	-	94.3	89.3	94.3	96.1
丸歯式紙裁断機	総 調 達 量	台	-	-	1,215	1,271	1,305
	特定調達物品調達量	台	-	-	1,179	1,235	1,288
	調 達 率	%	-	-	97.0	97.2	98.7
カッターナイフ	総 調 達 量	個	104,828	107,291	96,172	92,686	92,036
	特定調達物品調達量	個	98,324	105,000	94,639	90,814	91,293
	調 達 率	%	93.8	97.9	98.4	98.0	99.2
カッティングマット	総 調 達 量	個	-	38,528	15,593	14,564	14,251
	特定調達物品調達量	個	-	38,222	15,473	14,470	14,186
	調 達 率	%	-	99.2	99.2	99.4	99.5
デスクマット	総 調 達 量	個	-	58,429	49,899	46,474	41,671
	特定調達物品調達量	個	-	56,438	48,800	45,940	41,254
	調 達 率	%	-	96.6	97.8	98.9	99.0
OHPフィルム	総 調 達 量	個	346,203	3,204	1,401	654,802	379,953
	特定調達物品調達量	個	290,122	2,966	1,314	610,723	371,856
	調 達 率	%	83.8	92.6	93.8	93.3	97.9
絵 筆	総 調 達 量	個	-	37,375	29,575	22,226	33,073
	特定調達物品調達量	個	-	36,106	28,327	22,006	32,708
	調 達 率	%	-	96.6	95.8	99.0	98.9
絵の具	総 調 達 量	個	26,040	30,877	12,972	13,442	20,293
	特定調達物品調達量	個	23,671	29,625	12,475	13,385	19,950
	調 達 率	%	90.9	95.9	96.2	99.6	98.3

区 分		平成13年度	14	15	16	17	
墨 汁	総 調 達 量	個	3,507	6,114	2,589	3,254	2,099
	特定調達物品調達量	個	3,056	5,960	2,530	3,201	2,078
	調 達 率	%	87.1	97.5	97.7	98.4	99.0
のり(液状)	総 調 達 量	個	268,686	292,025	233,379	219,134	261,164
	特定調達物品調達量	個	256,564	283,761	229,747	215,968	258,818
	調 達 率	%	95.5	97.2	98.4	98.6	99.1
のり(澱粉のり)	総 調 達 量	個	42,398	604,422	14,334	23,370	17,636
	特定調達物品調達量	個	41,772	603,979	14,055	23,059	17,521
	調 達 率	%	98.5	99.9	98.1	98.7	99.3
のり(固形)	総 調 達 量	個	536,664	579,614	540,410	525,276	505,923
	特定調達物品調達量	個	526,095	576,089	537,115	522,375	504,094
	調 達 率	%	98.0	99.4	99.4	99.4	99.6
のり(テープ)	総 調 達 量	個	252,186	235,272	213,264	213,838	206,601
	特定調達物品調達量	個	238,288	229,197	208,136	211,096	204,608
	調 達 率	%	94.5	97.4	97.6	98.7	99.0
ファイル	総 調 達 量	千冊	14,372	15,501	14,202	14,197	13,498
	特定調達物品調達量	千冊	14,134	15,347	14,125	14,113	13,374
	調 達 率	%	98.3	99.0	99.5	99.4	99.1
バインダー	総 調 達 量	冊	616,091	655,111	720,987	587,034	974,668
	特定調達物品調達量	冊	600,533	646,292	716,219	583,795	971,775
	調 達 率	%	97.5	98.7	99.3	99.4	99.7
ファイリング用品	総 調 達 量	千個	-	-	2,100	2,135	4,171
	特定調達物品調達量	千個	-	-	2,059	2,113	4,121
	調 達 率	%	-	-	98.0	98.9	98.8
アルバム	総 調 達 量	個	-	65,832	40,774	35,928	33,072
	特定調達物品調達量	個	-	63,108	39,981	31,100	20,351
	調 達 率	%	-	95.9	98.1	86.6	61.5
つぶりひも	総 調 達 量	千個	-	4,426	4,475	3,675	2,433
	特定調達物品調達量	千個	-	4,215	4,346	3,569	2,393
	調 達 率	%	-	95.2	97.1	97.1	98.3
カードケース	総 調 達 量	千個	743	599	1,480	1,710	1,411
	特定調達物品調達量	千個	698	584	1,473	1,704	1,405
	調 達 率	%	93.9	97.4	99.5	99.6	99.6
事務用封筒(紙製)	総 調 達 量	千枚	160,531	217,400	176,949	335,922	273,344
	特定調達物品調達量	千枚	157,240	216,161	175,702	333,619	271,788
	調 達 率	%	97.9	99.4	99.3	99.3	99.4
窓付き封筒(紙製)	総 調 達 量	千枚	-	-	58,254	147,453	137,610
	特定調達物品調達量	千枚	-	-	57,005	144,966	137,030
	調 達 率	%	-	-	97.9	98.3	99.6
けい紙・起案用紙	総 調 達 量	千個	6,612	4,120	1,271	504	1,210
	特定調達物品調達量	千個	6,459	4,110	1,264	503	1,210
	調 達 率	%	97.7	99.7	99.4	99.8	100.0
ノート	総 調 達 量	冊	723,447	670,089	601,057	624,505	680,374
	特定調達物品調達量	冊	678,259	627,472	580,824	589,228	662,680
	調 達 率	%	93.8	93.6	96.6	94.4	97.4
タックラベル	総 調 達 量	千個	-	1,743	1,748	1,014	1,192
	特定調達物品調達量	千個	-	1,695	1,609	991	1,178
	調 達 率	%	-	97.2	92.0	97.7	98.8
パンチラベル	総 調 達 量	個	-	-	-	-	258,897
	特定調達物品調達量	個	-	-	-	-	257,665
	調 達 率	%	-	-	-	-	99.5
インデックス	総 調 達 量	千個	1,259	1,583	1,383	1,251	1,256
	特定調達物品調達量	千個	1,173	1,560	1,343	1,229	1,244
	調 達 率	%	93.2	98.5	97.1	98.2	99.0
付箋紙	総 調 達 量	千個	3,315	3,723	2,809	2,376	2,817
	特定調達物品調達量	千個	3,266	3,709	2,794	2,363	2,807
	調 達 率	%	98.5	99.6	99.4	99.4	99.6

区 分			平成13年度	14	15	16	17
付箋フィルム	総調達量	個			-	262,020	103,081
	特定調達物品調達量	個			-	261,738	101,806
	調達率	%			-	99.9	98.8
黒板拭き	総調達量	個	-	10,001	10,037	13,700	8,166
	特定調達物品調達量	個	-	9,786	9,901	13,073	8,136
	調達率	%	-	97.9	98.6	95.4	99.6
ホワイトボード用 イレーザー	総調達量	個	-	22,577	22,856	23,046	22,914
	特定調達物品調達量	個	-	20,863	22,598	22,848	22,740
	調達率	%	-	92.4	98.9	99.1	99.2
額 縁	総調達量	個	-	25,884	31,220	25,324	31,347
	特定調達物品調達量	個	-	24,350	30,247	24,637	30,346
	調達率	%	-	94.1	96.9	97.3	96.8
ごみ箱	総調達量	個	70,132	59,065	45,429	51,907	46,096
	特定調達物品調達量	個	66,562	57,500	44,099	51,047	44,665
	調達率	%	94.9	97.4	97.1	98.3	96.9
リサイクルボックス	総調達量	個	49,686	28,764	19,018	21,396	18,263
	特定調達物品調達量	個	49,368	28,313	18,963	21,280	18,066
	調達率	%	99.4	98.4	99.7	99.5	98.9
缶・ボトルつぶし機 (手動)	総調達量	個	-	4,614	504	1,780	760
	特定調達物品調達量	個	-	3,976	500	1,779	759
	調達率	%	-	86.2	99.2	99.9	99.9
名 札 (机上用)	総調達量	個	65,269	52,568	42,284	74,884	42,329
	特定調達物品調達量	個	59,813	49,828	41,394	74,343	41,751
	調達率	%	91.6	94.8	97.9	99.3	98.6
名 札 (衣服取付型・首下げ型)	総調達量	個	-	500,284	482,814	416,060	633,546
	特定調達物品調達量	個	-	474,701	466,028	402,098	620,707
	調達率	%	-	94.9	96.5	96.6	98.0
(機器類)							
い す	総調達量	脚	522,450	326,675	329,588	301,059	250,545
	特定調達物品調達量	脚	507,570	321,362	326,300	298,903	248,823
	調達率	%	97.2	98.4	99.0	99.3	99.3
机	総調達量	台	159,522	153,687	141,426	123,101	105,631
	特定調達物品調達量	台	155,502	151,929	140,837	122,719	105,161
	調達率	%	97.5	98.9	99.6	99.7	99.6
棚	総調達量	連	61,273	63,722	133,179	63,676	50,583
	特定調達物品調達量	連	58,648	61,721	132,136	63,153	50,075
	調達率	%	95.7	96.9	99.2	99.2	99.0
収納用什器(棚以外)	総調達量	台	135,860	108,774	99,426	75,864	75,578
	特定調達物品調達量	台	132,933	107,535	98,698	75,133	75,098
	調達率	%	97.8	98.9	99.3	99.0	99.4
ローパーティション	総調達量	台	24,291	24,117	23,847	28,508	22,406
	特定調達物品調達量	台	23,706	23,830	23,681	28,281	22,312
	調達率	%	97.6	98.8	99.3	99.2	99.6
コートハンガー	総調達量	台	-	7,498	3,201	4,821	2,694
	特定調達物品調達量	台	-	7,423	3,163	4,770	2,678
	調達率	%	-	99.0	98.8	98.9	99.4
傘立て	総調達量	台	-	3,264	3,527	2,719	3,030
	特定調達物品調達量	台	-	3,174	3,474	2,688	2,956
	調達率	%	-	97.2	98.5	98.9	97.6
掲示板	総調達量	個	8,605	8,317	8,874	8,142	6,525
	特定調達物品調達量	個	8,071	8,133	8,665	8,042	6,495
	調達率	%	93.8	97.8	97.6	98.8	99.5
黒 板	総調達量	個	1,602	1,397	1,231	1,316	876
	特定調達物品調達量	個	1,525	1,357	1,212	1,314	870
	調達率	%	95.2	97.1	98.5	99.8	99.3
ホワイトボード	総調達量	個	45,308	15,275	14,092	11,810	12,233
	特定調達物品調達量	個	44,640	15,001	13,930	11,600	12,010
	調達率	%	98.5	98.2	98.9	98.2	98.2

区 分		平成13年度	14	15	16	17	
(O A 機 器)							
コピー機等	総 調 達 量	台	13,838	15,491	14,519	13,735	14,673
	特定調達物品調達量	台	12,575	15,242	14,439	13,666	14,614
	調 達 率	%	90.9	98.4	99.4	99.5	99.6
電子計算機等	総 調 達 量	台	262,181	182,797	197,086	219,730	-
	特定調達物品調達量	台	251,191	180,582	194,433	218,090	-
	調 達 率	%	95.8	98.8	98.7	99.3	-
プリンタ	総 調 達 量	台	77,801	52,762	-	-	-
	特定調達物品調達量	台	75,242	52,295	-	-	-
	調 達 率	%	96.7	99.1	-	-	-
プリンタ・FAX兼用機	総 調 達 量	台	2,094	1,712	-	-	-
	特定調達物品調達量	台	1,896	1,682	-	-	-
	調 達 率	%	90.5	98.2	-	-	-
プリンタ機等合計	総 調 達 量	台	79,895	54,474	50,300	47,509	48,152
	特定調達物品調達量	台	77,138	53,977	49,859	47,055	47,920
	調 達 率	%	96.5	99.1	99.1	99.0	99.5
ファクシミリ	総 調 達 量	台	6,647	7,747	7,561	6,461	5,820
	特定調達物品調達量	台	6,020	7,506	7,250	6,376	5,762
	調 達 率	%	90.6	96.9	95.9	98.7	99.0
スキャナ	総 調 達 量	台	10,076	10,435	8,560	8,337	8,119
	特定調達物品調達量	台	9,595	9,997	8,433	8,245	8,056
	調 達 率	%	95.2	95.8	98.5	98.9	99.2
磁気ディスク装置	総 調 達 量	台	39,595	35,884	36,577	37,025	49,116
	特定調達物品調達量	台	37,839	34,715	34,954	35,234	48,418
	調 達 率	%	95.6	96.7	95.6	95.2	98.6
ディスプレイ	総 調 達 量	台	-	48,268	35,882	40,886	41,515
	特定調達物品調達量	台	-	47,571	35,475	40,554	41,111
	調 達 率	%	-	98.6	98.9	99.2	99.0
シュレッダー	総 調 達 量	台	-	-	6,492	7,536	15,157
	特定調達物品調達量	台	-	-	6,163	7,438	14,960
	調 達 率	%	-	-	94.9	98.7	98.7
デジタル印刷機	総 調 達 量	台	-	-	-	40,716	924
	特定調達物品調達量	台	-	-	-	40,715	923
	調 達 率	%	-	-	-	100.0	99.9
(家 電 製 品)							
電気冷蔵庫・冷凍庫 ・冷凍冷蔵庫	総 調 達 量	台	9,701	9,019	11,132	8,682	7,307
	特定調達物品調達量	台	9,052	8,746	10,970	8,595	7,195
	調 達 率	%	93.3	97.0	98.5	99.0	98.5
テレビジョン受信機	総 調 達 量	台	12,973	13,108	12,783	10,757	-
	特定調達物品調達量	台	12,151	12,789	12,626	10,469	-
	調 達 率	%	93.7	97.6	98.8	97.3	-
ビデオテープレコーダー	総 調 達 量	台	7,286	6,240	7,069	3,711	-
	特定調達物品調達量	台	6,946	6,067	6,941	3,626	-
	調 達 率	%	95.3	97.2	98.2	97.7	-
電気便座	総 調 達 量	台	-	-	-	2,234	2,999
	特定調達物品調達量	台	-	-	-	2,211	2,947
	調 達 率	%	-	-	-	99.0	98.3
(エアコンディショナー等)							
エアコンディショナー	総 調 達 量	台	14,338	10,296	9,383	8,030	8,642
	特定調達物品調達量	台	11,027	9,760	9,179	7,989	8,624
	調 達 率	%	76.9	94.8	97.8	99.5	99.8
ガスヒートポンプ式 冷暖房機	総 調 達 量	台	-	-	242	236	162
	特定調達物品調達量	台	-	-	230	233	161
	調 達 率	%	-	-	95.0	98.7	99.4
ストーブ	総 調 達 量	台	-	-	-	3,434	3,965
	特定調達物品調達量	台	-	-	-	3,375	3,868
	調 達 率	%	-	-	-	98.3	97.6

区 分		平成13年度	14	15	16	17	
(温水器等)							
電気給湯器	総 調 達 量	台	-	-	-	584	597
	特定調達物品調達量	台	-	-	-	581	587
	調 達 率	%	-	-	-	99.5	98.3
ガス温水機器	総 調 達 量	台	-	-	-	996	1,030
	特定調達物品調達量	台	-	-	-	940	999
	調 達 率	%	-	-	-	94.4	97.0
石油温水機器	総 調 達 量	台	-	-	-	76	86
	特定調達物品調達量	台	-	-	-	76	86
	調 達 率	%	-	-	-	100.0	100.0
ガス調理機器	総 調 達 量	台	-	-	-	1,006	961
	特定調達物品調達量	台	-	-	-	992	929
	調 達 率	%	-	-	-	98.6	96.7
(照 明)							
蛍光灯照明器具	総 調 達 量	台	87,545	66,085	55,511	48,185	45,929
	特定調達物品調達量	台	80,688	63,908	54,564	47,577	45,731
	調 達 率	%	92.2	96.7	98.3	98.7	99.6
蛍光管	総 調 達 量	千本	1,722	1,541	1,543	1,493	1,400
	特定調達物品調達量	千本	1,504	1,446	1,464	1,430	1,340
	調 達 率	%	87.4	93.8	94.9	95.8	95.7
(自動車等)							
一般公用車	総 調 達 量	台	1,146	2,249	2,419	1,829	1,501
	特定調達物品調達量	台	1,146	2,210	2,395	1,798	1,448
	調 達 率	%	100.0	98.3	99.0	98.3	96.5
一般公用車以外	総 調 達 量	台	3,678	2,703	6,297	9,372	9,112
	特定調達物品調達量	台	2,478	2,638	6,152	5,629	4,916
	調 達 率	%	67.4	97.6	97.7	60.1	54.0
自動車計	総 調 達 量	台	4,824	4,952	8,716	11,201	10,613
	特定調達物品調達量	台	3,624	4,848	8,547	7,427	6,364
	調 達 率	%	75.1	97.9	98.1	66.3	60.0
E T C 対応車載器	総 調 達 量	個	-	762	1,390	2,421	5,198
	特定調達物品調達量	個	-	762	1,390	2,421	5,198
	調 達 率	%	-	100.0	100.0	100.0	100.0
V I C S 対応車載機	総 調 達 量	個	-	779	847	579	686
	特定調達物品調達量	個	-	779	847	579	686
	調 達 率	%	-	100.0	100.0	100.0	100.0
(消火器)							
消火器	総 調 達 量	本	-	-	-	-	30,216
	特定調達物品調達量	本	-	-	-	-	29,009
	調 達 率	%	-	-	-	-	96.0
(制服・作業服)							
制 服	総 調 達 量	千着	470	957	2,098	919	699
	特定調達物品調達量	千着	254	789	1,953	895	671
	調 達 率	%	54.0	82.5	93.1	97.3	95.9
作業服	総 調 達 量	着	245,031	222,604	407,675	183,850	222,916
	特定調達物品調達量	着	205,123	199,422	395,874	168,914	202,437
	調 達 率	%	83.7	89.6	97.1	91.9	90.8
(インテリア・寝装寝具)							
カーテン	総 調 達 量	枚	42,712	37,072	25,144	19,713	19,420
	特定調達物品調達量	枚	37,266	32,222	22,074	19,296	19,089
	調 達 率	%	87.2	86.9	87.8	97.9	98.3
タフテッドカーペット	総 調 達 量	m ²	-	-	-	-	15,750
	特定調達物品調達量	m ²	-	-	-	-	15,552
	調 達 率	%	-	-	-	-	98.7
タイルカーペット	総 調 達 量	m ²	-	-	-	-	184,729
	特定調達物品調達量	m ²	-	-	-	-	184,177
	調 達 率	%	-	-	-	-	99.7
織じゅうたん	総 調 達 量	m ²	50,023	46,402	13,646	11,588	5,883
	特定調達物品調達量	m ²	37,316	43,190	13,052	11,178	5,843
	調 達 率	%	74.6	93.1	95.6	96.5	99.3

区 分			平成13年度	14	15	16	17
ニードルパンチカーペット	総 調 達 量	m ²	123,457	317,436	31,791	48,375	17,253
	特定調達物品調達量	m ²	108,174	316,164	30,392	48,315	16,919
	調 達 率	%	87.6	99.6	95.6	99.9	98.1
毛 布	総 調 達 量	千枚	13	415	539	301	346
	特定調達物品調達量	千枚	12	413	422	300	346
	調 達 率	%	95.9	99.4	78.3	99.6	99.9
ふとん	総 調 達 量	千枚	-	689	674	199	416
	特定調達物品調達量	千枚	-	689	516	198	248
	調 達 率	%	-	99.9	76.6	99.2	59.7
ベッドフレーム	総 調 達 量	台	-	137,885	3,575	2,829	2,344
	特定調達物品調達量	台	-	123,087	3,476	2,554	2,048
	調 達 率	%	-	89.3	97.2	90.3	87.4
マットレス	総 調 達 量	個	-	13,783	14,234	139,506	427,931
	特定調達物品調達量	個	-	12,890	13,778	139,266	427,641
	調 達 率	%	-	93.5	96.8	99.8	99.9
(作業手袋)							
作業手袋	総 調 達 量	千組	2,194	1,718	1,223	1,675	1,697
	特定調達物品調達量	千組	2,076	1,328	1,185	1,386	1,374
	調 達 率	%	94.6	77.3	96.9	82.8	81.0
(その他繊維製品)							
集会用テント	総 調 達 量	台	-	-	695	791	974
	特定調達物品調達量	台	-	-	662	752	962
	調 達 率	%	-	-	95.3	95.1	98.8
ブルーシート	総 調 達 量	枚	-	-	11,457	8,004	7,982
	特定調達物品調達量	枚	-	-	11,163	7,709	7,466
	調 達 率	%	-	-	97.4	96.3	93.5
防球ネット	総 調 達 量	枚	-	-	441	315	273
	特定調達物品調達量	枚	-	-	441	300	273
	調 達 率	%	-	-	100.0	95.2	100.0
(設 備)							
太陽光発電システム	総 調 達 量	kw	45,818	15,099	332	481	219
	特定調達物品調達量	kw	45,818	15,099	332	481	219
	調 達 率	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
太陽熱利用システム	総 調 達 量	m ²	6	1,091	22	14	119
	特定調達物品調達量	m ²	6	1,091	22	14	119
	調 達 率	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
燃料電池	総 調 達 量	kw	2	0	0	59	2
	特定調達物品調達量	kw	2	0	0	59	2
	調 達 率	%	100.0	-	-	100.0	100.0
生ゴミ処理機	総 調 達 量	台	-	1,041	89	86	35
	特定調達物品調達量	台	-	1,041	89	86	35
	調 達 率	%	-	100.0	100.0	100.0	100.0
(役 務)							
省エネルギー診断	総 調 達 量	件	321	394	632	35	101
	特定調達物品調達量	件	321	394	632	35	101
	調 達 率	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
印 刷	総 調 達 量	千件	5,951	1,387	506	434	1,575
	特定調達物品調達量	千件	4,750	1,273	493	423	1,568
	調 達 率	%	79.8	91.8	97.5	97.6	99.5
食 堂	総 調 達 量	件	-	1,005	888	661	2,012
	特定調達物品調達量	件	-	1,005	888	661	2,012
	調 達 率	%	-	100.0	100.0	100.0	100.0
自動車専用タイヤ更生	総 調 達 量	件	-	46	101	416	282
	特定調達物品調達量	件	-	46	101	416	282
	調 達 率	%	-	100.0	100.0	100.0	100.0
自動車整備	総 調 達 量	件	-	-	-	10,805	10,958
	特定調達物品調達量	件	-	-	-	9,323	10,329
	調 達 率	%	-	-	-	86.3	94.3

(注) 環境省の資料に基づき、当省が作成した。

資料 32 特定 100 市町村のごみ処理事業経費の推移

(単位：千円、%)

区 分	平成14年度		15		16	
		割合		割合		割合
ごみ処理事業経費	507,864,591	100.0	415,389,369	100.0	388,306,649	100.0
建設・改良費	147,910,783	29.1	72,223,537	17.4	46,985,812	12.1
処理及び維持管理費	345,530,953	68.0	331,367,829	79.8	328,390,362	84.6
(うち、ごみ処理費用)	336,192,612	66.2	322,128,411	77.5	320,099,660	82.4
その他	14,422,855	2.8	11,798,003	2.8	12,930,475	3.3

(注) 1 環境省の資料及び当省の調査結果に基づき、当省が作成した。

2 四捨五入のため、数値が一致しない場合がある。

資料 33 市町村の 1 t 当たりごみ処理費用の分布（人口規模別）

（単位：市町村数）

人口規模	1 t 当たりごみ処理費用	平成14年度		15		16	
		132 市町村	特定100 市町村	134 市町村	特定100 市町村	136 市町村	特定100 市町村
3万人未満	2万円未満	8	3	4	2	5	2
	2万円以上～4万円未満	22	18	21	16	19	16
	4万円以上	5	3	8	6	7	6
	小計	35	24	33	24	31	24
3万人以上 ～ 5万人未満	2万円未満	5	3	4	3	6	3
	2万円以上～4万円未満	10	6	11	6	13	6
	4万円以上	3	3	4	3	4	3
	小計	18	12	19	12	23	12
5万人以上 ～ 10万人未満	2万円未満	8	6	10	6	9	6
	2万円以上～4万円未満	12	9	14	11	13	10
	4万円以上	4	4	2	2	3	3
	小計	24	19	26	19	25	19
10万人以上 ～ 30万人未満	2万円未満	10	8	11	7	11	9
	2万円以上～4万円未満	16	14	18	17	18	15
	4万円以上	3	3	1	1	1	1
	小計	29	25	30	25	30	25
30万人以上 ～ 50万人未満	2万円未満	2	1	3	1	1	1
	2万円以上～4万円未満	14	10	12	10	15	9
	4万円以上	0	0	0	0	1	1
	小計	16	11	15	11	17	11
50万人以上	2万円未満	2	2	1	1	2	2
	2万円以上～4万円未満	7	6	10	8	8	7
	4万円以上	1	1	0	0	0	0
	小計	10	9	11	9	10	9
合計	2万円未満	35	23	33	20	34	23
	2万円以上～4万円未満	81	63	86	68	86	63
	4万円以上	16	14	15	12	16	14
	合計	132	100	134	100	136	100

（注） 環境省の資料及び当省の調査結果に基づき、当省が作成した。

資料 34 1 t 当たりごみ処理費用の内訳の推移

(1 t 当たりごみ処理費用が増加した市町村 : 48 市町村)

区 分	平成14年度		15		16		増 減 (16-14)		増減率 (%)
	(円)	割合 (%)	(円)	割合 (%)	(円)	割合 (%)	(円)	割合 (%)	
1 t 当たりごみ処理費用	27,788	100.0	29,857	100.0	31,443	100.0	3,655	0.0	13.2
人件費	13,486	48.5	13,802	46.2	13,990	44.5	503	4.0	3.7
収集運搬費	4,891	17.6	5,163	17.3	5,426	17.3	535	0.3	10.9
中間処理費	7,733	27.8	9,266	31.0	10,286	32.7	2,553	4.9	33.0
資源化施設	2,083	7.5	2,543	8.5	2,759	8.8	676	1.3	32.5
資源化施設以外	5,650	20.3	6,723	22.5	7,527	23.9	1,877	3.6	33.2
最終処分費	1,677	6.0	1,626	5.4	1,741	5.5	63	0.5	3.8

(注) 1 環境省の資料及び当省の調査結果に基づき、当省が作成した。

2 数値は、平成 14 年度から 16 年度までの間において 1 t 当たりごみ処理費用が増加した 48 市町村の平均である。

(1 t 当たりごみ処理費用が減少した市町村 : 52 市町村)

区 分	平成14年度		15		16		増 減 (16-14)		増減率 (%)
	(円)	割合 (%)	(円)	割合 (%)	(円)	割合 (%)	(円)	割合 (%)	
1 t 当たりごみ処理費用	28,796	100.0	27,023	100.0	26,364	100.0	2,433	0.0	8.4
人件費	14,980	52.0	13,969	51.7	13,529	51.3	1,451	0.7	9.7
収集運搬費	5,246	18.2	5,440	20.1	5,507	20.9	261	2.7	5.0
中間処理費	6,456	22.4	6,345	23.5	6,111	23.2	348	0.8	5.4
資源化施設	1,359	4.7	1,360	5.0	1,324	5.0	36	0.3	2.6
資源化施設以外	5,099	17.7	4,985	18.4	4,787	18.2	312	0.5	6.1
最終処分費	2,111	7.3	1,270	4.7	1,216	4.6	895	2.7	42.4

(注) 1 環境省の資料及び当省の調査結果に基づき、当省が作成した。

2 数値は、平成 14 年度から 16 年度までの間において 1 t 当たりごみ処理費用が減少した 52 市町村の平均である。

資料35 「リサイクル対策に関する政策評価」結果（概要）

政策目的	政策効果の把握結果	意見
天然資源の消費抑制	<p>【目標】（22年度）資源生産性：12年度（約28万円/t）に比べおおむね4割向上（約39万円/t） （注）資源生産性＝実質国内総生産（GDP）/天然資源等投入量</p> <p>【現状】（16年度）33.6万円/t（12年度比19.6%上昇）</p> <p>【分析】これまでのところ一定の効果が発現（要因）GDPの増加と天然資源等投入量の減少しかし、天然資源の種類別にみると、土石系資源は大幅に減少しているが、化石燃料系資源及び金属系資源は近年、増加傾向を示し使用量の抑制が不十分</p>	天然資源の消費抑制に係る評価指標の追加新たに設定すべき指標として化石燃料系資源及び金属系資源の投入量に係る指標等を検討し、これを踏まえ、循環基本計画を見直すこと
環境負荷の低減	<p>【目標】（22年度）廃棄物の最終処分量（埋立量）：12年度（約5,600万t）に比べおおむね半減（約2,800万t）</p> <p>【現状】（16年度）3,392万t（12年度比38.9%減少）</p> <p>【分析】これまでのところ一定の効果が発現（要因）再生利用（リサイクル）の進展ただし、近年、廃棄物の排出量は増加に転じ、また、今後、昭和40年代以降の建築物が建て替えの時期を迎え、建設廃棄物の排出量の増加が予測されること留意が必要平成17年度における廃棄物の処理に起因する温室効果ガスの排出量は、平成2年に比べ29.5%と大幅に増加</p>	環境負荷の低減に係る評価指標の追加循環社会づくりの取組と脱温暖化社会づくりの取組を一体的に推進していくため、新たに設定すべき指標として廃棄物の処理に起因する温室効果ガスの排出量に係る指標等を検討し、これを踏まえ、循環基本計画を見直すこと

【循環型社会の形成に関する各法律に基づく施策の現況】

法律別	再生抑制（リデュース）	再使用（リユース）	再生利用（リサイクル）	適正処理	意見
循環基本法	<p>【目標】（22年度）一般廃棄物に關し、1人1日当たりの家庭ごみの量：12年度（約630g/日）比約20%減 1日当たりの事業ごみの量：12年度（約10kg/日）比約20%減</p> <p>【現状】（16年度）12年度比6.5%減（592g/人/日） 12年度比8.1%減（9.1kg/日）</p> <p>【分析】家庭ごみの発生抑制の効果が不十分事業系ごみについては、一定の効果が発現</p>	<p>【現状】取組の実態を表す定量的データが不十分</p>	<p>【目標】（22年度）循環利用率：12年度（約10%）に比べおおむね4割向上（約14%） （注）循環利用率＝循環利用量/（循環利用量＋天然資源等投入量）</p> <p>【現状】（16年度）12.7%（12年度比27%上昇）</p> <p>【分析】これまでのところ一定の効果が発現（要因）天然資源等投入量の減少と循環利用量の増加</p>	<p>【分析】危険性等を理由に収集を行っていない市区町村の割合が高い品目（当省調査） 農薬（97.3%） オートバイ（95.8%） 小型カスボンベ（94.5%）</p>	<p>廃棄物等の発生抑制の一層の促進 一般廃棄物の発生抑制に係る取組事例の収集・分析、情報の提供、普及、啓発を行うこと</p> <p>循環資源の再使用の一層の促進 循環資源の再使用に関する実態を把握し、具体的な取組方針及び定量的な目標等を設定すること</p>
廃棄物処理法	<p>【目標】（17年度中間目標）一般廃棄物の排出量：5,100万t 産業廃棄物の排出量：4億3,900万t</p> <p>【現状】（17年度、16年度）排出量：5,273万t 排出量：4億1,716万t</p> <p>【分析】一般廃棄物目標未達成の状態で横ばい。発生抑制の効果が不十分 地方公共団体の中には、ごみの有料化を含め、多様な施策を組み合わせて、ごみの減量を成果を上げている例あり（当省調査） 産業廃棄物目標内で推移。一定の効果が発現</p>	<p>【分析】これらの品目の最終的な処理の実態把握が不十分（当省調査）</p>	<p>【分析】これらの品目の最終的な処理の実態把握が不十分（当省調査）</p>	<p>【分析】これらの品目の最終的な処理の実態把握が不十分（当省調査）</p>	<p>廃棄物等の発生抑制の一層の促進 一般廃棄物の発生抑制に係る取組事例の収集・分析、情報の提供、普及、啓発を行うこと</p> <p>循環資源の再生利用の一層の促進 関係法令の枠組みを活用すること等により、効果的な分別収集・再生利用を確保すること</p> <p>環境負荷の大きい廃棄物の適正処理システムの確立 市町村による処理が行われていない環境負荷の大きい一般廃棄物について、処理の実態を把握し、市町村と関連事業者等の連携の下に適正な処理システムを確立すること</p>

法律別	発生抑制(リデュース)	再使用(リユース)	再生利用(リサイクル)	適正処理	意見
資源有効利用促進法	<p>【現状】 取組の実態を表す定量的データが不十分</p>	<p>【現状】 取組の実態を表す定量的データが不十分</p> <p>【分析】 リターナブルびんを分別収集している市町村の割合は約4分の1(当番調査)</p>	<p>【目標】 紙製造業(古紙利用率)(17年度):60% ガラス容器製造業(カレット利用率)(17年度):80% パソコン(再資源化率)(15年度) デスクトップ 50%、ノートブック 20%、ブラウン管式表示装置 55%、液晶式表示装置 55% 密閉形蓄電池(再資源化率)(毎年度) 50%、ニッケル水素 55%、リチウムイオン 30% (注)再資源化率=再資源化量/処理量</p> <p>【現状】(17年度) 60.4% デスクトップ 75.2%、ノートブック 53.2%、ブラウン管式表示装置 76.9%、液晶式表示装置 66.3% 小型制御弁式鉛 50.0%、ニカド 73.2%、ニッケル水素 76.5%、 リチウムイオン 63.0%</p> <p>【分析】 法令に定める目標を達成 再生資源の利用促進に取り組みむべき製品(指定再利用促進製品)のうち、再資源化を行うことなく焼却や直接埋立等により処理している市区町村の割合が高い品目(当番調査) 携帯電話・PHS(47.9%)、電気缶・プラスチック(43.1%)、血圧計</p>		<p>廃棄物等の発生抑制の一層の促進 廃棄物等の発生抑制に関する実態を把握し、具体的な取組方針及び定量的な目標等を設定すること</p> <p>循環資源の再使用の一層の促進 循環資源の再使用に関する実態を把握し、具体的な取組方針及び定量的な目標等を設定すること</p> <p>循環資源の再生利用の一層の促進 再生利用の進展状況を踏まえ、定量的な目標等の設定又は目標の水準、指標の設定の在り方等の見直しを行うこと 関係法令の枠組みを活用すること等により、効率的な分別収集・再生利用を確保すること</p>
容器包装リサイクル法	<p>【現状】 取組の実態を表す定量的データが不十分</p> <p>【分析】 家庭系容器包装廃棄物(法定4品目)の排出量803万t(12年度(806万t)比0.4%減と横ばい) 発生抑制の効果が不十分</p>	<p>【現状】 取組の実態を表す定量的データが不十分</p> <p>【分析】 リターナブルびんを分別収集している市町村の割合は約4分の1(当番調査)</p>	<p>【現状】(16年度) 再商品化義務の対象4品目の再商品化量の推移 ガラスびん、ペットボトル、プラスチック製容器包装とも増加傾向</p> <p>【分析】 再商品化義務の対象4品目の再商品化率(当番推計) ガラスびん 55.6%、ペットボトル 46.6%、プラスチック製容器包装 15.5%、紙製容器包装 3.9% 対象4品目の総排出量の4分の3が再商品化されることなく焼却・直接埋立等により処理 (注)再商品化率=再商品化量/排出量</p> <p>ペットボトル由来のくずの輸出量は増加傾向(当番推計)。国内のリサイクル体制への影響が懸念</p>		<p>廃棄物等の発生抑制の一層の促進 一般廃棄物の発生抑制に係る取組事例の収集・分析、情報提供、普及・啓発を行うこと</p> <p>廃棄物等の発生抑制に関する実態を把握し、具体的な取組方針及び定量的な目標等を設定すること</p> <p>循環資源の再生利用の一層の促進 循環資源の再使用に関する実態を把握し、具体的な取組方針及び定量的な目標等を設定すること</p> <p>循環資源の再生利用の一層の促進 再生利用の進展状況を踏まえ、目標の水準、指標の設定の在り方等の見直しを行うこと 関係法令の枠組みを活用すること等により、効率的な分別収集・再生利用を確保すること</p> <p>循環資源の再生利用の一層の促進 再生利用の進展状況を踏まえ、目標の水準、指標の設定の在り方等の見直しを行うこと 関係法令の枠組みを活用すること等により、効率的な分別収集・再生利用を確保すること</p>
家電リサイクル法	<p>【現状】 取組の実態を表す定量的データが不十分 特定家庭用機器(法定4品目)の使用年数(18年度) エアコン(13年度比0.10年増) 14.08年(同 0.46年増) テレビ 13.01年(同 1.57年増) 冷蔵庫・冷凍庫 14.96年(同 0.60年増) 洗濯機 11.86年(同 0.60年増)</p>	<p>【現状】 取組の実態を表す定量的データが不十分</p>	<p>【目標】(最低基準) 特定家庭用機器(法定4品目)廃棄物の再商品化率 エアコン60%、テレビ55%、冷蔵庫・冷凍庫50%、洗濯機50% (注)再商品化率=再商品化量/廃棄物の重量</p> <p>【現状】(18年度) エアコン 86.0%、テレビ 77.3%、冷蔵庫・冷凍庫 71.4%、洗濯機 79.1%</p> <p>【分析】 法令に定める目標を達成 4家電の再商品化率料金は、各製造業者等により再商品化の取組に差異がみられるにも関わらず、大手業者の間において同額に設定 特定家庭用機器以外の主要な家電製品について、約3割の市区町村が再資源化を行うことなく、焼却や直接埋立等により処理(当番調査)</p>	<p>【現状】 取組の実態を表す定量的データが不十分</p>	<p>廃棄物等の発生抑制の一層の促進 廃棄物等の発生抑制に関する実態を把握し、具体的な取組方針及び定量的な目標等を設定すること</p> <p>循環資源の再生利用の一層の促進 循環資源の再使用に関する実態を把握し、具体的な取組方針及び定量的な目標等を設定すること</p> <p>循環資源の再生利用の一層の促進 再生利用の進展状況を踏まえ、目標の水準、指標の設定の在り方等の見直しを行うこと 関係法令の枠組みを活用すること等により、効率的な分別収集・再生利用を確保すること</p> <p>循環資源の再生利用の一層の促進 再生利用の進展状況を踏まえ、目標の水準、指標の設定の在り方等の見直しを行うこと 関係法令の枠組みを活用すること等により、効率的な分別収集・再生利用を確保すること</p>

法律別	発生抑制(リデュース)	再使用(リユース)	再生利用(リサイクル)	適正処理	見
食品リサイクル法	<p>【現状】(17年度) 廃棄物等の発生量 食品産業全体 1,136万t(13年度(1,092万t)比4.1%増) (業種別内訳) 食品製造業 495万t(同6.6%増) 食品卸売業 74万t(同2.8%増) 食品小売業 263万t(同11.6%増) 外食産業 304万t(同5.0%減)</p> <p>【分析】 発生抑制の効果不十分</p>		<p>【目標】(18年度) 食品循環資源の再生利用等実施率: 20% (注) 再生利用等実施率=(廃棄物の発生抑制量+再生利用量+減量量)/(廃棄物の発生抑制量+廃棄物の発生量)</p> <p>【現状】(17年度) 再生利用等実施率 食品産業全体 52.0%(食品製造業80.6%、食品卸売業60.8%、食品小売業30.9%、外食産業21.4%)</p> <p>目標達成事業者の割合 食品産業全体 18%(食品製造業22%、食品卸売業18%、食品小売業17%、外食産業10%)</p> <p>【分析】 目標を達成している事業者の割合は2割未満。事業者による取組が進まない要因(当省調査)は市町村の焼却等処理料金が再生利用事業者の料金より低額の場合には再生利用の取組に抑制的に作用</p>		<p>廃棄物等の発生抑制の一層の促進 廃棄物等の発生抑制に関する実績を把握し、具体的な取組方針及び定量的な目標等を設定すること</p> <p>循環資源の再生利用の一層の促進 再生利用の進展状況を踏まえ、目標の水準、指標の設定の在り方等の見直しを行うこと</p>
建設リサイクル法	<p>【現状】(17年度) 建設廃棄物の排出量 7,700万t(12年度(8,473万t)比9.1%減)</p> <p>【分析】 今後、昭和40年代以降の建築物が建て替え時期を迎え、排出量の増加が予測されることに留意が必要</p>	<p>【現状】 取組の実態を表す定量的データが不十分</p>	<p>【目標】(22年度) 建設資材(廃棄物)の再資源化等率: 95% (注) 再資源化等率=(再資源化量+縮減量)/排出量</p> <p>再資源化量: 建設廃棄物が資材又は原材料として利用された量</p> <p>縮減量: 焼却等により建設廃棄物の大きさ、体積が減少された量</p> <p>【現状】(17年度) コンクリート塊98.1%、アスファルト・コンクリート塊98.6%、建設発生木材90.7%</p> <p>【分析】 建設発生木材を除き、法令に定める目標を達成</p>	<p>【現状】 取組の実態を表す定量的データが不十分</p>	<p>廃棄物等の発生抑制の一層の促進 廃棄物等の発生抑制に関する実績を把握し、具体的な取組方針及び定量的な目標等を設定すること</p> <p>循環資源の再生利用の一層の促進 循環資源の再使用に関する実績を把握し、具体的な取組方針及び定量的な目標等を設定すること</p> <p>循環資源の再生利用の一層の促進 再生利用の進展状況を踏まえ、目標の水準、指標の設定の在り方等の見直しを行うこと</p>
自動車リサイクル法	<p>【現状】 取組の実態を表す定量的データが不十分</p>	<p>【現状】 取組の実態を表す定量的データが不十分</p>	<p>【目標】(最低基準) 使用済自動車の再資源化率 シュレッタダスター 30%(17年度~21年度) エアパック類 85%(17年度~)</p> <p>(注) 再資源化率=再資源化重量/引取重量 再資源化量: 特定再資源化物品を原材料又は部品又は燃焼の用に供した量</p> <p>【現状】(17年度) シュレッタダスター: 各社とも47.7%~70.0% エアパック類: 各社とも83.0%以上</p> <p>【分析】 法令に定める目標を達成</p>	<p>【現状】 取組の実態を表す定量的データが不十分</p>	<p>廃棄物等の発生抑制の一層の促進 廃棄物等の発生抑制に関する実績を把握し、具体的な取組方針及び定量的な目標等を設定すること</p> <p>循環資源の再生利用の一層の促進 循環資源の再使用に関する実績を把握し、具体的な取組方針及び定量的な目標等を設定すること</p>
グリーン購入法	<p>【目標】 国等による特定調達物品等の調達率: 100%</p> <p>【現状】(17年度) 調達率95%以上の特定調達品目 135品目(特定調達品目146品目の9割)</p> <p>(注) 特定調達品目: 国等が重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類 特定調達品目: 特定調達品目ごとに定められた一定の基準を満たす環境物品等</p> <p>【分析】 国等については進展 地方公共団体における調達方針の作成状況(当省調査) 都道府県 100%、政令市 91.7%、市区 43.9%、町村 13.3% 規模の小さい団体ほど取組が低調</p>				<p>環境物品等の調達の一層の促進 取組が進展していない地方公共団体に 対し、環境物品等の調達方針の作成など の取組を促進・支援するために必要な措 置を講ずること</p>